

総合政策集 2017
Jファイル

自由民主党 政務調査会

平成 29 年 10 月 10

1. 経済再生

経済再生

1 アベノミクスの完遂

アベノミクスを進めるうえで最大の壁となる「少子高齢化」に立ち向かうため、「生産性革命」と「人づくり革命」を断行します。この2つの大改革の新しい経済政策パッケージを年内に取りまとめ、アベノミクスを完遂します。

2 生産性革命の実現

ロボット・IoT・人工知能（AI）といった生産性を劇的に押し上げる最先端のイノベーションを起こし、「生産性革命」を実現します。次なる成長戦略の最大の柱として、この改革をわが国がリードします。2020年までの3年間を「生産性革命・集中投資期間」として、大胆な税制、予算、規制改革などあらゆる施策を総動員します。特に生産性の低い業種や、中堅企業・中小企業・小規模事業者に対しては集中的に支援します。

また、「生産性革命」の果実を賃上げに充てる政策支援を拡充します。これにより所得を大きく増やして、デフレ脱却へのスピードを最大限加速します。

さらに第4次産業革命のイノベーションの社会実装を加速します。革新的なビジネスモデルと新たな産業群を創出するとともに、社会課題の解決にも繋がります。

3 生産性革命の推進

人口減少社会の中、わが国の潜在的成長力を高めるとともに、新たな需要を掘り起こしていくため、戦略的なインフラマネジメントを進め社会全体の生産性を高めること、建設、物流分野等の生産性向上や自動運転等の新技術の社会実装を進めること等により、生産性革命を推進します。

4 成長と分配の好循環の創出

「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」のアベノミクス「三本の矢」によって、日本経済は、各種経済指標が示す通り、もはやデフレではないという状況まで来ました。

デフレから脱却しつつある経済に対し、「GDP600兆円経済の実現」、「希望出生率 1.8」、「介護離職ゼロ」の「新三本の矢」を引き続き一体的に推進し、成長による成果を子育て・介護等に分配する

ことで、国民一人ひとりの安心感が醸成され、将来の見通しが確かなることにより、消費の底上げ、投資の拡大が促され、経済の好循環が一層強化される「成長と分配の好循環」を創り上げます。

5 GDP600兆円経済の実現

アベノミクス「三本の矢」により回り始めた経済の好循環を、一時的なものに終わらせることなく、「成長と分配の好循環」を確立することにより、地方を含め、日本経済全体を持続的に拡大均衡させ、「GDP600兆円経済」を目指します。国民一人ひとりの、もっと働きたい、家庭を持ちたい、子を産み健やかに育てたいという希望の実現を支えるとともに、国民や企業の将来不安を払拭することを通じて、構造的課題を克服し、日本全体の成長力を底上げしていきます。

6 消費の拡大と確実なデフレ脱却

健康長寿や子育て支援などの国民の希望の実現に向けた「国内の潜在需要」を顕在化させるとともに、日本において観光や医療・健康・美容サービスを受けたいといった「海外の潜在需要」を開拓します。企業がそれに対応する新たな財・サービスを生み出すため、設備投資や技術・人材投資に積極的になることで、イノベーション・生産性の向上が推進されます。また、労働市場の柔軟性と労働者の安心を両立させる働き方改革を進めるとともに、実質賃金の上昇や最低賃金の引き上げを支え、この流れを中小企業・小規模事業者や非正規雇用へも広げることで、雇用者所得を増加させます。これらにより、個人消費や設備投資が拡大する好循環を生み出して、デフレ脱却を確実なものとしします。

7 大胆な金融緩和でデフレから脱却

デフレからの早期脱却に向けて欧米先進国並みの物価目標（2%）を政府・日銀の政策連携で定めましたが、国債市場の安定にも配慮しつつ、これまでとは次元の異なる大胆な金融緩和策を断行しました。引き続き市場の動向を注視しつつ、適時適切に対応していきます。なお、日銀法の改正については、将来の選択肢の一つとして引き続き視野に入れつつも、状況を注視してまいります。

また、日米欧を中心とした国際マクロ政策協定の合意形成に向けた積極的な通貨・経済外交を強力に推進し、安定化を図るとともに、危機防止に向けた国際交渉に果敢に取り組めます。

8 機動的な経済財政政策

機動的な経済財政政策を推進するとともに、現下のマイナス金利環境を活かす必要な政策対応を行い、経済再生に向けて万全を期します。

9 経済成長と財政健全化の両立

「経済・財政計画」の枠組みの下、経済成長が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済の一段の成長に寄与するという好循環を加速します。これらは、持続的・安定的な社会保障制度の財政的基盤の確立にも資するものであり、国民の将来不安を解消することを通じて消費を拡大させることにもつながります。

10 経済規模の拡大・雇用の創出へ向けた戦略的な国際展開—新たな GNI 大国の実現

現状維持に汲々としてことなく、経済全体のパイの拡大・雇用の創出を図るため、GDP（国内総生産）に代わって日本人・日本企業が世界全体で行う経済活動、すなわち GNI（国民総所得）を最大化することを目指します。日本企業が積極的に外へ打って出て、内外一体で活動を広げることにより海外に新たな拠点を生み出しつつ、トータルでより多くの国富を獲得できるような戦略を取ります。

そのため、日本経済のグローバル化、地域の産業集積、企業・人の新陳代謝を税制など政策誘導によって実現し、国内の知恵を創造します。例えば、グローバル人材の育成、世界の頭脳を日本に集めるための教育環境・研究環境・生活環境の整備を行い、国際競争力を持ち海外展開する企業が世界中で大きく稼ぎ、その富を国内に還元し、新たな事業と雇用を生み出す「資本の好循環」を作り出すための環境を整えます。

わが国企業がアジア太平洋地域を始めとする新興国市場経済圏を取り込み、戦略的な海外投資を行えるようにするべく、経済連携協定の締結を促進し、確固たる国際資源戦略を構築する等、これまでとは次元の違う「国際展開戦略」を推進し、産業も人材も海外に次々に展開できるようにします。

11 法人税改革の推進

企業が収益力を高め、より積極的に賃上げや設備投資への取組が可能となるよう、法人実効税率を 20% 台へと引き下げました。引き続き、あらゆる政策を総動員して「世界で最もビジネスがしやすい国」の実現を目指します。

12 成長戦略の推進

これまでアベノミクスの成長戦略として、平成 25 年 6 月に「日本再興戦略」を策定し、毎年改訂を行ってきました。本年は、急速に進んでいる人工知能、ビッグデータなど第 4 次産業革命のイノベーションをあらゆる産業や生活に取り入れて「Society 5.0」を実現することを目指し、「未来投資戦略 2017」を策定しました。そして、今、日本経済の最大の課題はサプライサイドの改革による潜在成長率の引上げであり、①人材の質を高める「人づくり革命」と②成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組んでいきます。これらを強力に推進し、「GDP600 兆円経済」の実現を目指します。

13 不断の規制改革の推進

消費者行政とのバランスをとりつつ、各種規制のあり方について、特に行き過ぎたものを是正するという観点から不断に見直し、潜在需要を顕在化させて発展的経済活動を支援します。また、新たな立法時における規制の新設についても、国民の安全安心を確保するとともに、自由で活力ある経済活動を阻害しないようにする観点から、引き続き十分な事前審査を行います。各種事業の規制については、「政策たなおろし」を実施し、見直しを鋭意進め、産業の新陳代謝を阻害する規制は直ちに撤廃します。あわせて、競争力の強化に向け、各省が持っている権限を再編・整理します。

日本経済を再興するためには、企業が新たな事業にチャレンジしていくことが必要ですが、様々な分野に張り巡らされた規制により、チャレンジすることが躊躇されてはなりません。急速に進展する AI・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとするイノベーションの成果を大胆に実証するため、「まずやってみる」ことを許容する規制の「サンドボックス」制度を創設します。あわせて、各種規制を不断かつ迅速に見直していくためにも、グレーゾーン解消制度及び企業実証特例制度を更に使い勝手の良いものにしていきます。

また今後は、待機児童解消のための「子育て安心プラン」実現に向けた保育制度の見直し、国民の財産である電波を有効に利活用するための割当制度の改革など、国民の活躍・チャレンジを促す喫緊の重要課題には、スピード感をもって取り組みます。

14 多様な働き方に資する規制改革の推進

これまで女性活躍・若者雇用・子育て支援など

の分野で進められてきた企業情報開示の取組をより広く展開するなど、ライフステージの変化や転職などに伴う働き手の多様なニーズに応えられる雇用環境の実現に向け、全ての人が安心して活躍できる仕組みを構築します。

1.5 大胆な岩盤規制改革の断行

国家戦略特区は、永年実現できなかった時代に合わない岩盤規制に改革の突破口を開き、民主導による経済構造改革を実現するものであり、これまでに、253 事業が目に見える形で実現してきました。新しい産業や雇用を創出して日本経済を再生するには、引き続き、大胆な規制・制度改革の断行が不可欠です。制度運用の更なる透明性向上を図り、国民に分かりやすい運用を行いつつ、意欲あふれる自治体や事業者の具体的提案に基づき、区域を限ってスピーディに改革を実現し、規制改革による地方創生を推進します。更に、特区で実現した規制改革の成果をできるだけ早期に全国に広げていきます。

また、新たに「サンドボックス型特区制度」を創設し、自動走行やドローン、FinTech などの近未来技術の実証や社会実装について、既存の事前規制を撤廃・大幅緩和し、様々な分野でのチャレンジを後押しします。

1.6 世界の代表的な市場に向けた金融・資本市場の構築

日本をアジアの金融・運用の中心地にするべく、企業の活力ある経済行動と国民資産を適切に運用できる公正な競争条件の確保かつ十分競争できる活発な金融資本市場を構築します。まずはデフレ脱却後の日本経済の構造を見据え、金融と実体経済が相互に付加価値を生む好循環を確立するとともに、世界の代表的な国際金融センターに相応しい人材育成・ビジネス環境整備を行います。その際、J リートなど不動産ファンドの対象資産の拡大を通じ不動産投資市場の持続的成長を図ります。

そのため「ポートフォリオ・リバランス」を促進し、長期分散投資の推進など、国民の中長期の安定的な資産形成に資する環境整備等を進めます。このような取組の一環として、「NISA」（毎年 120 万円（最高 600 万円）までの株式等投資に係る配当・譲渡益の非課税措置）、「ジュニア NISA」（同：毎年 80 万円（最高 400 万円））、「つみたて NISA」（同：毎年 40 万円（最高 800 万円））の利用促進を図ります。あわせて、金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着を図ります。

また、JPX 日経インデックス 400 の普及促進や新たな株式指数の開発促進、「日本総合取引所」の創設、外資誘致のための新たな金融特区の創設、民間金融機関・証券市場の活性化や資産運用マーケットの強化を行います。商品先物取引の不招請勧誘規制の取り扱いについては、横断的な取引所を創設し利用者利便の向上を図ることも踏まえ、適切に対応します。

さらに、国民にとって健全な経済と成長に結びつけるよう企業法制と資本市場法制の再構築を目指します。

1.7 企業統治改革の推進

上場会社が、株主に対する受託者責任・説明責任等を踏まえ、健全な企業家精神を発揮して自らの持続的な成長に邁進することを促す諸原則である「コーポレートガバナンス・コード」と、機関投資家向けの諸原則である「スチュワードシップ・コード」とが車の両輪となって、形だけでなく、実効的にコーポレートガバナンスを機能させることを通じ、中長期的な企業価値向上と投資家のリターンの拡大という経済の好循環を実現させることによって、国民生活の向上につなげることを目指します。このため、企業が、資本コストを意識して果敢に経営判断を行うよう、コーポレートガバナンス改革を更に前に進めていきます。

また、統合的な開示制度と、対話型株主総会の実現を通じて、企業と投資家が建設的な対話をするための環境整備を行います。

1.8 公平・公正・透明な金融市場への適正化

公平・公正・透明な金融市場の実現を図るため、金融検査官の任期付き外部登用（金融業経験者等）の増強や海外当局との捜査共助の強化等、金融検査・監督体制を強化し、証券取引等監視委員会の機能を高めます。

「監査法人のガバナンス・コード」により監査法人の実効的な組織運営や情報開示を促すとともに、企業の会計監査に関する株主等への情報提供を充実させること等により、資本市場で重要な役割を担う監査の信頼性を確保します。

1.9 FinTech への対応

FinTech に代表される金融・IT 融合の動きが進展し、地方創生の取組への活用も期待される中、利用者の安心・安全を確保しながら、IT 分野の技術革新を金融分野に戦略的に取り込むことを通じて、利用者目線での金融サービスの革新を図り、

日本発グローバルFinTech への戦略的取組を強化します。

このため、ブロックチェーン技術等、重要な金融関連 IT 技術の実用化を加速するため、国際標準を視野に入れ、イノベーションに向けたチャレンジを積極的に後押ししていきます。

また、2020 年までに XML 電文への全面的移行を着実に実施し、企業の決済情報と受発注データを連携させる金融 EDI を実現するとともに、中小企業等を含む経理・受発注事務の IT・クラウド化を推進します。これらを通じて、企業の財務・決済プロセス全体をパッケージで高度化し、企業の生産性向上を図ります。

さらに、API を核としてオープン・イノベーションのための FinTech エコシステムを構築し、FinTech 企業と金融機関とが適切に連携・協働してイノベーションを推進するための環境を整備していきます。

20 中小企業金融の充実と地域金融の機能強化

デフレ脱却等に向け取組を進める中小企業・小規模事業者の資金繰りや新たな事業展開等を支援するため、政府系金融機関によるセーフティネット機能や成長リスクマネー供給を着実に発揮します。また、中小企業・小規模事業者の資金繰りに悪影響を及ぼさないよう配慮しつつ、信用補完制度が真に中小企業・小規模事業者の発展を支える制度となるよう見直しを行います。加えて、東日本大震災からの復興に取り組む中小企業・小規模事業者に対して引き続き資金繰り支援に取り組めます。

また、地域産業や企業の成長と生産性の向上などを図るため、地域金融機関は、中小企業・小規模事業者を応援する外部専門家や外部機関、信用保証協会等と連携して、中小企業・小規模事業者の創業・新事業展開、成長、事業展開、事業再生等のライフステージに応じたリスクマネーの供給やコンサルティング機能の発揮に積極的に取り組むことが重要です。このため、地域金融の金融仲介機能を強化し、企業の事業性の評価に基づく融資や経営支援等、地域経済の活性化に向けた取組を促すとともに、株式会社地域経済活性化支援機構の機能の活用促進を図ります。

あわせて、地域金融機関による自発的な取組を促進するため、地域金融機関が自らの取組状況を地域の利用者に対して具体的に分かりやすく情報発信するよう促します。

21 地域未来牽引企業への支援

地域経済におけるバリューチェーンの中心的な担い手である「地域未来牽引企業」とその取引群の企業に対し、あらゆる支援を重点投入する（全国 2000 社程度）など、「地域への未来投資」を拡大し、今後 3 年程度で投資拡大 1 兆円、GDP5 兆円の押上げを目指します。

22 会社の設立登記手続の迅速化

起業者が活動しやすいビジネス環境を整備するため、会社の設立登記手続の迅速化を図ります。

23 第四次産業革命（IoT/AI/BD）の支援

世界は第四次産業革命と言われる、「IoT/ビッグデータ/AI 時代」を迎えようとしています。この次世代の潮流にいち早く対応すべく、新たな投資や雇用を促す施策や次世代人工知能などの研究開発に取り組めます。あわせて、テストベッドやデータセンター等の活用や新たな分野での実証を通じて、新たな IoT サービスの創出を支援します。

24 IoT サービスプラットフォームの構築

一億総活躍、地方創生、国土強靱化、農業活性化、スマートシティといった国内諸課題解決には、従来型のような縦割り型だけでなく、最初から横展開を意識したプラットフォーム型が有効です。この点、日本は欧米より数年出遅れているので、早急にオールジャパン体制で分野毎の日本版 IoT サービスプラットフォームを構築し、地場産業やベンチャー企業を巻き込んだエコシステムを形成し、国内横展開を推進します。また、TPP 等を絡めて、新たな形のインフラ輸出を促進します。

25 社会全体の ICT 化と 4K・8K の多様な産業分野での活用

ICT 化により、様々な分野において事業の効率化、サービスの向上など、国民生活の利便性が飛躍的に向上しました。今後、産業がグローバル化する中、産業界、特に地方の中小企業においても、さらなる ICT 化を進め生産性向上を後押しします。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、4K コンテンツの本格展開等を可能とするため、光ファイバ等の情報通信基盤の整備を進めるとともに、5G などの情報通信技術の一層の向上を目指します。国、地方、企業、個人、訪日する外国人も含め、それぞれが ICT の恩恵を受けられるよう「社会全体の ICT 化」を進めるとともに、その先の IoT/ビッグデータ/AI の大変革を

見据え、高齢者や障害者等に対する支援策を強力に講ずることなどにより、日本中で教育・医療・産業等の環境の格差を感じない社会を実現します。また、高等教育段階で数理・情報関係学部・大学院を強化し、ICT 社会を支える人材育成を進めます。

衛星放送による 4K・8K 実用放送は 2018 年 12 月から開始される予定となっており、各家庭では臨場感あふれる高精細な映像を楽しむことができるようになります。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会が行われる 2020 年には全国の世帯の約 50%で視聴され、中継やパブリックビューイングを通じて全国各地で大会の感動が共有されることを目指します。

また、4K・8K の高精細な映像技術は放送のみならず、幅広い分野への波及が期待されています。例えば医療分野においては、高精細映像を用いることで、内視鏡等の検査・手術の精度の向上のほか、遠隔地にいる専門医による診療といった遠隔医療の普及への寄与が期待されます。

また、防犯分野においては、拡大しても鮮明な高精細な防犯・監視カメラ映像により、防犯・監視システムのセキュリティ性能の向上が図られるなど、安心・安全の確保に貢献しています。

このような 4K・8K の高精細な映像技術を様々な産業分野での活用を通じ、地方創生や社会の福祉の向上といった社会課題の解決を目指します。

2.6 マイナンバー制度の円滑な導入と利用拡大

マイナンバー制度の情報連携やマイナポータルを活用により、順次、各種行政手続きのオンライン申請や添付書類の削減を推進します。また、戸籍事務等へのマイナンバーの利用拡大など、マイナンバー法の見直しに取り組みます。

安全安心で利便性の高い官民のオンラインサービスを提供する際の本人確認の基盤となるマイナンバーカードについては、申請者に当面は無料で交付するとともに、健康保険被保険者資格の即時確認システムを早期に構築し、2016 年から健康保険証等の既存のカード類との一体化を推進するほか、公的個人認証等の官民での幅広い活用を通じて、共通情報基盤を構築するなど行政の効率化、医療費の適正化を図るとともに、国民の利便性を高め、生産性向上に貢献します。

また、将来性・拡張性に富んだ仕組みとするべく、公的個人認証の電子署名書のスマートフォンへの搭載や暗証番号に代わる生体認証の活用の研

究を行います。

あわせて、政府 CIO（内閣情報通信政策監）は、政府全体の情報システムの安全性を NISC（内閣官房情報セキュリティセンター）と連携しながら監督するとともに、効率性を図り、より信頼性と経済性の高いシステム構築に努めます。

2.7 IT 利活用による子育て支援の推進

マイナポータルを活用した「子育てワンストップサービス」を拡充するとともに、行政や医療保険者が保有する子供の予防接種や検診履歴などの健康情報を乳幼児子期から学童期まで切れ目なく確認できる仕組みを構築します。

2.8 情報リテラシー教育の推進

インターネットの活用があらゆる分野に広がる中で、国民が正しい情報を使いこなす能力を身につけることは大変重要であり、学校・PTA や地域社会など多様な場において、情報リテラシー教育や啓発活動を展開します。

2.9 政府 CIO（内閣情報通信政策監）制度との連携推進と地方公共団体におけるクラウド導入の推進

政府の保有する様々な情報について、個人情報保護を十分に考慮しながらオープンデータ化し、世界最高水準のオープンガバメントを実現することによって、産業分野や個人等様々な分野で活用できる基盤を整備し、国民の利便性向上や、経済成長への貢献をします。

さらに、政府情報システム数の削減、政府情報システムのクラウド化、業務改革等を踏まえたシステム再構築等により、運用コストの 3 割削減を目指すとともに、ワークスタイル変革等による公務の生産性及び質の向上、ワークライフバランスの実現を図ります。

また、自治体クラウドを中心に、地方公共団体におけるクラウドの導入を強力に推進し、クラウド化市区町村の倍増を目指すとともに、セキュリティの確保や情報システムの運用コストの 3 割削減を目指します。

3.0 ICT 産業の国際競争力強化

ICT は、新たな富の創出や生産活動の効率化に大きく貢献し、国民生活を便利にする戦略分野です。国際市場において大きな存在感を持った成長性の高い ICT 産業の育成を図り、日本経済の成長と国際社会への貢献の切り札として活用すること

が重要です。

しかし現時点では、米国、韓国等と比較して、わが国の ICT 分野のイノベーションや利活用は必ずしも順調に進んでいるとは言えないため、わが国が世界最先端の ICT 国家となるために、世界を牽引する取り組みを戦略的に進めます。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、訪日外国人が豊かで安全・安心な生活環境を実感でき、世界から尊敬される国を目指して、例えば、言葉の壁をなくす多言語音声翻訳システムの高度化の実現、無料公衆無線 LAN 環境の整備をはじめとする低廉かつ快適な通信利用環境の実現、観光情報などのオープンデータの利用促進、ブロックチェーン技術の活用推進等を図り、革新的 ICT サービス産業の創出支援を行います。

世界に先駆けて次世代テレビの開発を進め、高画質（4K、8K テレビ）でスマートテレビなどの双方向の送受信にも対応できる新たな受像機と放送システムを確立し、テレビとインターネットの融合サービスにおける国際競争力を確保するとともに、これに対応した日本発のコンテンツ制作を推進します。また、クールジャパン戦略等の一環として、海外放送枠の拡大を目指し、わが国の地域それぞれがもつ魅力を発信する放送コンテンツの海外展開を推進するとともに、日本の文化・食・製品の市場開拓やインバウンド観光の拡大にも貢献します。

発展の著しい携帯電話分野においても、2020 年頃には、5 世代移動通信システム（5G）の実現が期待されています。5G の研究開発及び国際標準獲得をリードするとともに、IoT 等が生み出す新たなニーズへの対応に向け、総合実証試験を推進します。

ICT を活用した地域活性化等の社会実証プロジェクトを実施し、教育環境、医療、雇用、行政コスト、エネルギー、高齢化、防災等のわが国の課題についても、ICT を通じて解決するモデルを示しながら、国内での均てん化を図るとともに、海外への早期展開も推進します。

3 1 ICT 化による国民生活の利便性向上と環境負荷低減

電力供給効率化につながるスマートグリッドの導入・スマートシティの形成、ITS による交通の円滑化、地方路線バスの経営革新のためのビッグデータ活用、自動車関連情報の利活用、電子政府・電子自治体の実現、国民一人ひとりによる健康・

医療・介護データの管理・活用、教育の ICT 化、プログラミング教育の推進、Wi-Fi 環境の整備、農林水産物のトレーサビリティ強化と生産性の向上、及び高付加価値化、水資源等の確保、G 空間の活用、リモートセンシングによる資源探査、多言語音声翻訳の普及促進、超高精細で臨場感あふれる 4K・8K やデジタルサイネージを活用した情報発信、ドローン等ロボットにおける電波利用の高度化など、ICT 利活用を力強く推進します。

3 2 ICT 化による成功モデルの提示

テレワークや遠隔医療等に関する ICT 投資を拡大し、雇用の拡大や医療・救急・介護・健康の連携、高度化に貢献するとともに、個人情報取り扱いにも留意しつつ、こうした諸課題の解決に向けた実証を通じ、新しい成功モデルの提示や標準化を速やかに進めます。

3 3 ICT 化による経済成長の促進

これからの農業や観光を含む産業分野でのビッグデータの解析と、政府・公共サービス分野でのオープンデータ化などによるマーケティング、社会全体の ICT 投資の適正化・高度化、IoT 時代のネットワーク運用管理等多様な分野で高度な ICT 人材の育成を進めていくことにより、ICT 化による経済成長を促進します。

3 4 質の高い ICT インフラの海外展開支援

わが国の力強い成長のためには、アジア、中南米などの旺盛なインフラ需要を積極的に取り込んでいくことが重要です。ICT は、それ自体が重要な社会基盤インフラであるだけでなく、橋や道路などの公共インフラと組み合わせることで耐久性の向上や需要予測など付加価値を高めることができます。このため、地デジ、郵便、防災 ICT、セキュリティ、衛星、電波システム等、わが国 ICT の特徴・強みを活かした質の高いインフラについて、JICT（株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構）も活用しつつ、積極的なトップセールス及び官民ミッションの派遣により、意欲ある民間企業の海外展開を支援します。

3 5 ITS 技術の活用

官民連携の下、ITS 技術の活用により自動運転の実用化やそのための地図データの整備に取り組むとともに、深刻なドライバー不足が進行するトラック物流の省人化・効率化の推進するための高速道路でのトラックの隊列走行、地方等における高

齢者等の移動手段の確保のための公共交通等における自動運転移動サービスを、それぞれ早期に実用化します。併せてダブル連結トラックや自動隊列走行の早期実用化に向け、新東名の六車線化等の実施環境整備をするなど、世界で最も安全で環境に優しく経済的な道路交通社会を早期に実現します。

3 6 組込みシステム関連産業の高度化

あらゆる製品・システムがネットワークでつながる IoT 時代を迎え、これらの製品等の「頭脳」にあたる電子部品（組込みシステム）をコントロールするソフトウェア（組込みソフトウェア）が、製品等の利便性・安全性及び競争力の向上のために重要となっています。このため、人材育成、技術力強化、標準化、産業高度化等を産学官連携し、推進します。

3 7 高齢者が活躍し続ける「生涯現役社会実現」

人生 100 年時代を見据え、働く意欲のある高齢者の方々が個人の能力・経験を活かし、生涯現役として働きやすい環境を整えます。「生涯現役社会」の実現に向け、雇用支援や起業支援、社会で活躍できる場づくりを促進します。

このため、希望者全員が 65 歳まで働き続けることができるよう、「改正高齢者雇用安定法」の施行に対応した中小企業等の支援を行うとともに、希望する方が 65 歳以降も働くことができるよう、そうした方を雇用する企業を支援します。

また、「第 2 のキャリア」を望む方の転職、再就職等の支援を強化します。さらに、高齢者が、企業を退職した後も、年齢や意欲・体力等に応じて就業・社会参加を行い、これまでの豊富な知識や職業経験等を活かして社会で活躍できるような環境を整備するため、シルバー人材センターの更なる活用等を進め、高齢者の就業機会を確保することで、多様な働き方を推進します。

3 8 革新的な医薬品・医療機器の実用化促進

再生医療、医療・介護ロボット、バイオ新薬（バイオシミラーを含む）など、日本発の革新的医薬品・医療機器の研究開発と普及を促進します。ドラッグ・ラグやデバイス・ラグについては、薬事承認の迅速化等に向けた取組が奏功し、審査ラグ「0」が達成されましたが、引き続き審査の迅速化に取り組むとともに、開発ラグ解消支援のためのレギュラトリーサイエンス戦略相談等の拡充を図ります。また、有効な治療法がなく、命に関わる

疾患（希少がん、難病等重篤な疾患）等の革新的な医薬品・医療機器・再生医療等製品について、先駆けパッケージ戦略を推進することにより世界に先駆けて日本での早期実用化を目指します。

また、医薬品・医療機器等の革新性に対しては適切な医療保険での評価を行うこととし、医薬品開発に関わる人材育成体制の整備を充実させます。国際共同治験を推進することにより世界同時開発を加速するとともに、日米欧の規制当局・産業界により構成される ICH 等の活動を通じて各種ガイドラインの国際調和を進め、欧米に比肩できるよう、世界第一級の審査・安全対策を担う機関として PMDA の体制整備・拡充を目指します。

さらに、革新的な医療技術の実用化スピードを大幅に引き上げるため、日本医療研究開発機構（AMED）による一元的な研究管理や、研究と臨床の橋渡し、国際水準の質の高い臨床研究・治験が確実に実施される仕組みの構築等を行っていきます。

3 9 製薬産業に係る成長戦略推進と国民医療、健康への貢献施策の展開

製薬産業がイノベーションを通じて付加価値のある薬剤の創造力を強化し、国民医療へさらに貢献していくため、創薬支援ネットワークを通じた産学連携・オープンイノベーションの推進、製薬産業の国際化の推進、研究開発税制の利用促進を図り、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度のあり方を検討するとともに、基礎的医薬品の安定供給に資する措置を行います。また、先発品と後発品の役割が適正に反映された市場実勢価格主義に基づくより透明性の高い薬価制度になるよう見直します。さらに、医療の効率化や国民の健康維持の観点から、後発品の使用促進を図るとともにセルフメディケーション（自己健康管理）を推進します。

4 0 ビジネスクラスの介護の促進

利用者の様々なニーズに応える質の高い介護サービスの提供を新たな成長分野と捉え、公的仕組みでは十分に対応できないニーズ等に応える多様な民間サービスを民間保険の活用を含め支援します。

4 1 医療の国際展開の推進

わが国の医薬品・医療機器や医療サービスの国際展開に向けて、他国における医師・看護師等の人材育成、公的医療保険制度整備の支援、民間保

陰の活用の促進、医療技術・サービス拠点整備などの医療関連事業の展開を図るとともに、国際共同臨床研究・治験の推進、日本で承認された医薬品・医療機器について相手国での許認可手続の簡素化等の取組をより推進します。

さらに、地域医療に支障を来さず、かつ、外国人患者が、安全・安心に日本の医療サービスを受けられるよう、医療通訳等の配置等、地域の医療関係者等の参画も得て、医療機関における外国人患者受入体制の充実を図るとともに、外国人旅行者が医療機関に関する情報をスムーズに得るための仕組みづくりを行います。

また、アジアにおいて、相手国が高度な意欲あるアジアの介護人材を送り出し、また、日本側も安心して受け入れることの出来る仕組み等を、技能実習制度を活用して、「アジア健康構想」の枠組みの下、取り組んでまいります。

4.2 所有者を特定することが困難な土地の有効活用

所有者不明土地を有効に活用するため、相続をめぐる紛争を防止する方策、相続登記に関する国民の負担の軽減や専門家の活用により、長期間にわたり相続登記が未了の土地を解消するための施策などを実施し、次世代の子どもたちの未来になく相続登記を促進します。

4.3 登記所備付地図整備事業の推進

都市再生及び大規模な災害からの迅速な復旧・復興のため、土地の位置及び区画（筆界）を正確に表した登記所備付地図の整備を推進します。

4.4 「国富」を生み出す知財戦略

資源に乏しいわが国には、日本人の創造力があります。その創造力の賜物である「知的財産」はまさに、「国富」を生み出す源です。わが党は、来るべき将来の社会像を見据え、確固たる戦略に基づき、「世界最高の知財立国」を実現します。

知財の創造・保護・活用を国家戦略としてサポートするため、まずは、研究開発の成果物が知的財産権として国内外で迅速かつ安定的に保護されるよう、特許庁の審査体制を更に整備・強化し、IoT等の新技術や急増する外国語文献への対応、地域の中小企業等を対象とする出張面接審査・テレビ面接審査等の充実を図りつつ、「審査の迅速化・高度化」を進め、別の国においても早期に審査が受けられる環境整備もあわせて進めます。加えて、知財を含む無形資産の適切な評価に向けた

環境を整備するとともに、知財紛争処理システムの機能強化に取り組みます。

また、人工知能やビッグデータの利活用を通じてイノベーションを促進するため、「著作権法」における柔軟な権利制限規定の整備やライセンス環境の整備、「不正競争防止法」によるデータの不正取得の禁止等、第4次産業革命に対応した知財システムを早期に構築します。

さらに、地方創生と中小・ベンチャー企業のための知財活用の促進や、地理的表示（GI）や優れた植物品種の登録などの知財活用を通じた「攻めの農林水産業」を進めるとともに、大学等の研究機関が専門的知識と経験を有する知財人材を十分に確保できる支援体制の整備に加え、産学官連携拠点の構築と橋渡し・事業化支援人材の育成・連携を通じて大学や産業界で眠っている未利用特許等の効果的利用を促進します。

あわせて、国民一人ひとりが知的創造サイクルの一翼を担えるよう、小学校段階からの教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現及び地域・社会と協働した学習支援体制を構築する産学官連携の取組を進め、知財創造教育の充実に努めます。デジタルアーカイブジャパンの構築を推進し、インターネット上の知財侵害への対応強化など模倣品・海賊版対策を一層強化します。

4.5 「クールジャパン戦略」の推進

日本の文化・伝統の魅力を強化し、深化させ、その産業化や海外展開を後押しするため、「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の下での、官民・業種の垣根を越えた連携や、クールジャパンの推進をリード・サポートする外国人材の活用・受入れを促進します。具体的には、魅力あるコンテンツ等を活用した異業種間のマッチングや、国内外のクールジャパン拠点の構築・連携、クリエイターやプロデューサーをはじめとするクールジャパン人材の育成を後押しします。

日本のものづくり技術と世界に誇る日本のコンテンツや地域資源を掛け合わせた他の追随を許さない真のJAPANオリジナルコンテンツの創造を図ります。具体的には、東京国際映画祭をアジアのステイタスとすること、大規模展示会場や国際会議等のMICE施設の整備を促進すること、世界のコンテンツの中心として東京を街ごとバージョンアップさせること等、観光資源としてだけでなく世界的イベントのホスト国となる機会を増やすための取組を進めます。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピッ

ク競技大会の開催、2025 年大阪万博の誘致を見据えて、特に衣食住に関する文化、伝統などが国の持つ魅力（ソフトパワー）を積極的に海外に発信するとともに、それによる海外展開や海外来訪者の受入を促進します。そのため、「株式会社海外需要開拓支援機構」による出資や助言等の支援を行うこととしていますが、国をあげて、JAPAN ブランドや日本の伝統工芸品など生活文化の特色を生かした魅力ある商品を IT の活用等により、新しいかたちで世界へ向けて飛躍させます。あわせて、世界に通用するデザイナーやクリエイターの育成や素材メーカーとの連携による海外展開を支援していきます。また、世界に広がりをもせるコンテンツの海外展開などにより、デジタルコンテンツ市場の拡大を支援し、地域を含めたわが国社会経済の活力を増大させます。特に、放送コンテンツの海外展開については、「(一社) 放送コンテンツ海外展開促進機構 (BEAJ)」を最大限活用しながら取組を進めます。

さらに、若手クリエイターや中小プロダクション等の海外展開を後押しするため、クールジャパンに関連する様々な産業との連携や最先端コンテンツ技術の取組などを支援します。

あわせて、文化・感性商品としての特性を有する日本の生活支援ロボットなど、ロボット製造技術の活用・育成に繋がります。

4.6 パーソナルデータの利用の活性化

「改正個人情報保護法」に基づく匿名加工制度の利用活性化を推進します。また、個人情報の保護を図りつつ、国際的な個人データの円滑な移転を可能とするための環境整備を進めます。

本年 4 月に成立した「次世代医療基盤法」に基づき、匿名加工された医療情報の医療分野の研究開発への利活用を進め、医療分野における診療の高度化を助ける AI システムの振興等を実現していきます。また、本人の申請に基づくパーソナルデータのポータビリティ制度に関する企業の責務やそれに伴う負担、社会的必要性等を明らかにしつつ導入に向けて検討を行います。

個人の関与の下でパーソナルデータの流通・活用を進める仕組みである PDS(Personal Data Store) や情報銀行、データ取引市場等について、官民連携実証事業を行います。その結果も活用し、個人の関与の下で信頼性、公平性、透明性を確保するための制度の在り方等について検討し、本年中に結論を行います。

4.7 不動産市場の活性化等

中古住宅市場を活性化させるため、リフォーム産業の活性化とあわせ、平成 27 年にわが党でとりまとめた「中古住宅市場活性化に向けた提言」に基づき、取引時におけるインスペクションの活用等の促進や不動産総合データベースの構築、適切な建物評価の市場への定着などにより、消費者が安心して取引できる市場環境の整備を進めます。さらに、本年 5 月にわが党でとりまとめた「空き家・空き地の利活用・流通の促進に関する提言」に基づき、地方公共団体や不動産関連団体等の取組を後押しするとともに、空き家等の活用・管理・除却への支援や全国版空き家・空き地バンクの構築を行います。加えて、建築規制の合理化を通じ、既存建築物の活用を図ります。また、全国の低未利用不動産の再生を支援するとともに、わが国不動産の海外展開を促進します。

民間資金等を活用し、オフィス・住宅の耐震化・省エネ化等を進め、質の高い不動産ストックの形成等を図るため、地方都市の不動産を含め、不動産投資市場の活性化に取り組みます。そのために、不動産市場を支える制度面の整備等を通じて市場の活性化や投資の喚起を促し、日本経済再生に向けた好循環を実現します。さらに、不動産投資市場の透明化、投資対象不動産の多様化、地域金融機関の参画などを促進します。

所有者不明土地の活用に向け、地籍調査を推進するとともに、公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築に取り組みます。

4.8 地域の建設産業の健全な発展と企業の利潤確保・労働者の処遇改善

地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で活躍する建設企業が安心して若者を雇用できるよう、建設事業の将来の見通しを持てる環境整備を図ります。

また、将来の建設業を担う若い世代が安心して入職できる建設業を目指し、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、女性も活躍できる環境整備などを進めます。特に、現場で働く建設労働者、職人の処遇を改善するため、建設労働市場の実勢を反映し、平成 25 年度から 5 度にわたり引き上げられた公共工事設計労務単価の上昇分が、下請も含めた技能労働者にも確実に行き渡るよう、引き続き、公共工事現場における適切な賃金水準の確保に取り組みます。加えて、わが党が中心となって成立させた建設職人基本法の趣旨を踏まえ、

建設工事従事者の安全及び健康の確保、処遇改善・地位向上に取り組めます。

そして、建設現場の長時間労働を前提とする工期設定といった、長年の慣行を打破し、建設業の「働き方改革」の実現に取り組めます。公共・民間工事を問わず、建設工事にまつわる全ての関係者が一丸となって、適正な工期の設定や週休2日の確保、下請へのしわ寄せ防止などを推進するとともに、建設生産プロセス全体での生産性向上を図ります。さらに、建築物の設計業務等の適切かつ円滑な実施を図り、設計業務の担い手の確保にも資するよう、業務報酬基準の見直しを推進します。

わが党が中心となって実現した公共工事品質確保法の改正など、いわゆる「担い手3法の改正」の趣旨を公共工事の発注の現場で徹底し、災害対応や冬期の除雪作業など地域において公益的役割を果たす建設企業を応援します。例えば、予定価格の適正な設定、ダンピング対策の強化、施工時期の平準化、地域の建設企業が安定的に受注できる入札契約方式の活用促進など、国や地方公共団体などにおける入札契約制度の運用改善を進めます。

4.9 地方の良質な建設産業を守り「未来への投資」を実施

地方の建設産業の持続可能な経営を支援するため、建設産業の資金調達の円滑化、連鎖倒産の防止に取り組むと共に、担い手確保・育成や生産性向上のための取組を重点支援し、建設産業の経営上の課題解決に向けた取組を支援します。地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械を保有しようとする企業の取組を促進し地域の発展と安全を支える良質な建設産業を守り、将来のために必要な成長基盤や安全・安心基盤である社会資本の前倒し整備を進め、地域の特色を最大限に活かす国土の均衡ある発展を目指します。

さらに PPP/PFI を積極的に推進し、公共分野における民間の力をさらに活用し、地域の活性化を進めます。そのため、官民の連携により社会資本の整備・運営・更新を行うための基本法を制定します。また、空港、水道、下水道、道路のコンセッション（民間による運営）事業を中心として、取組を加速化し、地域における民間事業者の事業機会の創出や効率的な社会資本の運営、サービスの向上を図ります。

海外プロジェクトの推進、建設産業の海外展開の促進のため、トップセールスや情報収集・発信、ビジネスマッチング、人材育成、海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）の活用を通じて、わが国建設企業等の海外における受注の確保・拡大を図るとともに、わが国の優れた土木・建築技術、交通システム、都市インフラ、水ビジネス、防災技術等の海外展開を図り、世界に貢献します。また、インフラ海外展開を支える中堅・中小企業の海外展開支援策を強化します。

5.0 バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるとともに2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な運営等を見据えて、「バリアフリー法」等に基づき、国、地域及び関係者が一体となって、公共交通機関や建築物、道路等のバリアフリー化施策や支援策を総合的に推進します。特に、競技会場へのアクセス道路の段差解消、大会関連駅のエレベーターの増設やホームドアの整備等、東京大会に向けた重点的なバリアフリー化に取り組めます。また、鉄道駅等の旅客施設の段差解消やホームドア等の導入及び車両の整備、駅を中心とした周辺的生活関連施設を結ぶ道路のバリアフリー化、公園等の障害者用トイレの確保等を進めるとともに、公共交通機関のバリアフリー基準の見直し等を進め、様々な障害特性に配慮したバリアフリー施設の整備を大都市から地方部に至るまで着実に推進します。ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進について、立法措置を含め、強力な施策を講じます。

さらに、市町村が作成するバリアフリー基本構想に基づく事業実施への支援策を推進します。交通・観光分野の接遇の向上を進めるなど、バリアフリー化への国民の理解・協力を深める「心のバリアフリー」を推進します。

高齢者、障害者等への情報、ICT 機器・サービスの提供について、テレビの外国語放送の吹き替えや解説放送の充実、ニュース速報や緊急災害速報に字幕、音声等を付加することや高齢者・障害者にやさしい ICT 機器・サービスを提供することにより情報アクセスに対するバリアフリー化を推進します。

5 1 住宅の資産価値を高め、ライフステージに応じた住まい方と集約化されたまちづくりを推進

内需拡大の柱であり、あらゆる産業に経済波及効果のある住宅を重要な国富として位置づけ、総合的な住宅税制・融資等支援制度、規制緩和等を通じ、住宅を資産として残せる「ストック社会」を実現します。高齢者が保有する資産を現役世代に移転し、財政の負担を伴うことなく住宅取得の促進を図り、内需の柱である住宅需要の喚起を図ります。また、負担力の低い若年者を含めたライフステージの各段階や多様な働き方・暮らし方に応じたゆとりある住環境を獲得できるよう、高齢者の資産の活用等により住宅を取得しやすくなる施策の実施、長期優良住宅（200 年住宅等）の供給、既存ストックの長寿命化や資産価値の維持増大に向けた耐震・省エネ・バリアフリー化などのリフォームの普及促進、住宅団地へのエレベーターの設置の推進、空き家の活用・除却の推進、インスペクションや住宅瑕疵保険等を活用した住宅の品質確保などによる中古住宅流通のための市場環境整備を進めます。エネルギーの効率化や CO2 の削減を図る省エネ性の高い住宅の普及に努めます。住宅金融支援機構の金利引き下げをはじめ、大幅に拡充した住宅ローン減税と減税の効果が限定的な所得層に対する「すまい給付金」の給付措置、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を引き続き講じる等により、良質な住宅の取得や住宅投資の活性化を図ります。高齢化の著しい大都市周辺部で、居住機能の集約化とあわせた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、大規模団地等の地域居住機能を再生する取組を進めるなど、少子・高齢社会に対応し、子育て世帯や高齢者等が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅・シティ」を実現できるよう、都市再生を進めつつ、サービス付き高齢者向け住宅の供給、子育て施設やケア施設と住宅の併設・近接を推進するとともに、新たな住宅セーフティネット制度に基づく施策を着実に推進するなど、空き家も活用した安心して生活できる賃貸住宅やの供給を推進します。

また、大家族による支え合いを応援するため、二世帯住宅の建設支援や UR 賃貸住宅での近居割の拡充など、三世帯の同居や近居に対する支援に取り組めます。

少子高齢化が進む中、健康で安心できる持続可能な社会システムの構築に向け、高齢者の住宅ストックの活用・流動化、子育て施設等の生活支援機能の駅等の拠点への集約などコンパクトで医療等

の生活機能や公共交通と連携したまちづくり、超小型モビリティの普及推進など次世代型の生活支援、省エネ・創エネ・蓄エネ等まちや建築物におけるエネルギー利用の効率化などを推進します。

また、国産材を活用した良質な木造住宅の供給促進を通して、地域の環境整備や経済の活性化を図るとともに、これを担う中小工務店の技術力向上の支援を行います。

5 2 国土形成計画の推進

急激な人口減少・少子化、異次元の高齢化の進展、巨大災害の切迫等の課題については、国土と地域の構造的な問題として、中長期的な視点を持って、地方の創生、国土強靱化等に取り組むことが必要です。このため、「コンパクト＋ネットワーク」の考え方のもと、地域の個性に磨きをかけ、異なる個性を持った地域の連携によりヒト、モノ、カネ、情報の対流が活発に行われる「対流促進型国土」の形成を目指し、国土形成計画を推進します。

5 3 総合的な交通体系の整備

交通政策基本法に基づいて策定された交通政策基本計画を踏まえ、交通政策を総合的かつ計画的に推進します。「生活の足」となる地域公共交通を確保し利便性を向上させるため、改正された地域公共交通活性化再生法に基づき、地域の交通ネットワークの再構築に向けた計画策定を推進するとともに、交通事業者や地方自治体などの取組を人材、ノウハウ面や財政措置等により支援します。また、改正タクシー特措法に基づき、運転者の労働環境の改善とタクシーの安全性やサービスの向上等に取り組めます。東京都心と羽田空港、成田空港を結ぶアクセス道路の整備・鉄道アクセスの改善、横田の空域返還等、空港・港湾や高速道路等の基幹ネットワーク作りを着実に進め、国際競争力に資する総合的な交通体系を整備します。また、高速バスネットワーク強化のため、乗り継ぎ拠点の整備などを行うとともに、地域のバスの利用環境の向上のため、「道の駅」のバスの乗り継ぎ拠点化や、中山間地における人流・物流を確保するため、「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの社会実験などに取り組めます。JR 北海道による鉄道事業を地域交通ネットワーク全体の中で持続可能なものにするため、関係者による協議の進捗を踏まえ、必要な方策について検討します。

整備新幹線は、平成 24 年 6 月に着工した新函館北斗—札幌間、金沢—敦賀間、武雄温泉—長崎間

については、政府・与党申合せ等に基づき、開業効果をできる限り早期に発揮できるよう取り組みます。同様に、北陸新幹線については、与党でルートを決めた敦賀—大阪間について財源を確保しつつ早期着工を目指すとともに、新大阪—関西国際空港間のアクセス改善にも取り組みます。さらに、新幹線の基本計画路線をはじめとして、地方創生に役立つ幹線鉄道ネットワークの構築に向けて取り組みます。また、並行在来線に関わる地方負担の軽減を図ります。青函共用走行問題については、時間帯区分案の早期実現に向けて、引き続き努力するとともに、新函館北斗までの高速化を実現する可能性を検討します。

超電導リニア（超電導磁気浮上式鉄道）については、品川—名古屋間の平成 39 年開業に向け、引き続き整備を推進します。建設にあたっては、「地産地消」の考え方の下、地元事業者が主体的に参画できるような環境を整備します。また、東京—大阪間の全線開業は、財政投融资を活用し、最大 8 年間の前倒しを図ります。さらに、リニアを効果的に活用するためのアクセス整備を支援するとともに、企業誘致のための優遇制度等の創設を検討するほか、超電導リニア技術の輸出を支援します。フリーゲージトレイン（軌間可変電車）についても、その実現を目指します。

モーダルシフト、共同輸配送や IoT、AI など新技術の活用を推進し、物流事業の労働生産性の向上を図るとともに、CO2 削減の観点から、交通体系全般を見直します。宅配便の再配達を削減するため、受取方法の多様化等消費者利便の向上を促進します。

鉄道営業法や軌道法の様な古い歴史的仮名遣・文語体で書かれた法律について、廃止を含め、立法措置を講じます。

5 4 世界と競争できる航空・空港環境、海事・港湾機能及び三大都市圏環状道路の整備

航空政策については、国民生活に必要な路線ネットワーク網を維持することを目的として、諸施策を総合的に推進します。首都圏の国際競争力の強化や地方経済の活性化のため羽田・成田両空港の発着枠の拡大を行うとともに、テロ対策を含む空港保安体制の強化やビジネスジェット利用環境の改善、地方送客のための国内地方ネットワーク利活用の充実、計画的な LCC（格安航空会社）の参入促進、空港アクセスの充実や CIQ 体制の充実等外国人旅行者の受入体制の充実等により空港機能の整備強化を図ります。また、国際競争力の強

化による本邦航空産業の発展のため、航空自由化（オープンスカイ）を戦略的に進めるとともに、空港使用に係るコストの見直し等、諸外国とのイコールフットイングを目指し、さらに人手不足が将来の航空需要の隘路とならないよう、航空機の操縦士・整備士・製造技術者等の養成・確保を推進します。あわせて、組織認証制度等を活用した航空機整備・製造産業の拡充に取り組み、MRO（航空機の整備・修理・オーバーホール）産業を推進します。国産旅客機（MRJ）の安全性審査を適確に実施するとともに、市場への投入・外国への輸出円滑化を通じ、航空機産業の振興を図ります。

わが国の産業や経済を支える海事産業について、外航海運の国際競争力強化や安定輸送の一層の確保、内航海運の活性化に取り組みとともに、優れた船舶の供給などを通じて造船業の競争力強化を図ります。

また、地域の経済・産業を支える港湾において、世界標準の大型船舶や急増するクルーズ船に対応した港湾機能の確保、アクセスの向上、港湾運営の効率化、サービス水準の向上、AI、IoT 等を活用した物流効率化、産業の立地環境の整備、地域の基幹産業や農林水産業、輸出産業を支える物流機能の強化、ばら積み貨物の輸入拠点の形成や国際コンテナ戦略港湾へのアジア広域集貨の促進、国管理への移行、LNG バンカリング拠点の形成、海上交通管制の一元化などを図り、国の主導による国際競争力の強化を目指すとともに、大規模地震が発生した場合にも港湾機能を維持するなどわが国産業のライフラインとしての港湾の災害対応力の強化を目指します。また、洋上風力発電施設の導入を推進します。さらに、老朽化した港湾施設やコンビナート関連インフラの刷新を図るとともに、強大化する台風に対して脆弱な臨海部の防災機能強化や特定外来生物対策を図るなど、産業・物流基盤の安全性を確保します。

さらに、迅速かつ円滑な物流の実現等のため、三大都市圏環状道路の整備を進めます。

5 5 G 空間（地理空間情報）プロジェクトの推進による新産業創出

G 空間社会実現のため政府の総合司令塔機能の強化、産学官連携の一層の強化を図り、自治体の ICT 化も含め更なる G 空間情報の利活用を促進するとともに、日本単独で持続・自律的測位が可能な準天頂衛星 7 機体制を確立し、防災・農業・交通等のさまざまな分野で新たな産業やサービスを実現します。

特に、G 空間情報（地理空間情報）の活用に関する政策の基本となる「地理空間情報活用推進基本計画」（平成 29 年 3 月閣議決定）に基づき、「防災」、「交通・物流」、「質の高い暮らし」、「地方創生」、「国際展開」といった様々な分野において、自動走行システムの開発・普及、無人航空機物流事業の促進、屋内外シームレスなナビゲーションの実現など、G 空間情報を活用したプロジェクトを推進し、その成果の社会への実装に繋がります。

また、このような G 空間社会インフラをパッケージとして海外に提供することで、途上国支援等の国際貢献やわが国の経済成長にも貢献します。

具体的には、わが国産業競争力の強化につながるため、海外における電子基準点の設置及び運用支援、準天頂衛星を利用した利活用事業の支援等を推進します。

5 6 IR の推進

IR（統合型リゾート）推進法に基づき、様々な懸念に万全の対策を講じて、大人も子供も楽しめる安心で魅力的な「日本型 IR」を創り上げます。

5 7 二輪車産業の成長戦略と国内二輪車利用環境の改善

日本の二輪産業は、世界市場において 4 割強を日系ブランドが占めているが、足元である国内二輪車販売は大きく落ち込んでおり、早急に国内二輪車市場の復興策を構築します。また、二輪車産業の成長戦略・国内二輪車利用環境の改善策として、二輪車 ETC 購入助成金の支給・二輪車の高速道路料金区分の独立と料金適正化や ETC 割引料金の導入の検討・小型限定普通二輪（125cc）免許取得時の負担軽減・二輪車駐車場の整備・拡充等を推進します。

5 8 2025 年国際博覧会（万博）を大阪・関西へ

「2025 年大阪・関西万博」の誘致を成功させるため、国を挙げて取り組みます。国際博覧会の国内への誘致は、わが国から第 4 次産業革命がもたらす未来の姿、未来の社会システムやライフスタイルを発信し、わが国が世界をリードする絶好の機会です。また、開催地のみならず、わが国各地を訪れる観光客が増大し、地域経済が活性化する「起爆剤」になります。来年の開催国決定投票に向け、各国への働きかけを強力に進めるとともに、関西をはじめとした国内における機運の醸成を図っていきます。経済界、地元自治体と連携し、オールジャパンの体制のもと、誘致を成功させます。

財政再建

5 9 安心社会実現に向けた税制抜本改革

わが党は、消費税の引上げを含む税制抜本改革についての考え方を既に 2009 年 8 月の総選挙における政権公約、2010 年 7 月の参議院選挙公約、累次の「税制改正についての基本的考え方」において、明らかにしてきました。

財政状況の危機的な悪化により、近年、財政はその対応力を著しく欠いており、社会保障、安全保障への対応、国際競争力強化、人材育成、地域格差是正など、必要な分野への資源配分が進まず、日本の現在と将来に支障をきたしています。

一方、急速に進む少子高齢化の中で、持続可能な社会保障制度を確立するには、税金や社会保険料を納付する人の立場に立って、負担を抑制しつつ必要な社会保障が行える制度を構築しなければなりません。

こうした点を踏まえ、日本の将来、次の世代、現在の国民生活を第一に考え、責任政党としてわが党が主導して、2009 年のマニフェストで国民に約束をしていなかった民主党を巻き込みながら、公明党とともに社会保障と税一体改革に関する三党合意を結びました。

その結果、社会保障制度改革国民会議における議論を踏まえ、安定した財源を前提とした、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の成案を消費税率引上げまでに国民にお示ししました。

また、消費税の引上げにより、財政による機動的対応が可能となる中で、成長戦略や事前防災等の分野に資金を重点的に配分することなどにより、わが国経済の成長等に向けた施策が実施できることとなります。

（消費税の税率及び引上げ時期、使途）

消費税については、2012 年 8 月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、税率を 2 段階で 10%に引き上げることが決まっています。経済再生と財政健全化を両立させるため、2019 年 10 月に消費税率を 8%から 10%へ引き上げます。

その際、「全世代型社会保障」への転換など「人づくり革命」を実現するため、消費税率 10%への引上げの財源の一部を活用します。子育て世代への投資と社会保障の安定化とにバランスよく充当し、景気への悪影響を軽減しながら財政再建も確実に実行します。

（低所得者、中小・小規模事業者への配慮）

消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として、2019 年 10 月に消費税の軽減税率制度を導入します。これにより、消費税率（標準税率）が 10%に引き上げられた後も、「酒類及び外食を除く飲食料品」及び「一定の新聞の定期購読料」への適用税率は 8%（軽減税率）に据え置かれます。

軽減税率制度を混乱なく円滑に導入するため、万全の準備を進めます。特に事業者の方々には、軽減税率制度の導入に向けて、事務の見直しや、システム改修などさまざまな準備を行っていただく必要があることから、制度の広報・周知や相談への丁寧な対応を徹底するとともに、中小事業者に対してシステム改修等にかかる資金面での支援を着実に実施していきます。さらに、事業者の準備状況等を検証しつつ、必要な対応をとってまいります。

軽減税率制度の導入に当たっては、基礎的財政収支を黒字化するとの目標を堅持する中で、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って歳入及び歳出における安定的な恒久財源を確保します。

また、消費税率の引上げに当たっては、特に中小事業者が円滑かつ適正に消費税を転嫁できることが重要です。このため、消費税率 10%への引上げに当たっては、引き続き消費税転嫁対策特別措置法等に基づき、適切に対応してまいります。

（国民生活全般への配慮）

医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が 10%に引き上げられるまでに、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、総合的に検討し、結論を得ることとしています。

大幅に拡充した住宅ローン減税と減税の効果が限定的な所得層に対するすまい給付金の給付措置を引き続き講じます。

個人所得課税については、経済社会の構造変化を踏まえた総合的な見直しが必要です。所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点から、各種控除の見直しなどの諸課題に取り組んでいきます。また、現物給付も含

めた歳出面での対応との関係を整理しつつ、子育て支援に係る税制のあり方について検討します。

成長志向の法人税改革を大胆に推進し、法人課税をより広く負担を分かち合う構造に改革することにより、目標としていた法人実効税率「20%台」を改革 2 年目にして実現しました。この改革を着実に実施していくことにより、企業に対して投資拡大や賃上げ等を促し、経済の好循環を確実なものとしていきます。

車体課税について、消費税率 10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割を導入します。

環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、見直しを行います。

自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税については、燃費水準の向上により、見直しを行わないと、政策インセンティブ機能が低下し、税収も減少していくという性質を有します。他方、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に、国・地方において多額の財源が必要となることが見込まれます。今後、適用期限の到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、応益課税の原則、市場への配慮等の観点を踏まえることとします。また、次のエコカー減税等の適用期限到来に向けて、クリーンディーゼル車について、普及の状況や政策的支援の必要性等を総合的に勘案して、エコカー減税制度等における扱いを引き続き検討し、結論を得ます。

なお、消費税率 10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減対策に万全を期す必要があり、自動車をめぐるグローバルな環境、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化、登録車と軽自動車との課税のバランスを図る観点から、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講じます。

地方税制については、地方分権を推進するためにも、税収が景気変動による影響を受けにくく安定的で、かつ、税源の偏在性が小さい仕組みとし

ます。具体的には、消費税を含む税制抜本改革の一環として、2019 年 10 月の地方消費税の引き上げにあわせて、地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人住民税法人税割の交付税原資化をさらに進めます。また、地方消費税の税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、清算基準を見直します。

たばこ税については、将来、たばこ税の負担水準を見直す際には、財政物資としてのたばこの基本的性格、葉たばこ農家・たばこ小売店等への影響、市場・産業への中長期的な影響、国民の健康増進の観点などを総合的に勘案し、予見可能性の確保に配慮しつつ、検討します。

低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進します。

森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものです。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題があり、その対策に当たっては、森林現場に近く所有者に最も身近な存在である市町村の果たす役割が重要となります。

これを踏まえ、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得ます。

経済社会のグローバル化や ICT 化の進展を踏まえ、国民の利便性向上、適正・公平な課税の実現の観点から、制度及び執行体制の両面からの取組を強化します。

また、マイナンバーを用いた年金を始めとする社会保障サービスの向上や所得課税の更なる適正化を図ります。特に税分野においては、手続の電子化推進と併せてマイナンバーの利用を一層推進することで、適正・公平な課税を実現するとともに、様々な行政手続における所得等に係る添付資料の省略などを通じて国民の利便性をさらに向上させます。

あわせて、政府 CIO（内閣情報通信政策監）は、

政府全体の情報システムの安全性を NISC（内閣官房情報セキュリティセンター）と連携しながら監督するとともに、効率性を図り、より信頼性と経済性の高いシステム構築に努めます。また、個人番号カードについては、民間事業者も活用しやすい将来性・拡張性に富んだ仕組みとするとともに、スマートフォンや暗証番号に代わる生体認証の活用を行います。

民間人となった日本年金機構の職員が行っている年金保険料の徴収業務を公務員である国税庁の職員が行う、いわゆる歳入庁構想には反対です。

60 次代を見据えた財政構造改革

平成 24 年（2012 年）12 月の政権交代以降、民主党政権のバラマキ施策で水膨れした歳出を見直し、社会保障の「自然増」をはじめとして、歳出の効率化を行い、平成 27 年度（2015 年度）までの国・地方のプライマリー・バランス赤字の対 GDP 比の半減（平成 22 年度の水準比）は達成するなど、着実に財政再建に向けた成果をあげています。

今後も、さらに、国・地方のプライマリー・バランスを黒字化すると目標を堅持し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指します。

その達成に向けては、「次世代への責任」という観点からわが党で精力的な議論の内容を受け、平成 27 年 6 月に策定した「経済・財政再生計画」における歳出水準の目安に沿って、引き続き、費用対効果の検証や無駄の排除を徹底し、歳出の効率化・重点化を進めるとともに、目標達成に向け、歳出・歳入両面からの改革を続けるよう具体的計画を策定します。

また、成長戦略や事前防災等の分野に資金を重点的に配分することなど、わが国経済の成長に向けた施策を実施することで税収増を目指します。

また、目標の実現と新たな施策実施の両立を図るため、新たな施策には、将来の成長に与える影響を考慮しつつそのための恒久的な財源を確保する原則を確立します。

61 国債市場の安定を確保

国債に対する信認を確保していくことは極めて重要であり、財政健全化に向けて節度ある国債発行に努めます。また、適切な国債管理政策を実行するとともに、あらゆるリスクを想定しながら、国債価格が暴落する「X-Day」を阻止します。

働き方改革

6.2 働き方改革の推進

地域の経済・雇用を支える建設業や自動車運送事業（トラック・バス・タクシー）、自動車整備事業について、長時間労働の是正等の労働環境の改善を図り、働き方改革を推進します。建設業については、公共・民間工事を問わず、建設工事にまつわる全ての関係者が一丸となって、適正な工期の設定や週休2日の確保、下請けへのしわ寄せ防止などを推進するとともに、建設生産プロセス全体の生産性向上を図ります。自動車運送事業、自動車整備事業については、ITの活用等による労働生産性の向上、多様な人材の確保・育成、取引環境の適正化等の長時間労働を是正するための環境整備を推進します。

女性活躍

6.3 すべての女性が輝く社会の実現

すべての女性がそれぞれの生き方に自信と誇りを持ち、様々な分野で持てる力を最大限発揮し、輝くことのできる社会の実現を目指します。

（政治の「場」で活躍する女性を支援します）

政治の場への女性の更なる参加を促進するため、「政治分野における男女共同参画推進法」の早期成立を目指します。具体的には、「女性活躍推進法」の枠組みを参考に、女性候補者の育成や支援等に関する数値目標やロードマップを定めた行動計画を策定するほか、わが党の中央政治大学院や全国に展開される地方政治学校（塾）において女性候補者育成のための講座を拡充します。

（女性活躍の「場」をさらに広げます）

指導的地位に占める女性の割合を3割程度にすることを目指します。「女性活躍推進法」に基づき、企業等がそれぞれの実情に応じて、女性の採用・育成・登用に関する状況把握と分析、数値目標を含む行動計画の策定と情報の見える化を徹底するとともに、「女性の活躍推進企業データベース」を改善・充実して、労働市場・資本市場での活用を促します。先進的な企業事例の普及、優れた企業に対する「女性活躍推進法」に基づく認定制度や公共調達の受注機会の増大、両立支援の取組への助成等、活躍推進インセンティブを拡充します。

企業における女性役員を1割にすることを目指します。そのため、女性の役員候補者のための研

修やセミナーなどを実施します。

「女性活躍推進法」に基づき、地域が一体となって女性の活躍をより一層加速するため、地域女性活躍推進交付金等を通じて、地域の実情に応じた取組を支援します。

（女性の起業を強力に支援します）

女性ならではのアイデア・目線を活かして、チャレンジする女性起業家を発掘、育成します。起業への不安、経営や事業に関する知識・ノウハウの不足、資金調達等の課題について、ワンストップサポート等の支援を拡充します。

（地域の「場」で活躍する女性を支援します）

女性はこれまで、地域の自治活動をはじめ、環境保全や防犯・防災など多岐にわたる分野で地域コミュニティの安全・安心に貢献してきました。今後、町内会やPTAなど各種組織・団体の方針決定過程において女性の参画度合いを高めます。女性消防団員の入団を促進し、女性のいない消防団の解消を目指します。

国土強靱化には、女性が原動力となることが不可欠です。防災・復興計画の策定・実施に際し、女性の視点を政策づくりに反映させます。こうした経験を世界に提供することで国際貢献に繋がります。

女性が持つ豊富な知恵・知識を、地域の魅力の発掘・発信や行政施策に活用するとともに、産業界とのマッチングを図ることで新たな財・サービスの創出に繋げ、地域レベルの問題解決力を強化します。また、農林漁業や食育の担い手としての女性の活躍を支援します。

（教育におけるエンパワーメントと「リケジョ」を支援します）

女子中高生に対する理数科教育を強化し、理数系への関心と学力を高めるとともに、本人はもとより保護者・教師に対しロールモデルや多様なキャリアの可能性に関する情報提供を充実します。女性研究者のライフイベントに配慮した、研究資金、雇用形態、人事制度等の柔軟な運用を進めます。出産・子育てと学業や研究の両立が図られるよう、「全ての大学に保育所を」を目標に、更なる保育施設の整備を進めます。子育て等で離職した女性の学び直し、再就職、キャリアアップによる再チャレンジを支援します。

(国際社会の「場」で活躍する女性を支援します)

乳幼児死亡率と母親の識字率との間に高い相関関係があるとの研究成果が発表されています。途上国の女子教育の普及を支援するとともに、男女別統計調査を奨励し、各国の予算やわが国の ODA が確実に女性・女児に届くよう政策を強化します。

看護師、助産師、保健師の育成を支援し、日本式母子手帳の普及に努めます。

児童婚、児童買春は根絶させなければなりません。多国籍企業が女性や児童に最悪の状態の労働を強要しないよう国際的な行動規範を強化し、わが国は率先垂範します。

国際機関等で活躍する女性職員への支援を一層強化することで、国際社会におけるわが国の地位向上に努めるとともに、帰国後の就業機会の拡充、労働条件の改善を図ります。

6.4 女性の活躍を支える基盤整備

(困難な状況にある女性に寄り添い、支えます)

女性に対するあらゆる暴力を根絶します。性犯罪性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センターを全都道府県に整備・拡充し、きめ細やかな被害者への総合的支援を充実します。婦人保護事業の法的措置を含めた抜本的な見直しを行います。

DV やストーカーの被害者の支援や加害者に対する取組を進めます。いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JK ビジネス」問題等の被害を根絶するための対策を推進します。セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなど、職場内外におけるハラスメントへの対応を強化させます。

母子家庭・ひとり親家庭においては、子供の貧困対策の面からも経済的な安定性の確保が極めて重要です。子供の健全な成長のためには、子育てに要するひとり親の時間的余裕の確保にも配慮が必要です。それぞれの世帯の実情に応じ、仕事と子育ての両立支援、親子ともに孤立化させないための居場所の確保など就業支援・生活支援を拡充します。

障害のある女性については、障害に加えて女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意しながら、生活支援、教育、雇用、生活環境、差別解消、権利擁護などに関する取組を進めます。障害者の性別に留意した情報・データの充実を図ります。

困難な状況に置かれている女性や子育て中の女性が、自治体の窓口に行くことなく、マイナンバーカードを用いてマイナポータルなどの官民のオ

ンラインサービスで一括して目的の手続きが行えるワンストップサービスの検討を進めます。

(「働き方改革」と「休み方改革」により女性活躍を阻む壁を打破します)

ワークライフバランスの実現を図るため、社会全体で「働き方改革」と「休み方改革」を推進します。時間外労働の上限規制や休息时间(インターバル)規制の導入等について検討を進め、男性中心型の労働慣行を大胆に見直すことにより、長時間労働を是正します。短時間勤務やフレックスタイム、テレワーク、勤務地等限定など多様な正社員制度の推進等により、多様で柔軟な働き方を実現します。一定の就業時間内での成果や時間当たり生産性を人事評価で重視する企業の取組を促進します。

「イクメン」、「イクボス」も含め、男性の意識改革と職場風土の改革を進めます。家事や子育てなどは女性が担うべきとする古い意識や風土を改め、家庭は夫婦そろって作り上げるものであり、男性が積極的に関わることを自然とする社会的気運を高めます。

小さい子供を持つ父親の家事・育児時間を 2 時間 30 分にすることを目指し、男性の家事・育児への参画の促進に取り組みます。

妊娠・出産した従業員やその配偶者が、育児休業取得に対し積極的に理解を示し、働き方を適切に管理するマネージメントを要請します。

各省庁・地方公共団体は率先垂範し、計画の強化や職員の労働時間の開示を進めます。国会においても、質問通告の早期化などに取り組みます。

(結婚・出産育児・子育てを切れ目なく支援します)

女性が十分な情報を得た上で自らが希望するライフプランを実現できるよう連続的な支援を行います。結婚や家族のあり方は個人が自由に選択することですが、国としては人口減少を緩和し次世代に安定した経済社会基盤を引き継げるよう、結婚・妊娠・出産・子育てを支援し、人生設計に必要な研修・教育も重視します。

家事・子育て・介護の事業サービスや地域の支援サービスなど官民の支援を充実させることで、男女ともに、長い職業人生の様々な局面での家族のニーズへの対応と仕事との両立を可能にします。

1 兆円超程度の財源を確保し、「子ども・子育て支援新制度」に基づく子育て支援の量的拡充(待機児童解消に向けた受け皿の拡充等)及び質の改善(職員配置や職員給与の改善等)を図ります。

病児・病後児保育の充実や多子世帯支援の強化、定年退職した看護師など高齢者世代による子育て等支援を進めます。育児休業明けの保育支援など、保育所低年齢枠の拡充も推進します。

仕事と介護の両立支援や介護離職への対応を充実させます。

（女性の健康についてきめ細かな施策を進めます）

「女性の健康の包括的支援に関する法律」の成立を目指します。性差医療の取組を進めるほか、特定不妊治療費の助成、周産期医療情報ネットワークの拡充、産科医・小児科医の負担軽減策の充実など、過疎地を含め妊娠・出産環境を整備します。

（女性活躍のための制度・基盤を整えます）

働く女性の多くが非正規雇用である中で、正規雇用への転換を希望する女性については、様々な施策を通じ正規雇用への転換を進めます。同一労働同一賃金の実現により女性の処遇改善やスキルアップを支援します。

子育て・介護に関する支援に係る税制・社会保障制度等について検討します。家族の絆を保つとともに、女性の社会的活動の円滑化にも資するため、旧姓の幅広い使用を認める取組を進めます。まずは、マイナンバーカードにおいて旧姓が併記できるよう改めます。また、パスポートへの旧姓併記の拡大に向けた検討や、銀行口座についても旧姓使用が可能となるよう働きかけを行うなど、取組を進めていきます。

離婚後の子供の養育費の不払いを解消すべく、支払義務のある者の財産に関する情報を得やすくするよう、検討を進めます。

（女性消防吏員や女性消防団員等の増加などの活躍推進）

女性の参画が十分に進んでいない消防の分野において、仕事と家庭の両立支援等による女性が働きやすい環境の整備や、業務の魅力に関する PR を行うことなどにより、全消防吏員に占める女性消防吏員の割合を平成 38 年度当初までに 5.0% に倍増させるなど、女性の活躍推進に取り組みます。

また消防団について、充実強化大会の開催等により、意識啓発を実施することと併せ、女性団員等の加入を促進し、女性が活躍する場と機会を広げます。

科学技術

6.5 科学技術イノベーションの活性化

新たな技術革新を活用して経済成長と社会的課題の解決の両立を目指す「Society 5.0」の実現は、成長戦略の次なる最大のチャレンジであり、官民を挙げた科学技術イノベーションの活性化が不可欠です。総合科学技術・イノベーション会議と、経済財政諮問会議や未来投資会議などを連携させ、「世界で最もイノベーションに適した国」の実現に向けて、人材・予算・制度の改革なども含めて、科学技術イノベーション政策を抜本的に強化します。また、安保・外交、経済・財政、規制改革などを総合戦略的な科学技術イノベーション政策と位置づけ、官邸を司令塔として、こうした政策を強力に展開します。

6.6 「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」の具体化

総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能をさらに強化し、官民研究開発投資を拡大するため、「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」（平成 28 年 12 月経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会策定）を推進します。具体的には、①予算編成プロセス改革、②研究開発投資拡大に向けた制度改革、③エビデンスに基づく効果的な官民研究開発投資拡大の 3 つのアクションを推進します。

6.7 停滞する政府研究開発投資の拡大に向けた取り組みの推進

「第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）」に基づき、ここで掲げられた幅広い取り組みを着実に実行していきます。特に、諸外国が科学技術投資を大幅に増やす中、近年、わが国の科学技術予算が停滞しており、このままでは科学技術先進国としての地位を失うおそれがあることに強い危機感を持ち、本基本計画で掲げられた期間中の官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比 4%、政府研究開発投資の対 GDP 比 1%、総額約 26 兆円の達成に向けて、官邸主導で毎年の科学技術予算を確実に措置するとともに、これらの予算の戦略的な配分などを図っていきます。

6.8 科学技術政策の強力な推進力となる「司令塔」機能の強化

資源の少ないわが国が、今後の経済成長や社会の発展を実現していくためには、官民総力をあげて科学技術イノベーションを強力に推進していく

ことが重要です。このため、「世界で最もイノベーションに適した国」の実現に向けて、わが国の生命線である科学技術を国家戦略として推進するべく、第5期科学技術基本計画に基づき、「総合科学技術・イノベーション会議」の司令塔機能を強化するとともに、関係府省の連携・協力の下、政策の重複を排除して、効率的・効果的な政策推進を図っていきます。総合科学技術・イノベーション会議が中心となって重要課題を選定し、基礎研究から出口（事業化、実用化）までを見据えた府省の枠を越えた取り組みを行う「戦略的イノベーション創造プログラム」（SIP）を推進します。加えて、官民の研究開発投資拡大に向け、平成30年度に、政府研究開発投資を呼び水として民間の投資を誘発する「官民研究開発投資拡大プログラム」（PRISM）をSIPと二本立ての施策として創設することにより、総合科学技術・イノベーション会議を司令塔とする関係府省の連携・マネジメント体制を抜本的に強化します。

また、今後、官邸の科学技術イノベーション政策に関する政治決定と科学的助言の機能強化を図るとともに、一段高い立場から科学技術政策を俯瞰し、イノベーションに関わる司令塔間の連携強化により、各省庁の縦割り排除をさらに進めます。さらに、例えば、iPS細胞研究や素粒子物理分野の大規模プロジェクトである「国際リニアコライダー（ILC）」にも資する加速器技術のさらなる向上に日本が主導的な役割を果たすことや、再生医療や気候変動の予測・対策、革新的な創エネ・省エネ・蓄エネなどの重点分野について産学の知を結集することなどを国家戦略として強力に推進します。

69 未来社会創造に向けた取り組みの推進

情報技術が世界的に発展し、50年来のブレークスルーといわれるディープラーニングに代表される人工知能技術の大きな進展に対する関心が高まっており、人工知能が社会のあらゆる場で利活用される時代が到来しつつあります。わが国は、こうした未来社会の成長の鍵となる分野の研究開発を推進するなど戦略的に対応することにより、新たな未来社会像を創出していく必要があります。その一つが「Society 5.0」であり、その実現に向けて、人工知能やビッグデータ、IoT、サイバーセキュリティなどの基礎研究から社会応用まで一貫した研究開発、とりわけ10年後及びその先に革新的な成果を実現するための人工知能の基盤技術の研究開発や、それを活かした新しい価値やサービ

スの創出、人文社会科学の知見も活用した経済・社会制度の整備・構築、人工知能技術者やデータサイエンティスト、サイバーセキュリティ人材といった関連する人材の育成などを強力に推進します。

また、革新的な人工知能やビッグデータ、IoT、サイバーセキュリティなどの情報科学技術のみならず、ロボット技術やナノテクノロジー・材料、光・量子科学技術など、未来社会創造の基盤となる研究開発などに戦略的に取り組みます。特に、超並列・大規模情報処理を可能とする量子情報処理（量子シミュレータ・量子コンピュータ）、製造現場を革新する次世代レーザー加工などの光・量子科学技術を推進します。さらに、「革新的研究開発プログラム（ImPACT）」、「未来社会創造事業」などのチャレンジングな研究開発に対する支援などを積極的に発展・展開していきます。

70 学術研究・基礎研究の振興や若手研究者の育成などの基盤強化

わが国は、2000年以降では、米国に次ぐ世界第2位のノーベル賞受賞者を輩出してきました。こうした画期的な研究成果を生み、またイノベーションの源泉となる学術研究・基礎研究を一層強力に推進していきます。このため、研究者の自発性や独創性に基いて行われる研究を支える科学研究費助成事業について、基本的な構造の見直しを含めた抜本的な改革を進めながら、拡充を図ります。また、競争的資金について、その多様性や連続性を確保しつつ、大幅に拡充します。同時に、全ての競争的資金について、間接経費30%を確保するとともに制度改善を一層推進します。また、こうした研究を支える大学などや国立研究開発法人の運営費交付金などの基盤的経費を確実に措置します。さらに、国内外の優れた研究者を惹きつける世界最高水準の研究環境や国際的なネットワーク形成に向けて、「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）」や学術研究の大型プロジェクトを、より推進・一層発展させていきます。同時に、ノーベル経済学賞につながるような優れた人材の養成に向けて、人文社会科学の研究に対する支援も大幅に拡充します。

「卓越研究員制度」や、大学の人事制度の抜本的改革を含む大学改革などを通じた優秀な若手研究者の育成・確保、研究マネジメント人材などの多様な科学技術イノベーション人材の育成・確保、即戦力社会人や企業マインドを持つ人材の育成、女性研究者の活躍促進に向けた支援の充実、さら

には次代を担う人材の育成などを進めます。海外に出る研究者などへの支援や、優れた外国人研究者の受入れを一層促進します。

世界最先端のスーパーコンピュータや大型放射光施設などの先端的な研究施設・設備などの整備やさらなる充実を図るとともに、こうした施設などの産学官の幅広い利用を促進します。また、科学的・産業的に飛躍的なイノベーション創出が期待される次世代の軟X線向け高輝度放射光施設の整備を官民地域パートナーシップにより推進します。

7.1 経済的・社会的・国家的な重要課題への対応

エネルギーの安定的な確保と効率的な利用に向けて、省エネルギー技術などの研究開発や、再生可能エネルギーの高効率化・低コスト化技術、水素や蓄エネルギーなどの研究開発、さらには化石燃料の高効率利用、原子力の利用に資する研究開発、核融合などの革新的技術の研究開発などを進めます。資源や食料の安定的な確保に向けた研究開発にも取り組みます。

また、気候変動の予測やその影響・対策の評価を行う技術の研究開発、地球環境情報をビッグデータとしてとらえ経済・社会的課題の解決に活用するための情報基盤の構築、革新的なエネルギーデバイスなどの研究開発を強力に推進します。

健康長寿社会の実現に向けて、健康・医療戦略推進本部の下、国立研究開発法人日本医療研究開発機構を中心に、わが国の強みを最大限に活かし、画期的な医薬品創出・医療機器開発や、医療技術創出拠点の整備、再生医療やゲノム医療など世界最先端の医療の実現、がん、認知症、精神疾患、新興・再興感染症、難病の克服、超高齢化社会を見据えた老化研究開発などを強力に推進します。地震・津波、水害・土砂災害・火山噴火などの大規模な自然災害の防災・減災対策の一層の促進に向けて、観測・予測・対策の一体的な取り組みを進めます。

さらに、宇宙空間や海洋・サイバー空間、テロ・災害対策も含めた国家安全保障への対応を強化します。インターネットやGPSを生み出した米国の国防高等研究計画局（DARPA）を参考に、国家安全保障に関する研究が先端的・挑戦的な研究開発を牽引し、成果が社会に還元されていることを踏まえ、わが国でも技術の多義性や両義性（いわゆるデュアルユース性）も念頭に、研究開発支援（ハイリスク研究支援）を強化します。このため、「革

新的研究開発推進プログラム」(ImPACT)をはじめ、長期的視点からインパクトの大きな革新的研究テーマを選定し、プログラムマネージャーの責任の下で、独創研究を大胆に推進する仕組みを展開します。

7.2 持続的なイノベーションの創出に向けたシステム改革

世界的なオープンイノベーションの潮流に対応し、分野・組織・セクター・国境を越えた研究活動や企業活動を促進する持続的なイノベーション・ナショナル・システムを構築することが不可欠です。このため、大学などにおける産学官連携マネジメント力を飛躍的に向上させ、競争領域を中心とした大型共同研究を集中的にマネジメントするオープンイノベーション機構を整備するとともに、非競争領域における産学共同研究などの推進や、産学官の人材、知、資金が結集し共創を誘発する「場」の構築などを通じて本格的な産学官連携を推進します。さらに、ベンチャー企業の創出支援や起業人材の育成支援などを推進します。

また、地域発のイノベーション創出に向けて、地域の様々なプレイヤーが事業化に向けたチームとして活動を行い、事業化の成功事例を蓄積する取り組みを推進します。さらに、先端研究施設などを核として大学・研究機関・企業が集積した研究開発・実証拠点（リサーチ・コンプレックス）を形成し、研究から事業化までを行う取り組みを強力に推進し、科学技術イノベーションを駆動力とした地方創生を実現します。

わが国の人材育成及び学術研究の中心的役割を担う国公私立大学の抜本的改革を確実に進めるとともに、運営費交付金や施設整備費補助金、私学助成などの基盤的経費を確実に措置します。特に国立大学については、運営費交付金の3つの重点支援の枠組みによる機能強化の推進や財務基盤の強化などの大学改革を断行するとともに、「指定国立大学法人制度」により世界最高水準の卓越した教育研究活動を行う大学を支援します。

「研究成果の最大化」を使命とする国立研究開発法人の基盤的経費を充実するとともに、産学官の技術・人材を糾合したオープンイノベーションハブの形成及びその機能強化を進め、研究活動の支障となり得る規制・制度改革を先導します。特に、2025年までに大学・研究開発法人などに対する企業の投資額を2014年の水準の3倍とする目標を踏まえ、600兆円経済の実現に向けて科学技術イノベーションの活性化を図り、経済の好循環

を実現するため、国立研究開発法人による出資の拡充などの制度改革に向けた研究開発力強化法の改正に必要な検討を進めます。さらに、研究開発税制や寄附金税制をはじめとするイノベーション促進に向けた税制改革や、革新的な技術シーズの事業化のためのリスクマネー供給などの政策金融の改革、特許などの知的財産の迅速な保護及び円滑な利活用を促進するための知的財産制度の改革、イノベーションの隘路となっている規制や社会制度などの改革や新技術に関する優先的な政府調達の実現、中小企業などに対する産学官連携などを強力に推進します。国際標準の獲得を目指す各国の動きが一層活発化していることから、官民協働による戦略的な国際標準化活動を着実に推進します。また、わが国が優れた先端技術を持つ基幹インフラについて、建設から運用、人材養成への寄与までを一体システムとして捉え、官民協働による海外輸出・展開活動を大幅に強化します。

7.3 国の経済成長と安全保障の基盤となる基幹技術の推進

自然災害観測・予測・対策技術、海域監視・観測技術、海洋資源調査技術、宇宙探査技術（「はやぶさ2」などの無人探査、有人探査）、次世代ロケット・衛星技術、核融合技術（ITER 計画など）、次世代スーパーコンピュータ開発・利用技術、気候変動高精度予測・影響評価技術などは、研究開発に長期間要し、大きな開発リスクを伴う技術であり、民間企業では対応が難しい技術です。これらの技術は、総合的な安全保障を含め国の存立基盤を確固たるものにするばかりか、産業の競争力の維持・発展、安全・安心な社会の実現に寄与する技術です。

最近の安全保障環境の変化と対応、グローバルな環境での競争激化の観点からも、国自らが戦略的かつ長期的視点に立って、このような基幹技術の研究開発を今後強力に推進していきます。

さらに、日本が強みを有する分野であるナノテクノロジー・材料科学技術や省エネ・再エネ技術については、わが国の基幹産業を支える要であり、多様な研究領域・応用分野を支える基盤であることから、革新的な材料開発や窒化ガリウム（GaN）などを活用したデバイスなどの開発に向けた研究をオールジャパンで強力に推進します。

7.4 科学技術外交の戦略的展開

科学技術イノベーションを積極的に平和外交や経済外交に活用し、「科学技術のための外交」及び

「外交のための科学技術」の双方に取り組みます。このため、先進国・新興国・途上国との重層的な連携・協力の構築や、自然災害や感染症など、地球規模で発生する深刻な課題の解決に向けた共同研究・人材育成の推進、ODA を活用した科学技術イノベーションに関する支援・協力などを推進します。特に、新興国・途上国との間では、相手国との相乗効果と相互裨益の実現を念頭においた新たな協力の枠組みを構築します。

また、外務省科学技術顧問などが主導して、科学技術イノベーションに関する国際会議におけるアジェンダ設定や政策誘導などに取り組むとともに、国際会議の誘致や主催などによる対外発信・ネットワークの強化に取り組めます。

優秀な若手研究者の海外との間の戦略的な派遣・招聘や、国内外に研究拠点を構築することなどにより国際的なネットワークを強化します。さらに、海外動向の収集・分析体制を確立するとともに、安全保障に関わる技術などの管理を強化します。国際的な核不拡散体制の強化に向けて、わが国の技術を積極的に活用し、これに貢献します。

7.5 戦略的宇宙政策の推進

国際的なプレゼンスの確保とわが国の国益のために、新たな宇宙基本計画に基づき、「宇宙安全保障の確保」「民生分野における宇宙利用推進」及び「産業・科学技術基盤の維持・強化」の三つの柱の下で、必要な予算を確保しつつ、出口戦略を踏まえたロケットなどの輸送システム及び衛星システムの開発・整備・運用を、わが国として強力に進めます。

宇宙の開発利用体制は、「宙基本法」の理念と、宇宙基本計画に基づいて整えます。特に、ロケットなどの輸送系及び衛星システムの開発・整備・運用など宇宙の開発利用を強力に推進するための重要分野・重点プロジェクトへの資源配分を行うなど、戦略的な宇宙政策を実施します。そのために、予算編成に権限を有する内閣府の宇宙政策委員会に国家観をもった人員を配置させ、内閣総理大臣の重要な政策の一つとして、宇宙科学の振興、宇宙産業基盤の振興を行い、わが国の安全保障、シーレーン確保、戦略的 ODA、資源外交、海洋政策と宇宙政策などと密接に連携させます。

7.6 H3 ロケットの開発

わが国の宇宙活動の自立性の確保と産業基盤の維持のためには、国際競争力の高い宇宙輸送システムが必要です。このため、官民一体となって、

ロケットの機体と種子島宇宙センターなどの地上システムを一体とした総合システムとして H3 ロケットを開発します。H3 ロケットは 2020 年の初号機打ち上げを目指します。

7.7 情報収集衛星の機能強化

わが国の国家安全保障に関する政策判断をより的確に支え、関係機関の活動への一層の寄与を図るインテリジェンス機能を強化するため、情報収集衛星の 5 機体制を改め、時間軸多様化衛星を含めた 10 機体制の早期実現を図ります。

7.8 準天頂衛星の 7 機体制の確立

日米の安全保障協力を資する日米測位衛星協力を強化し、わが国独自の測位インフラとしての準天頂衛星システムを用いて、アジア・オセアニア地域の安全保障に日本が寄与することを目指します。

さらに、開発・運用体制を抜本強化しつつ、同システムの 4 機体制の平成 30 年度実現により、農業機械の自動走行、スマート林業、無人機貨物輸送、防災システム高度化など、世界に先駆けた新事業・新サービスを創出します。

上記の重要性に鑑み、準天頂衛星システムについては、GPS に依存せず持続測位が可能となる 7 機体制確立を平成 35 年度から前倒しするとともに、安全保障上の要請を踏まえ準天頂衛星システムの一層の機数増に向けた検討を行います。

7.9 宇宙安全保障の強化に向けた施策の推進

宇宙状況把握 (SSA)、海洋状況把握 (MDA)、早期警戒衛星などの宇宙安全保障の強化に向けて、それぞれの施策の具体化を図ります。

8.0 宇宙産業の国際競争力の強化と新規参入の促進

今後、世界的に急速な市場拡大と競争激化が見込まれる宇宙ビジネスの中で、今年 5 月に取りまとめられた「宇宙産業ビジョン」を踏まえ、衛星データセンターの整備やベンチャー支援など、わが国宇宙産業の国際競争力強化に向けた環境整備や支援取組を政府全体で強力に進めることにより、地域の中小企業や若者の力も総動員しつつ、世界のトップランナーを目指します。

あわせて、宇宙分野と非宇宙分野の企業の融合を図る「スペース・ニューエコノミー創造ネットワーク (S-NET)」を活用することにより、宇宙ベンチャーの創出、新たなビジネスモデル・技術イ

ノベーションの促進を図ります。

わが国の外交・通商ツールとして日本の優れた宇宙技術、人材、機器、サービスなどの宇宙システムを用いることにより、アジアや中東などの宇宙新興国とわが国との二国間・多国間の関係強化を図るとともに、本格的にわが国宇宙産業の海外市場開拓を目指します。

8.1 宇宙 2 法の早期施行などによる宇宙産業の振興と宇宙利用の拡大

昨年 11 月に成立した「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」の早期施行と審査体制整備を図るとともに、打上げに伴う各種規制のワンストップ相談窓口機能を設けることにより、世界で拡大が続くロケット打ち上げ市場への民間事業者参入のための事業環境を早急に整備します。

同時に、ハイテク分野のモノ作り、中小企業のカモ結集し、H3 ロケット、イプシロンロケットの開発のみならず、再使用型ロケット、LNG ロケットの開発を含めラインナップを強化するとともに、打ち上げコストの大幅引き下げを図ります。

これらの取り組みを通じて、国際競争力のある衛星打ち上げサービスの実現を図るとともに、わが国の安全保障能力を強化します。同様に昨年 11 月に成立した「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律」の早期施行と審査体制整備を図り、わが国における衛星運用・画像販売ビジネスの振興を図ります。あわせて、先進光学衛星・先進レーダ衛星などの次世代衛星の開発やデータの利活用の拡大を図り、宇宙産業の裾野を拡大します。

8.2 宇宙科学・探査の戦略的推進

宇宙開発利用戦略の戦略的・外交的重要性を踏まえ、宇宙科学・探査分野においても日本が主体的な役割を担います。その一環として、国際協力の下で「はやぶさ 2」による小惑星「RYUGU」のサンプルリターンなど世界初の成果を創出します。

8.3 国際宇宙ステーション計画・国際宇宙探査の推進

わが国の国際宇宙ステーション (ISS) 計画は、人類史上比類無い規模の宇宙分野における国際共同プロジェクトです。国際協力のシンボルの一つとして位置付けられており、わが国は平成 27 年 12 月に平成 36 年までの ISS 運用延長への参加を決定しました。大西宇宙飛行士をはじめとする日本人宇宙飛行士の活躍や宇宙ステーション補給機

「このとり」(HTV)による ISS 計画への貢献は、広く国民の皆さまの夢や希望となっています。

今後も ISS 計画を積極的に推進するとともに、人類のさらなる宇宙への挑戦となる国際宇宙探査について、第2回国際宇宙探査フォーラムを主催するなど、わが国の強みを生かしながら主体的に取り組んでいきます。

8 4 海洋研究開発の戦略的推進

海洋は無限の可能性を秘めたフロンティアであり、深海底及び海底下に存在する生物圏など、新たな発見や知見を求めた挑戦が期待されています。わが国は世界第6位の領海・排他的経済水域を有しており、「海洋立国」にふさわしい科学技術イノベーションの成果を上げるため、海洋研究開発を戦略的に推進することが重要です。

このため、「海洋基本法」の理念と海洋基本計画に基づいて戦略的に取り組みます。特に、持続可能な海洋の開発・利用と国民の安全・安心の確保に貢献する観点から、船舶や観測ブイ、無人探査機、人工衛星などを用いた高度な観測技術を活用して、地球環境変動に大きな役割を果たす海洋を総合的に観測します。また、海底の地震発生帯の地殻構造探査と、海域地震・津波・海底地殻変動についてのリアルタイム観測などを行い、海域地震発生帯における動的挙動を総合的に把握します。さらに、国際連携・協力が積極的に進めるとともに、海洋科学技術分野の担い手となる人材育成も強化します。

8 5 国家戦略としての北極政策の推進

北極は地球規模の気候変動の影響が最も顕著に現れている地域であり、近年北極海の水氷は減少傾向にあります。また、北極における環境変化が全地球的な気候や生態系に与える影響への懸念も国際的に大きな問題となってきています。一方、水氷の減少傾向を受け、北極海を経由して様々な物質を輸送する航路や北極海などでの資源開発など新たな経済活動の場としても世界的な注目が集まっています。

このように北極をめぐる国際情勢が急速な展開を見せる中策定された「わが国の北極政策」に基づき、北極問題の主要なプレイヤーとして、国際研究プラットフォームとなる北極域研究船の建造等に向け取り組むなど、わが国の強みである科学技術をさらに推進し、これを基盤に北極をめぐる国際社会の取り組みにおいて主導的な役割を積極的に果たしていきます。

8 6 次世代航空機開発の技術基盤の強化

今後20年で需要が2倍以上と予測され、大きな成長が見込まれる航空機産業をわが国の自動車産業に匹敵し得る成長産業とするためには、国が長期的な視点に立って、航空科学技術の施策を戦略的かつ強力に推進していく必要があります。具体的には、国際競争力向上に直結するエンジンの高効率化技術などの先進的な技術開発を進め、国内産業基盤の強化を図るとともに、産官学が連携してわが国の技術力を結集する体制を構築し、イノベーションを創出することで、他国より先駆けて高性能・高付加価値、コストに優れた次世代航空機の開発に貢献します。

8 7 宇宙太陽光発電衛星計画（宇宙太陽光発電システムの研究開発）の推進

宇宙太陽光発電システムは、宇宙空間に大規模な太陽光発電装置を配置し、電波（マイクロ波）またはレーザー光線により地球に送電して、私たちの電力として利用するシステムです。その壮大な計画の実現に向けて、現在進められている地上でのエネルギー無線伝送技術などの研究の成果を踏まえ、国際宇宙ステーションに設置されているわが国の実験モジュール「きぼう」などを使用した実証計画を策定することで、将来の新エネルギー利用に向けた研究開発を推進させます。

8 8 高速増殖炉「もんじゅ」の廃止措置に向けた取り組みの推進

高速炉開発の推進を含めた核燃料サイクルの推進は、わが国の基本的な方針です。高速炉は核燃料サイクルによって期待される高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減、資源の有効利用の効果をより高めるものであり、引き続き、高速炉開発を着実に進めます。

また、「もんじゅ」については、これまでの位置付けを見直し、原子炉としての運転再開はせず、廃止措置へ移行することとされました。今般の政策変更に伴い、地元には大きな影響が生じないよう、また地元が共に発展していけるよう、必要な地域振興策などに取り組むとともに、安全かつ着実に「もんじゅ」の廃止措置を進めます。また、「もんじゅ」でこれまで培われてきた人材や様々な知見・技術などについては、将来の高速炉研究開発において最大限有効に活用します。

89 固有の安全性を有する高温ガス炉研究開発の推進

原子力発電の導入は、アジアの新興国をはじめ今後も世界的に拡大していく見込みであり、わが国には、福島第一原発事故の経験も踏まえ、世界の原子力利用における一層の安全確保に対し貢献する重要な責務があります。わが国が長らく研究を継続し、世界最高水準の技術力を有する高温ガス炉は、原理的に福島第一原発事故と同様の事故が起きることがない固有の安全性を有し、また、次世代エネルギーキャリアとして期待される水素の製造など、熱の多様な産業利用が可能な次世代原子炉です。世界的な高温ガス炉の需要の高まりを受け、世界をリードするわが国として、EUにおける高温ガス炉研究開発の中心となりつつあるポーランドとの協力をはじめとした国際的な連携を強化しつつ、高温ガス炉研究開発を推進します。

90 温室効果ガスの抜本的な排出削減を実現する革新的技術の開発

2050 年を見据え、気候変動の高精度予測技術や、画期的な省エネにつながる次世代半導体技術、再生可能エネルギー社会実現に向けた次世代太陽光発電技術、次世代蓄電池技術などの気候変動対策と経済成長を両立させる革新的技術によるイノベーションで世界をリードしていきます。

91 地震・津波、水害・土砂災害、火山噴火などの自然災害に対する強靱な社会を構築するための研究開発の推進

地震・津波、水害・土砂災害、火山噴火などの大規模な自然災害から国民の生命と財産を守るため、防災・減災対策を強化するとともに、被害を最小化し早期に回復する社会を構築することを目指した研究開発を推進します。

切迫性の高い南海トラフ地震などの巨大災害対策、海底地形調査に基づく津波被害の最小化対策、御嶽山や口永良部島などの噴火を踏まえた火山対策を含め、地震・津波、火山噴火をはじめとした自然災害に対する全国的な観測体制の充実・強化を図ることで観測・予測・対策技術の研究開発を推進するとともに、特に首都直下地震などを対象として避難行動や事業継続判断に必要な高精度な被害予測の実現などを通じ、首都機能を確実に維持するための取り組みを進めるなど安全・安心な社会を構築することを目指します。さらに、発災時に被害を最小化する技術や発災後に迅速な復旧・復興を可能とするような防災科学技術の推進

を図るなど、国土強靱化の基盤を強化します。

エネルギー

92 資源・エネルギー供給構造の多機化・多角化

わが国で消費されるエネルギー資源はほとんどが輸入に依存しており、わが国の経済は原油価格などの世界のエネルギー動向に大きな影響を受けます。資源小国であるわが国にとって、エネルギーセキュリティ（安全保障）は大きな課題の一つです。これに対応するためには、エネルギー供給構造の多機化・多角化を図る必要があります。

国内では、最優先の課題として、太陽光や風力などの再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担抑制の両立を図るため、技術開発、規制改革、系統制約の克服などを進めるとともに、徹底した省エネ対策、ゼロエミッション技術の導入を行い、カーボンフリー社会を目指します。また、福島を未来の新エネ社会のモデル創出の拠点とする「福島新エネ社会構想」の実現に取り組んでまいります。

環境負荷の小さい高効率の LNG・石炭火力発電所の増設・リプレースを推進するとともに、更なる高効率化・低炭素化に向けた技術開発を推進します。

火力発電所から排出される CO₂ の排出抑制の手段として CO₂ を取り出してコンクリートの強化剤として利用するなど有効利用するための研究を推進し、安価に実用できるようにし、既存の火力発電所の環境負荷の低減を目指し、既存の石油火力発電の有効活用の推進も行います。あわせて、後述の電力システム改革を行うことにより、広域的にみて効率がよい発電所から利用する仕組みづくりを進めます。

また、昨今の資源価格の急落は、わが国経済にとってプラスの影響もある一方、今後も資源安が続き、資源開発投資が停滞すれば、需要が再び拡大した場合に世界の需要がひっ迫し、価格が高騰する可能性もあります。そのため、対外的には、石油・石炭・天然ガスなどの基幹的な化石燃料、鉱物資源を安定的かつ安価に確保するため、わが国の最先端技術を通じた支援などにより戦略的な資源外交を展開するとともに、政策支援機関等を通じたりスクマニー供給を活用した権益獲得等により、一層の供給源の多角化を図ります。また、資源・エネルギー等の安定的かつ安価な導入を実現するため、効率的な海上輸送網の形成を図りま

す。

また、化石燃料の確保への取組だけでなく、わが国の卓越した先端的環境エネルギー技術を発揮して産業部門や運輸部門・民生部門などでのエネルギー需給の効率化と燃料転換を図ります。天然ガスとともに CO2 排出量の少ないガス体エネルギーであり、災害時にはエネルギー供給の「最後の砦」となる LP ガスについては、その普及・促進を図るため、LP ガスパルク及び高効率ガス機器等の利用機器の導入・普及の後押しと燃料転換を進めます。

なお、ガソリンスタンドは「公共インフラ」として石油製品の安定供給の確保に重要な役割を果たしており、サプライチェーンの維持強化の観点から平時有事を問わず 今後も活用してまいります。また、過疎地における 燃料供給維持に係る計画策定や 灯油配送機能の確保、一般家庭・自動車等への燃料備蓄や自家発電機の導入などの災害対応能力及び環境・IT 対応等の経営基盤の強化を支援します。

9 3 独自資源の開発の推進と産業化に向けた取組

資源小国であるわが国は、今後、早急に産学官の協力体制をより一層進め、海洋探査・採掘技術の向上など、圏内のエネルギー資源・鉱物資源の自主開発を促進しなければなりません。ものづくり、特に国際競争力を持ったハイテク製品を開発・製造する上で不可欠なレアアース及びレアメタルの着実な確保を戦略的に進めます。また、メタンハイドレート・レアアース泥等の海洋資源戦略の推進を加速します。

国内に廃棄された精密機械などに眠っているレアメタル（いわゆる都市鉱山）を効率的かつ低費用で回収できる「リサイクル事業」（レアメタルのリサイクル）を行い、わが国独自の資源として位置付けます。更に、沖縄海域、南鳥島周辺海域等、わが国の排他的経済水域にもレアメタルやレアアースをはじめとする鉱物資源の存在が確認され、更に存在する可能性も指摘されており、その探査・開発を進めるとともに、遠隔離島における活動拠点の整備等を推進します。また、メタンハイドレートや海底熱水鉱床等の海洋資源開発を加速化するための高性能のセンサーや無人探査機等の海洋資源調査技術の開発を推進します。

他方、福島第一原発事故によって現在は火力発電への依存度が増しています。これまで以上に産出国との外交展開（共同資源探査・技術的支援な

ど）や調達先の多角化などを行います。

火力発電の中心的原料である天然ガスについては、北米のシェールガスや豪州・ロシアなどからの新規供給を確保するとともに、世界最大の LNG 輸入国として柔軟な LNG 市場の形成をリードすることで、調達コストの低減を戦略的に行います。その上で、わが国や需要拡大が期待できるアジア各国等も含め、低廉で安定的な天然ガスを確保するために必要なインフラ整備や取引ルールの整備を主導していきます。また、北米からのシェールガス輸送、北極海航路等エネルギー輸送ルートの多様化に対応した安定的輸送を確保するため、わが国の技術を活かした海運・造船企業の戦略的取組を推進します。

わが国周辺の海洋にも天然ガスやメタンハイドレートが埋蔵されていることが確認されており、さらに探査を進めるとともに、採掘技術の確立やコスト減など実用化に向けた調査・研究開発を今後も国が主体的・集中的に行い、平成 30 年度を目途に、商業化の実現に向けた技術の整備を行います。

9 4 エネルギー供給構造の一体改革の推進による経済活性化・雇用の創出

東日本大震災はわが国のエネルギー体制の脆弱性を露呈させました。国民生活の安全・安心の確保や経済の成長に向けた安定したエネルギー供給体制の強化は焦眉の急であり、そのために、これまでのエネルギー政策をゼロベースで見直し、必要な電力・ガスシステム改革を強力に進めます。

戦後 60 年続いてきた電力市場制度の思想を大転換させる抜本改革を 3 段階に分けて実行します。まず、①地域を越えて電力を融通しやすくし、災害時などの安定供給を強化するための「広域系統運用の拡大」（2013 年臨時国会で法案成立）のため、2015 年 4 月に「電力広域的運営推進機関」を設立しました。次に、②家庭でも電力会社を自由に選択できるようにする「小売参入の全面自由化」（2014 年通常国会で法案成立）を 2016 年 4 月に実行しました。その際、消費者がトラブルに巻き込まれることなく各々のニーズに合った適切な選択ができるよう、電力・ガス取引監視等委員会を中心に、消費者保護の取組を強化しています。そして、③送配電網を誰もが公平に利用できるよう、電力会社の送配電部門を別会社化して中立性と独立性を高める「法的分離による配電部門の中立性の一層の確保」（2020 年実施予定）と、電気料金の規制を撤廃する「小売料金の全面自由化」

(2020 年以降に実施予定)(ともに 2015 年通常国会で法案成立)を行います。なお、一連の改革により国民生活や経済活動に支障を来すことがないよう十分に配慮し、慎重に進めながら、今後、更なる競争活性化の方策および自由化の下での公益的課題への対応を促す仕組みを整備することにより、電力システム改革の果実を消費者に還元します。

2017 年 4 月には、都市ガスの小売も全面自由化することで、電気とガスのセット販売など、多様な魅力的なサービスが消費者に提案される、競争的でダイナミックなエネルギー市場の整備を進めています。ガスについても、大手ガス会社の導管部門を別会社化して中立性と独立性を高める「法的分離」(2022 年実施予定)を行います。

電力・ガスシステム改革を完遂し、エネルギー供給構造の一体改革を推進することにより、エネルギーの安定供給を確保して国民生活の安全・安心を実現することはもちろんのこと、電気料金の抑制等により今後のわが国の産業の成長を促進させ、経済基盤の強化を図り、新規雇用を創出します。

9 5 徹底した省エネと経済成長の両立

経済成長と CO2 排出抑制を両立させるべく、新たなエネルギー投資を引き出します。産業、業務、運輸、家庭の各部門において、引き続き徹底した省エネルギー対策に取り組みます。

そのため、ベンチマーク制度(産業トップランナー)の対象を 2018 年度中に全産業のエネルギー消費量の 7 割をカバーすることを目指すとともに、民間企業等が行う先端的な省エネルギー設備の導入、中小企業に対するきめ細かな省エネ相談を実施する省エネ相談地域のプラットフォームの構築、2020 年までにハウスメーカー等の新築戸建の過半数を ZEH 化し、省エネ・リフォームを倍増すべく、住宅の省エネ等への支援を行います。

さらに、HEMS/BEMS や FEMS (Factory Energy Management System) といったエネルギーマネジメントシステムを活用する等、賢いエネルギー消費を促進します。

窒化ガリウム等の次世代半導体やリチウムイオン電池の約 10 倍の性能をもつ次世代蓄電池等の革新的な省エネルギー・再生可能エネルギー技術を活用したエネルギー対策を推進します。

9 6 再生可能エネルギーの更なる推進と分散型エネルギー社会の実現

一昨年 7 月に策定したエネルギーミックスを踏まえ、太陽光・風力・地熱・地中熱・小水力・バイオマスなどの再生可能エネルギーについて、最大限の導入と国民負担の抑制を両立してまいります。

また、再生エネルギーを中心に据え、地域に根差したエネルギー供給システムである分散型エネルギー社会を構築することにより、安定したエネルギー供給の実現を目指します。

そのため、①再生可能エネルギーのコスト効率的な導入を促す本年 4 月施行の改正 FIT 法の適切な運用や設備の低コスト化等の技術開発と必要な規制改革、②HEMS/BEMS や FEMS の導入を進めるとともに市場メカニズムを活用したスマートな節電(デマンドレスポンス)や電力分野での新ビジネス創出を図るためのネガワット取引市場の創設などの制度整備、③家庭用燃料電池(エネファーム)の高効率化・導入促進、④次世代自動車(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車など)の導入拡大に向けた環境整備、⑤燃料電池を含むコジェネ(熱電併給)の普及促進のための支援策の強化や環境整備、⑥石油の高効率利用機器の導入支援等に取り組みます。

また、再生可能エネルギー導入拡大及び分散型エネルギー社会の構築に向け、⑦送電網整備の実証や、高度な運用技術の開発、系統接続の円滑化に向けた制度面の対応など、系統制約の克服に向けた取組を推進します。

さらに、分散型エネルギーシステムの導入により地域を活性化させるため、自治体主導の取組への重点支援、スマートコミュニティ実現のための環境整備、公共施設等における太陽光発電施設や蓄電池等の設置、廃棄物焼却施設への高効率発電設備の導入、下水道が有する下水熱やバイオマス等の活用施設の導入を進めます。

加えて、地域における分散型エネルギーシステムの普及を総合的かつ効率的に促進するために必要な総合的な措置を講じます。

こうした取組を通じて、新たな投資を引き出し、新ビジネスを創出させ、GDP600 兆円に貢献し、地方創生につなげます。

9 7 資源・エネルギー分野の技街で経済活性化・資源大国へ

60 年ぶりの抜本的改革となる電力システム改革により、再生可能エネルギーや分散型エネルギーシステムなどの導入・拡大が新たな発電ビジネスや小売ビジネスを創出していくことに期待がか

かります。地域や民間企業が持つ潜在能力と高い技術力を最大限に利用することで、新しい企業体が生まれ、わが国の経済活性化の原動力となるはずです。それに伴い大幅な雇用拡大も見込まれます。

また、国際的に資源・エネルギー消費量の増加が見込まれる中、世界最高水準であるわが国の再生可能エネルギーなどを利用したスマートコミュニティの技術や、福島事故の経験と教訓に基づき安全性を高めた原子力等の技術は多岐にわたる産業と関連しており、高い技術力を誇るわが国の中小企業等の関連技術や人材を結びつけることによって多くの新規雇用を創出するため、当該分野をインフラ輸出の次世代基幹産業として位置付け、官民の新たな連携体制を整備し輸出を強力に支援することにより、わが国を資源小国（輸入国）から資源大国（資源エネルギー技術を活かしたシステム等の輸出国）へ転換させ、経済活性化及び雇用の創出を図ります。

9 8 宇宙太陽光発電衛星計画（宇宙太陽光発電システムの研究開発）の推進

宇宙太陽光発電システムは、宇宙空間に大規模な太陽光発電装置を配置し、電波（マイクロ波）又はレーザー光線により地球に送電して、私たちの電力として利用するシステムです。

その壮大な計画の実現に向けて、現在進められている地上でのエネルギー無線伝送技術などの研究成果を踏まえ、国際宇宙ステーションに設置されているわが国の実験モジュール「きぼう」などを使用した実証計画を策定することで、将来の新エネルギー利用に向けた研究開発を推進させます。

9 9 原子力政策への信頼の回復

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、被害の甚大さによって、わが国だけではなく、全世界に放射能の脅威を示すこととなりました。これまで原子力政策を推進してきたわが党は、このような事故を引き起こしたことに對してお詫びするとともに、今なお被災されている方々に対して心よりお見舞いを申し上げます。

わが党としては、福島第一原発事故は収束という言葉を使う状況にないことには変わりはなく、本格的な収束に向けて全力を尽くすとともに、事故原因の究明にも徹底的に取り組めます。

今後のエネルギー政策の根本に「安全第一主義」（テロ対策を含む）を据え、特に原子力安全規制

に関しては、権限、人事、予算面で独立した原子力規制委員会による専門的判断を優先し、新規規制基準に適合すると認められた場合には、原発の再稼働を進めます。その際、国も前面に立ち、地元自治体の理解が得られるよう丁寧な説明を尽くしてまいります。

また、新規規制基準を越えた自主的な安全性向上に努めるとともに、万が一事故が起こった場合の原子力災害対策の具体化・充実化についても、自治体からの意見も真摯に受け止め、しっかりと対応していきます。

一方、原発依存度については、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの導入拡大、火力発電高効率化により、可能な限り低減させます。この方針の下、原子力については、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源との位置付けの下、活用してまいります。

円滑な廃炉に向けた環境整備や電力自由化の中での原子力事業の在り方など、原子力政策に山積する課題について引き続き検討を進めていきます。たとえば、2016年通常国会に、再処理等拠出金を提出し、同国会で成立しました。同法に基づき、使用済燃料の再処理に関しては、再処理事業の責任主体として同年10月に新たに設立された使用済燃料再処理機構の下で、着実に実施していきます。また、原子力損害賠償制度の見直しについては、原子力委員会の下、原子力損害賠償制度専門部会での検討を加速します。さらに、原子力発電施設の「危機管理と人材育成及び廃炉等」についての国、原子力事業者、原子炉メーカーなどを含めた一元的責任体制の整備、そして放射性廃棄物・使用済燃料等の世界最高水準の日本の技術（減容化・有害期間の短縮等）を中核とした世界中の英知を結集した国際協力体制の構築、大規模避難のリスクがない地下立地の検討等を幅広く行います。原子力政策への信頼を取り戻すべく誠心誠意全力で、取り組んでいきます。

1 0 0 「安全第一主義」徹底と安心のための放射線関連業務の人材の確保など

原子力安全規制の独立性を確保するためには、職員の原子力安全に関する能力等の向上を図ることが重要であることに鑑み、国際機関や国内外の大学や研究機関との人事交流や職員の研修制度を充実していきます。

また、資格制度などによって能力を適切に評価し、能力に見合った報酬体系を作るなど、高度な

専門技術を有する人材を集めるための処遇の充実等の方策を検討します。

さらに、原子力発電所での作業や除染作業などの放射線関連業務について、作業品質の確保、作業者の技術・技能の検定、放射線関連業務の管理監督者や指導者としての能力を確保し安全性の向上を図るとともに、新たな放射線関連業務に関する国家資格「放射線関連業務士」（仮称）の創設など、これらの作業者の待遇の向上を図るための方策の検討を進めます。資格保有者が増加することにより雇用拡大が見込まれるとともに、資格保有者による国民へ放射線などの正しい知識の伝達や、資格試験受験等による国民が放射線等の正しい知識の習得を通じ、国民の安心へ寄与するなどの効果も見込めます。

また、次世代に先送らず現世代の責任を果たすべく、高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取組を着実に進めるとともに、有害期間を低減するための研究開発を推進します。また、詳細な汚染マップの作成や有効適切な除染の実施、指定廃棄物の適正な処分を国の責任で行うこととします。

101 原発立地地域の新規雇用創出

原発立地地域において、地元地方公共団体が新たな雇用を創出しようとする取組を行うに当たり、地元の要望・提案の受け皿として構造改革特区制度や地域再生制度等を活用することで、関係省庁が協力して規制改革や地域再生等に取り組み、地域の取組を支援します。また、必要に応じて新たな制度等を検討します。

102 高速炉開発の推進と「もんじゅ」の廃止措置に向けた取組の実施

将来のエネルギー問題の解決策として、現在、ロシア、中国、インドなどの国々が積極的に高速炉の開発を進めています。高速炉は放射性廃棄物の減容・有害度低減、資源の有効利用に貢献するものとしても認識されており、フランスでは2020年代中の運転開始を目指し、ナトリウム冷却高速炉の実証炉である ASTRID の開発計画が推進されています。そのような中、わが国においても、昨年末に「高速炉開発の方針」が政府決定され、今後、本方針に基づき、将来の高速炉の実現に向け、戦略の策定、体制の整備等を一体的に進めていきます。

「もんじゅ」については、これまでの位置付けを見直し、原子炉としての運転再開はせず、廃止措置へ移行することとしました。今般の政策変更

に伴い、地元には大きな影響が生じないよう、また地元が共に発展していけるよう、地元の経済や雇用等に配慮するとともに、安全かつ着実に「もんじゅ」の廃止措置を進めます。また、「もんじゅ」でこれまで培われてきた人材や様々な知見・技術等については、将来の高速炉研究開発において最大限有効に活用していきます。

103 固有の安全性を有する高温ガス炉研究開発の推進

アジアなどの新興国における原子力発電の導入は今後も拡大していく見込みであり、東京電力福島第一原子力発電所事故を経験したわが国として、積極的に世界の原子力の安全確保に貢献していくことはわが国の重要な責務です。

高温ガス炉は、固有の安全性を有し、発電用原子炉だけでなく、高温を取り出せる特長を生かした水素製造等の熱利用が期待され、次世代の原子炉として国際的に研究が進められています。世界的な高温ガス炉の需要の高まりを受け、世界をリードする高い技術力を有するわが国として、国際的な連携を図りつつ、固有の安全性を有する高温ガス炉研究開発を推進します。

104 「水素社会」の実現

将来の二次エネルギーでは、電気、熱に加え、水素が中心的役割を担うことが期待されています。2014年4月閣議決定の「エネルギー基本計画」で提唱した水素を日常生活や産業活動で利活用する「水素社会」を実現していくため、多様な技術開発や低コスト化を推進するとともに、実現可能性の高い技術から社会に実装していくため、水素基本戦略（仮称）を策定し、戦略的に制度やインフラの整備を進めます。

具体的には家庭用燃料電池（エネファーム）の更なる普及拡大、燃料電池自動車（FCV）の導入と、水素ステーションの整備促進のための技術開発と規制の見直しなどを強力に推進します。運輸面においてはFCVのみならず、燃料電池バスや燃料電池フォークリフト、二輪、船舶など燃料電池技術の運輸部門での応用を進め、導入のための支援を強化します。

わが国が世界に先んじて水素輸送技術の根幹を押さえるべく、技術開発・実証と安全基準等の制度整備を進めます。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をわが国の水素・燃料電池技術や取り組みを世界に発信するための絶好の機会と捉え、選手村

や交通手段、水素聖火台など大会運営に水素を活用し、「水素社会」を先取りしたショーケースとできるような取り組みを進めます。

105 温室効果ガスの抜本的な排出削減を実現する革新的技術の開発

2050 年を見据え、気候変動の高精度予測技術や、画期的な省エネに繋がる次世代半導体技術、再生可能エネルギー社会実現に向けた次世代太陽光発電技術、次世代蓄電池技術等の気候変動対策と経済成長を両立させる革新的技術によるイノベーションで世界をリードしていきます。

観光立国

106 観光立国の推進

外国人旅行者 2020 年 4,000 万人・旅行消費額 8 兆円を目指し、訪日プロモーションの強化やビザ緩和、免税店の拡大や電子化等利便性の向上、空港・港湾の CIQ 強化等、多様なニーズに応じた受け入れ体制の整備・強化を図ります。

観光・旅行消費の活性化を図るため、公的施設の魅力向上と更なる開放、古民家等を活用したまちづくりを進めるとともに、新幹線車両所等の産業施設・遺産、国立公園、日本遺産をはじめとする文化財や河川・ダムといった良好な水辺空間等の景観の優れた観光資源を保全・活用し、着地型旅行商品の造成促進、広域観光周遊ルートの形成促進、地方空港への LCC 等の就航促進、高速交通網の活用による「地方創生回廊」の完備、自転車利用環境の創出等により地方への誘客につなげます。

さらに、観光地域づくりの舵取り役を担う法人（DMO）の形成、官民ファンドの活用による観光地の再生・活性化、宿泊業の生産性向上、観光経営人材育成等により観光産業の革新を図ります。

また、観光をわが国の基幹産業へ成長させるため、ナイトエンターテインメント、アート、伝統芸能等の外国人向けコンテンツの開発や受入体制の整備などによる新しい観光資源の開拓、国別戦略に基づくプロモーションの高度化、重要な国際学術会議などの MICE 誘致、ビザの戦略的緩和と審査体制の整備等を推進します。

加えて、羽田空港の飛行経路の見直しやコンセッション等による空港の機能強化、官民連携による国際クルーズ拠点の形成、革新的な出入国審査などの CIQ の計画的な物的・人的体制整備、上質

な宿泊施設の拡充の促進、多様な民泊サービスの健全な普及等を図るとともに、通訳ガイドの質・量の充実、旅行商品の企画・手配を行うランドオペレーターの登録制度の導入、外国人患者受入れ体制の整備やキャッシュレス環境の整備、観光地周辺の公共交通の充実や多言語対応、ICT を活用した渋滞対策等による円滑なアクセスの確保、急増する訪日外国人観光客のレンタカー利用による事故の防止等を推進します。高速バスネットワーク強化のため、乗り継ぎ拠点の整備などを推進します。

違法民泊業者・提供者の厳格な排除・取締りを行うとともに、ルールに則った民泊については、ホテル・旅館業者への適切な支援、宿泊施設の需給バランスや宿泊を通じた日本文化理解に対する多様なニーズを鑑みつつ、規制緩和やルール整備に積極的に取り組みます。

観光庁や日本政府観光局の組織体制の拡充を図るとともに、受益者負担の考えに基づき、今後さらに増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するために必要となる新たな観光財源の確保に取り組み、観光立国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図ります。

107 多言語音声翻訳の普及

訪日外国人数が過去最多を記録し、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会ではさらなる来訪者が見込まれている中、わが国の豊かな文化や魅力に触れてもらう上で「言葉の壁」が大きな問題となっています。

ICT の発達により実現可能となった多言語の音声翻訳を幅広く普及させ、4K・8K、デジタルサイネージ等も活用して「言葉の壁」をなくし、様々な国から訪れる外国人を地方の観光地等で「おもてなし」できるようにすることで、地方創生に貢献します。

2020 年 東京オリンピック・パラリンピック

108 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功とレガシーの創出

2020 年東京大会の成功に向けて、総理を本部長、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣を副本部長とする東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の下で、一昨年閣議決定した、いわゆる「オリパラ基本方針」に基づき、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の

総合的かつ集中的な推進に政府一丸となって取り組むとともに、2020 年東京大会を「復興五輪」として、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信します。

2020 年東京大会を東京だけのイベントとすることなく日本全体の祭典となるよう、参加国・地域と日本の自治体が、スポーツ、食、伝統文化などの幅広い分野で、草の根レベルの交流を行い、2020 年を越えた永い関係を築き上げる「ホストタウン」の推進や、スポーツを通じた国際交流やオリンピック・パラリンピック教育の全国展開、文化プログラム（beyond2020 プログラム）の実施などを幅広く展開し、スポーツボランティアの育成を図るなど、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国へ波及させるとともに、心のバリアフリーの推進などを通じて、ユニバーサルデザインに基づいた街づくりを進めます。こうした取り組みを通じ、競技場や交通網などのインフラのみならず様々な分野で 2020 年東京大会のレガシー（遺産）を地域に根付かせります。

また、新国立競技場の整備を着実に進めるとともに、国際的なアンチ・ドーピングの活動の推進支援や発展途上国における学校体育カリキュラムなどの策定支援、スポーツ指導者の派遣など、「Sport for Tomorrow」プログラムに取り組み、スポーツ分野における国際貢献を進めていきます。

2020 年東京大会に向けて、バス・タクシーなどの交通サービスの整備や次世代自動車（運転支援システムの高度化・燃料電池車など）の導入の着実な推進、五輪特別ナンバープレートの実現などを図ります。また、水素社会の構築に向けた環境・エネルギー技術、ロボット技術など、日本の強みである技術をショーケース化し、世界に発信します。

109 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた「心のバリアフリー」の推進

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、「心のバリアフリー」を推進し、共生社会の実現に取り組めます。

110 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした農林水産業の発展

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を日本の農林水産業の発展のチャンスにします。農業生産工程管理（GAP）等の普及を図り、国

内外の需要に対応するとともに、その先の輸出促進にもつなげます。大会関連施設の整備等に国産木材・花き等を積極的に利用します。

Ⅱ. 地方創生 農林水産・中小企業

復興

111 復興が最優先

引き続き、東日本大震災からの復興を最優先に進めます。

わが国で開催される 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ 2019 では、復興を果たしたわが国の姿をお見せすることが、世界中の方々からいただいたご支援、ご協力に報いることだと思います。

112 復興の加速化

今年度は「復興・創生期間」（平成 28～32 年度）の 2 年目であり、より一層着実に被災者と被災地の生活と生業を取り戻し、安定した未来の東北の発展を確立するため、地域住民と市町村、県、国が共通の認識を持って共通の目標に向かっていく「オール・ジャパン体制」をより一層強化します。

復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細やかに対応しつつ、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現することを目指します。

113 被災者の方々に生活の見通しと希望を

被災地における高台移転と災害公営住宅は、今年度末までに 9 割が完成見込みとなっています。被災者の方々に一日も早く恒久的な住宅に入ってもらえるよう、本年 5 月に改定した「住まいの復興工程表」に基づいて、引き続き工事を急ぐとともに、「いつ、どこに、誰と、どのように」住めるのか、生活の見通しと希望が持てるように取り組みます。

114 「まち機能」の整備

産業・なりわいの再生を加速し、雇用の確保や教育、医療、商店街等の「まち機能」を整備して、安心して暮らせる環境を作ります。

福島県では、その一環として、「福島イノベーション・コースト構想」の実現に向けて、政府と

一体で、拠点整備、研究開発、産業集積、生活環境整備、人材育成等に引き続き取り組みます。

1 1 5 新たなコミュニティの形成

今後、被災者の災害公営住宅への入居等が進んでいくと、新たなコミュニティの形成が課題になってきます。そのため、見守り・生活相談の実施、生活再建の相談支援、新たなコミュニティ形成や既存コミュニティとの融合などへの支援、被災者の生きがいがづくりのための「心の復興」事業などを進めます。

1 1 6 地域経済の再生

平穏な生活を送る上で不可欠ななりわいの再建、地域経済再生の核となる地場産業の復興・成長の道筋を定めるため、必要な対策に一層力を入れて取り組みます。まず、生業の基盤となる商店街を再生するため、商業施設の整備支援や仮設施設の有効活用、まちづくり会社の資金調達等の支援を推進します。その際、商業施設の開発や運営の専門家の派遣等を含む多角的な支援を行います。さらに自立的で、活力ある地域経済を再生するため、水産加工業、食品製造業、ものづくり産業、農業、林業、漁業、観光業等、主力産業の成長を促進、なかでも震災以前の水準と大きくかけ離れている東北地方の観光の振興や水産加工業の販路回復の分野については重点的に取り組みます。

また、津波・原子力災害被災地域企業立地補助金、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金等を活用した製造業等の企業の新規立地を促進するとともに、地域資源を用いた新商品開発、技術開発や販路開拓の支援に加え、高付加価値化や人材確保対策等の復旧を超える取り組みを含め、被災地域の中小企業等の前向きな取り組みと挑戦について、あらゆる政策・制度を活用して支援します。

1 1 7 復興の進展に合わせた心と体の健康維持

復興の進展により、被災者の健康・生活支援も多様化しています。仮設住宅での避難生活の長期化や恒久住宅への移転、あるいは新天地への移住といった復興のステージの進展に伴い発生する課題に対応して、被災者支援の施策に総合的に取り組みます。さらに、避難者の孤立防止や心身の状況に応じた適切な支援を行っていくため、見守りや健康支援、高齢者の生きがいや健康づくり等の効果的な事例を広く紹介、実施支援をしていくほか、被災者の心のケアの強化、児童・生徒の心の

サポート、学習支援等とともに、支援者のケアにも配慮していきます。

1 1 8 地域医療・介護の復興

「まち機能」に欠かせない地域の医療や介護の復興をさらに推進します。

特に、原子力災害被災地域では、医療・介護の提供体制の確保に向け、避難中の看護職員の帰還と再就職の促進や地元の医療機関の連携の推進に加え、被災地で勤務する医師の支援のための効果的な対策を講じるとともに、介護人材の確保等を支援します。

1 1 9 実情を踏まえたきめ細かい対応

住宅や廃棄物処理など、多くの避難者を受け入れた地域における諸問題や避難中の防犯対策、資機材の不足対応のほか、災害による人口流出、復興事業にかかる労働力や宿舍需要の対策等についても、実情に沿ったきめ細かい対応をしていきます。

1 2 0 行政需要の変化への対応

被災地の自治体への職員派遣に要する経費（応援職員、任期付職員の人件費等）については、復興・創生期間についても引き続き自治体負担ゼロとし、復興事業に支障が出ないよう必要な人員確保の体制を整備します。

1 2 1 鳥獣被害の防止対策

イノシシなどの野生鳥獣が復興の妨げにもなることから、その生息状況等調査を継続するほか、侵入防止柵の整備や捕獲おり・わなの設置、捕獲・処理、環境管理など、鳥獣の被害防止対策について支援します。

1 2 2 「協働」による福島再生

帰還をお待ちいただく被災者の方々のための住宅建設を進めつつ、避難指示・解除地域全体の将来図の具体化を進めるなど、国・県・市町村・住民が一体となった4輪駆動の「協働」馬力で福島の再生を実現します。

1 2 3 廃炉・汚染水対策

廃炉対策については、使用済燃料の取り出しや溶融した燃料デブリの取り出しについて、世界の英知を結集し、放射性物資の飛散防止を含め万全を期して安全かつ着実に進めます。

汚染水対策については、安定的で持続的な収束に向かっていくことを踏まえ、今後は、一定の浄化水の処理について、検討を進めます。

1 2 4 避難指示・解除地域の復興及び再生

避難指示の解除は、本格的な復興に向けたスタートです。すでに避難指示が解除されている地域については、地元ごとの課題にきめ細かく対応するとともに、産業の再生や生活環境の整備に取り組むことで、地域の復興及び再生をさらに進めていきます。

また、帰還困難区域については、改正福島地区組法をもとに、たとえ長い年月を要するとしても、将来的にその全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意を一層強くし、地元の意向を反映した特定復興再生拠点計画の早期実現などを通じて、復興に向けた環境整備を進めます。

1 2 5 中間貯蔵施設の整備

中間貯蔵施設の整備については、国が県、市町村と連携して地域住民の方々のご理解とご協力のもと、用地取得を加速化し、施設の整備を進めていきます。

生活圏内に保管されている汚染土壌等については、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに相当部分を中間貯蔵施設に搬入し終えるよう、廃炉・汚染水対策作業に係る人員や資機材、周辺町村の復興事業関連の輸送をも勘案しつつ、安全で、効率的、効果的に進めます。

1 2 6 効率的な除染

平成 29 年 3 月までに面的除染を完了しましたが、引き続き実際の個人線量を重視し、他の放射線防護対策と連携しながらきめ細かな対応を講じます。

1 2 7 指定廃棄物の処理

福島県の放射性物質汚染廃棄物（指定廃棄物）の処理については、地元の理解を得ながら、安心・安全の確保に最大限配慮しながら、事業の開始に向けて関係者との調整に取り組んでいきます。

一方、福島県以外の 5 県においても、各県内で安全かつ早期に処理を進めるための調整を丁寧に行うとともに、風評被害対策や地元振興策など、地元の不安の解消にも最大限努力していきます。

1 2 8 ICT による復興と経済成長の両立

被災地のトンネル、橋梁等を含む道路インフラ等、社会インフラの強靱化に際しては、特に維持管理サイクルにセンサー等を用いた ICT や、AI、UAV 等の先端技術を導入するとともに、建設生産プロセスへの 3 次元モデル導入等を進め、それらのビッグデータの蓄積・解析のための専門家の育成やサービス要員の確保等を通じて地域経済を振興し、これらの取り組みを全国へと普及させます。

1 2 9 原子力損害賠償

原子力損害賠償は、帰還する場合においても、新しい生活を始める場合においても、住民の将来に向けた生活再建のために必須です。東京電力による原子力損害賠償が迅速かつ適切に実施されるよう徹底します。加えて、企業誘致や営農再開等により雇用を創出するなど、生活の自立に向けた支援策をさらに強化します。

1 3 0 風評被害対策

風評の払拭を図るため、放射線に関する国民の理解の増進に向けたリスクコミュニケーション等を積極的に推進し、いじめ対策等に取り組んでいきます。また、被災地産品の放射性物質の検査結果公表のほか、被災地産品の被災地内外での消費・販路拡大、国内外からの被災地への誘客促進、風評被害を受けた産業の支援等を行っていきます。

その他、除染、中間貯蔵施設の整備、避難指示の解除等の進捗について、広く理解されることが風評被害対策の基本であることを踏まえ、地元をはじめ国民、世界に向けて積極的に広く情報発信していきます。また、科学的根拠を伴わない、不当な輸入規制の撤廃も引き続き求めます。

1 3 1 「災害対策に責任をもてる危機管理体制」の整備

東日本大震災を踏まえ、避けられない将来の備えとして、同時複合災害発生時の的確な初動対応に万全を期すため、災害発生時のマニュアルの点検や訓練を充実させるほか、想定外を想定した「災害対策に責任をもてる危機管理体制」の整備についても引き続き検討を進めます。

1 3 2 原子力安全の最優先確保と規制行政の不断の見直し

福島第一原発事故の教訓を踏まえ、わが国の原子力規制に対する国内外の信頼を回復するために、

いかなる事情よりも安全性を最優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げてまいります。

また、原子力規制委員会の独立性を尊重しつつ、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の位置づけや審査基準策定における役割など、原子力利用の安全に関する行政組織のあり方については、必要に応じ法改正も含めて更なる見直しを行います。

1 3 3 原子力災害への対応と原子力専門人材の充実

原子力規制機関の信頼性を確保し、IAEA（国際原子力機関）の最新の国際基準に照らして原子力規制を一層向上させるため、IAEA の総合的規制評価サービス（IRRS）の評価や指摘等を踏まえて改正された原子炉等規制法の着実な実施をはじめ、より実効性の高い規制の実現を目指します。

また、原子力・放射能に関する高度の知見を有する人材の採用、養成などにより、原子力規制委員会の人員の増強・強化を図り、審査・検査体制及び原子力防災体制など、必要な体制整備を行うことで、原子力規制組織全体のパワーアップを実現します。あわせて、原子力防災を担当する内閣府の体制をさらに強化するとともに、関係自治体が行う防災資機材の整備、要援護者施設の放射線防護対策、防災訓練の実施等の防災対策への支援を継続します。

さらに、原子力規制委員会による規制業務の新たな哲学を確立するため、現在の「組織理念」を「規制原則」へ発展・深化させ、原子力規制文化の大胆な改革を断行します。

1 3 4 原子力に関する知見の国際的な共有化

わが国の原子力規制の向上及び他国の安全性確保に資するため、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験から得た知見の国際的な共有化を進めます。

また、原発事故による放射性物質の拡散が人体や生態系に及ぼす影響を長期的に調査・公表することによって、安全な国民生活に寄与するとともに、世界と将来の人類への責任を果たします。

さらに、そうした海外との人材交流を通じ、わが国の資源、エネルギー専門人材の育成を強化します。

1 3 5 国内外の英知を結集した東京電力福島第一原発の廃炉研究開発の加速

福島原子力発電所の事故対策において、環境モ

ニタリングや地元住民の支援などで現行施策を拡充するとともに、新たに研究開発が必要となった原発事故の後処理や廃棄物の処理・処分、放射線可視化技術などの効果的な除染の方法等を早急に確立、普及します。

また、東日本大震災からの復興のためにも福島原子力発電所の廃炉に向けた取り組みはわが国にとって最重要事項の一つです。事業者任せにするのではなく、国が前面に立って廃炉に向けた支援を進めていきます。今後、世界でも経験のない燃料デブリの取り出しや放射性廃棄物の処理処分等を着実に進め、廃炉を加速していくためには、国内のみならず海外の研究者・技術者の英知を結集した技術開発が必要不可欠となります。

このため、国内外の英知を結集させ、研究拠点を整備し、廃炉に必要な人材育成や研究開発を加速させます。

1 3 6 G 空間による東日本大震災復旧・復興への支援

G 空間プロジェクトの活動成果として、正確で効率的な測量や地図作成技術、地震予知技術、早期津波検知技術、衛星利用による避難誘導技術、さらにはG 空間情報を一括管理運用することで災害予知、災害対応、復旧・復興に貢献するG 空間情報センターと防災システムの設置等があげられます。東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、これら先進的技術と ICT の連携活用で将来を見据えた安全・安心 G 空間社会の実現を目指して推進します。また、今後予想される大震災に備えて防災・減災のためにこの成果を全国展開、海外に展開します。

1 3 7 ICT 基盤整備による復興まちづくりへの貢献

今や ICT は社会インフラに不可欠な存在となっており、被災地の復旧・復興と被災者への支援に ICT の活用は欠かせません。東日本大震災からの復興の進展に伴い、復興計画に基づく高台への移転などを含むまちづくりが本格化しています。これらの被災自治体において、住民が新しい生活を円滑に開始できるよう、超高速ブロードバンド、放送の受信環境及び公共施設における情報通信システム等の ICT 基盤の整備や復旧を支援します。あわせて自治体の事業継続計画を早急に整備します。

また、原発事故や被災地での高台移転等を契機としたスマートシティの実現は、環境やエネルギ

一問題の解決にも資するものです。このような復興のための ICT 活用施策は、復興後の成長や社会問題の解決に大きく貢献するのみならず、従来からの課題である社会問題解決による国民生活の向上、経済成長と雇用創出、官の国民サービスの向上も促進するため、最大限活用します。また、被災地のトンネル、橋梁などを含む道路インフラ等、社会インフラの強靱化に際しては、特に維持管理サイクルにセンサー等を用いた ICT を導入し、それらのビッグデータの蓄積・解析のための専門家の育成やサービス要員の確保等を通して、地域経済を振興し、これらの取り組みを全国へと普及させます。

地方創生

1.3.8 地方創生の実行

地方は少子高齢化や過疎化の最前線であり、地方の元氣なくして日本の再生はありません。「一億総活躍」、「人づくり革命」、「働き方改革」、すべての舞台は「地方」であり「ふるさと」です。引き続き地方の主体的な取組を強力に応援し、地方が主役の「地方創生」を実現します。首都圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持します。

1 「地方の自主的取組を進める政策」の実行

(地方創生推進交付金等での支援)

アベノミクスの実現に向けて、地方創生の取組を強力に推し進めます。

今、それぞれの地方公共団体において、地方版総合戦略に基づき、自分たちの未来を、自分たちの創意工夫で切り拓く、意欲的なチャレンジが行われています。地方公共団体のこれらの意欲的な取組を引き続き「地方創生推進交付金」等で積極的に支援し、地方創生の新展開を図ります。

また、地方創生は一朝一夕では実現しない、息の長い取組です。このような施策により、平成 30 年度以降も、地方公共団体のチャレンジを、安定的・継続的に支援していきます。

(地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の活用)

企業が創業地などの地方創生プロジェクトを応援することを促進するとともに、地方公共団体が企業に地方創生の取組をアピールするために政策面で競い合うことを促進することにより、地方創

生の取組を加速化するため、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の積極的な活用を図ります。

(東京圏と地方の格差是正)

すべての地域を大切に基本姿勢の下、産業、生活、移動の基盤が不十分で、格差がある地域についての環境整備等を、震災復興の加速化、国土強靱化の促進などの取組とより一層連携して進めます。

2 「地方に『しごと』と『ひと』を呼び込む政策」の実行

(女性が輝く社会の構築)

すべての女性が働き方、生き方など自分の希望を実現し、個性と能力を十分に発揮できる「すべての女性が輝く社会」の実現を目指します。このため、女性の職業生活における活躍を推進するための法律に基づき、地域において、家事・子育てなどの経験を活かした再就職支援、正社員への転換の促進など働く女性の処遇改善、女性の参画が少ない分野での就業支援などを強力に進めます。

(人口減少の克服)

切れ目のない妊娠・出産・子育て支援の強化、待機児童解消の加速化、男性の家事・子育てへの参画促進など総合的な少子化対策に取り組み、若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現させます。

(地域アプローチの推進)

少子化の状況やその背景にある「働き方」の実態は地域によって異なっているため、それぞれの特性に応じた地方の取組を主力とする「地域アプローチ」を推進し、地域の実情に応じた「働き方改革」を支援します。

(人材が還流するシステムの構築)

地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進するため、地域イノベーション創出のための研究機関等の移転を着実に進めるとともに、社会実験も実施しながら文化庁を始めとする中央省庁など政府関係機関の地方移転を推進します。また、プロフェッショナル人材を活用するとともに、企業の地方への移転や地方への人材還流システムを構築します。また、地方への移住を促進するため、就労・居住・生活支援に係るワンストップの情報提供システムや相談支援窓口を充実させるとともに、地方活性化に貢献したい志を持つ若者を地方

につなぐ「地域おこし協力隊」の拡充・体制強化を図ります。

（「生涯活躍のまち」の推進）

中高年齢者が希望に応じて地方やまちなかに移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要な医療・介護を受けることができる地域づくりを進めます。

（地方における魅力あるしごとの創出）

地方において魅力ある職場を生み出すため、地域の産業の生産性向上や新たな事業創出の促進、一次産品や観光資源、文化・スポーツ資源などの地域資源の活用を支援します。このため、「地域の技の国際化（ローカルイノベーション）」、「地域の魅力のブランド化（ローカルブランディング）」、「地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上）」などを通じ、ローカル・アベノミクスの地方への推進を図ります。

（空き店舗、遊休農地、古民家等の遊休資産の活用）

地方における遊休資産を活用することにより、都市・まちの生産性向上や地域の魅力を引き出し、地域の活性化を図ります。そのため、地方公共団体が特に定める重点的な地域等において、空き店舗の活用に向けた仕組みを構築します。また、既存の施策に加え、優良農地を確保するとともに遊休農地も活用しつつ農村地域における雇用と所得の創出を推進します。さらに、地域に残る古民家等の歴史的資源を観光まちづくりの核として再生・活用する取組を、2020 年までに全国 200 地域で展開します。

（地域経済牽引事業の促進）

地域未来投資促進法を活用し、地域経済牽引事業に、予算、税制、金融、規制緩和等のあらゆる政策ツールを集中投入し、3 年で、2,000 社程度の支援を目指します。

（地域商社の推進）

民間投資を呼び込めるような先導的な地域商社について、地域商社協議会等を通じ事業構想・組織設計から物流、販路開拓、事業の収益化まで支援します。

（地方大学の振興や地方における若者の雇用機会の創出等）

地方大学の振興や地方における若者の雇用機会の創出等により東京一極集中を是正するとともに、東京と地方がそれぞれの強みを活かして共存共栄し、日本全体が発展していくことを目指します。地方大学の振興による地方の特色ある創生のため、産官学連携の下、地域の中核的な産業振興とその専門人材育成等を行う地方の優れた地方創生の取組を新たな交付金により支援します。また、地方における地元企業等に就職した者に対する奨学金返還支援制度の促進や、自分の住む地域に誇りと愛着を持つことを促進する教育を強化するとともに、地（知）の拠点である大学や高等専門学校、専修学校、高等学校における地方公共団体や企業等と連携した取組を強化することにより、地域産業を担う高度な専門的職業人材や、地域に貢献する人材を育成します。

（地方生活の魅力の発信等）

地域にある豊かな自然、固有の歴史・文化・伝統などの魅力について、子供のころから学び、触れる機会を創出します。また、人々のライフステージに応じた段階的な移住・定住の推進策等を進めるに当たっては、併せて、地方生活の魅力を発信する必要があるため、地方生活の魅力について好事例の収集・発信・横展開を行います。

3 「地域の特性に即して地域課題を解決する政策」の実行

（魅力ある地方都市の形成）

地方都市において、健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保していきます。このため、コンパクト＋ネットワークでまちづくりを進め、都市機能の強化と公共交通網の再構築などによるネットワーク形成で、魅力ある経済・生活圏を形成します。また、地域住民等が良好な環境の形成や地域の魅力向上に取り組むエリアマネジメント等により、地域の「稼ぐ力」や「地域価値」の向上を図る「稼げるまちづくり」を推進し、まちに賑わいと活力を生み出し、民間投資の喚起や所得・雇用の増加等につなげます。

（農村漁村の維持）

将来にわたって農山漁村の生活を維持し、安心なくらしを守ります。このため、2020 年までに小さな拠点を 1,000 か所形成することを目指し、生活に必要なサービス機能（医療、介護、商業、物流等）を維持し、地域運営組織（住民が主体となって地域の維持、生活サービスの提供を行う組織）

を支援します。

1 3 9 道州制の導入に向けて

昨今、インフラの整備と災害に対する備えが急がれ、情報通信技術の著しい発達による激しい社会の変化でネット社会の進化が一層進む中にある「新たな国のかたち」を実現させることで、わが国の未来に備え、新たな希望を持って次の時代に向かうために、国民の皆様の理解を得る努力をしていかなければならない。

道州は、従来の国家機能の一部を担い、国際競争力を持つ地域経営の主体として構築するとともに、基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、住民に直接関わる事務について自ら考え、自ら実践できる地域完結性を有する主体として構築します。

このため、導入までの間は、地域の自主自立をめざし活力が発揮できるよう、地方公共団体間での広域的な連携の取組の後押しを図るため、広域連合の活用、道州制特区法の活用などを検討します。

1 4 0 地方税財政の充実

地方財政の厳しい状況に鑑み、地方一般財源の充実・強化を図ります。その際、税制抜本改革の一環として、税収が安定的で税源の偏在性の小さい地方税体系の構築を目指し、地方消費税の引上げや地方法人課税の偏在是正を行うとともに、引き続き、地方交付税の法定率の見直しなどを検討します。また、地方創生を進めるための地方財源の確保も重要である観点から、ふるさと納税制度や企業版ふるさと納税制度について、適正な運用方針のもと、積極的な活用を図っていきます。

1 4 1 大都市制度等の検討

指定都市の役割を踏まえた地方活性化策を実施するとともに、多様な大都市制度の活用を推進します。

1 4 2 小規模町村への支援

人口の減少が続く中山間地の小規模基礎自治体においては、人口減少に歯止めをかける過疎対策などを充実させ、支援のための新たな仕組みについて議論を進めます。

1 4 3 地域コミュニティの再生

地域の「きずな」を再生するため、町内会や自治会など地域に根ざした活動を行う団体等を支援

します。

地域で暮らす人々が中心となって、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織である「地域運営組織」の形成及び持続的な運営を支援します。各集落、小学校校区単位のコミュニティ活動や自治会またNPO等の身近な団体活動を支援する「コミュニティ活動基本法」を制定し、地域内の活性化を図ります。

さらに、個性豊かで誇りある地域づくりに向け、民間アドバイザー派遣等の人材支援を推進するとともに、地域の人材力の向上を支援します。

1 4 4 「移住・交流情報ガーデン」、「全国移住ナビ」の充実

地域の活性化のためには、東京一極集中に歯止めをかけ、地方への新しい人の流れを創り出すことが喫緊の課題です。地方への移住・交流を推進するため設置した居住・就労・生活支援などの情報提供や相談についてワンストップで対応する「移住・交流情報ガーデン」においてセミナー等の充実を図るとともに、地方移住への興味・関心を高めるための「移住フェア」を実施するなど移住に関する情報提供の充実を図ります。また、総合的な情報提供を行うため、地方自治体や関係府省が連携した、全国のしごとや住まいなどの移住関連情報を一元的に集約したポータルサイト「全国移住ナビ」の更なる充実を図ります。

1 4 5 「地域おこし協力隊」の拡充

都市から地方への定住・定着を図り、地域の活性化に大きな役割を果たしている「地域おこし協力隊」の大幅な拡充を図ります。

そのため、新規隊員の掘り起こし、自治体の受入態勢の充実、隊員や自治体からの相談対応、任期終了後の起業支援等に取り組むことにより、隊員の募集から任期終了後の定住・定着まで一貫した支援を行って参ります。

1 4 6 地域との多様なつながりの創出

地域への「ヒト・情報」の流れを創出するために、長期的な「定住人口」や短期的な「交流人口」のほか、地域や地域の人々と多様に関わる者である「関係人口」に着目し、地域外の者からの交流の入り口を増やす取組を推進するとともに、地域と密度の濃いつながりを生み出す取組を展開します。

1 4 7 地域社会の担い手の育成

人口が急減し、農林水産業、商工業等の地場産業の担い手が消滅しつつある地域について、ワークシェアリングの手法を活用しつつ、社会保険にも加入し、地域の担い手を確保する事業体を応援する枠組みについての検討を進めます。

1 4 8 ローカルアベノミクスの推進と地域密着型企业への支援

産（事業者）・学（大学等）・金（地域金融機関）・官（自治体）の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企业を10,000事業程度立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進します。具体的には、地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む、民間事業者の初期投資費用に対して、地方自治体が助成する場合に、地域経済循環創造事業交付金を交付すること等による支援を行います。

マイナンバーカードを活用し、クレジットカードなどのポイントやマイレージを合算して、全国津々浦々で使える地域経済応援ポイントの利用拡大を通じ、地域の消費拡大を図ります。併せて、公共施設等の様々な利用者カードのワンカード化を推進します。

エネルギーの地産地消により、自立的で持続可能な災害に強い地域分散型のエネルギーシステムを構築、地域経済の好循環を創出し、林業の振興等を含め、広く地域の雇用を創出する、「分散型エネルギーインフラプロジェクト」を推進します。バイオマスなどの地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるため、「マスタープラン（地域の特性を活かしたエネルギー事業導入計画）」の策定を推進するとともに、関係省庁の横串での連携により、地域での事業化を促進します。

1 4 9 地域経済のグローバル好循環の拡大

自治体が核となって、地方の中堅・中小企業がオープンな世界に踏み出すチャンスを広げるため、「地域経済グローバル循環創造事業」を推進します。ジェトロ・中小企業基盤整備機構等と連携した、地域産品の海外への販路開拓や地域への企業誘致等に係る情報を一元的に集約する「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」の充実を図るため、民間事業者と連携した、地域産品や食の魅力を高めるための取組を推進します。

1 5 0 地方分権及び地方創生の推進に伴う地方の機能強化

全国知事会など地方六団体と国と地方の協議の場を活用するなどし、国と地方の徹底的な議論を行います。また、地方公共団体が地方創生において積極的な役割を果たし、適切に事務を処理することができるよう、首長、監査委員等、議会、住民訴訟をはじめとする地方公共団体のガバナンスの確立に取り組んでいきます。

1 5 1 地方創生の実現に向けた ICT/IoT 地域実装の推進等

これからの地方創生には、あらゆるものの基盤であり、イノベーションの源泉である ICT/IoT の一層の実装が不可欠です。農林水産業、教育、医療、防災、観光、行政等の分野で ICT/IoT の利活用に取り組む自治体や事業者などを支援するとともに、地方へのしごとや人の流れを生み出す「ふるさとテレワーク」や、観光・防災・教育拠点等における公衆無線 LAN 環境の整備を推進することにより、地方居住、地域の生産性向上、雇用の拡大等を促進します。

また、スマートシティの推進やオープンデータ・テストベッドの整備等を通じて地域におけるデータ利活用を促進し、地域経済の活性化や地域課題の解決を図ります。

1 5 2 地域の魅力の情報発信

わが国の各地域の魅力を広く情報発信し地方創生などに資するため、ビジットジャパンやクールジャパンはもとより地域の活性化等を目的とした地方独自の放送コンテンツを製作し海外に継続的に発信する取組を推進するほか、地域のコンテンツを日本全国および世界に向け多様なメディアを通じ発信するため、放送と通信の連携技術の活用に係る技術的課題等の解決に取り組めます。番組ロケ地を巡る聖地巡礼など、海外旅行者のニーズをビッグデータ解析等により的確に捉え、クールジャパン施策や放送コンテンツと連携した地域活性化施策の展開を図ります。

このほか、NHK のテレビ国際放送の充実強化を図るため、多言語化実現に向けた実証や認知度向上に向けたプロモーション活動を推進します。

1 5 3 過疎地域対策の充実

わが党の主導により、「過疎地域自立促進特別措置法」が大幅に拡充強化されました。過疎地域の方々から要望が大きかったソフト事業への過疎債

の活用を盛り込み、医師確保やコミュニティバスの活用など過疎地の実情に即した対策ができるようにしたことに加え、ハード事業への過疎債の活用についても、対象施設を追加しました。また、平成 27 年国勢調査の結果を踏まえて、過疎地域の要件を追加する改正を行いました。

過疎地域において、基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住できる環境を整備して、地域の活性化を図るとともに、日常生活を支える持続的な宅配物流ネットワークの構築などへの支援も含め、今後とも過疎対策の充実強化に全力を尽くします。

154 郵政事業の更なる発展、ユニバーサルサービスの確保、地域住民への利便性の向上

国民共有の財産である郵政事業は、民営化して 10 年を経過し、日本郵政株式の二次売却が行われるなど、更なる事業発展の段階を迎えています。

経済社会基盤としての郵便局網を活かして、自治体、金融機関及び地域産業等との協調・連携を促進し、地域における資金循環の円滑化により、地域の活性化と創生に取り組めます。

また、アジアを中心とした国々に対する協力や連携などによって日本型郵便インフラシステムの国際展開を支援します。

さらにユニバーサルサービスを確保し、地域住民の利便性の向上を図るとともに、最も住民に身近な金融機関であるゆうちょ銀行・かんぽ生命保険の限度額については、資金シフトの状況等も勘案しつつ、更なる見直しを検討します。

155 テレワークの普及推進

ICT を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方である「テレワーク」の普及により、ワークライフバランスの向上や、働き方改革を通じた生産性の向上がもたらされます。わが党は、地方でも都会と同じように働くことを可能にし、都会から地方への仕事や人の流れを生み出す「ふるさとテレワーク」の実施など、その後の状況も踏まえ、昨年 5 月 11 日に新たな提言「テレワークを活用した効率的で多様な働き方の実現に向けて」をとりまとめました。本提言及び 2020 年に向けて本年からスタートした「テレワーク・デイ」（7 月 24 日）の成果等も踏まえ、一億総活躍社会の実現や地方創生に有効な手段として、テレワークの普及をさらに推進していきます。

156 「地方に『しごと』と『ひと』を呼び込む政策」の実行と人材が還流するシステムの構築

地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進するため、地域イノベーション創出のための研究機関等の移転を着実に進めるとともに、社会実験も実施しながら文化庁を始めとする中央省庁など政府関係機関の地方移転を推進します。また、企業の地方への移転や地方への人材還流システムを構築します。また、地方への移住を促進するため、「移住・交流情報ガーデン」や「全国移住ナビ」を更に充実させるとともに、地方活性化に貢献したい志を持つ若者を地方につなぐ「地域おこし協力隊」の拡充・体制強化を図ります。

157 沖縄振興 2 法に基づく「強く自立した沖縄」の実現

沖縄振興については、沖縄がわが国 21 世紀の成長モデルとなるように「強く自立した沖縄」の実現に向けて、更に強力に取り組めます。平成 24 年にわが党の主張を十分に反映するかたちで修正・成立した沖縄振興特別措置法及び沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（跡地利用特措法）の沖縄振興 2 法の下、振興計画が策定され、具体的な施策が実行に移されています。

平成 26 年には沖縄振興特別措置法を改正し、経済金融活性化特別地区の創設など税制に係る国の支援措置をさらに拡充しました。また、平成 29 年にはその適用期限を延長しました。

さらに、平成 27 年には跡地利用特措法を改正し、公共用地の先行取得制度の拡充を行いました。平成 27 年 3 月に返還された西普天間住宅地区の跡地における琉球大学医学部及び同附属病院の移設を中心とした沖縄健康医療拠点の形成を始めとする駐留軍用地跡地の迅速かつ効果的な利用を進めます。

沖縄振興を進めるに当たっては、急増する観光客の受入れや国際物流拠点の形成に取り組むことが重要です。そのため、那覇空港の第二滑走路建設については、平成 31 年度末の供用開始に向け、着実に事業を進めます。さらに、今後、沖縄振興特別措置法に盛り込まれた、アジアと日本を繋ぐハブとしての国際物流拠点産業集積策や観光産業・文化等の振興策等についても十分に活用します。

また、厳しい自然的社会的条件に置かれている沖縄の離島については、頑張る市町村が行う先導的な事業を支援し、その活性化に取り組んでいき

ます。

「ベスト・イン・ザ・ワールド」との理念に沿って開学した沖縄科学技術大学院大学(OIST(オイスト))については、卓越した科学技術に関する教育・研究を行うとともに、OIST を核としたイノベーション・エコシステムの形成を推進します。

沖縄の将来を担う人材を育てることも重要です。特に深刻な沖縄の子供の貧困に関する状況を踏まえ、県内の市町村において支援員の配置や居場所の運営支援を行い、子供達やその家族を支えます。

また、沖縄独自の給付型奨学金を創設するなど、沖縄における人材育成を強力に推進します。これらの取組を通じて、沖縄振興策を国家戦略として総合的・積極的に推進します。

158 半島・離島・奄美等対策の充実

半島地域については、地域間交流や産業育成等を通じて地域への定住を促進し、半島振興対策を強力に推進します。

離島がわが国及び国民の利益の保護・増進に重要な国家的・国民的役割を担っていることを踏まえ、離島活性化交付金（ソフト事業交付金）の拡充など、離島振興の一層の強化を図ります。

離島航路航空路が本土における国道と同じ役割を果たしていることから、新たに「離島航路航空路整備法」を制定することにより、離島住民の基礎的交通手段（航路・空路）確保のための国の役割を明確にし、人流・物流面での格差是正を実現します。また、高校のない島から本土や他の島の高校に進学せざるを得ない場合の居住費・通学費の修学支援、医療従事者確保及び妊産婦支援などの離島医療対策、離島における介護提供体制の整備、漂流・漂着ゴミ対策や情報格差の是正などの施策の充実に取り組みます。さらに、防災対策強化や本土と離島間の石油輸送コストのための支援措置の拡充を講じます。

奄美については、沖縄との調和ある振興策を図りつつ、世界自然遺産登録を見据えた観光振興など、地域の自主的な施策の推進を支援する交付金の充実を目指します。小笠原については、交通アクセスの改善などに引き続き取り組むとともに、島民・観光客の安全確保のための防災施設、産業振興・生活環境の改善のための施設の整備等を支援します。国境離島については、わが国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、平成28年に制定した「有人国境離島法」に基づき、有人国境離島地域の保全、特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関

する施策を実施します。

159 都市間連携及びコンパクト・プラス・ネットワークの推進

都市間の連携により、一定の圏域人口を維持し、「地域経済のけん引」、「高次の都市機能の強化・集積」や「生活関連サービス機能の維持・向上」を担う拠点となる都市圏を形成する取組を推進します。

地方都市における人口減少や高齢化の進展など、わが国の都市を取り巻く環境は厳しさをましています。地域の活力を維持するためには、医療・福祉・商業等の都市機能や居住をまちなかに誘導し、既存の施設などを有効活用しながらコンパクトシティを形成するとともに、ネットワークの活用も図り、暮らしやすいまちづくりを進めます。

また、多くの都市で、空き地、空き家等が時間的・空間的にランダムに発生し、都市構造の低密度化をもたらすとともに、コンパクトなまちづくりを進める上で重大な障害となっていることから、エリア価値向上に向けた低未利用地の利用促進などの取組を進めます。さらに、過疎地域等において、廃校や統廃合された旧村役場等を改修・活用した商店・診療所など、日常生活に不可欠な施設・機能を歩いて動ける範囲に集めた「小さな拠点」を活用し、周辺集落とネットワーク等で結ぶことにより、人口減少、高齢化に伴う課題解決のためのサービスコスト効率化・生活機能の維持を図り、持続可能な地域づくりを推進します。

160 「地域の特性に即して地域課題を解決する政策」の実行

（魅力ある地方都市の形成）

地方都市において、健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保していきます。このため、コンパクト+ネットワークでまちづくりを進め、都市機能の強化と公共交通網の再構築などによるネットワーク形成で、魅力ある経済・生活圏を形成します。

（農山漁村の維持）

将来にわたって農山漁村の生活を維持し、安心なくらしを守ります。このため、小さな拠点を整備し、生活に必要なサービス機能（医療、介護、商業、物流等）を維持し、地域マネジメント法人（地域の維持、生活サービスの提供を行う法人）を支援します。

1 6 1 地域の貴重な公共空間である川の利活用の推進

全国各地を流れる川にはその地域特有の自然があり、歴史があり、そこに集う人々の心を安らげ、豊かにする魅力があります。地域の貴重な公共空間である川の価値を更に活かすことで、その地域は観光振興や健康増進等により、もっと生き生きと元気になる可能性があります。川を地域の宝として、水辺空間を賢く使い、水辺から地域を元気にする市町村や住民、民間企業の取組を支援します。

1 6 2 自転車利活用の推進

自転車活用推進法に基づき、国及び地方公共団体の自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、自転車通行空間の整備、良質な自転車の供給体制の整備、コミュニティサイクルの普及促進等を通じ、自転車の活用を推進します。

農林水産業

1 6 3 食料自給率・食料自給力の維持向上

国民が求める多様な農産物の需要に応じた生産の拡大を進め、地域の自主性と創意工夫の活きる生産振興を図ることで、食料自給率・食料自給力の向上を図る対策を強化します。また、同計画で定められた平成 37 年度を目標年次とする食料自給率目標（カロリーベース 45%、生産額ベース 73%）の達成を目指します。

1 6 4 生産者の不安を払拭するための施策の推進

日本の農政は「農政新時代」とも言うべき新たなステージを迎えています。生産者の持つ可能性と潜在力をいかに発揮できる環境を整えることで、次の世代に対しても日本の豊かな食や美しく活力ある地域を引き渡していきます。

TPP や日 EU・EPA による関税削減により長期的に国内農林水産業への影響についての農林漁業者の将来への不安を払拭し、経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しするとともに、協定発効以降の経営安定に万全を期すため、経営安定対策の充実等の措置を講じるなど各般の対策を「総合的な TPP 関連政策大綱」を改訂した上で着実に実施します。マルキン等については、早期の拡充を図ります。

1 6 5 「農政新時代」～生産者の努力が報われる農林水産施策の展開

夢と希望の持てる農政新時代を創造するために、「農業競争力強化プログラム」に基づき、以下に示した項目について、生産者の努力では対応できない分野の環境を整えます。

①農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備

若い担い手の確保のため、農業経営塾、農業高校、農業大学校等の体制整備を進めます。また、若者の農業分野での定着（年間 1 万人）を倍増します。新規就農者への交付金の活用や法人化を推進し、若者が農業分野で「就職・就農・起業」するとともに、女性農業者が一層活躍できる環境を整えます。

②生産資材価格形成の仕組みの見直し、流通・加工の業界構造の確立

生産資材価格の見える化を進め、農業者が生産資材を安定してより有利に仕入れることができる環境をつくります。卸売市場の活性化を含め、農産物を有利に販売できる流通・加工構造を構築します。

③「土地改良法」の改正を踏まえた基盤整備の推進

「土地改良法」の改正を踏まえ、農地中間管理機構による農地の利用集積を推進するための基盤整備、ため池等の農業用排水施設の耐震化等を着実に進めます。また、農業・農村の構造変化に対応できるよう、土地改良区の体制について、引き続き、検証・検討を行います。

④戦略的輸出体制の整備

輸出を新たな稼ぎの柱とします。「2019 年輸出額 1 兆円」目標の達成に向け、「農林水産業の輸出力強化戦略」等に基づき、海外の市場開拓や、輸出のためのインフラ整備、輸出向けの生産体制の強化、検疫・規制の課題解決、規格・認証の活用を進めます。

⑤加工食品の原料原産地表示の推進

すべての加工食品について、実行可能な方法で原料原産地表示を推進します。そして、国民の日々の選択が、日本の食と農を支える社会をつくります。

⑥収入保険制度の実施

収入保険を始めます。保険料の掛金率 1%程度で、農家ごとの平均収入の 8 割以上の収入が確保されます。米、野菜、果樹、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、農産物すべてが対象になります。

⑦飼料用米を推進するための取組方策

閣議決定された食料・農業・農村基本計画で掲げた飼料用米の生産努力目標（平成 37 年産 110 万トン）を確実に達成し、飼料用米生産の持続的な拡大が食料自給率の向上と畜産のブランド力強化につながる理想的なサイクルを実現します。

⑧畜産・酪農対策（肉用牛・酪農の生産基盤の強化、生乳の改革等）

「畜産クラスター事業」を推進します。中小家族経営を含む地域ぐるみでの生産基盤の強化を進め、力強い日本の畜産・酪農を構築します。チェックオフについて、引き続き検討を進めます。

「改正畜安法」に基づく新たな補給金制度の下、指定生乳生産者団体の機能を発揮し、酪農経営の安定、あまねく地域からの確実な集乳を確保します。労働負担の軽減に資する機械の導入などにより酪農の働き方改革を推進します。

⑨農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み

「農村地域工業等導入促進法」の改正（農村地域への産業の導入の促進等に関する法律）を踏まえ、地域内発型産業や農業関連産業等の導入等、農村地域における就業機会拡大を図るための施策を総合的に推進します。

166 農業・農村の所得の増大に向けた 10 ヶ年戦略—政策総動員と現場の力で強い農山村づくり

農業・農村は、国民に食料を安定的に供給しつつ、美しく豊かな自然や国土を守り、日本の伝統文化を育んできたわが国発展の礎です。経営規模の大小や主業と兼業の別、年齢による区別なく、地域総参加で地域全体が活力に満ち、産業として成り立つ強い農業・農村を創造します。その為に経済全体の健全な成長を取り込みつつ、10 ヶ年戦略を基に農業・農村政策を総動員し、現場の力を最大限に引き出すことで、自給率・自給力の維持

向上と、地域や担い手の所得が増大する姿を目指します。

また、「農家が生産する喜びを実感できる」農業・農村を構築し、「食料・農業・農村基本法」に基づいて、食料安保と多面的機能の維持を図ります。

167 農林水産物・食品の輸出力強化の取組の実施

「農林水産物の輸出力強化戦略」等に基づき、米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物などの重点品目毎の輸出促進施策を展開します。

日本食品海外プロモーションセンター(JF00D0)において、海外でのマーケティングを強化し、地域の農林漁業者・食品関連事業者の輸出の拡大のため、食文化や食関連製品と共に、日本産農林水産物・食品・酒類の新たな海外マーケットの開拓を図ります。

地理的表示保護制度の改正を踏まえ諸外国との相互保護を推進し、輸出促進を図ります。

日本産酒類の輸出拡大に向けた対策を充実させるとともに、地理的表示の活用を進め、日本産酒類のブランド力向上を図ります。

また、戦略的な動植物検疫協議や日本発の食品安全管理規格等の策定を進めるとともに、原発事故に伴う風評被害の払拭を図りつつ、諸外国の食品輸入規制の撤廃等の輸出環境の整備を図ります。さらに、「ジャパブランド」の確立に向けて、卸売市場を拠点とした日本の農産物の「周年供給体制」を確立し、日本の「食文化・食産業」及び加工技術を活かした食品の海外展開と農産物輸出の連携、海外の日本食レストラン等を通じた国産農林水産物の輸出促進を図ります。あわせて、海外の在外公務員等への「日本食文化」の情報提供を強化し、農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用を図ります。

GLOBAL G. A. P. 等の国際水準の GAP の実施及び認証取得の拡大を推進するとともに、国際的な取引にも通用する日本発の GAP 認証、HACCP ベースの食品安全管理規格認証の仕組みの国際規格化を推進します。また、日本産のアピール力を強化するため、JAS 規格を戦略的に制定・活用するとともに、その国際化を推進します。

さらに、農山漁村に外国人を呼び込み、日本の農山漁村の文化や美しさを体験し、日本食や日本の農林水産物のファンになってもらうため、「農泊 食文化海外発信地域」の認定などのインバウンド対策を推進し、輸出拡大につなげます。

168 米政策改革

米の需給と価格の安定を図るため、平成30年度からの米政策の見直しを着実に推進するとともに、米農家が所得向上を目指して自らの経営判断で作物を選択できるよう、飼料用米をはじめ戦略作物の本作化に向けた水田フル活用の予算（産地交付金を含む）は責任を持って恒久的に確保します。引き続きナラシ対策を安定的に実施します。

国が策定する需給見通し等を踏まえ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行えるよう、関係者の主体的な取り組みを促す全国的な推進組織の立ち上げを支援します。

米及び米加工食品（米粉、日本酒を含む）の需要拡大に向け、海外市場の飛躍的拡大戦略など、内外の米の新市場開拓を強力に推進します。需要に応じた生産を行ってもなお、気象の影響等により、必要な場合には、主食用米を長期計画的に販売する取り組みや、輸出用など他用途への販売を行う取り組みを自主的に実施するための支援を行います。

169 国産需要に応える大豆・麦の生産拡大

平成37年度に大豆の生産量を現状の20万トンから32万トン、麦の生産量を現状99万トンから117万トンへ拡大し、国産需要を確保します。また、安定供給への期待に応える産地力強化を図ります。新品種や栽培技術の導入、共同乾燥・調製施設の整備により、実需者の求める大豆・麦生産を推進します。機械化体系の導入や、ほ場条件を踏まえた施肥・排水対策で生産性の向上を図ります。また、担い手への農地集積とあわせて、地域一体となった取り組みによりブロック・ローテーションを推進し、安定生産、高収益構造を実現します。

170 畜産・酪農の成長産業化の実現

畜産・酪農の成長産業化を目指し、既出の施策に加え、初期投資に対するリスクを軽減することなどにより、畜産・酪農に参入しやすい環境を整備し、中小家族経営も含めて多様な担い手の育成、経営体質の強化を図ります。

キャトルステーションの整備や預託の仕組みなどを活用し、肉用牛の地域内一貫生産を推進します。

乳用後継牛の育成体制の整備、酪農ヘルパーの活用や搾乳ロボット等の省力化機械の導入により労働負担の軽減、飼養管理の効率化等を推進します。

国産チーズの競争力を高めるため、原料乳の低コスト・高品質化の取り組みの強化、製造コストの低減と品質向上・ブランド化等を推進します。

輸入飼料依存から脱却し、国産飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を確立するため、不安定な気象に対応した草地改良、飼料生産組織の育成、飼料用米やエコフィード等の多様な国産飼料の生産・利用拡大、耕畜連携、放牧等を推進します。

意欲ある生産者が経営の継続・発展に取り組めるよう、畜種（酪農、肉用牛繁殖・肥育、養豚、採卵鶏）ごとの特性に応じて畜産・酪農の経営安定対策を充実します。

171 産地強化対策

「産地パワーアップ事業」を推進します。果樹・野菜・花きなど全ての農作物を対象に、品質向上・コスト低減や高収益作物・栽培体系への転換などそれぞれの地域の強みを活かした戦略的な取り組みを支援します。

172 園芸作物の生産構造改革

マーケットニーズに対応した園芸作物の供給力を強化します。機械化や規模拡大、流通の合理化等の生産流通体制の整備の推進により、需要が拡大する加工・業務向け野菜を中心とした国産野菜の生産量について、平成25年度の1,195万トンから平成37年度までに200万トン増産し、1,395万トンを目指すとともに、経営支援策や高品質化支援策の強化等により、需要に即した収益性の高い産地づくりを進めます。

国産野菜の需要拡大のため、作柄安定技術の導入等による加工・業務用野菜の安定供給、鉄道貨物輸送や内航海運の活用による流通の合理化等により、生産流通システムの構造改革を実施します。野菜価格安定対策の円滑な推進により、野菜農家の経営安定を図ります。

輸出も含め、様々なニーズに対応した、高品質な果実の生産維持・拡大に向け、基盤整備、改植支援、未収益期間対策、労働力確保対策等を推進します。また、ストレート果汁など国産の強みを生かした果実加工品の供給拡大に向け、作柄安定技術の導入等による原料果実の安定確保対策を推進します。施設園芸の大規模化・省エネ化等によるコスト低減や、高度な環境制御による次世代型の高収益な施設園芸の展開を推進するとともに、燃油価格の高騰や自然災害の影響を受けにくい経営構造への転換を進めます。また、既に措置されている施設園芸農家の経営安定のための農業用A

重油の免税・還付措置は今後も継続を目指します。あわせて、新品種の開発や6次産業化・地産地消による高付加価値化を推進します。

「花きの振興に関する法律」に基づき、コールドチェーンの構築等による高品質な国産花きの生産・供給体制の強化や、花育の普及、プロモーション活動等による国産花きの需要拡大を推進するとともに、輸出拡大に向けて国内外へ国産花きをアピールする取り組みを推進します。

1 7 3 地域に根ざした特産作物の振興

「お茶の振興に関する法律」に基づき施策を推進し、国内外の需要拡大を通じ、茶の生産を平成25年の8.5万トンから平成37年には9.5万トンまで拡大することを目指します。甘味資源作物については、生産体制の強化、地域の雇用確保も視野に入れた経営支援策の実施により生産・経営の安定を確保します。

茶の経営安定に資するよう、高品質化・生産安定に向けた改植支援・未収益期間対策や担い手への集積等に伴う茶園整理への支援、防霜ファンの整備を推進するとともに、燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換、さらに輸出拡大への取り組みの支援を進めます。

台風等の自然災害の多いさとうきびのセーフティネット基金を活用した生産回復の取組推進、産地ごとに作成したさとうきび増産プロジェクトの着実な推進、土づくり支援、かんしょ・ばれいしょを含めた甘味資源作物の作業効率化のための機械化一貫体系の確立を図ります。

てん菜・ばれいしょの病害虫防除対策など作付支援や高収益輪作体系技術の開発など北海道畑作の適正な輪作体系を維持します。

そばの需要に応じた生産振興を推進します。

1 7 4 都市農業新時代

新たな発想で都市農業新時代を実現します。「都市農業振興基本法」等を踏まえ、都市農業の可能性を高めるため、都市農業の安定的な継続と都市農地の有効な活用をはかる生産緑地を対象とした新たな貸借の仕組みを構築し、あわせて貸借する場合に相続税の納税猶予制度が継続適用される税制上の措置を早期に実現します。

1 7 5 担い手の経営発展支援（農地集積・法人化の推進）

担い手の経営発展を支援します。各都道府県に設置された農地中間管理機構（農地集積バンク）

をフル稼働させて、2023年までに全農地面積の（現状5割から）8割を担い手に集積・集約化します。

あわせて、機構集積協力金など、農地の出し手に対する予算上の支援の充実・強化を図ります。また、地域の話し合いを通じた、人・農地プランの定期的な見直しにより、将来への経営体を明確化し、農地集積を推進します。

また、「改正土地改良法」による農家負担のない農地整備事業を活用するなど、農地中間管理事業とあわせて農業農村整備事業を推進します。

法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業などの多様な担い手に対するスーパーL資金等の融資、税制、出資等の支援を強化し、こうした支援等を通じて、経営のレベルアップ等につながる法人化を推進し、2023年までに法人経営体数を2010年比約4倍の5万法人にします。

さらに、女性経営者の能力を地域農業の発展のために積極的に活用するとともに、人・農地プランの作成・見直しや集落営農を推進します。小規模農家も集落営農への参加により経営の効率化を図るとともに、集落営農の法人化を推進します。また、環境保全型農業の担い手の育成を図ります。

リース方式等による企業の参加を促し、企業の持つ販路や経営ノウハウを活用します。

1 7 6 耕作放棄地対策

耕作放棄地ゼロを目指します。新たな耕作放棄地発生を予防するとともに、農地として再生利用可能な耕作放棄地のフル活用を図ります。

耕作放棄地の再生利用に当たっては、農地法に基づき、農地中間管理機構を活用します。また、農業者、農地中間管理機構等が行う耕作放棄地の再生作業や土づくり等を支援します。あわせて、生産基盤整備による耕作放棄地発生の予防及び再生利用の推進を図ります。

1 7 7 多様な担い手の育成

農業の多様な担い手を育成します。2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大し、世代間バランスを取り、家族経営、法人経営、集落営農、企業等の多様な担い手が共存する構造を創ります。

農の雇用事業、農業次世代人材投資、青年等就農資金、農業経営者教育支援策等の充実・強化を図るとともに、新規就農者が農地中間管理機構を活用して農地を優先的に確保できるよう支援します。

178 強い農業の基盤づくり（農業農村整備事業の推進）

「農業農村整備事業」のコスト低減を図りつつ、着実に推進します。当初予算・補正予算を合わせて、平成22年度の大規模削減前の予算水準まで回復した本事業について、引き続き、予算の増額を目指します。農地中間管理機構と連携し、農地の大区画化、汎用化、畑地・樹園地の高機能化を推進するほか、老朽化した農業水利施設の長寿命化やため池等の耐震化等の防災・減災対策を進めます。

179 6次産業化の推進

6次産業化・地産地消・農商工連携を推進します。国内はもちろん、拡大する世界の食市場も取り込むことにより、2020年に6次産業の市場規模を10兆円（現状約5.5兆円）に拡大し、わが国農林水産業の成長産業化と農業・農村の所得増大を目指します。また、農林漁業成長産業化ファンドも積極的に活用して、農林水産物の高付加価値化と同時に、今後拡大が見込まれる食品関連産業の成長を取り込み「地産地商」を推進します。

一次産業と二次・三次産業とが連携して消費者までのバリューチェーンを構築するとともに、地理的表示保護制度も活用して、農林水産物・食品の高付加価値化、雇用の増大を実現します。また、集落営農等を母体とする6次産業化・地産地消への取り組みを支援し、地域の農林漁業者、観光事業者、学校給食等の様々な事業者のネットワークを構築します。マーケティングに精通し、農林漁業者の取り組みをコーディネートする人材の育成・確保を図ります。販路と商品化のノウハウをもつ企業等の活動を支援します。

180 日本型直接支払制度の推進

農業・農村の有する国土保全、水源かん養、自然環境保全等の多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」によって法制化された「日本型直接支払制度」を着実に実施し、水路・農道等の地域資源の管理のための共同活動、中山間地域等の条件不利地における農業生産活動、環境保全効果の高い営農活動等を支援するとともに、担い手への農地集積などの構造改革を後押しします。

181 中山間地域等の振興

中山間地農業を元気にします。平地との格差を

埋め、営農継続を支援する中山間地域等直接支払制度など地域政策を着実に実施し、地域全体でコミュニティ機能を維持していきます。また、中山間地域等の条件不利地においても、中山間地農業ルネッサンス事業等により、優先枠を設定し、創意工夫を発揮して収益性の高い農産物の生産や6次産業化等に取り組む意欲ある地域・農業者を積極的に支援します。

さらに、これらの地域政策と産業政策を車の両輪として進めていく上で土台となる水利施設等の生産基盤の整備も積極的に推進することにより、中山間地域の特性を生かした農業と地域の活性化を推進していきます。

182 「農泊」の推進

古民家などの活用を通じて、農村地域の伝統的な生活体験と非農家を含む農村地域の人々との交流を楽しむ「農泊」を地域が主体となって推進し、農山漁村の所得向上を実現します。

183 鳥獣被害対策・ジビエ利用の推進

鳥獣被害対策に全力で取り組みます。暮らしや農林業に深刻な被害を及ぼすシカ・イノシシ・サルの生息数等を平成35年度までに半減させることを目指し、市町村に設置される鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲対策を推進するとともに、捕獲鳥獣のジビエ活用を推進します。

「鳥獣被害防止特別措置法」に基づき、鳥獣被害対策実施隊の設置数をさらに増やすとともに、鳥獣被害対策実施隊を必要とされる地域において速やかに設置・体制強化されるよう支援を強化するなど、地域ぐるみの総合対策を推進します。また、野生鳥獣の生息調査に基づく個体数管理など捕獲対策を強化し、被害軽減に結びつく高度な知識、技術、ノウハウの実証、普及を推進するほか、狩猟者確保のための射撃場の整備、焼却施設の設置を支援します。さらに、捕獲鳥獣のジビエ利用量を平成31年度に倍増させることを目指し、捕獲から搬送・処理加工がつながったジビエモデル地区の整備を支援します。このほか、猟期・猟区の設定などにおける自治体単位の柔軟な対応を推進します。

森林・林業においてもシカによる被害が深刻化しており、林業関係者が主体となった広域かつ計画的な捕獲・防除と監視体制の強化を進めます。

184 農協改革の推進

JAグループが創意工夫により取り組んでいる

自己改革を後押しします。都道府県中央会の連合会移行後の法人税の取扱いについて、類似の他団体の例を踏まえ適切に対応します。

1 8 5 農林水産業の成長産業化を技術で先導 (研究開発の推進・活用)

農林水産業イノベーションを創出します。農林漁業者、食品事業者のニーズを踏まえ、ロボット、ICT、人工知能(AI)等の最先端技術や無人航空機(ドローン等)などを活用するとともに、国・都道府県・大学・民間企業の「知」の総力を結集し、これまでにない超省力生産体系や新たな価値を生み出す品種の開発など、現場と一体となって、農林漁業者等への実装までを視野に入れた技術革新を進めます。

特に、様々なデータを共有・活用できる農業データ連携基盤を本年中に立ち上げ、データを活用した農業を推進するとともに、農機の自動走行技術について、2020年までに遠隔監視下での無人走行を実現します。

1 8 6 食の安全・信頼の確保

科学的知見に基づいて、家畜伝染病や病害虫の侵入・まん延防止のため動植物検疫体制の強化や動物医療分野における薬剤耐性対策に取り組むとともに、ジャガイモシロシストセンチュウ、ミカンコミバエ等新たに発生した病害虫の防除対策を徹底し、安心できる営農環境を守るとともに、食の安全・消費者の信頼確保を図る取り組みを推進します。

また、都市と農山漁村の住民が共に行き交う共生・対流を図り、農業・農村に対する国民の意識を高め、子供の頃から農業・農村に親しむシステムを拡充します。

1 8 7 健康で元氣な生活のため、食文化・食育の推進

知育・徳育・体育・食育・才育という「五育」その中でも生きる上での基本である食育を、「食育基本法」に基づき、より一層すべての世代に浸透させて参ります。

子供にとっての貴重な共食の機会である、子供食堂と連携した地域における食育を推進します。

また、ユネスコの無形文化遺産にも登録された「和食」の保護・継承を図ります。「和食」を世界に正しく広め伝えていくため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会を積

極的に活用し、日本食や日本の食文化の海外展開を戦略的に推進する等必要な措置を講じます。

さらに、様々な形で食品ロスを減らす為に、消費者などの意識向上に尽力する等、食品の製造から消費に至るまでの一連の食品供給の行程全体で食品ロス削減国民運動を展開していきます。

1 8 8 環境と調和した持続可能な農業の展開

再生可能エネルギーの導入による利益の地域への還元を進め、農山漁村の活性化を図りつつ、安定した生産・流通・消費体制の整備、学校給食・外食産業等への地産需給計画の支援、薬用作物の国内栽培振興支援、機能性農林水産物や有機農業等土づくりをはじめとする「農業の自然循環機能に立脚した」技術に基づく持続可能な農業を推進するとともに、こうした農業により生産された農産物の国内安定供給体制を整備します。さらに、食品ロスの削減推進、食品残さの飼料化・エネルギー化等リサイクルの活動を支援します。

1 8 9 東日本大震災及び福島原発事故にかか る農林業再生等に全力

東日本大震災及び福島原発事故にかかる農林業再生等に全力を挙げます。国の責任を前提として、農地、農業用施設、施設園芸、海岸防災林等の再生に万全の対策を推進するとともに、農地の大区画化や、ため池等の放射性物質対策等の取り組みを全力で支援します。

原発事故の東京電力による賠償については適切かつ速やかに支払いが行われるよう徹底します。

福島県に設置した基金を活用し、避難区域等の営農再開を支援します。コメ、畜産物、野菜・果樹、原木しいたけ等について、必要な放射性物質の検査の実施や、除染を徹底するとともに、風評被害を払拭し、消費者への安全な食料の提供に万全を期し、消費拡大を図ります。

福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取り組みを推進するとともに、木材産業の復興に取り組んでまいります。

福島原発事故に伴う諸外国の日本産食品等の輸入規制については、タイ、EU等の多くの国・地域において撤廃・緩和が行われており、引き続き、撤廃・緩和に向けた働きかけを力強く行っています。

1 9 0 林業成長産業化と適切な森林管理のため の新たな森林管理スキーム

森林環境税(仮称)の創設に向け、平成29年中

に結論を得ます。併せて林業の成長産業化を実現します。森林所有者から市町村が森林の管理経営の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に森林の管理経営を集積・集約化するとともに、市町村が森林を管理する新たな森林管理システムを構築します。また、意欲と能力のある林業経営者と木材加工業者との直接的な取引を促進するなど川上と川下との連携強化を図ります。また、この新たなシステムを活用する地域において、路網整備、高性能林業機械の導入などの重点的な支援を行います。

191 国産木材利用の拡大

林業の成長産業化を実現し、森林所有者や原木の生産者の所得の増大と地域の雇用の拡大を進め、山村の振興を図るため、国産木材の自給率5割を目標に木材の利用拡大に総合的に取り組みます。

国産材需要の約半分を占める住宅分野において、梁や桁など国産材の利用が低位な部材での国産材シェアを高めるとともに、工務店と林業・木材産業関係者の連携による国産材を活用した住宅づくりを推進します。

また、需要拡大対策として JAS 無垢材の利用拡大に取り組みます。

中高層建築物への活用が期待される CLT（直交集成板）の普及加速化のため、平成 28 年 4 月に策定された一般的な設計法を踏まえ、その普及と生産体制の増強を計画的・総合的に推進します。また、耐火木材などの新たな木材製品・部材の開発・普及をあわせて推進し、木材利用が低位なオフィスや店舗等での木材利用を拡大します。

「公共建築物等木材利用促進法」による公共建築物(学校など)における木材利用の徹底と支援、公共土木分野において国産材の利用等を積極的に促進します。

さらに、これに加え、工場、倉庫、事務所、工作物（ガードレールなど）等における木材利用を拡大します。災害公営住宅への国産材の積極的な利用を図ります。

家具やチップ用材への活用が期待できる広葉樹の導入を進めます。

木育を推進し、森と木の良さを学ぶ林業体験学習（学校林の利用拡大等）、日本建築への理解、木造建築技術者の育成等の促進を図ります。

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（クリーンウッド法）による合法木材の使用を徹底するとともに、木材生産国における流通実態等の把握を進めるなど、地球温暖化防止等

に資するための合法木材の利用促進に向けた取り組みを強力に推進します。

192 林業を支える多様な担い手・人材育成

「緑の雇用」による若い新規就業者の確保と定着を図り、森林総合監理士（フォレストー）、森林施業プランナー、オペレーター等林業技術者・技能者の育成を推進するとともに、森林組合、林業事業体、自伐林家など多様な担い手を育成します。

193 需要に応じた国産材安定供給体制の確立

戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中、森林資源を最大限活用するため、森林所有者等の原木供給サイドと製材業者等との需給マッチングや協定締結に向けた取り組みへの支援、製材工場、ストックヤードなど木材加工流通施設の整備を進め、需要に応じた国産材の安定的・効率的な供給体制を確立します。

また、国産材を低コストで安定供給するため、森林経営計画の作成、施業集約化、ICT を含む先端技術の活用による施業の効率化、森林経営の高度化、高性能林業機械の導入、急傾斜に対応した架線系集材技術の開発・普及、伐採と造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の活用等を積極的に進めます。

194 国産木材の輸出促進

日本の優れた木材加工技術を活かした寸法精度、乾燥度等の木材製品仕様の作成、輸出先国の住宅関連業界との連携強化等により、ジャパンプランドの確立を図り、高付加価値の木材製品や木製家具の輸出を促進します。その一環として、在外公館における国産材使用の拡大を図ります。

195 森林所有者と境界の明確化

施業集約化、外国資本等による森林買収の防止等を図るため、「森林法」の規定を活用しつつ、市町村による林地台帳の整備、ICT 活用による森林情報の整備、地籍調査の加速化、森林所有者と境界の明確化等を推進します。

196 山村振興対策の強化

森林の多面的機能の発揮を支える山村の地域活動や林家の取り組み（森林の管理、侵入竹への対応等）を総合的に支援します。

人口の減少と高齢化の進展、生活利便性の低下、

鳥獣被害の激化等に鑑み、山村の維持・活性化に必要な観点から「山村振興法」に基づき、地域資源の活用に向けた交付金や税制を活用し、山村活性化の支援を推進します。

きのこ、薬草、木炭など高収益や多様な利用が期待される特用林産物の生産・流通・販売体制の支援を強化します。

197 木質バイオマス利用の促進

山村地域の雇用と所得の拡大、山元への還元を確実にし、山村地域の活性化を図るために、地域関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」を構築し、木質バイオマスのエネルギー利用を促進するとともに、セルロースナノファイバーなどのマテリアル利用を積極的に促進します。

198 森林吸収源対策の推進

パリ協定を踏まえ、森林吸収源対策を推進します。2020 年度及び 2030 年度の森林吸収量の目標の達成に向けて、植林、下刈りや除伐・間伐等の助成措置を拡充し、皆伐後は必ず再造林できる仕組みを構築します。とりわけ、適切な間伐の推進、資源の循環利用にも資する国産材の供給・利用拡大を図る取り組みの推進、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業、再造林を確実に実施するための苗木の安定供給に向けた支援措置を拡充します。あわせて、広葉樹林、針広混交林など多様な森林づくりを推進します。

公的主体による奥地水源林の適切な整備、林業公社の健全な経営の推進を図ります。森林の整備に必要な路網の整備を推進するとともに、林道橋等の既存施設の長寿命化に向けた取り組みを推進します。

平成 29 年度与党税制改正大綱を踏まえ、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置について、エネルギー起源 CO₂ の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用等の本格的な普及に向けた活用の充実を図ります。

199 花粉発生源対策の推進

花粉症ゼロ社会を実現します。花粉症対策苗木への植替えや広葉樹の導入など、花粉飛散防止技術の開発・実用化を推進します。

200 災害に強い森林づくり

地球温暖化の影響により頻発している集中豪雨

や流木災害、地震等による激甚な山地災害から、国民の生活と暮らしを守るため、航空レーザ計測による崩壊危険地の詳細把握、治山施設等による荒廃地の早期復旧や予防治山、流木を防止するスリット式治山ダム等の整備、針広混交林等への誘導、津波の被害を軽減する海岸防災林の整備など、災害に強い健全な森林づくりを進め、緑の国土強靱化を推進します。

201 TPP 大筋合意などを受けて、漁業関係者の不安を払拭するための対策の推進

TPP 大筋合意などを受けた国際環境の変化にも対応できる強い水産業を実現するため、浜の広域的な機能再編などを通じて漁業・養殖業の持続可能な収益性の高い操業体制への転換を図ります。具体的には、広域浜プランに基づく担い手へのリース方式による漁船導入、生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器などの導入、産地の施設の再編整備、漁船漁業の構造改革、養殖用生餌の安定供給などを推進します。

また、高品質なわが国水産物の輸出を促進するため、大規模流通・輸出拠点漁港において一貫した衛生管理の下で共同利用施設などの一体的な整備、水産加工施設の HACCP 対応の推進などを支援します。

202 漁業者の経営安定の確保

漁船保険制度及び漁業共済制度は、自然環境に左右されやすい漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る役割を果たしていることから、漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用などを通じて、両制度の安定的な運営を確保します。

また、資源管理や漁場改善に取り組む漁業者に対し、「積立ぶらす制度」などの収入安定対策を引き続き実施します。

あわせて持続的発展のできる質の高い漁業となるよう日本版水産エコラベル（MEL、AEL）の普及と水産物のブランド化を支援するとともに、誇りと意欲をもって漁業経営を継続できる浜値となるよう、漁業者が魚の値決めに関与できる仕組みを工夫します。

また、漁業経営の一層の健全化に向けて取り組む漁業者が、必要とする資金を迅速かつ円滑に融通できるよう金利負担軽減などの金融支援を実施するとともに、保証制度についても無担保・無保証人でも活用できる制度を推進します。

203 燃油などの高騰への対策の推進

コストの多くを占める漁業用燃油・養殖用飼料価格の高騰から漁業経営を守るため燃油価格などの高騰時に、漁業経営セーフティーネット構築事業により補てん金を交付します。また、漁業経営の安定のための漁業用 A 重油・軽油の免税・還付措置は今後も継続を目指します。

204 漁師になろう！漁業・水産業への新規就業者を支援

地方の基幹産業である漁業・水産業に新しい力を注入し、漁村を活性化します。このため、新規就業希望者に対して細やかな情報発信を行える体制の構築や水産高校卒業生の海技士資格の取得を支援します。また、浜を牽引していく漁業者の経営能力の向上を支援します。さらに、現場研修及び講習を行う漁業協同組合や水産関係団体・企業など受け入れ機関などに対する国による支援の拡充・強化を図ります。

205 漁業の構造改革

高性能漁船の導入による新たな操業体制への移行、広域浜プランに基づく担い手へのリース方式による漁船導入を促進する支援策を講じ、強化するとともに、居住性・安全性・作業性の高い漁船の計画的な代船建造を進めます。また、浜プランの実践による浜の構造改革を強力にサポートし、浜と企業とのマッチング活動の促進やガイドラインの策定などを通じ、浜と企業との連携などを円滑にするための取組を行うとともに、人工衛星を活用した漁海況の把握・予測など ICT の利活用による漁業の効率化を促進します。

206 国産水産物の消費や魚食の拡大と地産地消の推進

水産物消費が大幅に減少している中、水産物を利用したいとの意欲のある学校給食などへの供給をはじめとした取り組みを一層充実強化するとともに、教育現場での体験漁業の導入など、子供時代から魚に親しむ食生活へ向けた魚食普及の取り組みを進めます。産地と消費地のニーズをマッチングし、水産物供給の橋渡し役となる指導員制度を推進します。あわせて、水産物流通の目詰まり解消に向けて、低・未利用魚の活用や水産物消費拡大に取り組む漁協、漁連や水産加工業者に対しても原料確保、新商品の開発、販路の拡大・開拓など意欲的な経営ができるよう支援します。

207 水産物の流通構造の改革

ICT などの他産業の新たな技術や最新の冷凍技術の活用、漁業者が消費者や需要者のニーズに直接応える形で水産物の提供などの様々な取組が広がっていることを踏まえ、最も高い価値を認める需要者に商品が効率的に届くシステムの構築に向けて、水産物流通の効率化への支援や多様な流通ルート構築による取引の選択肢の拡大などを進めます。

208 衛生管理の行き届いた水産業の構築で水産物輸出の促進

生産から加工・流通に至るまで EU など輸入に際して一定の衛生管理を求めている国などへの輸出にも応えるため、流通・輸出拠点漁港において一貫した衛生管理の下で共同利用施設などの一体的な整備、HACCP システムを導入した加工・流通施設整備の積極的支援、EU 向けの HACCP 認定の加速化や漁船及び養殖場の登録の推進、輸出に伴う検査・輸出に必要な各種証明書の発行手続の迅速化などを図ります。また、現地でのニーズ把握や細やかなマーケティングや現地コンサルタントの活用によるプロモーション活動の支援を強化することにより、水産物輸出を促進し、漁業・漁村の活性化及び所得の増加も図ります。

※ HACCP 食品の原料の受け入れから製造・出荷までのすべての工程において、危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法。

209 資源管理による安定した水産物の安定供給の確保

資源調査の充実を図るとともに、漁獲可能量制度などの公的管理などによる、より効果的な資源管理を推進することにより、水産資源を適切な水準まで回復させていきます。あわせて、資源管理計画に基づく漁業者の自主的管理の高度化などを推進することにより、国民に対する水産物の安定供給の確保や浜の所得向上を図ります。また、種苗放流事業については、地域の実情に応じた取組に加えて、新たに、ブロック単位等の広域的な取組を積極的に進めます。さらに、サケ・マスの回帰率を回復するため、放流方法の改良に向けた取組への支援などを行う資源回復事業を拡充します。昨今のスルメイカの不漁については、原因解明に取り組めます。

国際条約などによる規制に応じた資源管理のた

めの漁獲制限などについては、沿岸漁業者を含め可能な限り漁業者への影響が最小となるよう、漁業所得が減少する漁業者に対する経営安定支援を検討します。

2 1 0 養殖漁業の経営強化

ウナギやサケ資源の回復と安定供給を図ると共に、新しい技術の導入を含め、ブリ・マグロなど、国内及び海外で需要の高い品目に関して、環境に配慮しつつ収益性も重視した多様な養殖漁業経営の展開を支援するとともに、漁業経営セーフティーネット構築事業による配合飼料に係るコスト対策や養殖用生餌の安定供給に対する支援を行い、養殖水産物の着実な消費・輸出拡大を図ることにより経営強化につなげます。

また、真珠の振興に関する法律に基づく基本方針に沿って、必要な施策を実施します。

さらに、河川・湖沼での漁場環境の改善や外来魚の駆除など、内水面漁業振興対策を進めます。

2 1 1 国民の安全と国益を守る毅然とした水産外交及び外国漁船の違法操業対策の実行

外国漁船によって日本周辺水域での安全操業が脅かされている状況に鑑み、政府による強力な外交交渉を進め、日本の漁業者の安全操業の確保を図ると共に取締体制を強化することで外国漁船による違法操業の防止と日本周辺水域における資源管理の徹底を図ります。

カツオ・マグロ・サンマ・サバ・イカ・鯨など回遊性水産資源の持続的利用を効果的に図れるよう、わが国がリーダーシップをとって科学的調査に基づいた国際的な資源管理や捕鯨問題にも取り組むなど、国民の安全と国益を守る毅然とした外交交渉を行うとともに、ODA など国際協力を通じて海外漁場での安定的な操業を確保します。特に鯨類科学調査については、本年6月に成立した捕鯨法に基づき、安定的かつ継続的に実施し、商業捕鯨の再開を目指します。また、過激な環境保護団体などの人命にも関わる不当な妨害活動、不当な圧力に対して、断固とした対応を行います。

WTO 交渉や EPA・FTA 交渉など貿易交渉においては、国益を第一に先達が築き上げてきた実績と誇りを守る国際ルール作りに努めるとともに、地域において重要な基幹産業である水産業の国際競争力強化に努めます。

2 1 2 漁港などの強靱化、安全で豊かな漁村づくりの促進

南海トラフ地震津波などに備えるための漁港・漁村・海岸の防災・減災対策を積極的に進めます。

漁港の衛生管理対策を推進するとともに、地震、津波、台風などの自然災害に強く、安全・安心に配慮した漁港の整備や施設の老朽化対策を積極的に進めます。また、漁港機能の集約化を図るとともに、漁港の静穏水域について増養殖の場としての有効活用などを推進します。

あわせて整備の遅れている生活排水の処理など生活環境の整った豊かで安全な漁村づくりを進めます。

また、「浜の活力再生プラン」を全国の浜で進めることにより、担い手の確保・定着に向け、漁業者の所得を向上させるほか、都市住民などの漁村への訪問を促し、浜のにぎわいを復活させます。

※ 南海トラフ地震 南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいう。

2 1 3 水産の有する多面的機能の発揮、離島漁業再生支援

「水産多面的機能発揮対策事業」や、「離島漁業再生支援交付金」、「特定有人国境離島漁村支援交付金」により国民に対しての多面的機能を提供する役割を担ってきた漁業や漁村を支援します。また、漁業・漁村が有する広大な国境監視のネットワーク機能について国民的理解を促進します。

2 1 4 有害生物の駆除と被害対策の確立

大型クラゲ、トド、アザラシ、ザラボヤ、カワウなど漁業被害を及ぼす有害生物や赤潮被害などについて、各種研究機関、わが国周辺の関係国とも密接な連携を行い、有害生物や赤潮の漁業被害の軽減のための研究調査を行います。早期の有害生物の駆除など根本的な漁業被害発生の防止と軽減対策、有害生物発生や駆除作業に係る情報の関係漁業者への速やかな提供を行うなどの体制を整備します。

2 1 5 東日本大震災及び福島原発事故からの水産業再生の加速に全力

東日本大震災及び福島第一原発事故からの水産業再生を加速し、漁船・漁港・養殖施設など漁業生産基盤はもとより、水産加工施設や冷蔵施設・製氷施設など、関連産業施設の復旧・復興を進めます。また、水産加工業については、地域の水産物を用いた新商品の開発、新規販路開拓などの取組を支援し、販路回復を進めます。あわせて原発

事故による操業自粛などの直接被害、外国による輸入規制への対応及び風評被害対策を確実に実施するとともに、太平洋の海水や海底土の放射線モニタリングを徹底します。

中小企業

216 「小規模企業基本法」の制定と「小規模事業者支援法」の改正による小規模事業者支援の抜本的強化

地域経済の担い手である小規模事業者は、資金繰り、海外展開、新規開業など様々な面で弱い立場に置かれていることから、小規模事業者に特化した支援が着実に実行されるよう平成 26 年に「小規模企業基本法」を制定しました。これに基づき、小規模事業者の方々が次の一步を踏み出す「羅針盤」となる小規模企業振興基本計画を閣議決定するとともに、商工会及び商工会議所による伴走型の小規模事業者支援を強化する「小規模事業者支援法」の改正を行いました。

引き続き、小規模企業振興基本法の精神を具体化した小規模企業振興基本計画に基づき、小規模事業者施策を着実に実行してまいります。特に、人口減少をはじめとする地域経済の構造変化の中で、買い物弱者対策や海外展開を含め商圏を広げようとする小規模事業者の販路開拓や働き方改革への対応も含む生産性向上は極めて重要です。これを幅広く支援する「小規模事業者持続化補助金」により地域経済の担い手である小規模事業者に対して充実した支援策を引き続きを講ずるとともに、展示会・商談会の実施支援や地域共同販売拠点の整備支援などを通じて、小規模事業者に足りないブランディングや営業体制等を補うことで、小規模事業者の競争力を強化し、地域の稼ぐ力の向上を後押ししてまいります。

また、小規模事業者支援法の改正に基づき、地域の総合経済団体である商工会・商工会議所が、伴走型の小規模事業者支援を着実に講じることができるよう、支援体制を充実してまいります。

217 中小企業・小規模事業者の生産性向上

全就業者数の 7 割、付加価値の 5 割強を占める中小企業・小規模事業者の経営力の強化と生産性の向上が不可欠です。しかし、わが国の労働生産性は世界で 22 位に留まり、日米間で産業毎に比較した場合、サービス産業を中心に生産性が低くなっています。中小企業・小規模事業者の生産性は大企業の半分以上であり、近年さらに格差は拡大

しています。

また、「一億総活躍」や「働き方改革」を推進していく上でも、生産性の向上が必要です。

こうした状況を踏まえ、昨年 7 月に「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を改正し（中小企業等経営強化法）、中小企業・小規模事業者の経営力の強化と生産性の向上を支援する体制を抜本的に強化しました。

中小企業等経営強化法において、中小企業・小規模事業者は、IT の導入、財務内容の分析等により、業種毎に生産性を高める手法を記載した事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定を受けた中小企業・小規模事業者に対して、固定資産税の軽減措置や法人税の即時償却など税制優遇や、金融支援を行います。また、IT やロボットの導入、技術開発の促進、小規模事業者持続化補助金等を通じた販路開拓の促進などにより、中小企業・小規模事業者の生産性向上を後押しします。

自ら計画を作るのが難しい中小企業・小規模事業者には、商工会・商工会議所や金融機関、税理士、中小企業診断士等の支援機関が、経営状況の分析や計画の策定・実施を直接支援しています。また、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支える事業分野別経営力向上推進機関の拡大も進めていきます。

218 ITを活用した経営力の向上

人手不足等の課題に対応していくため、中小企業・小規模事業者の生産性向上に資する IT 導入を進めていくことが重要です。技術革新により、クラウドサービス等が普及し、中小企業・小規模事業者にとっても導入しやすい環境が整いつつあるところ、集中的に IT 導入を支援してまいります。また、中小企業・小規模事業者においても IoT や AI 等の技術を活用した研究開発を促進します。さらに、中核企業を中心とした地域企業群が IT やデジタル製造技術等を駆使することにより、少量多品種・高品質・高効率な新たな生産工程等を構築する先導的な取組や、サービス業におけるビッグデータを用いた顧客ごとのきめ細かく高度なサービスの提供などの取組を支援します。

219 中小企業金融の充実と地域金融の機能強化

創業や新たな事業の展開などに取り組む中小企業や、社会的・経済的環境の変化等の影響を受けている中小企業の資金繰りの円滑化を図るため、

政府系金融機関による成長リスクマネー供給やセーフティネット機能を着実に発揮します。加えて、東日本大震災からの復興に取り組む中小企業に対して引き続き資金繰り支援に取り組めます。

また、信用補完制度について、先般改正した信用保険法等の改正法に基づき、中小企業の資金需要に一層きめ細かく対応するとともに、信用保証協会と金融機関が連携して中小企業への経営支援を強化することで、金融機関による「ひと手間かけて育てる」対応を促し、中小企業の経営改善・生産性向上を一層進める仕組みとなるよう見直しを進めます。

「中小企業金融円滑化法」の終了を機に、地域金融機関は、これまで以上に、中小企業・小規模事業者を応援する外部専門家や外部機関、信用保証協会等と連携して、中小企業・小規模事業者の創業・新事業展開、成長、事業展開、事業再生等のライフステージに応じたリスクマネーの供給やコンサルティング機能の発揮に積極的に取り組むことが重要です。このため、地域金融機関による地域密着型金融の取組を促すとともに、株式会社地域経済活性化支援機構の機能の活用促進を図ります。

あわせて、地域金融機関による自発的な取組を促進するため、地域金融機関が自らの取組状況を地域の利用者に対して具体的に分かりやすく情報発信するよう促します。

220 個人保証に依存しない中小企業金融の促進

ABL等の個人保証の代替手法の充実を図るとともに、法人と個人の資産分離が図られている等の一定の条件を満たす場合には経営者保証を求めないことを検討すること、中小企業・小規模事業者に対して、個人保証がなくとも融資が受けられる金融の枠組みをつくること及び、早期事業再生着手へのインセンティブ付与を目的として保証債務履行時に保証人に一定の資産を残すこと等を内容とする「経営者保証に関するガイドライン」が、平成26年2月1日から適用開始されており、本ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくよう周知・普及に取り組むとともに、積極的な活用を促します。

あわせて、金融機関による本ガイドラインの活用状況等について、説明責任が果たされるよう、金融機関による創意工夫ある開示を促します。

221 公平・公正な取引環境の実現

頑張る中小企業・小規模事業者が、大企業との取引において、不当な発注・値引き、契約を余儀なくされることのないよう、公平・公正な取引環境を実現します。

消費税の円滑かつ適正な転嫁については、引き続き万全な対応を進めます。平成24年の三党協議以来、わが党が実効性のある対策を取るべきと主張してきたところであり、「下請法」の適用対象となっていない大規模小売店と納入業者の間の取引など流通の分野も含め、力のある事業者による実質的な値引き強制等が行われないよう、より踏み込んだ転嫁対策を強力に推進し、力の強い事業者による「下請けいじめ」から中小事業者を守ります。

加えて、消費税の転嫁を阻害する表示の禁止や総額表示義務の特例措置（期間を限定した税抜価格表示等の容認）、転嫁カルテルや表示カルテルの容認等、中小・小規模事業者の事務負担に配慮しつつ、価格転嫁をしやすくします。

また、「下請代金支払遅延等防止法」の厳正な運用、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の周知徹底や「下請かけこみ寺」等の対応を通じ下請取引の適正化等の取組を推進します。主要業界で策定された自主行動計画の実行及び策定業種の拡大を求めています。同時に、取引停止を恐れて声を上げられない下請等中小企業に対する継続的なヒアリング調査を通じた実態把握により、下請取引適正化を巡る状況を不断に点検し、PDCAサイクルを回して取引条件の改善に取り組むことを求めています。

一方、大型店による地元小売業への影響（不当廉売や優越的地位の濫用）に鑑み、適正なガイドラインの運用を行います。

222 中小企業・小規模事業者の活性化、地域経済の発展につながる人材の育成・確保

地域経済の発展には、中小企業・小規模事業者の発展は不可欠です。一方、中小企業・小規模事業者の発展には、新しい製品や商品を開発し、さらに、その製品・商品を国内外に売り込んでいく環境を整備しなければなりません。特に、これらの研究開発や、個々の中小企業・小規模事業者が持っている知恵・経験・技術といったセールスポイントと消費者等のニーズとの結節点となる「コンサル」、商品売り出す「セールス」を行う優秀な人材が重要であり、その育成・確保が企業経営の運命を担っていると言っても過言ではありません。

我々は、認定支援機関などの研修事業を強化するとともに、中小企業大学校の研修内容を見直して専門的な経営課題に対応できる優秀な人材の育成に対する研修を強化し、新分野進出や海外展開、経営改善計画の策定等の専門的な能力を向上させます。また、地域経済を支える建設業・運輸業・造船業等の経営基盤の強化と、それを支える人材の確保・育成を推進します。

また、全国的に中小企業・小規模事業者における人材不足が深刻化していることから、女性・高齢者・外国人等の多様な人材の活用を促進し、人材の活躍の場の形成を推進します。

さらに、多様な働き方を通じた大企業ミドル人材の活躍を促し、中小企業等からのニーズが高い即戦力となる中核人材の確保を支援します。

2 2 3 アベノミクスの成果を地方や中小企業・小規模事業者に

国民の生活の基盤である地方創生は、一億総活躍社会の前提となるものです。未だアベノミクスの恩恵を十分に実感できていない地方の隅々まで、暖かい風を届けるべく、ローカルアベノミクスを力強く推進します。また、成長の果実を、大企業から中小企業・小規模事業者にいたるまで行き渡らせるため、下請等中小企業の取引条件改善に総合的に取り組みます。

2 2 4 戦略的国際標準の獲得

イノベーションとその社会実装における熾烈な国際競争を勝ち抜くためには、「国際標準」の獲得を通じて世界のルールを制することが重要です。

そのため、民間の国際標準化活動やルール形成への支援を拡充するとともに、国際標準獲得に向けた司令塔機能を含め、官民における戦略的・有機的な標準化の連携体制を構築します。また、わが国が新しい成長エンジンとして推進する自動走行やスマート工場等の分野をはじめ、各分野にわたって、国際標準獲得と当該標準の内外諸制度への取り込みにもむけた、官民を挙げ取り組みます。

2 2 5 「Connected Industries」の実現に向けた取組

IoT・ビッグデータ・人工知能の更なる進展によって、世界は第4次産業革命というべき変革期を迎えています。わが国がこのグローバル競争を勝ち抜くには、日本の強みである「現場」に蓄積されたリアルデータを利活用して、いち早く「Connected Industries」を実現することが鍵と

なります。データを介して、人、技術、機械など様々なものがつながることによる新たな付加価値の創出と社会課題の解決により、産業競争力を強化に繋がります。

このため、自動走行・モビリティサービス、ものづくり・ロボティクス、バイオ・素材、プラント・インフラ保安、スマートライフといった個別分野における検討を深めるとともに、産業競争力強化法を改正し、重要分野における協調領域のデータ共有を促進するなど、大胆な事業ポートフォリオの転換を促すことで、産業構造の変革に対応します。

2 2 6 ベンチャー事業等の創造・活路支援

ベンチャーを既存企業とともに経済成長の両輪ととらえ、日本の強みをさらに活かした挑戦に対してエンジェル税制等を含めて積極的に支援し、新しい挑戦が次々と生まれる「ベンチャー創造の好循環」を形成します。

総理イニシアティブである「シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト」を拡充し、世界の先端拠点と繋がる「グローバル架け橋プロジェクト」を打ち出して、日本のベンチャーが世界に羽ばたくことを応援します。

新しい技術やビジネスモデルで地域の課題を解決し、豊かな暮らしを実現する地方発ベンチャーを、規制緩和や人材環流の仕組みづくりで支援します。地域の中堅企業、大学、金融機関などがベンチャーと密接に繋がるイノベーション環境を作ります。

大学や公的研究開発機関の研究成果を社会実装に繋げる措置や、大企業に眠る技術を活かすオープンイノベーションの促進を図り、研究開発型ベンチャーの創出を加速します。

総理主導で官邸に「ベンチャー創造会議(仮称)」を創設し、各省庁の支援策をベンチャー目線で連動させるとともに、官民ファンドを活用した切れ目のない成長資金の供給を図ることで、ベンチャー生態系を日本に根付かせます。その際、研究成果を目利きによって厳格に選定します。

また、この過程において、優良・有望な開発シーズを選別し、ベンチャー企業の創出・成長支援を行うための「目利き人材」の確保も同時に行います。

経済団体とも連携し、ベンチャー、大企業、支援機関、投資家が交流するイベント群を「ベンチャーウィーク」として開催し、2020年には「グローバルベンチャーサミット」で世界の投資家や起

業家を呼び込みます。エンジェル税制については、その普及が進んでいない現状を踏まえ、申請・相談窓口となる都道府県と連携して地域の実情に合わせた活用方法の検討を進めます。大企業からの独立（スピンオフ）や中小企業の事業承継も強力に支援します。

また引き続き、クラウドファンディングの更なる普及を図ります。

227 中小企業の事業承継集中支援、既存基幹・在来産業の底上げ

国内の生産拠点の減少や国全体の購買力の減退による産業の空洞化、相次ぐ大企業の経営不振は、内需に依存している中小企業にとって死活問題です。足腰の強い経営体を作るには、企業内のムダを取り除き、新規事業を開拓する必要があります。そのため、企業内の不採算部門を除去し、新部門を創設するための専門家との相談体制を強化するとともに、資金上の支援等を可能とする体制を整備します。オンリーワンな中小企業もさることながら、企業群を連携・組織化することで経営資源を相互に補う体制を構築し、企業の経営基盤を強化します。製造業や流通業といった在来産業の底上げもあわせて行います。

さらに、全く新しい分野へ事業転換をする場合においても、短期的ではなく、中長期の展望が切り拓けるよう、事業転換から経営の安定（経営ノウハウ、商品開発、IT化等）までトータルな視点で支援できる体制を整備します。

加えて、今後10年で大量の中小企業・小規模事業者が引退時期を迎える中で、事業承継を集中的に進め、経営者の抜本的な若返りを実現することで、中小企業・小規模事業者の収益力を高めていく観点から、事業承継について、マッチング機能強化、計画策定支援や承継準備支援等のプレ承継支援から、ベンチャー型承継補助等のポスト承継支援まで、切れ目ない支援を行います。平成29年度税制改正において、事業承継税制における雇用要件の見直しのほか、生前贈与の税制優遇強化を図りましたが、事業承継の更なる加速化のため、様々な要件を含めた事業承継税制の抜本的拡充を実現するなど、税制を含めた徹底した支援を講ずるとともに、M&Aを通じた承継支援を進めてまいります。

また、小規模事業者等に係る税制のあり方については、事業主報酬制度を含め、個人事業者、同族会社、給与所得者の課税のバランス等に配慮しつつ、幅広い観点から検討します。また、創業ス

クール認定制度や創業支援事業者補助金等による知識面での創業支援と創業補助金等による資金面での創業支援を一体的に行うとともに、事業承継を支援することで、中小企業の創業や個人事業主を活性化させ、雇用増加に結び付けます。

228 「日本から世界へ」中小企業のグローバル化・海外展開の支援

日本では生産性が高いにも関わらずグローバル化していない企業が多数あり、特に中小企業においてその傾向が顕著です。生産性が高く競争力のある企業がグローバル化することで、さらに生産性は高まり、ひいては日本の経済成長を促進させ、国内の雇用も増加させます。

こうした在野に埋もれた有力な企業を国内から海外へと飛躍させるため、ワンストップサービスで対応する制度を拡充する等、マーケティングや資本調達、人材育成、現地事業環境、リスク対応といった国内から海外現地まであらゆる面をオールジャパンで支援する体制を強化します。

また、知財活動支援の拡充を行うとともに、中小企業に輸出や海外進出のチャンスを提供する啓蒙活動についてもJETROによる助言、税理士、地域金融機関や中小企業診断士などの認定支援機関の活用に加えて、商社など大企業のOBを活用したマーケティング支援などを積極的に行います。

III. 安全安心

社会保障

229 社会保障の充実

「自助」「自立」を第一に、「共助」と「公助」を組み合わせ、税や社会保険料を負担する国民の立場に立って、持続可能な社会保障制度を構築します。2019年10月から10%へ引き上げる予定の消費税の安定財源を活用し、社会保障の充実と財政健全化とのバランスを取りつつ、従来からお約束していた年金、介護の充実に加え、子育て世代への投資を集中することで「全世代型社会保障」へと大きく舵を切ります。

〈子供・子育て〉

230 子ども・子育て支援新制度の着実な実施

平成27年4月から施行された、すべての子育て家庭を支援する「子ども・子育て支援新制度」に

ついて、必要な予算を確保しつつ、地域の実情を踏まえながら、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充、質の向上の双方を実現します。

2 3 1 成育基本法の制定

安心して女性が妊娠・出産し、保護者が子育てを行い、子供が地域・社会の中で健やかに成長し、次の世代を生み出す健康な成人に育っていくことが保障される社会の構築を図ります。

周産期、小児期、思春期を経て次世代を育成する成人期までの成育過程というライフサイクルの中で、様々な医療、保健上の諸事業を一層推進するために、「成育基本法」の制定を目指します。

2 3 2 待機児童の解消に向けた取組を加速化

保育に関しては、児童福祉としての認可保育所を中心とした現行保育制度の改善・拡充を思いきってすすめることにより、子供の健やかな成長と安全・安心な保育を保障するとともに、子育て家庭の支援を積極的かつ大胆に行います。

さらに、保育を必要とする全ての子供たちが質の高い保育を受けられるよう、

- ・待機児童解消のため、「子育て安心プラン」に基づく5年間で32万人分の保育の受け皿整備を前倒しし、2020年（平成32年）度末までの3年間で整備
- ・事業主拠出金を活用した企業主導型保育など多様な保育サービスの整備
- ・保育士等の更なる処遇改善（競合他産業との賃金差がなくなるよう追加的な処遇改善）
- ・保育補助者の雇上げ支援やICTの活用による勤務環境改善、就業促進や離職防止などによる総合的な保育人材確保対策
- ・保育士等の職員配置や施設基準の改善
- ・地方における保育所の定員割れ対策
- ・フルタイムやパートといった親の働き方等の如何によらず、子供の生活及び教育の観点からの適切な保育時間の確保

などの実現を図ります。

また、民間保育所運営費については、「児童福祉法」第24条に基づき市町村の保育の実施義務を堅持するとともに、施設整備費等の国庫補助を守ります。

2 3 3 妊娠から子育てまで切れ目のない家族支援

次代を担う子供たちを育てる少子化対策は、日本経済と社会保障全体の基盤であることから、子

ども・子育て支援新制度に基づき、支援の充実を図るものも含め、次のような妊娠から子育てまで切れ目のない支援を進めます。

- ・妊娠や不妊に関する知識の普及啓発
- ・特定不妊治療に要する費用の助成、相談支援等の不妊に悩む方に対する支援の充実
- ・妊婦健診、産婦健診の費用の公費負担の継続
- ・妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を行う子育て世代包括支援センターの整備
- ・居住地域で出産できるよう産科医療機関の確保を支援し、周産期医療ネットワークを整備・充実するなど出産環境の整備
- ・小児の救急医療体制の整備・拡充
- ・産後の母親に対するケアの充実や、新生児から3歳まで発達段階に応じた訪問育児支援の充実
- ・2020年度（平成32年度）までに、3歳から5歳まで全ての子供たちの幼稚園、保育園等の費用を無償化、0歳から2歳児も所得の低い世帯は無償化
- ・病児・病後児保育や一時預かり保育、地域子育て支援センター・ファミリーサポートセンターなどの保育メニューが利用したい時に利用できる体制整備への支援
- ・子供の発育に影響を及ぼす感染症の予防啓発の充実や小児医療の充実など乳幼児の命を守る仕組みの構築
- ・乳幼児健診を充実し、発達障害などを早期に見できる体制の整備
- ・就学援助の充実など小・中学生の子供のいる家庭への支援の検討
- ・放課後子ども総合プランの推進。共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するために、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を、学校施設等を活用しつつ進めます。放課後児童クラブについては、平成30年度末までに、約122万人分の受け皿を整備するとともに、全小中学校区（約2万か所）で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施することを目指します。さらに、放課後児童クラブについて、追加的な受け皿整備を進めます。

その他にも、

- ・パパママ教室を充実し、出産前に命の大切さや成長発達を学ぶ機会の提供

- ・企業において、父親が育児休業や配偶者出産休暇を取得できるような環境の整備（8819 運動）をはじめ、父母ともに育休をとりやすい、育休をとることが不利にならない環境の整備などでゼロ歳児に親が寄り添って育てることができる社会の推進
- ・育児休業や短時間勤務を取得しやすい職場環境の整備
- ・経済的に様々な困難を抱えているひとり親家庭に対し、「すすくサポート・プロジェクト」により、相談窓口のワンストップ化、学習支援等を行うことが可能な居場所づくり、資格取得促進のための給付金や貸付事業の充実
- ・祖父母などの子育て経験者が子育て家族を支える制度の整備
- ・多世代同居の促進
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ・育児休業取得後の円滑な職場復帰を支援するため、中小企業で働く労働者個々人のニーズに応じた「育休復帰支援プラン」の策定・利用を支援
- ・マザーズハローワーク事業の拡充等により、出産・子育て後の再就職を積極的に支援などにより子育て環境の整備を図ります。

234 児童虐待の早期発見のため、地域や社会による取組を一層加速化

児童相談所全国共通新ダイヤル 189 番の周知・活用促進と利便性向上を図り、要保護児童対策地域協議会が医療機関や警察などの関係機関との連携をさらに強化し、機能的に取り組む仕組みづくりを推進します。また、子供たちを取り巻く保健医療職を対象に、早期発見のための研修を実施するほか、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図る、平成 28 年の「改正児童福祉法」、虐待を受けている児童等の保護について司法関与を強化等する平成 29 年の「改正児童福祉法」及び「改正児童虐待防止法」を円滑かつ着実に施行し、児童虐待について迅速・的確な対応を行うなど児童虐待対応を強化します。さらに子供の育ちを守り、虐待を防ぐための啓発活動を、積極的に展開します。

235 虐待された子供たちにあたたかな支援を

児童養護施設等で育った子供たちの自立を可能にするために、18歳以降の就業や生活支援の制度を充実させるとともに、子供たちが家庭的な雰囲気

気の中で生活し、多世代間の交流や地域交流ができるよう児童養護施設や児童相談所など社会的養護の機能を拡充します。また、児童一人ひとりにきめ細かな対応ができるよう、専門的な職員の増員や配置基準の引上げなどに取り組みます。

さらに、里親制度やファミリーホームを推進するなど、虐待した親や虐待された子供たちが再び笑顔を取り戻せるよう支援策を拡充します。

〈年金・医療・介護〉

236 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立

年金保険料率の上昇を抑制するため、平成26年度から恒久化された基礎年金の2分の1国庫負担は確立されており、その下で、年金制度を持続可能なものとし、若者の給付水準の確保等を図るための制度改革に取り組み、若者も高齢者も安心できる年金制度を運営します。

高齢者の方々の働く力や意欲を生かせるように、働き方等人生設計に合わせて年金の受給時期や受給額を弾力的に選択できるよう、給与に応じて年金受給額が減少する現行の在職老齢年金制度をはじめ制度の見直しを検討します。

パート等非正規雇用者への被用者保険（医療、介護を含む）の対象拡大については、平成28年10月からの501人以上の企業への拡大にあわせ、平成29年4月から、500人以下の企業でも労使合意に基づき被用者保険に加入できる途を開きました。今後とも雇用や経営に対する影響を踏まえつつ検討します。

自営業者や一部の短時間労働者など、被用者保険の適用のない方が出産される際の負担を軽減するため、産前産後期間の保険料を免除します。

無年金者対策として、平成29年8月から、年金の受給資格要件の期間を25年から10年に短縮しました。さらに、低年金対策として、年金制度とは別途に、福祉的給付などの対策を実施します。

年金積立金の運用は、平成13年の自主運用開始以来、約58.5兆円の黒字となっています。さらに安全かつ効率的に運用するため、積立金の運用を専門的に行っている法人（GPIF）の組織体制強化を進めます。

年金記録問題の更なる解明と迅速な救済、年金個人情報に対して攻撃が及ばないシステムの構築などのセキュリティ対策により、年金への信頼を取り戻します。

237 国民が安心できる持続可能な医療の実現

国民が住み慣れた地域において必要な時に質の高い医療が受けられるように、次の施策を実施し、地域において必要な医療を確保します。

- ・都道府県による地域医療構想の達成を支援し、患者がその状態に合った適切な医療を地域で安心して受けられる体制の構築
- ・地域医療介護総合確保基金を充実するとともに当該基金を柔軟に活用した病床の機能分化・連携の推進、在宅医療の充実、地域の医療従事者確保などにより、地域における医療課題への対応を進め、地域医療構想の達成を支援
- ・地域に密着し、入院機能とかかりつけ機能を担う中小病院や有床診療所の充実策を講ずる
- ・地域枠の活用による必要な医学部定員の確保を図るとともに、実効性のある医師の診療科別、地域別偏在対策を講ずる
- ・医療従事者の業務内容や医療機関の開設の在り方等を含め、医療資源の地域間偏在を解消するための一層の検討を行う
- ・臨床研修医制度の見直し
- ・勤務医の処遇改善
- ・女性医師の働きやすい環境の整備
- ・診療所(有床診療所を含む)の機能の強化・充実
- ・地域に密着した中小病院と大病院との外来機能の分化
- ・地域の医療の必要性の調査などに基づく医療機関の連携体制の充実
- ・かかりつけ医の育成と支援
- ・急性期後の患者を受け入れる後方医療機関の整備
- ・救急医療機関の機能充実
- ・かかりつけ薬剤師・薬局の充実・強化
- ・地域に定着する看護職員等の養成の充実
- ・医療人材を活用したチーム医療の推進
- ・産業医と精神科医等との連携を含め地域産業保健センターの充実・強化等

人間としての尊厳が守られ、人生の最終段階を穏やかに過ごせるように、終末期医療をはじめ医療のあり方について患者の意思がより尊重されるよう必要な見直しを行うとともに、看取りのための施設整備や在宅サービスの提供など、そのための環境を整備します。

予防医療総合プログラムの策定や健診を積極的に受診した場合の受診者本人へのインセンティブ付与などの誘導策の導入、特定健診・特定保健指導の推進等により、健康寿命の延伸や、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促

進します。

後発医薬品の使用拡大を図り、保険料負担をはじめ国民負担の増大を抑制します。

国民健康保険の運営の安定化、保険者機能の強化を図るため、財政支援の拡充を行うとともに、運営単位を市町村単位から都道府県単位に広域化します。

また、官民格差を是正する観点からも、共済組合と協会けんぽの統合を進めるとともに、保険者機能を維持しつつ被用者保険の料率について過大な格差の是正を図ります。

これに加えて、平成 28 年 10 月からの短時間労働者の適用拡大に伴って生ずる負担増について、緩和の措置を講じています。

高齢者医療制度は現行制度を基本としつつ、高齢者医療費の負担のあり方を検討するとともに、拠出金の負担が過重なものとならないようにするための健保組合への財政支援、協会けんぽへの国庫補助の継続による財政安定化などにより、国民皆保険制度を守ります。

患者の利益に適う最先端の医薬品、医療機器等が一日も早く使用できるように、評価療養や患者申出療養によって、患者の安全に配慮しつつ、患者の選択肢を拡大します。

また、治験に参加できない患者の治験薬等へのアクセスを充実させるための仕組み(人道的見地から実施される治験〈日本版コンパッションネートユース〉)により、安全性と有効性が確保されていることを前提に、わらにもすがる思いで闘病している患者にも承認されていない医薬品等を使用しやすくします。

サービスを利用する高齢者の立場に立って、年金、医療、介護などのサービスを自らの状況に応じて適宜組み合わせ、総合的に利用できるように検討します。また、一部の医療保険者においては、壮・中年期における健康への自助努力をカフェテリアプラン(選択型福利厚生制度)により奨励する取り組みが広がってきており、国もその普及を図ります。

健康・医療・介護に関するデータ利活用基盤の構築を軸に、保険者機能の強化やゲノム医療・AI等の最先端技術の活用、科学的介護の推進等、データヘルス改革を戦略的、一体的に推進していきます。

医療に対する消費税の課税のあり方については、消費税が 10%に引き上げられるまでに、抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行い、税制上の措置につ

いて、医療保険制度における手当の在り方の検討等とあわせて、総合的に検討します。

地域医療の中核的な役割を担う公立病院については、過疎地や産科、小児科、救急部門における医療などを中心に、地域の民間医療体制の状況も踏まえつつ、経営効率化等を進めるとともに、民間病院も含めて地方交付税などによる適切な財政支援を行い、地域医療構想と整合的かつ適切な役割分担と地域医療の充実に努めます。

新公立病院改革プランや公的医療機関等 2025 プランが地域医療構想に沿って策定、実行されているかを把握し、民間医療機関との適切な役割分担・連携を推進します。

地域医療の連携を推進する医療法人制度の適切かつ円滑な施行を進めます。

全国どこでも救急患者が医療機関に確実に受け入れられる救急医療体制づくりやドクター・ヘリコプターやドクター・カーおよびメディカルジェット（メディカルウイング）の体制の整備を行い、救命率の向上を目指します。

入院患者の安全をしっかりと守るために、とりわけ中小病院・有床診療所の防火設備（スプリンクラー設備、火災通報装置等）の整備をさらに推進します。

2 3 8 医療機器の研究開発及び普及を促進

医療機器の研究開発及び普及を促進するための基本法である議員立法の「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律」や医療機器の特性を踏まえた制度構築等を内容とする「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）」（旧薬事法）に基づき、承認審査や研究開発に関する体制の整備等を進め、海外で使用されている医療機器等が日本で使用できない状態を解消するため、医療ニーズの高い未承認医療機器等を選定し、その開発を推進する他、「先駆け審査指定制度」によって、日本発の著明な有効性が見込まれる医療機器等の開発と迅速な導入を図ります。

2 3 9 再生医療を国民が迅速かつ安全に受けるための総合的施策の推進

世界初の iPS 細胞を用いた臨床研究が行われるなど、わが国の再生医療は実用化に向けて着実に進歩しています。議員立法の「再生医療を国民が迅速かつ安全に受けるための総合的施策の推進に関する法律」や、その基本的な方向に沿って制定

された「再生医療等安全性確保法」、医療機器や再生医療等製品の承認を迅速化する「医薬品医療機器等法」（旧薬事法）等に基づき、「再生医療の実現化ハイウェイ」や「先駆け審査指定制度」をはじめとした、再生医療の研究開発から実用化までの施策を世界に先駆けて総合的に推進し、国民が受ける医療の質及び保健衛生の向上のための取組を進めていきます。

2 4 0 在宅医療の推進

「在宅医療」を推進し、寝たきりや認知症などの高齢者のみならず、がんや難病などを抱える小児や現役世代が自宅や施設で必要な医療を受け、本人と介護する人の負担軽減と、自分らしい暮らしの実現に貢献します。

2 4 1 がん対策の充実

がんや循環器疾患など、専門医療に対する国民のニーズに応えるために、地域が求める医療機能や施設・病院の整備（ブロックごとのがん診療連携拠点病院、緩和ケアセンターなど）を緊急かつ集中的に行います。

「予防」、「治療・研究」、「がんとの共生」を柱に、かかりつけ医による受診勧奨の推進を図る等のがん検診受診率の向上、がんのゲノム医療の推進やがん医療に関する情報提供、がん診療連携拠点病院における相談支援や緩和ケアの推進を行うなど、がんの克服に向けた対策を加速化させます。

「がんによる死亡者の減少」、「すべてのがん患者及び家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上」、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を目指し、放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とチーム医療の推進、働く世代や小児へのがん対策の充実、小児がん拠点病院の整備、地域の医療介護サービス提供連携体制の構築、地域の拠点としての機能を持つ医療機関の整備によるがん医療の均てん化と疾患別・治療別の機能連携による集約化、専門医の育成、新たながん研究総合戦略の策定と推進、がん診療連携拠点病院とハローワークの連携による就労支援など、患者・国民の立場に立ったがん対策を総合的かつ計画的に推進します。

また、議員立法の「がん登録等の推進に関する法律」に基づき、がん患者の情報を全国の医療機関から集め、がんの発生の状況や、生存率、早期発見率などを分析することにより、データに基づく適切ながん対策を提供し、がん医療の質を向上

させることが可能となりました。日本全国で、精度の高いがんに関する情報が収集されるよう、更に取り組を推進します。

2.4.2 感染症対策の充実・強化

デング熱の国内発生や海外における鳥インフルエンザ（H7N9）や中東呼吸器症候群（MERS）、エボラ出血熱の発生など、昨今、感染症によるリスクが高まり、また、ヒトやモノの移動の国際化の進展により、新しい感染症がわが国で発生するおそれが高まっています。わが国の感染症対策を早急に強化し、国民の安全を確保するため、感染症法の改正法案を成立させました。

西アフリカで大流行したエボラ出血熱等への対応として、検疫体制の強化や地方自治体による患者の搬送体制の構築など行政の対応力の強化、医師等の研修等を通じた感染症指定医療機関の受け入れ体制の強化、医療従事者を感染から守るための防護服の速やかな供給等、感染症対策のより一層の充実を図りました。また、今後万一、国内で発生した場合にも、国民に正しい理解に基づいて適切な行動をしていただけるよう、引き続き、エボラ出血熱に関する正確な情報を迅速に提供してまいります。

さらに、エボラ出血熱等の国際的に脅威となる感染症が国内で発生した場合に備え、万全の検査・研究体制を整備する観点から、BSL4施設を有する国立感染症研究所を中心とした危険性の高い病原体等の検査体制の強化を進めるとともに、BSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成について検討している長崎大学において、地元関係者の理解を得るための協議が円滑に進められるよう、必要な支援を行ってまいります。

中南米を中心に流行しているジカウイルス感染症についても、国内での感染拡大を防ぐため、必要な情報の普及・啓発に努めてまいります。

新たな脅威に備えて、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に則り、新型インフルエンザ等（高病原性鳥インフルエンザ由来等）が発生した場合、全ての行政機関・地方自治体・各企業・全国民が一体となった国民保護のための体制を整備します。

2.4.3 ワクチン施策の推進

ワクチンで防げる病気はワクチンで積極的に対応するとの方針の下、ワクチンの一層の活用を図るため、健康安全保障の観点に立って、ワクチンの研究開発の促進と供給体制の整備、充実等を図ります。

他の先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの数が少ない、いわゆる「ワクチン・ギャップ」を解消するため、定期接種の対象として、平成28年10月に、新たにB型肝炎ワクチンを加えました。

現在検討が進められているおたふくかぜワクチン、ロタウィルスワクチンの定期接種化も含め、今後とも感染症予防を促進するなど、新たなワクチン政策の確立と推進体制を目指します。

予防接種の副反応について情報収集を行った上で、専門家による定期的な分析・評価を行うとともに、積極的に情報発信します。

2.4.4 健康医療情報のコミュニケーションの強化

国民の健康を守り、安全・安心な生活を確保する上で、感染症をはじめとする疾病対策を推進することが急務であり、国民の健康医療情報を学術的な観点から整理・評価した上で国民に発信し、正しい情報を共有するコミュニケーションを強化するための体制整備を図ります。

2.4.5 医療事故調査制度の実施

医療の安全を確保するためには、医療事故の再発防止を行うことが重要です。このため、引き続き 改正医療法に基づく医療事故調査制度の円滑な施行を図ります。また、この制度の実施状況を踏まえて見直しを検討します。

2.4.6 死因究明体制の推進

公衆衛生の維持向上、犯罪の見逃し防止、そして遺族と社会の納得向上および医学の発展に向け、政府の死因究明等推進計画を踏まえ「死因不明社会」の解消を目指します。死因究明等推進基本法の立法を推進するとともに、モデル的な小児死亡例のAi（死亡時画像診断）実施及びCDR導入の検討や、全国的な解剖体制の充実など必要な措置を積極的に検討し、着実に実現します。

2.4.7 精神保健医療福祉の推進

国民の精神保健医療福祉の一層の推進と質の向上を推進します。

特に精神科救急医療、依存症、うつ病、身体合併症、児童思春期、発達障害、認知症など精神科医療に対する新たな社会的ニーズの広がりや深刻化に対応して、精神科医療への適切な評価、精神疾患に対する正しい知識の普及や早期発見・早期治療の促進を図るための啓発運動、教育機関や職場などにおけるメンタルヘルス教育、診断法・治療法等に関する研究の推進を支援します。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の普及啓発を図り、特に精神障害者差別解消に努力します。

また、地域社会において障害があっても安定した生活を営むことのできる共生社会の実現を目指し、障害者の自立及び社会参加の支援等を促進します。

長期入院者の地域移行を進めていくため、医療、障害者福祉、住まい、社会参加等が包括的に確保され、精神障害者の方々が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、多職種協働による包括的な支援体制整備を進めるとともに、医療・福祉・保健等の関係者による重層的な支援体制を構築します。

さらに、依存症対策の更なる推進・強化を図るため、依存症専門医療機関の拠点化や相談支援体制の強化、自助グループ等民間団体への支援を充実してまいります。

248 認知症施策の推進

認知症の方の日常生活を支えるため、新たな総合戦略に基づき、認知症の早期診断、鑑別診断とともに、身体合併症、精神症状と問題行動、生活機能障害へのリハビリテーション、認知症終末期医療・緩和ケア医療などあらゆる病態に適切に対応できるよう認知症病棟の機能分化を着実に進め、地域ケアの後方支援として機能することにより、地域包括ケアをサポートし、認知症疾患医療センターと地域包括支援センターなどの機能を統合することにより、効率的な地域サポートシステムを整備し、地域での生活を継続するための地域ケアと施設ケアを統合した循環型医療介護総合モデルの体制の確立を目指します。また、精神科医療が中心となり、かかりつけ医も協力して、多職種と連携して高齢者や家族の相談等に応じる体制の整備を検討します。さらに認知症カフェ等を全市町村に設置するよう取り組みを進めるとともに、医師・歯科医師・薬剤師・看護職員等に対する研修を強化します。

249 看護職の確保および処遇改善の推進

看護職の確保対策を推進し、看護職が働き続けられるよう勤務環境を改善する仕組みを着実に普及・推進するとともに、潜在看護師の再就職支援を強化します。在宅医療・介護の充実の必要性を鑑み、介護保険施設や訪問看護に従事する看護職を確保し処遇を改善します。

また、看護職（助産師・保健師含む）の更なる

能力の向上のために教育内容の拡充や大学・大学院での教育を推進し、役割の拡大を支援するための体制整備等を図り、その専門能力を現場でより活用できるようにします。看護職の養成所等に対する支援を拡充し、看護職を志す人を支援します。

250 国民歯科医療の充実・発展

超高齢社会の歯科口腔の疾病構造を明確にしつつ、健康寿命の延伸に向けた歯科口腔保健の推進として、成人期以降の歯科健診の制度化など、生涯を通じた歯科健診の充実をはかります。

地域医療介護総合確保基金事業の充実により、在宅歯科医療の推進や人材育成をはかるとともに、認知症対策や誤嚥性肺炎の防止など生きる力を支える生活の医療を拡充させます。

病院における歯科医師の配置など地域医療に配慮しつつ、適切な医科歯科連携を拡充し、歯科医療体制の構築を目指します。

介護予防における口腔機能の向上をはかるため、協力歯科医の業務の明確化や入院患者や要介護者に対する口腔健康管理を推進します。

国民のニーズに合致した新しい歯科医療技術、歯科医療機器の研究開発の推進と保険収載を促進し、人生100年時代に相応しい歯科医療提供を目指します。

安定的で質の高い歯科医療を提供するため、養成機関への支援など歯科衛生士や歯科技工士の確保を目指します。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、スポーツデンティストの養成強化を行い、選手、スタッフへの活動支援を通じ、国民スポーツの充実に努めます。

災害歯科コーディネーター育成のための研修会等の充実を通じて、災害時の歯科医療救護及び歯科支援活動に資する人材を確保します。

251 肝炎対策の推進

肝炎に係る医療費への助成制度の拡充を含め、肝炎対策の充実を図ります。さらに、肝がんに関する治療研究及び患者への支援の拡充を図ります。また、B型・C型肝炎訴訟は各々の合意に則り、B型肝炎については特措法の改正法案を成立させた他、C型肝炎については、給付金の請求期限を延長するなど、さらに完全解決に向け努力します。

252 難病・小児慢性特定疾病対策の充実

難病・小児慢性特定疾病については、「難病の患者に対する医療等に関する法律」等に基づき、対

象疾病を追加するなど、拡充を図ってきましたが、医療費助成を適切に実施する他、地域の実情に応じた医療提供体制の構築、相談支援体制の確保、療育環境の整備、就労支援、自立支援事業を実施するとともに、新薬の開発支援や医薬品の適用拡大により難病や小児慢性特定疾病の診断・治療方法の研究開発及び治療法の早期確立・普及を進めるなど、医療・福祉・就労等の総合的な対策を充実します。

253 ヒトT細胞白血病ウイルス・結核・腎疾患対策などの推進

ヒトT細胞白血病ウイルスについて、全国一律の妊婦健診での抗体検査実施により母子感染を予防します。成人T細胞白血病、HAMの感染者・患者に対する診療体制の整備等を進め、これらの疾患に罹患されている方々に対する相談支援等に努めます。

結核は年間約2万人の新規患者が発生するなど、依然としてわが国の主要な感染症であり、確実な治療の実施等、総合的な結核対策を推進します。腎臓病、糖尿病性腎症の予防対策と腎不全・透析治療に移行しないための啓発活動を促進し、腎臓病の原因究明の研究を推進します。また、透析患者が安心して治療を受け生活できる環境及び体制の整備に努めます。

健康寿命の延伸を図るため、糖尿病、脳卒中等の生活習慣病対策、慢性閉塞性肺疾患（COPD）対策、慢性腎臓病（CKD）研究事業を推進します。

議員立法の「アレルギー疾患対策基本法」に基づき、基本方針を作成し、治療体制・相談体制の整備や研究の促進等、アレルギー疾患対策を総合的に推進します。

254 受動喫煙対策の徹底

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、受動喫煙対策を徹底するための必要な法整備を行います。あわせて、環境整備、事業者への支援、普及啓発など、総合的な対策を進めます。

255 薬局・医療機関の薬剤師の職能、役割の拡充と積極的活用

国民医療の向上と健康づくり推進のため、平成27年10月に策定された薬局ビジョンを踏まえ、地域の薬局（全国に約58,000軒）・薬剤師の積極的活用を図ります。医薬品安全対策および適正使用強化の一環として医薬分業の推進、チーム医療に

おける薬剤師の業務の拡充と医療機関における薬剤師配置を推進します。薬剤師の卒後研修の充実を図るとともに、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する健康サポート薬局の取組を推進します。

また、患者とともに適切な服薬を推進するため、災害時にも役立つ「電子お薬手帳」の普及を強力に進めます。

さらに、日本再興戦略等に基づき、医薬品（検査薬を含む）の医療用から一般用への転用（スイッチOTC）を進めます。

256 薬物の乱用防止の総合的推進

啓発、取り締まり、薬物依存者の治療・社会復帰の支援など薬物乱用防止対策を総合的かつ有機的に推進し、乱用防止対策を一層効果的に実施します。

特に、昨今、若者の間で乱用が拡大し、必ずしも危険でないという風潮が広がっている大麻について、その危険性に関する正しい知識の普及を図るとともに、取締りを強化します。

また、大麻のほか、わが国最大の乱用薬物である覚せい剤、危険ドラッグ等の薬物を根絶するため、麻薬取締部及び税関の体制の拡充を図るとともに、危険ドラッグのインターネット販売対策、水際対策等について、実効ある取締りを推進します。

257 安心・安全な一般用医薬品および一般用検査薬等の適正な使用

一般用医薬品のインターネット販売に関する新たなルールが遵守され、また、違法なインターネット販売が行われないことがないよう、これまで以上に国や自治体による監視指導を徹底するとともに、国民に対する周知の徹底や注意喚起に努めます。

また、セルフケアから医療へ適切につなげられるよう、一般用医薬品及び一般用検査薬等の安心・安全な使用のため、薬剤師、登録販売者等から消費者への適切な情報提供を促進します。

さらに、適切な健康管理の下、セルフメディケーションを推進するため、平成29年から導入した健診、予防接種等を受けている個人が、スイッチOTC医薬品を購入した場合に所得控除できる制度（医療費控除の特例）の普及拡大を目指します。

258 製薬産業に係る成長戦略推進と国民医療、健康への貢献施策の展開

製薬産業が創薬力を強化し、国民医療に更なる貢献ができるよう、産学連携・オープンイノベーション・国際化の推進をサポートするとともに新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度のあり方を検討します。加えて基礎的医薬品の安定供給に資する措置を強化します。また、長期の研究開発投資促進のため、研究開発税制の利用を促進するとともに、薬価制度におけるイノベーション評価を強化します。生命科学の進歩を広く享受するためバイオシミラーの開発・促進を図ります。薬価改定のあり方については、薬価改定の毎年実施が製薬産業の国際競争力弱体化やドラッグ・ラグに繋がるとの指摘等も十分に踏まえて検討します。さらに、医療の効率化や国民の健康維持の観点から、長期収載品への依存から脱却し、後発品使用促進とセルフメディケーションを推進します。

259 医薬品の流通体制の充実

安全・安心・信頼の医薬品流通を確立するため、医薬品のトレーサビリティの確立、偽造品の流通防止対策、新型インフルエンザ・パンデミック対策の推進をするとともに、災害時のガソリン・電力確保等の危機管理体制を充実します。また、「医薬品産業強化総合戦略」等を踏まえ、医薬品流通の改善を着実に進めます。

260 リハビリテーションの提供体制強化と専門能力の向上

誰もが安心して生き生きと生活できる社会を実現するため、自立支援に資する訪問リハビリテーションや通所施設におけるリハビリテーション専門職の配置を強化するなど、リハビリテーション提供体制を強化し、医療と介護で切れ目のない相互連携のあるチーム医療を推進するとともに、適切な運動等の実施により、高齢者の健康寿命の延伸を図ります。

また、医療・介護をはじめとする多様な地域ニーズに応えうるリハビリテーション専門職の人材育成を目指して、より高度な大学・大学院での教育を推進し、その専門能力を現場でさらに活用できる体制をつくります。

261 漢方医学の推進

日本の伝統医学である漢方医学について、指導者・臨床医の教育・研修、科学的根拠確立のための研究を推進します。漢方医学を支える漢方製剤の品質確保と安定供給が可能となる環境を整備します。

262 国民が自主的に健康増進を図るための一般健康食品の利活用の促進

国民が自主的に健康増進を図るために、一般健康食品について、不必要に国民を惑わす広告や情報にさらされることのないよう、注意しつつ、適切な情報に基づいて選択が行えるよう、健康食品市場の健全な発展を図るとともに、安全性が担保されることを前提として、健康長寿を願う国民のニーズに積極的に応えてまいります。

263 生活の質（QOL）を高める統合医療の推進

統合医療は、病気の予防と健康増進を目ざすとともに、治療から看取りまでを含み、生活習慣の改善を支援し、QOLの向上と生きがいを支える医療です。具体的には、現行の医療制度とともに、漢方や鍼灸などの伝統医療、食の安全と食育、健康増進のための住環境・社会環境の整備など、健康増進のためのあらゆる活動を統合する医療と、それに関係する活動です。

統合医療には「医療モデル」と「社会モデル」があり、医療モデルは、「近代西洋医学に補完代替療法や伝統医学等を組み合わせてQOLを向上させる医療」です。社会モデルは、健康長寿社会を目ざすために、学際的な知識を総動員して健康の社会的格差を是正するもので、地域が主体となってお互いのQOLを高める手段です。医療モデルと社会モデルは、互いに補い合い、社会関係資本（ソーシャルキャピタル）を有効に活用することで、高騰する医療費の適正化、平均寿命と健康寿命の格差の縮小などを目ざすとともに、勤労世代が高齢者や若い世代を支える永続的な共助の構築を目指します。

統合医療は、WHOの「健康の社会的決定要因」や、国連の「持続可能な開発目標」と軌を一にするものであり、「人びとの健康や病気に影響を与える社会的、経済的、政治的、環境的な条件」に対する政策提言です。

今後、「統合医療推進基本法（仮称）」の制定を求めるとともに、統合医療の基本理念に沿った政府一体の取り組みを進めていくことを求め、それを支援推進します。

264 健康で質の高い生活をめざすまちづくりの推進

地域住民が直面する健康課題には、一人ひとりの「心や身体の健康」のみならず、社会や文化、都市整備など住民を取り巻く多岐にわたる要因があります。地域包括ケアに統合医療を取り入れる

自治体を支援するなど、重層的で横断的なまちづくりを積極的に推進します。

265 地域包括ケアシステムの深化・推進と「介護離職ゼロ」の実現

高齢化の進展により、増大が予想される介護保険料の上昇を抑制します。そのために、介護サービスの効率化、重点化を図るとともに、公費負担の増加などを行い、持続可能な介護保険制度を堅持します。

「介護離職ゼロ」について、2020 年代初頭までに、50 万人分の介護の受皿を整備し、介護サービスが利用できず、やむを得ず離職する者をなくするとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者の介護ニーズを満たすことを目指します。このため、在宅・施設サービス等の整備の充実、加速化や、人づくり革命の理念のもと、介護人材確保に向けた総合的な方策を講じます。

介護人材の確保は、喫緊の課題であることから、競合他産業との賃金差がなくなるよう、平成 29 年度に臨時に介護報酬改定を行い、キャリアアップの仕組みを構築し、追加的な処遇改善を行いました。この取組を含め、これまで自公政権で、月額 4 万 7000 円の改善を実現してきましたが、他の産業との賃金格差をなくしていくため、さらなる処遇改善を進めます。

また、認知症の高齢者や高齢単身世帯の増加等に伴う多様な介護ニーズに対応するため、中核的役割を担う介護福祉士の資質の向上と、多様な人材の参入による「すそ野の拡大」を図ります。そのため、離職した介護人材の呼び戻し、若者、女性、中高年齢者等多様な人材の参入促進、キャリアパスの確立、介護職の仕事の魅力の向上、労働環境の改善、介護人材の活用の効率化、労働生産性向上等を進めます。

EPA をはじめ新たに創設された在留資格「介護」や介護職種の技能実習制度により、わが国の介護現場で活躍される外国人の方には、それぞれの制度趣旨に沿って必要な支援を進めます。

さらに、特養の待機者をはじめ、要介護者が安心して介護を受けられる居場所の整備を行うために、特養・老健をはじめ、特定施設やグループホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの整備を進めます。

住民や自治体のニーズに応え、間仕切り等の工夫によってプライバシーの保護に配慮した上で、高齢者が適正な負担で必要な介護を受けられるよ

う、「多床室特養」の整備を進めます。

同時に、地域の高齢者が満足できる介護サービスを受け、安心して暮らせるよう、介護保険施設など従来からある施設の有効活用、在宅サービスの強化、24 時間型の訪問介護や訪問看護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、在宅診療等の整備によって地域の介護不安を解消し、セーフティネット機能を充実させ、安心して生活を継続できる地域包括ケア体制を深化・推進します。あわせて、家族介護者の精神的・身体的・経済的負担等の軽減のため、介護家族の介護負担軽減に資する制度の充実、介護休暇・介護休業の取得を推進する企業への助成等の施策を進めます。

「介護保険法」改正により創設された介護医療院については、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに確実に対応できるよう、介護療養型医療施設からの円滑な転換を図るなど整備を推進します。

平成 30 年度介護報酬改定では、地域包括ケアシステムの深化・推進、自立支援・重度化防止に資する介護サービス、介護人材の確保と生産性向上などを推進するため、介護現場の実態に応じた必要な報酬を確保します。

大災害時において、被災した介護や支援が必要な方々を支えるため、地方自治体や関係団体等の支援チームの創設、他の施設等での受入れ等の仕組みづくりを推進します。

平成 29 年度末までに全国的に完全移行される「介護予防・日常生活総合支援事業」に関して、介護支援ボランティア等の地域資源の活用を推進するとともに、介護事業者の参入促進に資する人員基準・報酬単価の方策を講じます。

さらに、高齢者虐待の未然防止、早期発見に向けた対応力を強化し、高齢者の権利利益の擁護を推進していきます。

266 介護支援専門員の積極的活用

医療・介護・福祉サービスを必要とする人が過不足のないサービスを受けて、住み慣れた地域で自立した生活を営むためには、介護支援専門員（ケアマネジャー）による適正なケアマネジメントが必要です。そのために、居宅介護支援事業所の報酬の見直し・経営の独立性・中立性の推進・研修制度の充実を図るとともに、介護保険施設・在宅介護サービスにおいて、自立支援や重度化防止等に向けた施設機能・在宅介護サービス機能の強化と活性化を図り、高品質な介護サービスを提供で

きるシステムをつくります。

また、それらを促進するため、社会保障制度において重責を担う介護支援専門員の国家資格化を目指します。居宅介護支援費に関しては、誰でも公平にケアマネジメントが受けられるように、介護保険制度で全額を賄う現行制度を堅持します。

267 在宅介護の支援

地域で多様な質の高い在宅介護サービスが提供できるよう、事業者の創造性と自律性が発揮できる環境を整えるための公的保険外サービスの普及を促進します。

これにより、公的保険外サービスとの組合せの選択肢を増やし、介護保険内・外を含めたサービスの生産性向上を図ります。

権限委譲に伴う各自治体の運用が在宅介護分野の隘路とならないように、地方分権の観点にも配慮しながら、適正運用を図ります。

268 運動器リハビリテーションの充実とロコモティブシンドローム（運動器症候群）の早期発見

運動器の衰えにより、要支援・要介護となることを予防するため、医療における運動器リハビリテーションの充実を図ります。また、転倒・骨折・寝たきりのリスクが高くなるロコモティブシンドローム（ロコモ運動器症候群）該当者（予備軍を含め全国で推定 4,700 万人）を早期に発見し、リハビリテーションを指導することができるよう、運動器健診事業の導入を推進します。

269 介護付きホームの積極的な活用

終の棲家の機能を果たしている介護付きホーム（特定施設入居者生活介護事業所）の役割や整備計画を明確にし、地域包括ケアシステムにおける重要なセクターであることを明らかにします。

また、自立支援・重度化予防から、認知症ケア、「医療から介護へ」の退院先としての役割、そして看取りまでの総合的な機能が発揮できるよう支援します。

介護付きホームは、在宅療養支援診療所等と連携し、医療機関からの受け入れや看取りに取り組んでいるため、医療との連携が進むよう支援します。

さらに、介護保険事業計画に介護付きホームの整備量を位置づけ、その機能を適切に評価し、質の高い介護付きホームの整備を進めます。

270 障害者の方への施策の推進

障害者とともに安心して暮らせる共生社会の実

現に向け、昨年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」と「改正障害者雇用促進法」の着実な実施に向けた取組を進めます。また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、障害者スポーツの推進、そして障害者の芸術・文化活動のさらなる振興にも取り組みます。

「一億総活躍社会」の実現に向け、障害者一人ひとりの状況に応じて、地域に定着しつつ、自立して生活や就労ができるよう、昨年成立した「改正障害者総合支援法」の実施に着実に取り組むことに加え、障害報酬改定を通じて、障害者の重度化・高齢化への対応や、医療的ケア児を含む障害児支援のサービス提供体制の確保と質の向上を図ります。あわせて、わが党が主導した「障害者優先調達推進法（ハート購入法）」の着実な実施に努めます。

意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する手話その他のコミュニケーション支援の在り方について、必要な法整備等を含めて検討し、その普及・充実に努めます。

また、障害者の意思が適切に反映された地域生活の実現に向けて、成年後見制度の活用をさらに促進するため、必要な法整備等を含めて取組を進めます。加えて、平成 30 年 4 月からの精神障害者の雇用義務化に向けて、障害者の就労促進、職場定着支援を更に推進します。

さらに、昨年成立した「改正発達障害者支援法」を踏まえ、発達障害のある人が地域で安心して暮らすことができるような支援を進めるとともに、精神障害のある人の地域移行を進めるため、精神保健医療福祉施策の見直しについて検討を進めます。

また、障害者への虐待の未然防止、早期発見に向けた対応力を強化し、障害者の権利利益の擁護を推進していきます。

引き続き、障害のある人の自立と社会参加のための施策を積極的に推進してまいります。

271 若年者・高齢者の就労支援、低所得高齢者等への生活支援の拡充

子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう子供の貧困対策を進めます。

若年者を中心に就労可能な者については、仕事へ就くよう促すため、求職者支援制度の活用等により就労を促進します。また、「生涯現役社会」の実現に向け、65 歳までの定年延長や 65 歳以降の雇用継続を行う企業等を支援するとともに、働くこ

とを希望する高齢者については、ハローワークの「生涯現役支援窓口」における就職支援やシルバー人材センターの活用等により、多様な雇用・就労機会を提供します。生活に困窮している低所得高齢者等に対して、その実態に即した生活支援を的確に行うため、生活に困窮している方々の支援に精通した NPO 等の活用を図ります。また、単身高齢者や老々介護の増大などに対応するため、高齢者の生活の場となる養護老人ホーム、グループホームや特定施設などの整備を進めます。

契約を前提する社会において、判断能力が不十分なことによって不利益を被ったり、人間としての尊厳が損なわれることがないように、成年後見制度を充実させます。

272 生活保護制度、生活困窮者自立支援制度

生活保護制度については、真に必要な人に生活保護が行きわたるとともに、制度に対する国民の信頼と安心を確保し、納税者の理解の得られる公正な制度にします。

そのため、自助努力による生計の維持ができない者に対する措置ということを原点に、後発医薬品の使用促進や頻回受診に係る適正受診指導、生活習慣病の予防等に向けたデータヘルスの推進等による医療扶助の更なる適正化、貧困の連鎖を断ち切るための子供の大学等への進学支援、一部の無料低額宿泊所等における「貧困ビジネス」問題への対応を検討するとともに、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化等を着実に実施します。

あわせて、ケースワーカーのマンパワーを拡充します。

生活困窮者の自立を促進するため、平成 27 年度から施行された「生活困窮者自立支援法」を全国において着実に実施するとともに、支援につながっていない生活困窮者を把握し、世帯全体への支援につなげる相談支援体制の整備を進め、地域の実情を踏まえた就労準備支援事業の促進策や家計相談、子供の学習支援、居住支援の推進など、自立に向けた支援メニューの見直しについて、生活保護制度とあわせて一体的な検討を進めます。また、地域の住民互助の育成支援など地域コミュニティ全体の支える力を強化しながら、世代や高齢者、障害者、児童等の対象者にかかわらず、包括的・総合的に相談支援を行う体制の構築や、高齢・障害・児童等の福祉サービスの総合的な提供の促進により、「地域共生社会」の実現を目指します。

273 社会福祉法人による地域福祉の推進

高齢化、人口減少、地域社会の変容等により福祉ニーズが多様化、複雑化していく中で、生活困窮者への対応や地域における支え合いなどの面において、公益性と非営利性を備えた社会福祉法人が果たすべき役割は、ますます高まっています。

そのため、「改正社会福祉法」を踏まえ、社会福祉法人が、引き続き、国民の期待に応えて地域の福祉ニーズに対応し使命を果たせるようにしていきます。

274 原爆被害者への支援

人類唯一の被爆国であることを踏まえ、被爆者の方々への支援策を推進します。

275 中国残留邦人への支援

中国残留邦人の方々のための生活支援をはじめとした様々な支援策を講じるとともに、平成 26 年 10 月に配偶者支援金を創設しましたが、今後さらに帰ってきて良かったと思えるような、きめ細かい対策を推進します。

276 さらに国民の負託に応えられる社会保険労務士制度の推進

わが党は、社会保険労務士が、国民の利便性の向上とさらなる負託に応えられるよう、「社会保険労務士法」の改正に取り組み、法案を成立させました。今後、その着実な推進を図ります。

277 生活衛生サービスの安全・安心の推進

生活衛生サービスが、安全・安心に提供されるよう、生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合の活性化を図ります。また、建築物の衛生環境を確保するとともに、エネルギーコストの上昇にも対応できるよう日本政策金融公庫の融資の充実等を図ります。

278 柔道整復師の活動の支援

柔道整復療養費制度のさらなる制度改革と卒後臨床研修の制度化を目指します。また、地域包括ケアシステムにおける柔道整復師の役割を確立させます。なお、日本伝統医療としての柔道整復術が未来永劫継承されるようその保護に努めます。

279 はり・きゅう治療、あん摩・マッサージ・指圧治療の充実

国民が国家資格であるはり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師が行う治療を、さらに利

用しやすくなる制度の整備に努めます。また、日本の伝統医療として更なる振興を積極的に支援します。

280 栄養士・管理栄養士の積極的活用

今後、増加が想定される在宅療養者や高齢者に対して適切な栄養管理を提供できる体制を構築し、安心した生活を過ごせるよう、栄養士・管理栄養士の積極的活用を進めます。

281 一人ひとりの状況に応じた就労支援と労働環境の整備

ハローワークの機能強化等により、若者、女性、高齢者、障害や難病のある方など一人ひとりの状況に応じた就労支援を積極的に進め、全員参加の社会を目指します。

また、拡充した育児・介護休業制度などによる仕事と家庭の両立など頑張る個人を支援し、経済のグローバル化や活力ある社会に対応した労働環境の整備を進めます。

282 労働者の希望を生かした多様な働き方の実現

勤務地や職務等を限定した「多様な正社員」の導入や非正規雇用労働者の正規雇用への転換などを行う企業への支援により、正規雇用への転換を希望する方々のキャリアアップ等を図り、不本意ながら非正規雇用労働者となっている方の割合を引き下げることなど平成32年度までの正規雇用への転換の目標値や具体的な政策等が盛り込まれた「正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づき取組を強力に推進するとともに、労働者派遣法に基づき、派遣労働者の正社員化など雇用の安定とキャリアアップの実現を図っていきます。職業能力評価制度の充実、ジョブカードやキャリアコンサルティングの活用、産業ニーズ等を踏まえた職業訓練などの職業能力開発を推進し、就業につながるマッチングシステムを確立します。

また、再チャレンジや成長産業への円滑な人材シフトを促進し、正規雇用の維持、拡大を図ります。そのため、労働移動を支援する助成金の適正化を図りつつ、専門実践教育訓練給付なども含め、再就職、転職支援の制度の活用を進めます。

女性や若者などの多様で柔軟な働き方の選択を広げるため、同一労働・同一賃金の実現に踏み込み、非正規雇用労働者の待遇を改善します。このため、わが国の雇用慣行には留意しつつ、関係法律案の早期の国会への提出・施行を目指します。

あわせて、どのような待遇差が不合理なものであるか等を示すガイドラインを改正法の施行日に施行し、事例等を示します。

また、最低賃金については、過去5年で約100円引き上げてきましたが、中小企業・小規模事業者の生産性向上や価格転嫁等の取引条件の改善を図りつつ、年率3%程度を目途に引上げ、全国加重平均1000円を目指します。

283 地域の創意工夫を活かした「しごと」や「ひと」作りの推進

東京一極集中に歯止めをかけ、魅力ある地方を創生するためには、安心して働くことができるよう良質な雇用機会を創出するとともに、新しい人の流れをつくり、地方創生に必要な人材を確保することが必要です。このため、地方自治体が実施する「しごと」や「ひと」作りにおける人材育成、地方への新しい「ひと」の流れづくりに取り組み、「しごと」と「ひと」の好循環を確立するための人材環流、処遇改善等についての創意工夫を活かした取組を迅速に支援します。

また、雇用情勢の改善や景気回復に伴い、建設、警備、運輸、看護、介護、保育、飲食サービス業などの分野において人手不足が問題となっています。このため、雇用管理の改善を通じて、従業員の職場定着に取り組む企業への支援を拡充するとともに、ハローワークによるマッチング機能の強化により、人手不足分野における求人ニーズに丁寧に対応します。

284 働き方の見直し

一人ひとりが生きがいをもって活躍できる社会の実現に向け、子育てや介護を行いながら仕事を続けられるよう、長時間労働を是正することが重要です。このため、罰則付き時間外労働の上限規制を導入するとともに、労働基準監督署による監督指導を強化します。さらに、時間外労働の割増賃金の引上げ、健康をしっかりと確保して多様で柔軟な働き方の選択肢を増やす労働時間法制の見直しに取り組み、しっかりと施行します。

285 新卒者就職対策の実施など若者の雇用対策の推進

若年労働力が減少する一方で景気回復を背景として求人倍率が高く、失業率が低くなっている今が、若者の雇用を改善する好機です。正社員希望者の新卒での正社員割合「100%」を目指して、学校と連携しつつ、新卒応援ハローワークにおいて

就職支援を実施します。また、職場情報を提供し、若者の適職選択を支援すること等を内容とする若者雇用促進法の円滑な施行に引き続き取り組みます。さらに、非正規で働く若者に対してわかものハローワーク等における担当者制による正社員就職への支援を行うほか、若者の「使い捨て」が疑われる企業への対応策を強化します。

286 戦没者遺骨の早期帰還

先の大戦において 240 万人もの方々が犠牲になりました。戦後 70 年を経て、戦没者のご遺族が高齢化する中、未だ 113 万人ものご遺骨が収容されておりません。この現状に鑑み、平成 28 年 3 月に御遺骨の遺骨収集を国の責務として位置づける「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を議員立法として成立させました。本法案は、平成 36 年度までを集中実施期間とすること、総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定することなどを内容としています。この基本計画に基づき、戦没者ご遺骨の収集・帰還を積極的に推進します。あわせて、慰霊巡拝を推進します。

287 自殺対策の強化

わが国における自殺死亡者数は、昨年 22 年ぶりに年間 2 万 2 千人を切りましたが、依然として深刻な状況です。昨年 4 月に施行された改正自殺対策基本法及び今年 7 月に策定された新たな自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策をさらに推進します。

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有していることから、保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体等のネットワークの構築や、特に SOS の出し方に関する教育を推進し、生きることの包括的な支援として社会全体としての対策を進めます。

また、地方自治体において、地域の自殺の実態、地域の実情に応じた自殺対策計画が策定・実施され、実効が上がるよう、地方自治体・地域自殺対策推進センターに対する国・自殺総合対策推進センターの支援を強化します。

自殺対策の PDCA サイクルを社会全体で回す仕組みを構築し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざします。

288 すべての子供が性被害から守られる社会の実現

子供に性的な被害を与える行為は、本来、子供たちを守り、育むべき大人たちの手で行われてお

り、また、インターネットを通じ、時と場所を超え、長期かつ継続的に被害者を傷つけることも多く、撲滅すべき国際社会共通の課題です。

次世代を担う子供たち一人一人がこうした性被害から守られ、心身に有害な影響を受けることなく健やかに成長することができる社会をつくり上げていくため、「子供の性被害防止プラン」に基づき、多角的かつ包括的な対策を強力に推進します。

289 恩給の適正な水準を確保

国家・国民のために身命を賭して忠誠を尽くされた方及びそのご家族の生活を支えるための恩給は、国家補償として適正な水準を確保します。

教育

290 国民に信頼される文部科学行政の体制確立

組織的な再就職など規制違反や国家戦略特区にかかる文書調査での混乱などにより低下した文部科学行政に対する国民の信頼を回復するため、文部科学省のコンプライアンス体制を確立させるとともに、「人づくり」などの施策を総合的かつ強力に推進する組織へと改革し、国民に信頼される文部科学行政の体制を確立します。

291 教育基本法制定 10 年の成果と課題検証

誰もが日本に生まれたことを誇りに思える品格ある国家を目指して、平成 18 年の「教育基本法」の改正以降、人格の完成を目指し、国家及び社会の形成者を育成するという理念を踏まえ、いわゆる教育 3 法の改正や、教育振興基本計画の策定、学習指導要領の改訂による伝統・文化に関する教育や道德教育の充実など、改正後 10 年間に教育再生を総合的に推進し、教育内容の抜本的な改善・充実や、切れ目のない教育費負担の軽減、次世代の学校・地域の創生を行ってきました。今後は、新学習指導要領の着実な実施や高大接続改革、専門職大学・専門職短期大学の開設、教育費負担軽減の推進や次世代の学校・地域創生プランの実施に取り組めます。

292 世界トップの人間力と学力を実現するための教育投資の充実と安定的な財源確保策の検討

「教育基本法」の理念に基づき、「自助自立する国民」「家族、地域社会、国への帰属意識を持つ国

民」「良き歴史、伝統、文化を大切にする国民」「自ら考え、判断し、意欲にあふれる国民」を育成します。そのため、「教育基本法」に則り策定した「第2期教育振興基本計画」や学習指導要領など、教育再生実行会議の提言を踏まえ、これまで進めてきた教育再生の歩みを緩めることなく着実に実行します。

平成29年度で最終年度を迎える第2期教育振興基本計画の進捗状況を検証しつつ、第3期計画の策定に向けて、国民の幅広い声を集約して、検討を行い、政府に提言していきます。

2020年までに、「家庭の経済状況や発達状況などにかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供・若者・社会人が質の高い教育を受けることができる社会」の実現を目指します。また、少子化を解決し、「格差の再生産」を食い止めることは、わが国にとって喫緊の課題です。これらの課題解決に向けて、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、教育投資をこれからの時代に必要な「未来への先行投資」と位置付け、その抜本的拡充と財源確保、民間資金のさらなる活用などに取り組みます。

293 若者の夢や志を実現する学校教育への抜本的転換

変化が激しく先の予測が困難な時代の中で、全ての若者が夢や志を抱き、チャレンジし、それを実現していくことができるよう、学校教育の在り方を抜本的に見直すことが必要です。このため、学習指導要領を全面改訂し、教科・科目などの見直しを行うとともに、課題の発見・解決に向けた主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点に立った学習・指導方法、評価方法への改善を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた質の高い教育を提供するための教職員など指導体制の充実に取り組みます。あわせて、高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育の一体的な改革を進め、知識・技能だけでなく、思考力・判断力・表現力や主体性をもって多様な人々と協働する態度、リーダーシップ、企画力や創造力、豊かな感性や優しさ、思いやりなどを備えた人間を育成します。

294 成長戦略に資するグローバル人材の育成

日本人としてのアイデンティティ、日本の伝統や歴史、文化に対する教養などを備え、グローバルに活躍できる人材を育成する観点から、伝統や

文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力を付けることを重視し、国際的共通語となっている英語のコミュニケーション能力を身に付けることは、わが国の一層の発展のためにも、非常に重要な課題です。小学校における英語教育実施学年の早期化・教科化や、中学校における英語による英語授業実施、高等学校における発表・討論・交渉などを充実します。また、これを実現するための教師の資質向上に加え、少人数英語指導を徹底するための教員配置や指導体制の充実、中学校における英語の全国的な学力調査の実施、英語を母国語とする外国語指導助手（ALT）などの外部人材の活用を促進させるなどにより、小・中・高等学校における英語教育を抜本的に改革・強化します。

世界で活躍する人材を高等学校段階から育成するため、国際的素養を身につける取り組みなどを行う高校を支援する「スーパーグローバルハイスクール」を充実するとともに、希望する生徒全員が海外留学できるよう、留学支援の充実を図ります。

高等学校において共通必修科目となる「地理総合」「歴史総合」を設けるなど地理歴史や伝統・文化に関する教育の充実を図ります。

理数教育については、将来、イノベーションの担い手として世界を牽引していくリーダーとなるような明確な目的意識を持つ子供の育成に向けて、子供の多様性を尊重し、創造性を育むとともに、優れた資質を伸ばし、育てる才能教育を強化します。理数好きな子供を増やすため、体験活動や実験教室の充実、理工学部の学生や企業関係者などの外部人材の活用、さらには理数教育に携わる教師の指導力向上など、初等中等教育段階での理数教育を大幅に充実します。また、全国学力・学習状況調査で、国語・算数（数学）に加え、理科の調査を定期的実施します。

理科専科教員の増員や理科設備などの環境整備、先進的な理数教育を行う「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」や、学校を超えた才能教育の場を確保するための「グローバルサイエンスキャンパス」と「ジュニアドクター育成塾」を推進するとともに、中学・高校生の「科学の甲子園」などの活躍の場の充実などを推進し、国際科学オリンピックに参加する児童生徒数の大幅な増加を促進し、国際的な交流機会を拡大します。また、高等教育段階において、入学時に必要な学力として文系においても理数の力を重視する取り組みや、

文理横断型教育プログラムの開発、理工系専門職業人材を育成する職業教育システムの構築などを支援します。

グローバル人材の育成に有益な国際バカロレアは、国際的に通用する大学入学資格を取得することが可能であり、論文作成など一部のカリキュラムを日本語でも実施可能にするプログラム（日本語 DP）の開発・導入や大学入試における活用を通じて、国際バカロレア認定校などを平成 30 年度までに 200 校程度に増加させます。さらに、英語による授業の拡大や、外国人や海外で学位を取得した若手の積極的採用を行うなど、徹底した大学改革と国際化を断行する「スーパーグローバル大学」を継続的に重点支援します。

また、高等教育段階において、入学時に必要な学力として文系においても論理的思考力や表現力などの理数の力を重視する取り組みや理工系人材の育成を支援します。さらに、プログラミング教育の充実など、情報活用能力の育成を推進するとともに、主体的・対話的で深い学びや多様な個性に応じた学習を推進するため、情報モラルにも配意しつつ、学校の ICT 活用と ICT 環境整備を進めます。その際、教育格差が広がらないように最大限配慮し、全ての学校における ICT 活用推進のために必要な方策を講じます。また、教師の働き方改革を進め、子供と向き合う時間を確保するため、統合型校務支援システムの全国的な導入を推進します。

295 日本人学校などのグローバル人材育成機能の強化

海外で暮らす子供たちは将来のグローバル人材の金の卵です。そうした子供たちが安心して学べるよう、日本人学校などへの教師派遣を拡充するとともに、教師の質の向上に取り組みます。また、これら日本人学校などにおいて、高度グローバル人材育成の拠点として先進的プログラムの実施などの教育水準の高度化を推進します。

296 日本型教育の海外展開の推進

高い基礎学力とともに協調性や行動規範を重視する小学校・中学校教育や、実践的で高度な職業教育を行う高等専門学校制度などの「日本型教育」を学びたいという要望が、諸外国から寄せられています。こうした日本型教育の海外展開を積極的に行うため、体制整備、事例形成などを推進します。

297 公教育における国の責任体制の確立

義務教育については国が責任を果たすとの理念に立ち、教育の正常化を図った上で、子供が日本のどこで生まれ育ったとしてもふるさとで頑張っていれば必ず夢が実現できる環境を整えるため、教育の地域間格差が生じないよう、公教育の底上げに徹底的に取り組めます。

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国学力・学習状況調査を悉皆かつ毎年度継続的に実施し、全ての子供の課題把握、学校の指導改善に生かします。また、保護者への調査や学力の経年変化を継続的に把握するための調査などを定期的な実施して、学力の状況を幅広く把握・分析し、次代を担う子供たちが確かな学力を身につけるための取り組みを一層推進します。国際的な学力調査の結果を見ても、日本の子供の学力はトップレベルにあります。ただし、応用力や活用力の面に課題があり、また、発展的な学習の実施や、実社会とのつながりを意識しつつ、教育課程や方法を改善していく必要もあります。これから全ての子供の能力を最大限に伸ばし、未来を切り開いていく力を身に付けさせ、公教育の使命を果たします。

また、障害のある子供、経済的困窮家庭の子供、日本語指導が必要な子供、不登校傾向のある子供など特別な支援を必要とする子供たちが増加する中で、こうした子供たちの自立と社会参加を目指し、真の「共生社会」や「一億総活躍社会」の実現のため、多様な子供たち一人ひとりの状況に応じ、それぞれが持つ能力を最大限に伸ばすためきめ細かい教育を提供していくことが必要です。このような観点から、新しい学習指導要領の円滑な実施により、教育の質を保証するため、学校における働き方改革を進めるとともに、部活動指導員や業務アシスタントなどの外部人材の一層の充実などにより、学校の指導・運営体制の強化・充実に図ります。

経済状況をはじめとした家庭環境によって教育格差が生じないよう、教育費負担の軽減などに取り組むとともに、地方自治体の財政力によって教育条件に格差が生じないよう、義務教育費国庫負担金については、国が全額負担することを含め検討します。

298 教師の処遇改善

優秀な人材を確保し、頑張っている教師の士気を高められるよう、教師の勤務実態に応じた処遇となるよう改善を検討します。

299 わが国を愛する心を養う教育と体験活動などの推進

国旗・国歌を尊重し、わが国の将来を担う主権者を育成する教育を推進します。不適切な性教育やジェンダーフリー教育、自虐史観偏向教育などは行わせません。

中学校・高等学校でボランティア活動やインターンシップを積極的に推進し、公共心や社会性を涵養します。キャリア教育や職業教育、また、豊かな体験に裏打ちされた子供の力強い成長を促す農山漁村地域での自然体験活動や長期宿泊体験学習などを推進します。あわせて、地域に根差した伝統・文化や、スポーツクラブ、サークル活動などの地域の絆を守り、困難な状況にある家庭も対象とした取り組みを支援（伝統文化親子教室や親子参加型自然体験活動の充実など）します。

300 規範意識を養う教育の推進と新科目「公共」の設置

人が人として生きる上で必要な規範意識や社会のルール、マナーなどを学ぶ道徳教育については、家庭や地域との連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、その要となる道徳の特別の教科化を踏まえた指導方法の改善や検定教科書の導入などにより、さらなる充実を図ります。全国の優れた取り組みを発信（道徳教育アーカイブなど）するとともに、都道府県が実施する研修や家庭・地域との連携強化のための取り組みを支援します。また、高等学校において主体的な社会参画に必要な力を、人間としての在り方生き方の考察と関わらせながら実践的に育む科目「公共」を設置します。さらに、小・中・高等学校を通じて、学校に新聞の複数紙配備を進め、あわせて主権者教育を推進します。

301 健康で元氣な生活のため、食文化・食育の推進

知育・徳育・体育・食育・才育という「五育」。その中でも生きる上での基本である食育を、「食育基本法」に基づき、より一層全ての世代に浸透させます。

また、ユネスコの無形文化遺産にも登録された「和食」の保護・継承を図ります。「和食」を世界に正しく広め伝えていくため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの機会を積極的に活用し、日本食や日本の食文化の海外展開を戦略的に推進するなど必要な措置を講じます。さらに、様々な形で食品ロスを減らすために、

消費者などの意識向上に尽力するなど、食品の製造から消費に至るまでの一連の食品供給の行程全体で食品ロス削減国民運動を展開していきます。

302 依存症予防教育の総合的な推進

近年、喫煙、飲酒、薬物、インターネット、ギャンブルなどに関する依存症が社会的な問題となっており、将来的な依存症患者数の逓減や、青少年の健全育成の観点から、国、学校、地域が一体となって予防教育を行っていくことが必要です。具体的には、読み手に分かりやすい総合的な啓発資料の作成など、各学校段階における依存症に関する予防教育の取り組みを充実するとともに、社会教育施設などを活用した保護者、地域住民向けの「依存症予防教室」などの学校外の取り組みを推進します。

303 激動の時代に対応する、新たな教育改革

世界トップの教育立国とするため、結果の平等主義から脱却し、社会状況や子供の多様な成長の実態などに応じた、学校制度の多様化・複線化を図ります。

昨年4月に制度化された小中一貫教育を地域の実情に応じて積極的に推進するとともに、フリースクールやインターナショナルスクールなどの学校外教育の環境整備、夜間中学校の設置促進、小学校5・6年生への教科担当制の導入、飛び級・高校早期卒業の制度化など、個人の志や能力・適性に応じ、様々な挑戦を可能とする学びの保証システムを実現します。

さらに、後期中等教育の複線化を図り、若者が自らの夢や志を考え、目的意識を持って実践的な職業能力を身に付けられるようにするとともに、産業構造等の変化に対応するため、専門高校と専攻科を活用した5年一貫の職業教育や、専門高校と専門学校との連携接続を促進し、「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」事業を通じて支援を強化します。自動車や造船をはじめとした地場にある産業界との連携を強化して、実践的な職業教育を推進していきます。

何歳になっても、スキルアップ、職種転換、子育てからの復帰などに役立つ学び直しができるよう、意欲のある学習者への経済的支援を充実するとともに、放送大学の機能強化や大学などの履修証明プログラムの柔軟化などにより、学びやすい環境整備を推進します。また、「専門実践教育訓練」の指定対象の拡大を図るとともに、「職業実践専門課程」や「職業実践力育成プログラム(BP)」によ

り、社会人や企業などのニーズを踏まえた実践的・専門的な教育プログラムを提供する大学・大学院・専修学校などや学び直す社会人への支援など、社会人が再び大学・大学院・専修学校などで学べるシステムを導入し、産業構造の変化に対応したキャリアアップの機会保障と再チャレンジを促進します。特に女性については、大学などにおける保育環境の整備を含め、子育てなどで離職した女性の学び直しと再就職やリカレント教育を一体的に行う仕組みづくりなど、地域と教育機関などの連携によるキャリア形成支援を充実します。高齢者については、地域における関係機関が連携し、学び直しが地域活動や就労・起業などと連動する仕組みづくりを推進します。

304 教育委員会改革の推進、町村教育委員会への支援強化

地方分権を受けて、地方自治体の教育政策決定や教育行政運営において、首長や地方議会の役割が高まっています。いじめ問題では教育委員会に対し形骸化や名誉職化といった批判があったため、平成26年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正しました。教育の政治的中立性を確保しつつ、地方自治体の教育行政に民意を反映させ、効率的・迅速な運営を可能とすることを目指した法改正の趣旨に則り、引き続き、教育委員会改革を推進します。また、様々な課題を抱えているにもかかわらず、事務局体制が十分でない教育委員会に対する指導・助言等の支援を強化するとともに、教育委員会の運営の活性化のための教育委員への研修を実施します。

305 真に教育基本法・学習指導要領に合った教科書の作成・採択

「教育基本法」が改正され、学習指導要領が改訂された後も、自虐史観に立つなど、偏向した記述の教科書が存在したことから、安倍政権において、教科書検定基準を改正しました。

政府見解があるものについてはきちんと書かせ、特定の学説のみを記載して子供たちが誤解するといったことがないように抜本的改革を進め、全体的に記述の大幅な増加や内容の充実がみられました。また、学習指導要領を改訂し、領土に関する記述が大幅に増加しました。この方向性を一層推し進めます。また、学習指導要領の改訂にあわせて、検定基準のさらなる見直しを行っています。

さらに、教科書採択の制度を定めた「教科書無償措置法」を改正し、各教育委員会や国立大学付

属学校や私立学校に、採択した結果や理由などの公表に努めることを義務付けました。また、高等学校や高等専修学校においても、設置者は教科書の採択結果やその理由を公表すべく、働きかけを行っていきます。教科書採択にあたっては、国民から疑念をもたれないように、今後とも、採択権者の権限と責任により適切な採択が行われるよう、教科書発行者、教育委員会・学校関係者に対し、採択における公正確保などを徹底します。

306 格差克服のための教育の推進

貧困の連鎖を断ち切り、「一億総活躍社会」や「地方創生」を実現するためには、教育における格差を克服し一人ひとりの能力を向上させることは喫緊の課題です。そのため、学校が全ての子供に基礎学力を保障できるよう、学力課題校の解消やいじめ・不登校・中退などの課題を抱える子供への支援に取り組みます。また、幼児期から高等教育段階まで切れ目なく教育費負担の軽減を図るため、幼児教育の無償化、就学援助に係る補助の充実、高等教育段階においては給付型奨学金や無利子奨学金・授業料減免などの経済的支援の充実を図るとともに、「卒業後拠出金方式」を検討します。さらに、困難を抱える家庭に寄り添った伴走型の家庭教育支援員の養成・配置促進による訪問型家庭教育支援の充実や親の相談・交流の居場所の提供、原則無料の学習支援の充実や図書館を活用した読書や自然体験活動を通じた親子の学びの推進などにより、学校だけでなく、家庭や地域の教育力向上を図ります。

これらの取り組みが真に実効性のあるものとなるように、国及び基礎的自治体に、教育支援も含めた貧困家庭に対する支援を行う総合的なワンストップ窓口を整備するとともに、「教育格差克服モデル都市」を設け、教育格差の克服を図るモデル的な取り組みを確立・発信していきます。また、格差克服が様々な社会的便益をもたらすというエビデンスを整備し、教育財源を確保するとともに、民間資金を含む多様な資金を活用するため新たな制度の導入も検討します。

307 子供たちの夢を徹底的に支援するための教育費負担の軽減

家庭の経済状況にかかわらず、次代を担う全ての子供たちが共通のスタートラインに立ち、誰にでもチャンスがある社会を実現するため、各学校段階で教育費負担の軽減のための取り組みを強化します。小学校就学前段階においては幼児教育の

無償化を実現します。高等学校就学支援金制度については、所得制限を設け、返還不要の給付型奨学金制度を創設しましたが、引き続き、制度の着実な実施とともに内容の拡充を検討し、教育の機会均等を実現すべく、低所得者支援の充実や公私間格差の解消を図っていきます。

義務教育段階においても、国公立学校と並んで私立学校が果たしている役割を踏まえ、家庭の経済状況に左右されることなく、国公立を通じて、子供たちの意欲や能力に応じた学校選択が可能となるよう、低所得世帯の私立小中学校児童生徒への授業料負担の軽減などの公的支援制度の実施に取り組めます。

高等教育段階においては、平成 29 年度の国立大学の授業料標準額の据え置き、国公立大学などの授業料免除の充実、大学等奨学金事業における「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」を導入し、また、新たな給付型奨学金制度を創設しました。今後さらに、給付型奨学金や無利子奨学金・授業料減免の大幅な拡充を行うとともに、「卒業後拠出金方式」を検討します。また、経済的に修学困難な専門学校生への授業料減免措置などの支援の充実、博士課程学生へのフェローシップ、ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの充実など経済支援を検討し、学生全員が安心して学べる環境を整備します。

308 多様な個性を最大限に伸ばす教育の実現

多様な個性に対応し一人ひとりの力を最大限に伸ばす教育は「一億総活躍社会」の礎です。全ての子供が能力を伸ばし活躍できる社会の実現に向け、個に応じたきめ細かい教育を実現します。保護者の不安を解消し一人ひとりの個性への理解を深め、子供たちを温かく見守ります。

一人ひとりの学習状況にきめ細かく対応するため、学校の指導体制の強化、習熟度別少人数指導など、オーダーメイド型指導の推進、放課後や土曜日などを活用した補足的・発展的な学習や、「地域未来塾」などの学習支援の場を拡充します。また、特に優れた能力を持つ子供の力を開花させられるよう、大学などとの連携も含め、各学校、地方自治体などでの多様な学びの場を充実します。

教育支援センターの充実や夜間中学の設置促進、高校中退者などの高卒資格取得に向けた学習相談・支援、特別の教育課程を編成する学校の整備など、また、隠れた能力を引き出すための ICT な

どの活用も推進します。さらに、外国人をはじめ日本語の指導を必要とする子供たちも力を伸ばし活躍できるよう、地域での教育体制整備、高校進学拡大やキャリア教育支援などを含めた取り組みを強化します。

309 「特に優れた能力をさらに伸ばす教育、リーダーシップ教育」の調査研究

多様な個性が長所として肯定され生かされる教育の実現には、一人ひとりの長所や強みを最大限に生かす視点が重要です。このため、社会の理解を醸成しつつ、国内外の実践事例について幅広く知見を収集し、特に優れた能力やリーダーシップなどの資質を最大限に伸ばす多様な教育を推進します。

310 地域と学校の連携・協働による社会総掛かりでの教育の実現

「教育基本法」に定める学校・家庭・地域の連携をさらに進め、社会総掛かりで子供を支えていくことが重要であり、「社会教育法」に基づき、地域住民などの協力による放課後や土曜日などの学習・体験活動などの地域と学校が連携・協働して地域全体で子供を育てる活動（地域学校協働活動）や、家庭教育支援、図書館なども活用した親子の読書活動などを推進します。地域住民などのネットワーク化と学校との連絡調整を図る「地域学校協働活動推進員」の配置の充実などにより、「地域学校協働本部」を整備し、早期に全小中学校区において、地域学校協働活動が推進されるよう支援します。これにより豊富な知識・経験を持つ地域の退職者、企業・団体など外部の人材が、放課後や土曜日などにおける学習、総合的な学習の時間や道徳などにおいて、その社会体験を活かした支援を行う体制を構築します。特に、経済的な理由や家庭の事情により、学習が遅れがちな子供たちへの原則無料の学習支援（地域未来塾）の取り組みを積極的に推進します。

また、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」に転換していくため、全ての公立学校がコミュニティ・スクールになることを目指し、学校と地域との組織的・継続的な連携・協働が促進されていくよう、今年 4 月のコミュニティ・スクール導入の努力義務化などの制度改革を踏まえ、市町村や学校などの取り組みを強力に支援します。さらに、地域から学校を支えるとともに、地域の活性化を図るため、高齢者をはじめ地域住民など

がボランティアや地域活動に参画しやすい環境を整備することが必要です。このため、高齢者などの地域住民などが活躍するための学びと実践の場を創生するなど、地域社会において全ての世代が活躍できる環境を充実します。

3 1 1 深刻ないじめを無くし、一人ひとりを大切に

「いじめは絶対に許されない」との意識を日本全体で共有し、その一方で、「どの学校にもいじめは起こりうる」との危機感もあわせ持ちつつ、加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない教育を実現します。第一に守るべきは、いじめの被害者です。いじめを繰り返す児童生徒への出席停止処分や、行為が犯罪に該当する場合は警察に通報する、道徳教育の徹底など、今すぐできる対策を断行するとともに、いじめ対策に取り組む地方自治体を、国が協働しつつ指導を徹底し、財政面などで強力に支援します。

いじめが背景にあると疑われる痛ましい自殺事案が後を絶ちません。「いじめ防止対策推進法」に基づく総合的ないじめ対策が全国で確実に実施されているか点検するとともに、同法が真に実効的な内容であるか徹底的に議論し、国、地方自治体及び学校が有機的に連携しながら、組織的にいじめ対策を推進できるような方策を講じます。また、インターネット内での問題行動に対する取り組みも強化するとともに、いじめの予防及び早期解決に向けて地方自治体を支援するため、緊急時にいじめ・自殺など対策の専門家を派遣するなど国の体制を整備します。

3 1 2 不登校・中退の未然防止などにより、若者に明るい未来を

不登校や中退を経験した者は、その後の就学・就業に苦しみニートやフリーターになる割合が高く、不登校・中退の未然防止や学校復帰・学習支援は喫緊の課題です。

不登校・中退の未然防止のためには、「チーム学校」の理念の下、教師と専門スタッフなどが役割を分担し連携・協力して生徒指導に取り組むことが重要です。児童生徒支援担当の専任教諭の配置拡充に加え、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置充実を図り、学校の教育相談機能を強化します。具体的には、平成 31 年度までにスクールソーシャルワーカーを全ての中学校区（約 1 万人）に、スクールカウンセラーを全公立小中

学校（約 27,500 校）に配置するとともに、将来的には全公立小・中・高等学校（約 30,000 校）で常時相談できる体制を整備することを目指します。

また、不登校の子供に対する支援を強化するため、教育支援センター（適応指導教室）へのスクールカウンセラーの配置などによる機能強化や設置促進を行うとともに、不登校の子供に配慮した特別の教育課程を編成する学校の全国展開や、学校外で学ぶ子供たちへの支援、夜間中学の設置促進と就学希望者への積極的支援、教育支援センターや不登校特例校との連携強化などの施策を一体的に実施します。

3 1 3 高等学校卒業程度認定試験の実施における地方との協働

8 万 5000 人を超える高等学校段階の不登校者及び中途退学者の今後の進学・就職を支援することは、若者の可能性を広げるのみならず、経済的な自立や地域社会の担い手を育成する上で大変重要です。このため、この支援策として不可欠な高等学校卒業程度認定試験について、例えば都道府県による受験生への試験案内や進路変更に係る教育相談、試験会場の提供など、国と都道府県が互いの役割を果たしながら緊密に連携し、認定試験を実施していきます。

3 1 4 公私間格差の是正・私学助成の拡充

公教育において私学が果たしてきた重要性に鑑み、私学の建学の精神を尊重しつつ、「私立学校振興助成法」の目的の完全実現（教育条件の維持・向上、修学上の経済的負担の軽減、経営の健全性向上）により、公私間格差の解消を図ります。また、私立大学については少子化を見据えた経営改革や社会からの要請と期待に応える抜本的な変革を行うとともに、まずは経常的経費の 1 割以上を確保し、2 分の 1 を目標に私学助成を充実します。あわせて、高等学校以下の私学助成についてもさらなる充実を図ります。

3 1 5 教育の政治的中立性の徹底的な確立

昨年 6 月に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が「18 歳以上」へと引き下げられました。昨年の参議院選挙では高校 3 年生のクラスに有権者がいるというこれまでの高校教育では経験したことがない状況となりました。選挙権年齢を「18 歳以上」に引き下げたのは政治の決断です。その政治の決断により、学校教育の現場が混乱することはあってはなりません。そのため、一昨年に自民党政務

調査会文部科学部会において、「選挙権年齢の引下げに伴う学校教育の混乱を防ぐための提言」を取りまとめました。本提言に基づき、政治的中立性を厳に確保し、間違っても学校教育に政治的なイデオロギーが持ち込まれることがないよう、教育公務員の政治的行為の制限違反に罰則を科すための「教育公務員特例法」の改正、及び法の適用対象を義務教育諸学校限定から高等学校などに拡大する「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」の改正を行います。

3 1 6 教師力の向上

学校教育の成否は教師の力量にかかっています。次代を生きる子供たちが身に付けなければならない資質・能力を踏まえ、教師力の一層の向上を図ります。

このため、第一に、教師を目指す学生や現職教師の学びを支援するための方策として、養成・採用・研修を一貫した教師育成を目指します。具体的には、①国が教師の育成に関する指針を示し、それを参酌して策定される教師の資質の向上に関する指標の全国的な整備、②教育委員会と大学などが連携・協力して教師育成を行うための協議会の全国的な整備、③大学における教職課程の見直し、④独立行政法人教員研修センターを教師力向上の全国的なハブ機能として見直し、新たに独立行政法人教職員支援機構として教職員の資質向上を総合的に支援する組織に改組することを規定した「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」に基づき、大学と教育委員会などの協働を強化しつつ、新たな時代に対応した質の高い教師の確保・資質の向上を図ります。また、各学校における教師の研修機会の確保や校内研修の活性化などのため、代替教師を含めた教職員数の確保をはじめとする職員体制の充実を図ります。

第二に、学校の教壇に優れた人材を教師として確保することが重要であり、教師に対する尊敬、信頼、名誉などの社会的評価を高める方策として、「人材確保法」の初心に立ち返った処遇の改善を図ります。また、「教師インターン制度」など、採用の前または後に学校現場で行う実習・研修を通じて適性を厳格に評価する仕組みの導入や選考過程において教職大学院での評価の活用などの適性重視・人物重視の採用システムの整備を進めるほか、各教育委員会が教師養成に一定の責任を持つ「教師塾」の全国展開を促進します。更に、多様な人材を確保する観点から、社会人から教師への登用の倍増(教師採用数の約1割)を目指します。

3 1 7 わいせつ教師などを排除するための教員免許管理システムの機能強化

教師による児童生徒へのわいせつ行為はあってはならないことであり、こうした行為を行った教師は原則として懲戒免職処分となり免許状が失効することとなっています。その上で、こうした教師が他の都道府県で過去の違反や免許状の失効を隠したまま再び教壇に立ち、同様の行為を繰り返すこともあってはなりません。

懲戒免職などによる免許状の失効の履歴も含めた免許情報の全国一元的な管理や、採用時に教師が所持する免許状の有効性や失効などに関する情報を確認しやすくするため、全国の都道府県教育委員会をつなぐ教員免許管理システムの機能を強化します。

3 1 8 チーム学校の実現

社会の複雑化に伴い、教育に対する国民のニーズも多様化・高度化しています。学校がそのような声に応えていくためには、学校自体も多様化・高度化対応型の学校に進化する必要があります。このため、一昨年の自民党教育再生実行本部の第4次提言において、「チーム学校」に関する提言を行いました。本提言の理念を基に、学校に多様な人材が参画し、「チーム学校」のリーダーである校長の適切なマネジメントの下、教師と教師以外の多様な人材がそれぞれの専門性を十分に発揮して教育活動を行う「チーム学校」を実現します。また、このような取り組みを強力に推進するため、「チーム学校推進法」を制定します。

「チーム学校」を実現していく上で、学校教育の中核を担う教師が何よりも重要です。そのため、教職員数の確保を始めとする職員体制の充実など、優秀な人材を確保するための総合的な方策を講じます。また、学校全体の教育力を高めるため、教師と専門スタッフが連携・分担して教育活動にチームとして取り組むことができる環境を整備します。特に、心理の専門家であるスクールカウンセラーと福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーについては、どの学校にも日常的に配置が行われるようにすることで、いじめや貧困といった問題への対応を強化します。さらに、学校現場における業務改善を一層推進し、教師の業務負担を軽減することで、教師が教育活動などに専念できる環境を整備します。

子供たちの教育をさらに充実していくためにも、地域が学校の応援団となり、学校・地域人材によるチームを形成することが重要です。そのため、

コミュニティ・スクールを加速させるとともに、地域住民などの協力による放課後や土曜日の学習・体験活動などを推進するための体制を整備することにより、学校と地域の連携・協働を強化します。

「チーム学校」が有効に機能するためには、校長のリーダーシップが重要です。教職大学院等も活用しながら、管理職や主幹教諭、指導教諭の育成を進めます。また、校長がリーダーシップを十分に発揮できるためには、校長を補佐する体制を充実させることが必要です。そのため、主幹教諭を倍増させ、全校に配置するとともに、学校の経営企画機能を飛躍的に強化するため、事務職員の職務の見直しや適正な配置の推進を行います。

3 1 9 安全・安心な学校環境の構築

学校施設は、子供たちの学習・生活の場のみならず、災害時には避難所としての役割（命を守るシェルター機能）も果たし、また、地域コミュニティの拠点として高齢者や障害者なども活用するものであり、一億総活躍社会の実現や地方創生、国土強靱化、国民保護のための拠点となる重要な施設です。

しかしながら、学校施設の多くが老朽化し、安全面・機能面での不具合が多く発生するなど大きな問題を抱えていることから、安全・安心な学校施設を実現するため、老朽化対策、トイレ環境の改善、空調整備、バリアフリー化など喫緊の課題にしっかりと取り組みます。また、計画的な老朽化対策を実施するため、改修して長く大事に使う長寿命化を推進します。さらに、国公立に比べ大きく遅れている私立学校施設の耐震化について、早期の完了に向けて集中的に支援します。

災害からの子供の生命・身体の安全の確保に加え、大規模地震などの災害時には地域の避難所として重要な役割を果たしている学校施設や公立体育館などについて、天井材などの非構造部材を含めた耐震化などの老朽化対策を加速します。あわせて、災害時には学校施設が避難所となることから、独立して域外と連絡可能な通信設備の設置や、自家発電設備、備蓄倉庫、井戸や給水槽、入浴設備の設置など、学校施設の防災拠点としての整備を進めます。さらに、地方自治体が財政上、困窮していることに鑑み、国からの支援の強化に努めます。

東日本大震災の教訓を生かし、保護者が帰宅困難になった際などに、子供を学校に留め置いて安全を確保するなど、保護者や子供の立場に立った

災害対応体制を国公立を通じて整備します。地震・台風・火災などの災害を身近な危険として認識し、日頃から備え、災害の被害を防ぐため、地域の実情にあった「防災教育」を充実します。あわせて、通学路の安全を確保するなど、子供が安心して通学できる学校環境を整備します。また、あてはならないことですが、弾道ミサイルによる武力攻撃事態やテロ攻撃に対しても、設置者や学校長が「国民保護法」に基づく国民保護計画に即して、学校の危機管理マニュアルを不断に見直し、地方自治体が開催する訓練に参加することなどにより、Jアラートを通じて緊急情報が発信された際に適切に対応できるよう、学校における安全を確保する万全の取り組みを促していきます。

3 2 0 学校の適正規模・適正配置の推進

今後、少子化のさらなる進展による学校の小規模化に伴い、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなるといった課題が顕在化することが懸念されています。子供たちのことを第一に考え、教育的な視点からこうした課題の解消を図っていく必要があります。こうした中、公立学校の設置者である地方自治体が、学校統合により魅力ある学校づくりを行い、地域の活性化を図ることができるよう、統合による学校の魅力化に関する好事例を創出するとともに、学校の小規模化への対応について各地方自治体の積極的な検討を促し、支援します。

なお、地域コミュニティの核としての学校の役割を十分に考慮し、地域の総力を挙げて、小規模校のメリットを活かしデメリットを緩和しながら学校の存続を図る場合についても支援します。

3 2 1 幼児教育の質の向上充実・強化と幼児教育の無償化

幼児期の教育は、「教育基本法」に定めるとおり、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、この時期に、全ての子供に質の高い幼児教育を保障することは極めて重要な意義を有しています。このため、幼児の発達や特性を踏まえつつ、小学校教育との円滑な接続を図る観点などから幼児教育の内容を充実するとともに、幼稚園教諭、保育士などの処遇改善や資質能力の向上、地方自治体における幼児教育の推進体制の充実などを図り、幼児教育の質の向上に取り組みます。

あわせて、全ての子供に、家庭の経済状況にかかわらず、安心して幼児教育を受ける機会を保障

するため、幼児教育の無償化を実現します。また「幼児教育振興法」を制定します。

3 2 2 家庭教育の支援体制強化

家庭教育は全ての教育の出発点であり、「教育基本法」では、保護者が子供の教育について第一義的責任を有すること、国や地方自治体が家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育支援に努めるべきことを定めています。親子の育ちを応援する学習機会を充実させるとともに、地域の人材の力を活用して、学校などとの連携により家庭教育に関する保護者の悩みや不安を解消し、家庭教育の充実につなげる「家庭教育支援チーム」の全市町村への普及を図り、家庭教育の支援体制を強化します。また、妊娠期から学齢期までの切れ目のない支援を実現するため、子育て支援や保健などの福祉サービスと家庭教育支援とを一体的に提供する体制の整備を図ります。さらに、家庭教育支援に関する施策を総合的に推進するため、「家庭教育支援法案」を制定します。

早寝早起きや朝食摂取などの子供の望ましい基本的な生活習慣を育成するために、企業と連携した取り組みや、中高生以上の世代も含めた普及啓発を推進します。

3 2 3 読解力を高める国語教育

国語科は各教科などの学習の基盤であり、小・中・高等学校を通じて国語教育の一層の充実を図ること、特に、読解力、知識・技能の活用など、思考力・判断力・表現力の育成を重視することが必要です。そのため、国語科の授業について、「子供の言語能力を育てる授業」へと改善し、高等学校においては、実社会・実生活に生きて働く国語の能力を育成する科目や、多様な文章などを多角的な視点から理解し、創造的に思考して自分の考えを形成し、論理的に表現する能力を育成する科目を新設します。

3 2 4 外国人が日本社会で活躍するための日本語教育

日本に在住する外国人が社会に溶け込み、また活躍する環境を整備するため、公立学校における外国人の子供の日本語能力や学力を保障するための指導を行う教師や指導員の配置など、学習者の日本語能力に応じたきめ細かな受入体制を構築します。

3 2 5 真に外国人との友好を築く日本語教育

人口減少の時代に突入したわが国において、定住する外国人の活躍はわが国に活力を与えてくれます。そのためには外国人の方たちが日本語を習得する必要がありますが、外国人の大人に対する日本語教育の体制は、国、地方のいずれにおいても十分に整備されているとはいえません。外国人に対する日本語教育の質と量を十分に確保するためには、日本語を学習する機会の拡充が必要です。

「日本語教育推進基本法」の制定を含めた検討を行い、「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」などを継続的に実施・充実させるなど、真に外国人との友好を育むための環境整備を行います。また、海外における日本語の普及にも取り組みます。

3 2 6 一人ひとりを大切にし、充分に力を伸ばす特別支援教育

「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえ、発達障害を含む障害のある子供たちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、その自立と社会参加を目指し、切れ目のない支援を行える体制を整備します。

一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の充実のため、早期発見や乳幼児期から学校卒業後まで切れ目のない発達支援・相談対応などを行える仕組みの充実を含め、障害のある児童生徒への必要な教育支援体制の整備、特別支援学級などの対象となる児童生徒に係る「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成義務化を踏まえた活用の促進、通級による指導の充実や特別支援教育コーディネーターの専任化のための教職員定数の改善、特別支援教育支援員の配置促進、医療的ケアを必要とする子供のための看護師などの学校への配置拡充、ICTなどの技術を活用した教材などの研究や指導内容・方法の工夫改善などに取り組みます。あわせて、特別支援学校教諭免許状の取得率の向上や全ての小・中・高等学校の教師が特別支援教育に関する一定の知識・技能を身に付けられるようにします。

また、自立と社会参加を実現するため、障害のある生徒に一層配慮した高校・大学入試の実施、個々の特性や能力に応じたキャリア教育・就労支援の充実、就労支援コーディネーターの配置拡充、高等学校における通級による指導の制度化を踏まえた実施のための体制整備や特別支援学級の制度化の検討、学校卒業後の能力維持・向上のための継続的な学習機会の充実などに取り組みます。

327 受験一辺倒でない多様な選択肢を持つ教育

人材育成に関する社会の要請に応えるため、普通高校以外に、実践的な職業教育を行う専門高校を整備するなど、多様性・専門性のある選択ができるようにします。専門高校については、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」事業の充実などにより、企業や大学などと連携して、社会の変化や産業の動向などに対応した実践的な職業教育を推進します。特に、農林水産高校においては、農林水産業界や関連産業などと連携して農業経営に関する学習の充実を図るなどの取り組みを進めます。また、多様化する生徒のニーズに応じて、高校と同じ期間で職業を中心に学ぶことができる高等専修学校（専修学校高等課程）を支援していきます。

また、高等教育における産学連携を強化するとともに、専修学校において、地域企業などとの組織的な連携を進め、地域の人材ニーズに対応した実践的な職業教育の質の向上に取り組みます。現状の専修学校・各種学校の実存意義を十分認識して、他の学校群との制度的格差の解消を目指し、財政的支援や教育内容の充実に向けての公的支援などを図ります。

大学、専修学校などと産業界・地域社会とのより幅広い連携協力の下で、中核的役割を果たす専門人材の養成に取り組みます。地域密着型のコミュニティカレッジ化により、技能習得と就労を支援します。

328 若者の自立・自活を促すキャリア教育と職業教育の推進

産業構造の変化や社会経済情勢の変化に伴い、国民が自ら主体的に生きることができる能力及び態度を養うことができるようにキャリア教育を推進します。そのためキャリア教育推進の理念や基本事項などを定める「キャリア教育推進法」を議員立法で制定します。

国・地方自治体において、発達段階に応じた指導方法の確立、体験的な学習活動の促進、障害のある児童生徒への配慮、ニートなどの体験活動の実施などの措置を講じます。学校では、体験的な学習活動の充実を図ります。大学などはインターンシップを教育課程として位置づけ、指導方法の改善、教材の開発が促進されるようにします。

また、総合的、体系的かつ効果的な推進を図る

ための連絡調整を行うために、文部科学省、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成するキャリア教育推進会議を設置します。都道府県は、区域におけるキャリア教育を推進するため、都道府県の関係機関、教育関係者、事業者、事業者団体などをもって構成する都道府県キャリア教育推進協議会を設置します。なお、インターンシップが事実上の就職活動とならないように配慮します。地方や中小零細企業が受け入れる際の負担を軽減するなどの措置を講じます。学校現場への繁忙を取り除くための適切な配慮をします。「キャリア教育推進法」の制定によって、わが国全体でキャリア教育・職業教育を推進する体制を実現します。

329 高等教育政策・大学政策の積極的な推進（大学ビックバン）

「大学力」は国力そのものであり、質・量両面の充実・強化が必要です。大学の持つ教育機能を抜本的に強化し、学生を鍛え上げ社会に送り出していくための教育改革を加速します。そのためアクティブ・ラーニングの推進など授業方法を質的に転換し、学修成果の可視化や大学教員の教育能力の向上、学修環境の整備など、教育改革に取り組む大学や教員への支援を強化します。すなわち、大学教育の質の保証を徹底するための全体的な制度（設置基準や大学評価など）を充実するとともに、大学教育の改革に取り組む大学への資金の重点配分を行います。

また、今後の18歳人口の減少と、地域における質の高い高等教育機会を確保する観点も踏まえつつ、大学の連携・統合・撤退などの改革構想を明確にします。加えて、社会人の学び直しなど、社会からのニーズに大学が的確に対応できるよう、大学改革への支援を推進します。

国立大学については、地方創生への貢献、グローバル化への対応やイノベーション創出等の社会からの期待に応えるため、学部・研究科などを越えた予算や人材などの学内資源配分の最適化、年俸制やクロスアポイントメント（混合給与）の導入、年功序列などの現行人事・給与システムの抜本的改革、戦略的な施設マネジメントの取り組みを進めるとともに、運営費交付金や施設整備費補助金などを通じた戦略的・重点的な支援を強化することで、国立大学の有する教育研究・社会貢献の機能を強化します。

また、開かれた教育と研究体制をつくり、学長のリーダーシップを強化するため、抜本的なガバ

ナンス改革を行うこととし、学長と教授会の役割の明確化や、学長を支えるスタッフ（理事、副学長、財務などの専門スタッフ）の抜本的強化、学長裁量経費の充実などを行います。

私立大学は、全大学の約8割を占め、学生数は全学生数の7割を超えるなど、わが国の学校教育に大きな役割を担っています。少子化の進展など、私立大学を取り巻く環境が厳しさを増す中で、私立大学が社会から信頼され、健全な発展を遂げていくよう、私立大学のガバナンスの強化や戦略的財政支援など、私立大学の総合的な振興を図ります。私立大学の収入の約8割は学生納付金であり受益者負担が重いので、国公立大学の設置形態論・経費の受益者負担論の見直しなどを行い、多様な財源の確保による安定的な経営を可能にするため、寄附の拡充や受託研究・共同研究の受入れの促進など、企業などの協力も得ながら、民間資金を自主的・積極的に調達するための環境整備を推進します。

大学同士だけでなく、地域共創（大学と地方・地域社会、産業の連携）運動を積極的に推進するとともに、大学の多様な取り組みについて情報の国内外への発信を推進します。さらに、学生の学修時間の確保や留学などの多様な機会を確保し、大学などが社会の要請に応える人材の育成を行うため、適切な就職活動時期の定着に取り組みます。また、地域や産業界のニーズを踏まえた実践的・創造的技術者教育の充実やグローバルに活躍する技術者育成の強化などの改革を進める高等専門学校を重点的に支援します。

330 新たな時代を生き抜く真の学ぶ力を育成する高大接続改革の推進

新たな時代に向けて国内外の大きな社会変動が起こっている中、確実に学力を身に付け、人生を自ら切り開き新たな価値を創造していける力を培う教育が重要です。これに対応するため、時代に沿った柔軟かつ機敏な視点を持ち、学力の3要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性」を確実に育成する高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜へ抜本的・一体的に改革します。

高等学校教育改革では、①これからの時代に求められる資質・能力を育成するという観点に立った教育課程の見直し（高等学校学習指導要領の改訂）、②課題の発見と解決に向けて主体的・対話的で深い学び、(いわゆる「アクティブ・ラーニング」)の視点からの学習・指導方法の充実、③生徒の日々

の活動を通じた幅広い資質能力の多面的評価の充実を図るとともに、多様な学習成果を測定するツールの一つとして「高校生のための学びの基礎診断」を導入します。これらをもって、高等学校教育の質の確保・向上に取り組みます。

大学教育改革では、各大学において、教育理念に基づき、①どのような能力を身に付けた学生に卒業を認定し、学位を授与するのかについての「卒業認定・学位授与の方針」、②卒業認定・学位授与の方針を達成するための「教育課程編成・実施の方針」、③こうした方針を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかについての「入学者受入れの方針」のそれぞれの方針が一貫性を持つ明確なものとして策定されるようにするとともに、これらの三つの方針に基づく充実した大学教育の実現を推進します。

大学入学者選抜改革では、各大学の個別選抜を、入学者受入れの方針の明確化と、その内容の入学者選抜方法への具現化を通じて、学力の3要素を多面的・総合的に評価する選抜方法をとるものに改善していきます。また、共通テストである大学入試センター試験に代えて、記述式問題などを通じて、より思考力・判断力・表現力を評価できる「大学入学共通テスト」を導入します。

これにより、学力の3要素をもって多様な人々と協働する態度を養い、リーダーシップ、企画力や創造力、豊かな感性や優しさ、思いやりなどを備えた人間を育成します。さらに、これらの改革を推進するための体制の整備・強化など財政支援に取り組みます。

331 成長戦略のための高等教育改革

グローバルな競争激化や人口減少社会の到来に対応し、日本社会・経済の活力を維持するためには、イノベーション力・クリエイティビティの強化や労働生産性の向上が不可欠です。このためには、高度専門職業人養成を目的とする専門職大学院が、サービス産業などの生産性向上に一層貢献できる人材を輩出するなど、成長戦略の拠点となることが求められます。特にビジネススクールについては、グローバルトップ型、地域密着型、産業分野特化型といった各校の特徴を伸ばす形で振興を図るとともに、ステークホルダーの視点を取り入れた評価の導入などにより教育の質の抜本的向上を図ります。

さらに、人生100年時代の到来に備え、大学などにおける社会人や企業などのニーズを踏まえた実践的・専門的なプログラム（職業実践力育成プ

ログラム (BP)) を認定することにより、社会人のキャリアアップや学び直し (リカレント教育) を推進します。

3 3 2 専門職大学などにおける専門職業人の養成

これからの時代を担う「職業人としてのプロ」の育成を目指すために制度化した専門職大学などにおいて、変革の時代に対応した個人の能力の磨上げや学び直しのための教育を提供し、時代を先取りした学校教育と職業教育の新たな融合形態を作り上げ、実践的な職業教育を推進します。また、専門職大学などにおいては、変化の激しい時代を主体的に生きる質の高い専門職業人養成機関として、産業界との連携などを推進し、社会ニーズに即応した人材養成を進めます。

3 3 3 高等専門学校における教育・研究の充実

実践的技術者の育成機関として国内外から高い評価を受けている高等専門学校について、時代の変化や進歩に対応した教育機関として財政面も含めさらなる支援を行い、技術立国日本にふさわしい人材育成を実現します。同時に地域産業界との連携により地域の潜在力を掘り起こし、地方の雇用を拡大し地方創生に取り組みます。

3 3 4 地方大学などの活性化を通じた人口減少克服

若年層人口の東京一極集中を解消するためには、地方の大学・高等専門学校が一層魅力ある存在となることが不可欠です。このため、「地(知)の拠点大学」が自治体や地方企業などと連携して行う人材育成などの取り組みを支援するとともに、国立大学や私立大学に対する地域の強みを活かした教育研究の機能強化の取組支援、公立大学を活用した地域活性化のための取り組みの推進に取り組みます。さらに、大学生が地方企業へのインターンシップなどに参加する取り組みを支援するとともに、都市部の優れた大学が行う授業を地方においても受講できるようにするための取り組みへの支援を行います。加えて、初等中等教育段階においても、地域に愛着と誇りを持って地域を支える人材を育てるとともに、地域学校協働活動など、学校を核として、学校と地域の連携・協働により地域力を強化する取り組みを推進します。

3 3 5 国立大学法人運営費交付金などの安定的な確保

わが国の基礎科学の中核を担っているのは、多様な人材が集い、教育活動や研究活動を行っている大学です。近年、その安定的な教育研究活動を支える基盤的経費(国立大学法人運営費交付金及び施設整備費補助金、私学助成)が減少傾向にありましたが、平成 29 年度予算においては、国立大学法人運営費交付金などについて対前年度 25 億円増を確保しました。平成 28 年度予算においては、私学助成について前年度同額を確保しました。

しかしながら、教員数の維持や施設・設備の管理・運用などで、多大な困難が生じているとの指摘は未だ解消されていないため、わが国の基礎科学を強化する観点からも、これらの基盤的経費を安定的に確保します。その上で、各大学の機能強化の方向性に応じた取り組みをきめ細かく支援するため、「地域のニーズに応える人材育成・研究を推進」「分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進」「世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進」など国立大学法人運営費交付金の中に創設した重点支援の枠組みを通じて評価に基づいたメリハリある配分を実施するとともに、学長裁量経費を通じたマネジメント改革を促進するほか、若手人材の活躍に資する改革を推進し、新たな社会経済を展望した大胆な発想の転換の下、学問の進展やイノベーション創出に最大限貢献する組織へと自ら転換する国立大学を実現します。

私学助成についても、総額の確保はもちろんのこと、努力する大学へのインセンティブとなるような戦略的かつ厳格な評価に基づいたメリハリある配分を行います。

3 3 6 評価制度の抜本的改革と情報公開

大学の教育研究活動の質を保証し、向上させていくためには、評価制度を抜本的に改革することが不可欠です。大学が自律的に改革を行うインセンティブを働かせるため、学修時間や卒業生の満足度をはじめとする成果指標を定め、教育成果の「見える化」、情報公開を進めます。

3 3 7 大学院教育の抜本改革

大学院について、研究活動のみならず教育活動を一層重視し、文系・理系それぞれの設置目的に応じた多様性を確保して、体系的かつ組織的な高度人材の育成の取り組みへの支援を強化します。特に、社会の多様な場で活躍する人材を育成・確保するため、産業界などとの密接な連携・協力を推進し、専門分野の枠を超えた体系的な博士課程の構築や、社会人が学べる環境の整備など、大学

院における教育活動を強化します。

新たな知の創造と活用を主導する博士人材を育成するため、複数の大学、民間企業、国立研究開発法人、海外のトップ大学・研究機関などが連携した「卓越大学院（仮称）」を形成します。そのため、優秀な若手教員を惹き付けるための環境整備や、優秀な大学院生への経済的支援などの資金の重点的支援を行います。

338 若手研究者の活躍促進

若手研究者の安定的なポストを大幅に増やすとともに、優秀な大学院生への経済的支援を行います。また、優秀な研究者が大学や公的研究機関、産業界の枠を超えて活躍できる環境を整備します。加えて、キャリアパスを多様化するため、産業界と連携した若手研究者や大学院生に対する企業家・イノベーション人材育成を実施するとともに、産業界の研究職や知的財産管理などの研究支援に携わる専門職などでの活躍を促進します。公的研究機関などにおける、ポスドクなどを対象とした専門人材育成の取り組みを支援し、活躍機会を拡大します。若手研究者が自立して研究に専念できるようにするための新たな研究資金制度として、当該研究者の名前を冠した「冠プロジェクト」を創設します。

339 「留学生 30 万人計画」と学生・研究者の国際交流の積極的推進

「留学生 30 万人計画」の実現を目指し、特定の国・地域に偏ることなく、優秀な留学生を戦略的に獲得します。世界的な外国人留学生の獲得競争の中で、日本で学ぶ留学生や研究者が増えるよう、海外拠点を活用した教育研究活動に関する情報発信の強化や現地入試などを促進します。また、優秀な留学生を獲得する観点から、国費外国人留学生制度の拡充を含め推進するとともに、地方自治体や大学、民間団体、NPO などが連携した生活支援など入学時の受け入れ環境づくりや、インターンシップの実施、卒業・修了後の就職支援など産業界をはじめとする社会の受け入れの推進を図ります。その一方で、受け入れる留学生の人数を増やすだけでなく、帰国後に将来のわが国と母国との架け橋となるような人材あるいは卒業後に日本企業などにおいて活躍しわが国の成長に資するような人材といった、真に優秀な人材を獲得するため、今までの取り組みに加え、専修学校の専門課程を修了した留学生についても、大学と同様に高度人材として活躍できるよう、出入国管理上の

優遇を検討するなど、具体的な戦略を練って取り組みます。

日本経済を再生するには、グローバルに活躍できる「強い」日本人の育成が必要であり、意欲と能力に富む全ての学生に留学の機会を与える環境整備を進めます。このため、海外留学促進キャンペーン「トビタテ！留学 JAPAN」による留学機運の醸成を図るとともに、ギャップイヤーにおける海外での体験活動を含め、必要な留学などの経費の支援に係る官民が協力した海外留学支援制度の運用や就職活動への影響の回避、語学力の向上など、留学しやすい環境を整備し、2020 年までに日本人留学生を倍増します。

世界水準の教育研究活動を展開するためには、海外から優れた研究者を受け入れ、協働で研究活動に取り組むことが不可欠であり、奨学金の充実や受け入れ機関の体制整備、周辺的生活環境の整備などを推進し、優秀な留学生や海外からの研究者の受け入れを大幅に拡充します。また、柔軟なアカデミック・カレンダーの導入や留学支援体制の充実など、学生交流を促進する体制作りの取り組みや、わが国にとって戦略的に重要な国・地域の大学との国際教育連携の促進などを通じて、大学の徹底した国際化を推進します。

340 「スポーツ基本法」に基づく「スポーツ立国」の実現

スポーツを国家戦略として推進するため、わが党主導により議員立法で制定した「スポーツ基本法」に基づき、「スポーツ立国」を実現するための諸施策を強力に推進するとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、スポーツ・文化・教育・科学技術による取り組みの効果を全国に波及させ、日本全国を活性化させます。一昨年創設したスポーツ庁を中核とし、関係省庁一体となり、国際競技力の向上はもとより、スポーツを通じた健康増進・障害者スポーツの推進、地域や経済の活性化、国際貢献などに取り組みます。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会で日本代表選手が活躍できるよう、競技団体向けの選手強化費や次世代アスリートの発掘・育成、女性アスリートの支援を充実させるとともに、スポーツ医・科学などを活用した支援やナショナルトレーニングセンターの拡充整備を進めるなど、国際競技力向上施策を推進します。あわせて、わが国の国際的なプレゼンスを高めるため、スポーツ国際団体の日

本人役員を倍増することを支援します。また、2018年冬季オリンピック・パラリンピック平昌大会、2019年ラグビーワールドカップ日本大会、2021年ワールドマスターズゲームズ関西などの成功に全力を尽くすとともに、スポーツの健全性を確保するため、アンチ・ドーピング活動を推進します。さらに、各競技の国際競技大会の招致に取り組めます。

学校における体育の充実を図るとともに、運動部活動における体罰を根絶し、運動部活動を充実します。また、全国体力・運動能力、運動習慣など調査を悉皆で行うとともに、調査結果の活用による子供の体力向上の取り組みを推進します。さらには、誰もがスポーツに親しむことができる環境を整備することが重要であり、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会、指導者養成事業など各種スポーツ振興事業の充実を図るとともに、スポーツを通じた健康増進を図るため、最新のスポーツ医・科学などに基づくスポーツの普及やスポーツ無関心層に興味・関心を喚起する取り組みへの支援、地域スポーツコミッションなどによるスポーツを観光資源とした地域活性化の取り組みを促進します。あわせて、スポーツ団体の発展基盤の強化に向けて、団体ガバナンスの強化やスポーツ指導者、アスリートのデュアルキャリアなどの人材育成支援などに取り組めます。また、地域の住民が学校のグラウンドや体育館を利用しやすい環境の整備についても検討を進めます。

3 4 1 スポーツの産業化の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、スポーツを通じた経済活性化への期待が高まっています。昨年、自民党スポーツ立国調査会はスポーツビジネス小委員会を立ち上げ、スポーツ産業の活性化について議論を開始しました。これまでの「体育」から、自らがプロフィットを生み出す「スポーツ」への変革を促していくために、民間ノウハウの積極的な導入を通じて、ポスト2020年を見据え、スポーツで稼ぎ、その収入をスポーツへ再投資する自律的好循環を形成し、スポーツの産業化を推進していきます。

具体的には、現存のスタジアム・アリーナの施設整備の在り方を抜本的に見直し、これまでのコストセンターからプロフィットセンターへの変革を促進していきます。また、アマチュアスポーツが持つスポーツコンテンツの魅力の最大化を推進するために、コンテンツホルダー（スポーツ団体、大学スポーツなど）の経営力の強化、スポーツ経

営人材の育成などに取り組んでいきます。加えて、最新のテクノロジーをスポーツ分野に積極的に導入し、健康ビジネスの拡大や試合映像配信サービスの高度化・多様化などを進め、新たなスポーツ市場の創出も進めていきます。

2020年東京大会の開催などスポーツへの関心が高まっている中で、国民にとってスポーツがより身近なものとなり、スポーツが生活の一部となることで、わが国のスポーツ文化をより一層深化させ、国民の健康増進、政府が掲げるGDP600兆円の実現に貢献する、わが国スポーツの産業化の推進に取り組んでいきます。

3 4 2 学校や社会体育施設を中心にした生涯スポーツ振興

国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むため、生涯にわたってスポーツをする場の提供を推進していきます。具体的には、総合型地域スポーツクラブの登録・認証などの制度を整備するとともに、都道府県レベルでの中間支援組織の整備及び当該組織によるクラブの自立的な運営を促進する事業などを支援することで、クラブの質的な充実を図る取り組みを推進します。また、総合型地域スポーツクラブをはじめ地域の住民がスポーツをする場として、学校のグラウンドの芝生化や照明の整備などを進めるとともに、学校開放事業の運用の在り方についても検討を進め、生涯スポーツの振興に向けた環境の整備を推進します。

3 4 3 障害者スポーツの振興

スポーツを通じた共生社会を実現するため、多くの障害者がスポーツに親しめる環境を整備することにより、障害者スポーツの裾野を拡大していきます。そのため、各地域でスポーツ関係者と障害福祉関係者が連携して障害者スポーツの普及を図る取り組みや、特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点にする取り組みを推進するとともに、2020年に全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の祭典を開催するための「Special プロジェクト2020」を推進していきます。また、基盤の脆弱な障害者スポーツ団体の体制整備のため、支援を求める障害者スポーツ団体と民間企業とのマッチングなどにより、団体を支援する取り組みを推進します。加えて、スポーツ施設などのバリアフリー化も推進します。さらに、パラリンピック、スペシャルオリンピックス、デフリンピックなどの国際的な障害者スポーツ大会への選手派遣の支

援も推進します。

3 4 4 武道の振興

わが国固有の伝統文化である武道を多様な世代へ振興するため、明治 150 年を冠した各種武道大会などの開催や中学校武道必修化における武道指導の充実、指導者の資質向上、武道場の整備、武道の国際交流などを通じて、武道のさらなる振興、発展を図ります。

3 4 5 アスリートの引退後のキャリア形成支援、教育委員への任命

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や、国際的な競技会での活躍に向けて、アスリートが競技力向上に励んでいます。アスリートが引退後の人生に不安を抱くことなく安心して競技に取り組んでいける環境づくりをしていくことが必要です。

アスリートが競技に専念できる環境の整備と引退後のキャリアの構築について、個々の選手に適した取り組みを行うため、スポーツ団体や企業などの関係機関が連携した検討を行うとともに、デュアルキャリアと学び直し支援や、例えば教育委員などとしての活動も含めた学校・地域などにおける活躍の場の拡大など現役時代と引退後をつなぐアスリートキャリア支援を推進します。

3 4 6 世界に誇るべき「文化芸術立国」の創出

世界に誇るべき「文化芸術立国」の実現に向けて、文化芸術基本法に基づき、芸術活動への支援や、伝統文化の継承・発展や文化財の保存・修理・活用、その理解を深めるための国立文化施設の改修や施設の新設などによる機能強化や若手芸術家などの人材の積極的育成や文化芸術を支える専門人材の確保などに取り組むとともに、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の幅広い関連分野との連携を視野に入れた「文化芸術推進基本計画」を策定します。その際、わが国の多様な文化芸術資源をいっそう活用するとともに、国内外への発信を強化することにより、観光客の増加や他の産業や地域経済への波及を一層促進し、文化を通じて日本経済の活性化（文化による GDP の拡大）を進めます。2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をスポーツだけでなく、文化の祭典としても位置付け、全国津々浦々で文化プログラムを開催し、日本各地の文化資源で世界の人々を魅了する機会を創出するとともに、全国の文化プログラムを紹介するポータルサイトを

構築し、国内外に文化芸術の魅力を多言語で情報発信します。劇場、音楽堂・美術館・歴史博物館などを活性化し、実演芸術の振興や美術品や文化財の鑑賞機会の充実を図るとともに、地方自治体による計画的な文化事業への支援を実施し、文化芸術を通じた地域の活性化にも取り組みます。日本文化を戦略的に海外発信するため、伝統的な文化・芸術の継承・発展を引き続き推進するとともに、文化交流の相手先と内容の重点化、優れた芸術の国際交流の推進、海外の日本語教育拠点の拡充などを行います。

文化芸術の創造性が産業や地域の活性化に結びつく取り組みを行う「文化芸術創造都市」が全国各地に広がっていくよう支援します。また、文化芸術体験はわが国の将来を担う子供の豊かな感性や創造力の涵養に資するという認識の下、国として責任を持って義務教育期間中に、全ての子供が、質の高い文化芸術を最低 2 回（伝統芸能と現代舞台芸術を各 1 回）は鑑賞・体験することができるようにするとともに、地域に伝わる伝統芸能などを親や子供にしっかりと伝えるための「伝統文化親子教室」などの取り組みを充実します。新たな文化や価値を創造していくための社会的な基盤となるデザイン分野を含めた文化関係資料のアーカイブ化の取り組みを推進します。

また、わが国の文化関係予算は高い水準にあると言えます。「文化芸術立国」の創出に向けて、必要な文化予算を確保します。

3 4 7 文化庁の京都移転と機能強化

平成 33 年度中に予定される文化庁の京都への全面的な移転を見据え、また、上記の取り組みを着実に実現するため、文化庁創設 50 年に当たる平成 30 年度中に、地域の文化資源を活用した観光振興や地方創生の拡充に向けた対応の強化、わが国の文化の国際発信力の向上、食文化など生活文化の振興、科学技術を活用した新文化創造、文化政策調査研究や文化政策の総合的推進など、新たな政策ニーズに対応できるよう文化庁の機能強化を図り、新・文化庁を構築します。

3 4 8 メディア芸術の振興と拠点整備

優れた文化的価値を有するアニメをはじめとする日本のメディア芸術のさらなる推進を図るとともに、日本ブランドを構築するため、メディア芸術分野の人材育成や創作活動の充実、国内外への発信の強化、制作者の待遇改善を図ります。また、わが国のメディア芸術に関するアーカイブ機能や

国内外への発信機能の強化などを図るため、メディア芸術の情報拠点などの整備を進めます。

3 4 9 文化芸術活動の支援、文化財の後世への継承、文化財を核として地域活性化

文化芸術団体の円滑な活動のため、専門的人材の育成や意欲的・先進的な活動に対して、手厚い支援を行います。寄付文化の醸成を図るための環境を整備し、税制上の優遇措置の利用を促進します。東京には国立劇場をはじめ、多くの文化施設が存在しますが、これらと各地域に文化クラスター（文化集積地区）を創出することにより、全国各地での鑑賞機会の充実を図ります。

文化財を後世に継承するため適切な周期による修理及び観光資源としての価値を高める美装化を行うとともに、東日本大震災で被災した建造物・美術工芸品などの文化財の復旧を進めるほか、地震や火災、大雨、土砂崩れなどの災害から文化財を守るための防災対策をあわせて推進します。貴重な民俗文化財について、後世に確実に引き継いでいくため、上演機会の提供や文化財所有者からの相談への一元的な対応などを行うセンター機能の整備、映像記録（デジタルデータ）などの作成を推進します。

3 5 0 歴史文化基本構想のさらなる発展と展開

各地域に存在する個性豊かな文化財を総合的に保存・活用するための基本的な構想である「歴史文化基本構想」の策定を促進し、2020年までに全国で100件程度策定します。また、景観・まちづくりや観光なども連携し、地域一体となって文化財を総合的に保存・活用するため、歴史文化基本構想を発展させ、地域における文化財の総合的な保存・活用に関する基本的な計画として文化財保護法に位置付けます。さらに、それらを踏まえて、文化財を継承するための取り組みが総合的・継続的に進むよう、計画的な文化財の修理・整備・美装化や魅力発信などの保存・活用、必要な人材の確保などを推進します。

3 5 1 日本遺産をはじめとした文化財を核とした地域活性化

わが国には魅力ある有形・無形の文化財が数多く存在しますが、これらの文化財は地域の中で埋もれてしまい、国内外へ魅力が十分発信できておらず、十分に活用されていません。文化財を核とした地域活性化を図り、地域に点在する様々な文

化資源を面として活用・発信する取り組みである「日本遺産（Japan Heritage）」の認定地域を2020年までに100件程度に増やしていくとともに、「日本遺産」に認定された地域が行う地域活性化のための取り組みに対する積極的な支援を行っていきます。

3 5 2 世界遺産・無形文化遺産などの保存・活用

今年7月、「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺跡群」がユネスコの「世界遺産」に登録されました。わが国は、17件の文化遺産、4件の自然遺産があります。また、地域に根差す伝統・慣習など文化の多様性を象徴する「無形文化遺産」については、能楽、人形浄瑠璃文楽、歌舞伎、「和食：日本人の伝統的な食文化」「和紙：日本の手漉き和紙技術」「山・鉾・屋台行事」など合わせて21件が登録されています。さらに、国連食糧農業機関の「世界農業遺産」には、新潟県佐渡市、石川県能登半島、静岡県掛川地域、熊本県阿蘇地域及び大分県国東地域が登録されています。これらの世界遺産・無形文化遺産などの保存・活用を図ることによって、海外への日本文化の発信及び諸外国との相互理解の増進や、わが国の文化を再認識し、歴史と文化を尊ぶ心の育成、文化財の次世代への継承などを積極的に推進します。

3 5 3 海洋立国に相応しい海洋教育の充実

わが国は四方を海に囲まれ、世界第6位の排他的経済水域を持ち、海外との貿易によって成り立つ海洋立国です。海洋基本法が制定され、海洋基本計画に基づき、各種海洋施策が推進されています。その中で、海洋立国を担う海洋人材の育成、海洋教育の充実が課題となっています。小・中・高等学校において、学習指導要領などを見直す中で、発達段階に応じて、関係教科や総合的な学習の時間を通じて体系的に行われるよう、海洋教育を充実させます。専門的人材の育成と確保のために、産学連携を強化しつつ、高等教育機関での海洋教育の充実を図ります。学校と社会教育施設、産業施設、各種団体などとの有機的な連携を促進し、学協会などとの協力の下、アウトリーチ活動を重視した取り組みなどを推進します。

3 5 4 公民館1万5千ネットワークの活用

社会教育施設として全国各地に公民館が約1万5000か所設置されています。各地の教育委員会の社会教育主事が中心となって講座などの利用が進

められてきました。しかしながら、社会教育主事の配置が十分ではなく、また講座などの内容がともすれば個人の趣味嗜好に陥りがちになっているのではないかと課題が指摘されていました。

そこで、本来の社会教育の在り方を検討しつつ、地域の課題を模索し解決するための社会貢献型に展開すべきです。スポーツ庁と連携して健康増進活動や、厚生労働省と連携してのボランティア活動、法務省と連携しての終活など、各地の好事例を収集し、ブロックごとに周知を図るための支援を充実します。

355 2019 年国際博物館会議 (ICOM) 京都大会の成功と博物館の機能強化

博物館による日本の魅力発信と地方創生を推進するため、分野・地域ごとの博物館ネットワークを組織し、共同展示や多言語による情報発信を行うなど、観光振興や国際交流の拠点として、わが国の博物館の機能強化を図ります。また、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年も見据え、その前年の2019年に、わが国で初めて開催され、世界各国から約3000人の専門家の参加が見込まれる国際博物館会議 (ICOM) 京都大会を確実に成功させます。

356 自然科学のみならず人文・社会科学の振興を

世界的に活躍する学者や文化人を顕彰するノーベル賞。日本人の受賞が続き、世界の中でわが国の基礎科学、自然科学に対する評価は高いものがあります。その一方で、経済学賞だけは日本人が受賞していません。世界第3位の経済大国として、また長引きデフレ不況を経験し、また世界の中で一番少子高齢化が進み、それを克服しようとする中で、経済学の知見を活かした金融財政政策の立案や、世界経済が直面している不況の原因究明など、日本人による研究は貴重で重要だとの指摘があります。

そこで、今まで以上に自然科学のみならず人文・社会科学の振興を図るべきです。政府は優れた学者の研究成果を取り込み、官民との共同研究を推進し、クロスアポイント制度を活用し政府に社会科学者を採用し、官民との人事交流を積極的に行います。また、社会科学関係の研究費を充実し、対外発信力を強化していきます。

環境

357 世界最先端の技術を活かした「攻めの環境政策」の推進

蓄電池・燃料電池、次世代自動車、スマートグリッドなど、開発が先行した場合に莫大な需要が見込まれる技術開発分野をナショナルプロジェクトとして選定します。

また、日本の強みである省エネルギー技術等により普及させ、CO₂削減と生産性の向上を図ります。例えば、鉄鋼をはじめとするわが国製造業の卓越したエネルギー効率、ヒートポンプ、電気自動車、蓄電池、再生可能エネルギーからつくる水素などの先進技術の普及を図るとともに、スマートグリッド、高効率な窒化ガリウム (GaN) 半導体、セルロースナノファイバー等の新技術を開発して、世界の二酸化炭素削減に貢献します。

なお、二酸化炭素回収・貯留 (CCS) については、早期導入に向けた技術開発、貯留適地調査及び、将来 CCS を実施するために、事業者においてあらかじめ必要な準備 (CCS Ready) の検討等を実施します。

358 エコカー世界最速普及とモーターシフト

環境にやさしいエコカーについて、自動車グリーン税制等により、2030 年までに新車販売台数の5~7割の割合で普及を図ります。

さらに、世界各国の動向も踏まえ、開発競争をリードし、電気自動車の量販・量産を開始するなど、地球温暖化対策に貢献するとともに、わが国経済の発展につなげることを目指し、電気自動車やプラグインハイブリッドカー、燃料電池自動車などのエコカーの世界最速普及を進めます。

また、鉄道、船舶等による物資の流通の促進、公共交通機関の利用者の利便性の増進、歩道及び自転車道の整備等により、モーターシフト (自動車から温室効果ガス排出量がより少ない交通手段への転換) を促進します。

359 エコハウス化の加速

2030 年までに新築公共建築物でのエコハウス化 (ZEB: ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) を大きく進め、建築物のゼロ・エミッション化を加速するとともに、断熱住宅を新築住宅の80%にするなど住宅等の省エネ化 (エコハウス化) や ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の普及を加速させます。

また、健康、快適で低炭素なライフスタイルの普及を図ります。

360 環境ビジネスの推進

優れた環境技術・ビジネスを、地球環境保全に貢献しつつ、わが国の経済成長の原動力とするため、新技術の開発支援と海外も視野に入れた普及、環境ビジネスへの投融資等を通じた「環境金融」の普及を積極的に推進します。具体的には、金融メカニズムを活用して、再生可能エネルギーや省エネなど経済成長や地域活性化に資する環境ビジネスへの投資を促進し、ESG 投資（環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行う投資）の取り組みを支援する観点からの調査検討を進め、あわせて温室効果ガス排出量削減等に役立つ新事業の創出にも取り組みます。

さらに、マーケットにおいて環境性能に高い価値が与えられるよう、製品・サービスごとの環境情報の「見える化」を進めます。

また、国民や事業者が自らの CO2 排出をクレジットの購入により相殺する「カーボン・オフセット」の普及を促進します。

361 「低炭素社会づくり」の更なる推進

2015 年 12 月に採択された「パリ協定」を踏まえ、昨年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定しました。この計画に基づき、2030 年度削減目標（2030 年度に 2013 年度比 26%減（2005 年度比 25.4%減））の達成に向けて着実に取り組みます。

パリ協定等において、2℃目標が世界の共通目標となり、これを達成するため温室効果ガスの排出と吸収のバランスを今世紀後半中に実現することを目指すこと等を踏まえ、わが国としても 2050 年までに 80%削減を目指し、さらに世界規模の排出削減に長期的、戦略的に貢献するべく、パリ協定に基づき、温室効果ガスの低排出型の発展のための長期戦略を策定します。

また、低炭素化を促進する観点から、国民経済及び産業の国際競争力に与える影響等を踏まえつつ、経済社会及び国民の生活行動の変化を促すとともに、低炭素設備・施設の普及によってあらゆる部門の排出削減を進めるため、経済的支援や規制措置を講じるほか、より包括的な環境税の検討を含め税制全般を横断的に見直し、税制全体の一層のグリーン化を推進します。

362 温室効果ガス削減に向けた国際的な取り組みへの貢献

「パリ協定」が昨年 11 月に発効する一方、本年 6 月に米国がパリ協定脱退を表明しましたが、わが

国としては、今後も揺らぐことなく国内での大幅排出削減に取り組み、また、各国とも連携し、パリ協定に基づく世界全体の気候変動対策に貢献していきます。

パリ協定の実施に向けて、2018 年までに採択することとされている実施指針の策定に、わが国としても積極的に貢献します。

また、世界全体での抜本的な排出削減に貢献するため、現在 17 か国と構築している「二国間クレジット制度（JCM）」の着実な実施等を通じ、優れた低炭素技術の普及を推進します。

363 地球温暖化に対する適応策の推進

地球温暖化の進行に伴い増加している異常気象・災害等による被害を防止するため、「気候変動の影響への適応計画」に基づき、政府施策への適応の組み込み、科学的知見の充実、気候リスク情報等の共有と提供を通じた理解と協力の促進、地域での適応の推進、国際協力・貢献の推進に取り組みます。特に、地方公共団体への支援事業を引き続き行うとともに、「気候変動適応情報プラットフォーム」を構築し、科学的な知見に基づく適応の促進及び幅広い普及・啓発を行います。また、適応策の充実強化を図るための法制度の整備を図ります。

国外においては、平成 26 年 9 月の国連気候サミットで安倍総理が発表した「適応イニシアチブ」や、適応計画の基本戦略のひとつである国際協力・貢献の推進に基づき、国内の知見を活かして、気候変動影響評価や適応計画策定にかかる支援に取り組みむとともに、国際的な適応情報基盤の構築を進めます。さらに、わが国が支援している国際ネットワークを活用し、適応分野における知見共有や資金拠出を行うことにより、適応分野の人材育成へ貢献します。

364 温室効果ガス排出量等の情報開示の促進

温室効果ガスの排出及び吸収量の状況、低炭素社会づくりのために必要な措置の進捗状況等に関する統計の整備充実、集計及びその結果の迅速な公表、その他の必要な措置を講じます。

また、企業の温暖化対策が市場で幅広く評価されるよう、企業の温室効果ガスの排出量情報について、材料の調達から製造、製品の使用・輸送・廃棄までのバリューチェーン全体を含めて、集計・公表や情報開示を促進します。

365 グリーン ICT の利用促進

情報通信システムの利用により、エネルギーの使用、人の往来及び物資の流通・生産及び消費の合理化等を促進し、CO2 削減と生産性の向上を同時に実現します。

366 低炭素社会づくりに向けた国民運動の推進

地球温暖化の将来影響や温暖化対策の必要性を、多種多様な媒体や人から人への直接伝達などを通じて継続的に発信することで、気候変動問題の一層の理解や自発的な対策の実践につなげます。

さらに、地球温暖化対策に資する省エネ、低炭素型の家電やエコカーなどの「製品」・カーシェアリングなどの「サービス」・宅配便をできるだけ一回で受け取るといった「行動・ライフスタイル」など賢い選択（COOL CHOICE）を、毎年 12 月の「地球温暖化防止月間」などの様々な広報・イベント等を通じて、全国津々浦々に展開します。

367 低炭素社会を進める人づくりと環境教育の推進

「環境教育等促進法」に基づき、「人材育成」「教材・プログラムの開発・整備」「連携・ネットワーク機能の体制整備」の 3 つの重点的な取組事項を中心に、持続可能な開発のための教育（ESD）の視点を取り入れた環境教育を推進します。

また、ESD 活動に取り組む様々な主体が参画・連携し、地域が必要とする取組支援や情報・経験を共有できる「ESD 活動支援センター」を活用し、地域の ESD 活動を支援します。

368 生物多様性保全に向けた国際的リーダーシップの発揮

2010 年に愛知県名古屋市で開催された CBD COP10（生物多様性条約第 10 回締約国会議）で採択された 2020 年を達成年とする愛知目標について、2014 年 10 月の COP12（於韓国）で行われた中間評価を踏まえ、引き続き各種施策を実施するとともに、2020 年以降の次期目標の議論に積極的に貢献するなど、生物多様性確保先進国を目指します。

369 豊かな自然環境を取り戻す仕組みづくり

戦後の開発推進の過程で失われた鎮守の森や里山の復活、生物多様性の確保、森・里・川・海の連環が生み出す生態系サービス（水源涵養、防災・減災、食料供給等）に着目した地域間連携による新たな管理手法の検討など、人口減少等の社会状

況も踏まえつつ、豊かな自然環境を取り戻していくための仕組みづくりに取り組んでいきます。

今後のわが国のまちづくり・インフラ整備・地域開発においては、より環境に配慮した取り組みが求められるため、コンパクトで人や環境に優しいまちづくり、地域づくりを進めます。これらにより、都市機能と豊かな自然環境が共存する 21 世紀型の持続可能な都市・生活空間をつくります。

370 生物多様性の恵みを実感できる国立公園等の実現

美しい国・日本を代表する自然を有する国立公園等をより魅力あるものとするため、国立公園や離島等における生態系の維持回復や海洋保護区等による海域保全等を推進します。また、「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」においてとりまとめられた観光ビジョン等を踏まえ、世界水準の「ナショナルパーク」としての上質な利用を推進するための施設整備や情報発信の強化等を進める「国立公園満喫プロジェクト」の実施、エコツーリズムの推進、温泉資源の保護等を通じ、自然環境を守りながらその活用を図るとともに、レンジャー（自然保護官）の体制強化を図り、その活動や自然を守る NP0 活動を支援します。

また、国立公園等において、自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、自然との多様なふれあいを推進するための施設の維持・整備を実施します。また、地方公共団体が実施する国立・国定公園等の整備事業を支援します。

371 希少な動植物等の保護と管理

絶滅のおそれのある希少動植物種の保護・管理のため、今後、法規制の対象となる種を大幅に増やすとともに、その生息・生育環境の保全を推進します。また、動植物園と連携して希少動植物種の繁殖を促進するとともに、野生順化訓練を通じ、トキやツシマヤマネコなど希少動物の野生復帰を促します。

国際的に保護・管理が求められている希少野生動植物種については、国内の流通を適切に管理します。特に象牙取扱い事業者の管理を強化します。

外来生物については、「外来種被害防止行動計画」及び「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、ヒアリ等の外来種による生態系等への被害の拡大防止に引き続き努めます。

ニホンジカ、イノシシ等の鳥獣被害については、ジビエの利用拡大を含む対策を強化します。

3 7 2 愛護動物と共生する社会の実現

愛護動物の虐待をなくすため、動物取扱業への適切な監視、指導等が実施されるよう国と地方自治体との連携強化を図ります。

また、ペットの命を守るとの観点から、マイクロチップによる情報管理制度の導入について検討を進めるとともに、動物由来の共通感染疾患の予防等にも取り組みます。さらに、引き取り数を削減するための地域住民・飼い主等への普及啓発や適正譲渡の推進など、犬猫の殺処分をできる限り減らすための取り組みとともに、災害時におけるペット連れの被災者対策の取り組みも強化します。

加えて、小動物の動物看護師の将来的な国家資格化又は免許制度の創設に向けた検討を行います。

3 7 3 自然環境保全基礎調査の拡充

わが国の「自然環境保全基礎調査」は世界トップクラスの精度を誇り、また、「モニタリングサイト 1000」は全国の生態系を 100 年間にわたりモニタリングしています。世界に誇る自然生態系・生物資源を有するわが国にとって、生態系の調査、モニタリングと適正管理は国益に資するものであり、こうした事業の拡充を図るとともに、生態系マップ等について情報通信技術（ICT）を活用した公開を進めます。

3 7 4 フロン類対策の推進

「改正モントリオール議定書」への対応を含め、上流から下流までのフロン類の総合的な対策に取り組めます。

また、炭酸ガスやアンモニア等の自然冷媒を活用した冷凍空調機器など、地球温暖化の原因ともなるフロン類の抑制に資する代替物質を用いた技術開発を大胆に進め、普及を図ることで、世界の先頭に立ちます。

3 7 5 地域の特性を活かした循環型社会づくり

わが国において先進的な循環型社会の構築を一層進めるため、「もったいない」の心を活かし、廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の「3R」の適切な取り組みを広げていくほか、国と市町村等が協力して、廃棄物エネルギー利用やバイオマス活用を進めるとともに、地域内外のネットワークによる連携を後押しします。

また、廃棄物処理施設の広域化・集約化、老朽化施設を更新することなどを通じ、地域の特性に即した低炭素の循環型社会づくりを加速します。

3 7 6 生活排水対策の推進と不法投棄の撲滅

効率的な生活排水対策を進めるため、市町村等や国民の理解を得つつ、合併処理浄化槽の普及促進と管理の適正化に向けた体制整備を進めます。

また、産業廃棄物の適正処理を確保するとともに、わが国の美しい国土を守るためにも、ごみ不法投棄撲滅に向けた未然防止・早期対応の取り組みを推進します。さらに、産業廃棄物処理業界が、今後のわが国のグリーン成長を担う循環型・低炭素産業に成長していくような振興に取り組みます。

3 7 7 「3R」の促進

ライフサイクル全体での資源循環への取り組みを加速し、食品ロス削減の取り組みを強化します。

さらに、廃棄物処理業について、単なる廃棄物処理にとどまらず、廃棄物等を貴重な資源としてとらえ、積極的に循環利用する事業形態への転換を促進するため、優良産廃処理業者認定制度等の普及、優良事例の発信強化、優良なリユース事業者の育成、国によるグリーン購入・環境配慮契約の積極的实施等を行います。

3 7 8 子供の健康と環境

国民が安心して暮らせる安全で豊かな環境を保全することは、政府としての基本的な務めです。そのため、次世代を担う子供たちが健やかに育つ環境の実現に向け、環境中の化学物質や放射性物質が子供の発育に与える影響の解明に取り組めます。

また、国際潮流を踏まえつつ、すべての化学物質・放射性物質を視野に入れた安全性評価・管理等を推進します。

水銀については、「水銀に関する水俣条約」の発効を受け、「水銀汚染防止法」に基づく取り組みを推進していきます。

3 7 9 大気・水・土壌等の安全・安心な環境の保全

水や大気などの環境保全については、環境基準達成率の低い微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダント、湖沼及び内湾の底層の貧酸素化などへの対応等に取り組めます。特に自然の恵み豊かな沿岸域（いわゆる「里海」）の創生やそれぞれの湖沼の特色に応じた豊かな湖沼環境の再生を図ります。

また、マイクロプラスチック等の海洋ごみについて、「海岸漂着物処理推進法」等に基づき、実態把握や回収・処理、発生抑制対策等の取り組み

を推進し、海洋環境の保全や、地域の基幹産業である観光等の振興に必要な海岸の景観の保全を図ります。

さらに、土壤汚染対策については、平成 29 年に改正された「土壤汚染対策法」に基づき、土壤汚染に関するリスク管理を推進していきます。

380 越境汚染等への対応

近隣国を起源とする PM2.5 等の越境汚染によるわが国への影響が懸念されています。健康被害を防止するための対策を講ずるとともに、発生源への根本的な対応を促進するために、東アジア地域全体の環境汚染のメカニズムの調査研究を行います。

その上で、起源国の自発的な対応を促し、必要な場合には支援を行います。

381 公害健康被害対策等の着実な実施

今後も水俣病問題の解決、アスベスト被害者の救済、アスベスト対策など、公害健康被害対策等を着実に実施します。

また、国内における毒ガス弾問題について、環境調査など必要な対策を引き続き推進します。

382 アスベスト対策

「改正大気汚染防止法」に基づき、アスベスト飛散防止対策を推進するとともに、さらなる対策について検討を進めます。

また、引き続き、アスベスト被害者の救済を着実に実施します。

383 瀬戸内海の環境の保全

議員立法で改正した「瀬戸内海特別措置法」に基づき、豊かな瀬戸内海とするため、沿岸域環境の保全・再生・創出、水質の保全・管理、自然景観・文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等を推進します。

384 環境インフラ海外展開の促進

途上国における先進的な低炭素技術や廃棄物・生活衛生（浄化槽）分野等の環境インフラの展開を促進するため、技術、制度、人材育成等をパッケージとした途上国支援を行い、途上国の成長と環境負荷低減の両立に貢献するとともに、わが国企業のビジネス展開の拡大を図っていきます。

385 民間による緑地整備の推進

都市公園に加えて、民間主体が住民に公開する

緑地を整備する取組を支援するため、市民緑地設置管理計画制度の活用を推進します。

386 生活排水対策の推進と不法投棄の撲滅

効率的な生活排水対策を進めるため、市町村等や国民の理解を得つつ、下水道や浄化槽等の污水处理施設の普及を促進するとともに、浄化槽の管理の適正化、下水道施設等の広域化に向けた体制整備を進めます。

また、産業廃棄物の適正処理を確保するとともに、わが国の美しい国土を守るためにも、ごみ不法投棄撲滅に向けた未然防止・早期対応の取り組みを推進します。さらに産業廃棄物処理業界が今後のわが国のグリーン成長を担う循環型・低炭素産業に成長していくよう振興に取り組みます。

387 下水道分野におけるエネルギー・イノベーションの推進

地域活性化や循環型社会の構築に貢献し、新産業を牽引していく観点から下水道施設のエネルギー拠点化、省エネ・創エネ技術の普及推進等、下水道分野におけるエネルギー・イノベーションを推進します。

国土強靱化

388 国民の生命と財産を守る「国土強靱化（日本を強くしなやかに）」の加速

今後予想される首都直下地震や東海地震と連動性が指摘されている東南海・南海地震等をはじめ、地震、津波、豪雨・豪雪、土砂災害、渇水被害、火山噴火、高潮等のあらゆる自然災害等からかけがえのない国民の生命と財産を守り、事前防災・減災、並びに迅速な復旧・復興・再度災害防止等を実施するために、早急に社会インフラの老朽化対策、住宅・建築物、道路、鉄道、港湾、堤防等のインフラの耐震化の加速、防災拠点等となる建築物の機能継続確保、緊急輸送ルート等のリダンダンシーの確保、避難路・津波避難施設や救援体制の整備、漂流・漂着流木の迅速な処理、観測・情報伝達体制の強化、命を守るための防災教育等の防災・減災対策を強力に推進します。また、大規模な災害を受けた鉄道の災害復旧を速やかに行うため、鉄道軌道整備法を改正します。

加えて、安全・安心な 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の実現を見据え、首都機能等の維持・強化及び分散を図るとともに、日本海国土軸など多軸型国土の形成と物流ネット

ワークの複線化、支援物資物流の円滑化を進め、国土全体の強靱化を図ります。また、国土強靱化の取組を地域経済の中長期的発展の呼び水とするとともに、雇用を創出します。さらに、国土強靱化の推進を通じた国際貢献を図ります。特に、国土強靱化基本法に基づき平成26年6月に決定した「国土強靱化基本計画」の取組を推進します。

わが国の経済成長に向けた「生産性革命」の更なる加速や度重なる災害からの国民の生命と財産を守る国土強靱化のため、必要な対策を総合的に実施します。

また、老朽化対策等に予算を重点化するとともに、平成25年11月に策定したインフラ長寿命化基本計画等に基づき、今後、老朽化する橋梁等の道路施設、港湾施設、河川管理施設、下水道等の的確な点検・診断、修繕・更新することにより、安全と安心の確保を促進して国民の生命と財産を守ります。

東日本大震災の発災時には、地方出先機関は、例えば、東北地方整備局による「くしの歯」作戦による緊急輸送道路の啓開・復旧、全国からのTEC-FORCEの派遣等による災害復旧の円滑化等に大きな役割を果たしました。このような国の地方機関については、特定広域連合へ移管することなく、広域災害対応力の一層の強化を図ると共に、地域住民に身近な事業は地方公共団体が、基幹的・広域的な事業は国が行うよう、役割分担を適切に見直します。大規模災害時に緊急通行車両等の通行が確保されるよう、迅速に道路啓開等を行うため、道路管理者の人員体制や資機材の充実など、体制の強化を図ります。また、大規模災害時に職員や災害経験が不足し対応が困難となる地方公共団体の支援の強化を図ります。大規模災害時に緊急物資輸送船等の航行が確保されるよう、航路啓開計画を策定するとともに、航路啓開等を実施する作業船を維持するなど、啓開体制の強化を図ります。さらに、「津波対策法」に沿い、津波防災への意識向上のため、訓練を推進するとともに「世界津波の日」の理念を全世界に展開させ、世界の多くの国で共有される津波の脅威に対し、国際社会が津波の理解と津波対策の重要性に関する理解を深め、相互に協力することにより、津波による犠牲者の数を減少させる取組を推進します。

その他、水害、土砂災害、火山災害などの自然災害に対し、ICTの活用・研究・人材育成を含め、堤防整備、ダム再生など、防災・減災の予防的な取組を推進します。また、気候変動の脅威に対して、気候リスク情報の基盤整備を進め、防災に関

する適応策を推進します。

九州北部豪雨を踏まえた緊急点検結果を踏まえ、緊急を要する箇所においては、透過型砂防堰堤等の土砂・流木対策を早急に講ずるとともに、メキシコ大地震等の大災害を踏まえ、わが国の優れた耐震建築技術の海外への技術協力を推進します。

389 災害に強く国民に優しいまちづくりと都市の競争力の強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模地震災害に備えるため、公共交通インフラ等をはじめ住宅・建築物の耐震化や密集市街地の解消、地下空間等の防災対策の推進、広域的な基幹ネットワークの整備・複線化、津波・高潮対策のための避難路・津波避難施設・海岸堤防等の整備を進めます。

平成26年8月に広島県で発生した土砂災害を受けて改正された土砂災害防止法を的確に運用するとともに、土砂災害防止施設の整備を推進します。また、平成27年の通常国会で成立した改正水防法・下水道法を踏まえ、想定しうる最大規模の洪水・内水・高潮に対する避難体制等を充実強化させるとともに、河川改修やダムを活用した治水機能の強化、下水道による都市の浸水対策を緊急的に推進し、特にダムやスーパー堤防は地元の意見を踏まえながら建設の促進を図ります。

さらに、平成27年9月関東・東北豪雨及び平成28年8月に北海道・東北地方を襲った一連の台風による被害の教訓を受けて、本年の通常国会で水防法等を改正し、国による権限代行制度の創設や要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化等を図りました。これらの活用などを通じて、中小河川も含めた総合的な防災・減災対策を強力に推進します。

平年を大きく超える豪雪に対しては市町村に除雪費を臨時に補助する制度を活用するとともに、地域の孤立化を防ぐ緊急防災公共事業を推進するなど、豪雪地帯における除排雪や融雪に対する支援を強力に推進します。

また、基幹的広域防災拠点の整備及び運用体制の構築や気象、地震・火山監視機能の強化、緊急地震速報や土砂災害警戒情報の提供とともに地域における防災気象情報の利活用の促進など、災害につよいまちづくりを推進するため総合的な対策を推進します。

さらに、集約型都市への取組を支援するとともに、環境と健康に配慮した、すべての国民に優しいまちづくり、公共交通も活用し歩いて暮らせるコンパクトシティづくりを進めます。自転車活用

推進法に基づき、国及び地方公共団体の自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、自転車通行空間の整備、高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備、コミュニティサイクルの普及促進などの施策を重点的に実施することで、自転車の活用を推進します。付加価値の高い産業や人材を惹きつけ、東京をはじめとする大都市の国際的なビジネスの拠点としての競争力を高めるため、都市開発への民間投資を促進するとともに、都市圏全体の戦略づくり、外国人の生活機能のサポートやシティセールスなどの取組を推進します。

さらに、地震、津波等の災害が発生した際に情報を入手しやすくし、災害時要援護者である高齢者、障害者、子供、妊産婦等が安全・安心に避難できるよう、避難経路等のバリアフリー化を推進します。特に、視覚障害者や聴覚障害者等の情報入手に困難を抱える方々に対し、様々な障害特性に配慮した文字、音声、点字、記号、筆談、手話、録音、光、振動等の多様なコミュニケーション手段による情報提供を推進するほか、周囲の状況や緊急性、情報の量等に応じたわかりやすい情報提供を推進します。

「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、緊急輸送道路をはじめとした道路の占用禁止措置の拡大、技術開発を進めるとともに、税制上の措置の活用を図り、電柱・電線が無い状態が標準であるとの認識の下、電線管理者による地中化を推進するなど、電柱・電線の道路上における設置の抑制や撤去を進めます。

390 都市防災の推進

特に人口が密集している三大都市圏を始めとする大都市の機能（政府機能含む）を守るため、通信ネットワークの確保、帰宅困難者対策、業務継続に必要なエネルギー自立性の向上・多重化、木造住宅密集地域における不燃化・耐震化、避難地・防災拠点となる防災公園の確保、コンビナート対策、宅地や港湾等の液化化対策、上下水道の老朽化対策や耐震化等のライフラインの防災対策を進めるとともに、ゲリラ豪雨に備えて河川の改修や地下調節池を整備し、排水施設の効果的な整備を進めます。上部空間の利用等により首都高速道路の老朽化対策と民間都市開発とを一体的に行うなど、PPP 事業を活用して、都市と高速道路を一体的に再生します。

さらに、産業や物流機能が集積する港湾における高潮対策を進めるとともに、大規模地震が発生した場合にも港湾機能を維持するため港湾BCPの

策定等を進めます。

また、ハツ場ダムを完成させ、沿川地域の洪水被害を防ぐとともに、首都圏の水需要に対応します。

391 地震・火山・ゲリラ豪雨等の自然災害に対する強靱な社会を構築するための研究開発の推進

火山噴火やゲリラ豪雨・土砂災害をはじめ、近年増加する突発的・局所的自然災害から国民の生命と財産を守るため、防災・減災対策を強化するとともに、被害を最小化し早期に回復する社会を構築することを目指した研究開発を推進します。

御嶽山噴火を踏まえた火山対策を含め、地震・火山・津波をはじめとした自然災害に対する観測体制の充実を図ることで、観測・分析・予測技術の開発を推進するとともに、ゲリラ豪雨や竜巻等の自然災害に対する早期予測システムを確立し、地域の特性に合わせて全国展開することで安全・安心な地域社会を構築することを目指します。

さらに、発災時に被害を最小化する技術や発災後に復旧・復興を可能とするような防災科学技術の推進を図るなど、国土強靱化の基盤を強化します。

392 生産性・機能性を高めるインフラマネジメントの推進

経済活動の生産性を向上させ、力強い経済成長を実現するため、ストック効果の高い社会資本整備を進めてまいります。このため、社会資本整備重点計画に基づき、新規投資について、経済成長、生活の質の向上、国土強靱化等による安全・安心の確保等の分野への選択と集中を進めるとともに、既存施設についても、その機能を最大限に活用していきます。こうした取組を推進するとともに、現場の担い手や技能人材を確保するため、安定的・持続的な見通しを持って計画的に必要な公共投資を行います。

また、建設現場において、調査・測量、設計、施工及び維持管理・更新のあらゆるプロセスでICT等を活用する「i-construction」を推進・加速してまいります。さらに、社会インフラの迅速且つ的確な災害対応・維持管理・建設に役立つAI・ロボット等革新的技術の開発・導入を促進します。そのために、必要となる教師データ等の公開などAIの開発環境整備に着手します。

393 国民に約束した国の基幹ネットワークを含む道路網の整備

高速道路のミッシングリンクの解消や4車線化の加速など、従来の事業評価にとらわれることなく、国民に約束した国の基幹ネットワークを含む全国の道路網の整備を促進します。高速道路の暫定2車線対策や逆走防止対策に加え、休憩施設の不足など使いやすさに係る課題も含め、高速道路の安全・安心にかかる取組を計画的に推進します。また、渋滞ボトルネック箇所の解消のためのビッグデータに基づくピンポイント対策や、民間施設に直結するインターチェンジも含めてETC専用のスマートインターチェンジの整備を進めるなど既存のネットワークの使い方を工夫し、円滑かつ安全な交通サービスの実現を目指します。高速道路料金については、利用重視の観点から、実施目的が明確で効果の高い割引を行うとともに、適切な維持管理・更新へ対応したものにします。なお、大都市圏と地方の道路利用の状況を鑑み、わかりやすい料金に整理するとともに、大都市圏については、環状道路時代にふさわしく、交通流を最適化する料金施策の導入に取り組みます。

巨大津波時に防潮機能を発揮するとともに緊急避難路や避難所となり、復旧・復興支援物資などを輸送する代替路になる道路など「命の道」や生活道路・通学路の安全対策など、地域生活に不可欠な道路等については、従来の事業評価にとらわれることなく、積極的に整備を進めます。道路は、国民の貴重な資産であり、将来のメンテナンスに必要な費用を把握し、地方公共団体のインフラ点検・修繕の支援を充実するなど、産学官の予算・人材、技術を最大限投入し、予防保全を前提とした持続可能なメンテナンスを実現します。

人口減少、高齢化が進展する中、これを克服し、老朽化対策や防災・減災対策、ストック効果を高めるアクセス道路の整備など地方創生や国土強靱化に資する地方の道路整備を引き続き重点的・計画的に支援します。

また、常磐自動車道において、福島県と宮城県で混雑の見られる区間について、復興・創生期間内に4車線化を実現するとともに、合わせて、追加インターチェンジの整備も進めます。

394 国民の生命と財産を守る「国土強靱化(日本を強くしなやかに)」の加速

今後予想される首都直下地震や南海トラフ地震等をはじめ、地震、津波、豪雨・豪雪、土砂災害、火山噴火、高潮等のあらゆる自然災害等からかけ

がえのない国民の生命と財産を守り、事前防災・減災、並びに迅速な復旧・復興等を実施するために、早急に社会インフラの老朽化対策、住宅・建築物、道路、港湾、堤防等のインフラの耐震化の加速、緊急輸送ルート等のリダンダンシー(代替性)の確保、避難路・津波避難施設や救援体制の整備、観測・情報伝達体制の強化、防災分野へのICTの活用等による情報共有・利活用の円滑化等の防災・減災対策を強力に推進します。

老朽化対策等に予算を重点化するとともに、平成25年11月に策定した「インフラ長寿命化基本計画」等に基づき、今後、老朽化する橋梁などの道路施設、港湾施設、河川管理施設、水道、下水道等の的確な点検・診断、修繕・更新することにより、安全と安心の確保を促進して国民の生命と財産を守ります。

395 G空間プロジェクトによる資源確保と海の防災システム高度化の促進

わが国は世界第6位と言われる排他的経済水域を持つ国土大国です。「海洋基本法」、「宇宙基本法」と「地理空間情報活用推進基本法」を連携推進することで、わが国近海の地形をメートル単位で正しく把握し、正確な位置情報の下で大陸棚や深海に眠るエネルギーやレアメタル資源等の発掘、水産資源の確保等に努めます。

また、海底プレートの移動や遠海の津波の高さをセンチメートル単位で常時監視するシステムを開発することで、地震予知や津波検知技術の高度化等も図り、防災・減災に役立てます。

396 G空間(地理空間情報)プロジェクトによる東日本大震災復旧・復興への支援

G空間プロジェクトの活動成果として、正確で効率的な測量や地図作成技術、早期津波検知技術、衛星利用による避難誘導技術、さらにはG空間情報を一括管理運用することで災害予測、災害対応、復旧・復興に貢献するG空間情報センターと防災システムの設置等があげられます。東日本大震災からの復旧・復興にあたっては、これら先進的技術とICTの連携活用で将来を見据えた安全・安心なG空間社会の実現を目指して推進します。また今後予想される大震災に備え、防災・減災のためにこの成果を全国展開及び海外に展開します。

397 G空間防災システムとLアラートの連携推進

G空間情報(地理空間情報)を活用した安全で災

害に強い社会を実現するため、G 空間防災システムの普及展開を図るとともに、自治体等が発する災害情報を多様なメディアに一齐同報するための共通基盤である Lアラート(災害情報共有システム)の普及展開を加速させます。同時に、G 空間防災システムと Lアラートとの連携を推進することにより、災害時における被害の軽減、自治体における防災業務の効率化、行政コストの削減を実現します。

398 G 空間(地理空間情報)プロジェクトによる強靱な社会基盤インフラの構築

地理情報と衛星測位情報を電子国土基盤情報として統合活用した G 空間情報(地理空間情報)は、領土、領海、領空統治の基本情報です。

そこで、国、地方、民間が保有する様々な G 空間情報を集約・提供する G 空間情報センターを活用し、わが国の外交・経済・防衛上の安全保障の確保、国土の強靱化等に役立てます。

また、準天頂衛星システムを基盤として、各国が保有する衛星システムと連携・運用することで、わが国及び ASEAN 諸国等の安全保障、災害対策、海洋監視、国土管理の強化にも貢献します。

399 情報インフラ整備の強化と災害時即応能力の促進

東日本大震災や熊本地震においては、住民の情報収集手段として、テレビやラジオといった放送メディアの重要性が改めて認識されました。災害時に住民の生命・財産の確保に必要な情報を確実かつ安定的に提供するためには、放送ネットワークの強靱化が不可欠です。そこで、放送事業者における耐災害性の強化に向けた取り組みに対する支援を推進します。

具体的には、災害時における住民への情報伝達手段として特に大きな役割を果たすラジオ放送については、難聴地域解消・災害対策としてのラジオ中継局の整備に対する支援を平成 31 年度まで集中的に推進します。

また、ケーブルテレビにおいては、災害時のケーブルの断線と長時間の停電がサービス停止の主な要因となることから、地域のケーブルテレビ事業者におけるネットワークの複線化、光化に対する支援を行っていきます。

400 大規模災害や土砂災害、噴火災害等に備えた地域の防災力の充実・強化

南海トラフ地震などの大規模災害に備え、緊急

消防援助隊の大幅な増隊と充実強化を図るとともに、産業・エネルギー基盤の被害軽減や大規模な津波・風水害等への対応のため、必要な車両・装備等を整備します。

また、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を踏まえ、地域住民の安全・安心の確保に大きな役割を果たす消防団について、地域防災力の充実強化の気運を醸成するため、充実強化大会の開催等により、意識啓発を実施することとあわせ、若者(学生)・女性等の入団を促進し、また、資機材、車両、教材等の整備や訓練の実施により、女性や若者が活躍する場と機会を広げていくとともに、自主防災組織等についてその育成及び消防団と連携した教育訓練を実施し、地域の災害対応能力の向上を図ります。

あわせて、災害対応の標準化を推進し、防災に携わる人の教育訓練の場の整備を図るとともに、平時においても利用できる災害時用資機材の地域での活用も検討します。

さらに、火山における登山者などの安全を確保するため、火山防災情報の収集・伝達手段や、地方公共団体における退避壕等の整備を促進し、救助・情報収集に必要な装備等を充実・強化します。

住民の避難、行政・社会機能の維持及び災害に強いまちづくりのために地方公共団体に活用されている「緊急防災・減災事業債」は、延長・拡充します。

401 地下シェルターの整備

地下シェルターの整備等の国民保護関連施策の強化に加えて、公共・民間の既存の地下空間を活用して緊急避難場所を確保するための新たな取組を早急に進めるとともに、国民保護にも大きな効果を発揮する国土強靱化の取組を加速します。

402 熊本地震からの復旧・復興

平成 28 年に発生した熊本地震により被災した地域の復旧・復興については、道路、鉄道、港湾等の基幹インフラの整備、熊本空港ターミナルビルの再建に関するコンセッション方式の活用や被災地の住宅再建・宅地の復旧等に対する支援を着実に推進します。

また、熊本地震の教訓を受け、非常災害時の国による港湾の利用調整により、海上からの支援を円滑に進めます。

治安・テロ**403 「世界一安全な日本」を実現するための体制強化**

良好な治安を確保するため、『世界一安全な日本』創造戦略』に基づき、サイバー犯罪、組織犯罪、児童虐待、特殊詐欺等への対策を講ずるとともに、検察の人的・物的基盤の強化を推進します。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、テロ等を未然に防止する取組を促進しつつ、国内の組織・法制の在り方について研究・検討を不断に進めるとともに、関係省庁の人的・物的基盤を拡充するなど、情報収集・分析体制を強化します。

北朝鮮による核実験・ミサイル発射等を受けて採択された国連安保理決議等の実効性の確保及び北朝鮮による拉致容疑事案等の真相解明に向けて、人的・物的基盤の拡充や外国治安・情報機関との情報交換の推進等を通じて、情報収集分析体制を強化します。

サイバー攻撃やサイバー空間でのテロリスト等の活動に対応するため、関係省庁における資機材の整備や専門人材の確保・育成に力を注ぐとともに、攻撃の予兆や攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析体制を強化します。

404 サイバー犯罪等新たな対応が必要な犯罪への対策強化

近年、サイバー犯罪・サイバー攻撃の脅威が深刻化するとともに、市民生活を脅かす暴力団による抗争事件の発生が見られるほか、海外テロ・原発テロ・スポーツイベントにおけるテロなどの脅威への対応が求められています。

これらの犯罪については、従来からの犯罪に比較して証拠・情報の収集に困難を伴います。このため、わが党は、サイバー空間における違法・有害情報の排除、日本サイバー犯罪対策センター（JC3）の積極的な活用、捜査手法の高度化、情報技術分析体制の強化などに取り組むとともに、海外などにおける情報収集体制や警備体制を強化するなど、サイバー犯罪対策、組織犯罪対策やテロ対策に万全を期します。

405 頼りがいのある治安インフラの確立

高齢者が振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺や悪質商法の被害に遭ったり、ストーカー事案により女性の安全が脅かされたり、刑務所等の出所者が再び犯罪を犯したりするような国民の安全・安心を脅かす事案が相次いでいます。わが党は、相

談事案従事者のスキルアップや広域的な情報管理体制の確立、交番及び通信指令の機能強化、矯正職員の技能向上など、市民生活の安全を確保するために必要な体制の強化を図っていきます。特に、特殊詐欺については、金融機関、関係事業者等の協力を得て、被害を水際で阻止するための取組を強化します。また、犯罪被害者等にきめ細かで充実した支援が行われるよう、「第3次犯罪被害者等基本計画」の着実な推進を図ります。

このほか、尖閣諸島及び周辺海域のように警戒警備の強化が急務な場合があるため、国家・国民の安全を断固として守るために必要な法務・警察部門の体制強化を図り、頼りがいのある治安インフラの確立を目指します。

406 テロリスト等の入国を阻止する水際対策、情報収集・分析体制の強化

テロリスト等の入国を阻止するため、出入国管理体制の強化、出入国管理に係るインテリジェンス機能の強化、顔画像照合機能の活用等により水際対策を強化します。国際テロ情勢や安全保障環境が厳しさを増す中、海外の関係機関との連携を一層緊密にし、関係省庁の専門人材の確保及び育成を強化するなど、わが国の情報収集・分析体制を強化します。テロへの関与が疑われる外国人が、日本への帰化によって日本人としてわが国に潜伏することを防止するため、より慎重に帰化許可申請の審査を行うとともに、関係機関との連携強化を図ります。

407 サイバーセキュリティ対策の強化

「インターネット前提社会」とも言うべき時代を迎え、社会経済活動のあらゆる領域における IT 利活用が不可欠となる一方で、国境を越えたサイバー攻撃などにより、政府や企業の機微情報や技術情報の窃取や国民生活に直結する重要インフラ分野への攻撃による脅威が益々深刻化しています。

わが党は、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「サイバーセキュリティ基本法」の制定に主導的に取り組み、法案を成立させました。

今後、同法の理念に則り、政府内の体制を強化させた上で、サイバーセキュリティ対策を支える人材育成や技術力の強化を加速させるとともに、民間企業を含む多様な主体の連携や国による支援を強化し、国民や企業が安心して ICT を利活用し、豊かで便利な社会を作るため、総合的サイバーセ

セキュリティ対策を推進します。特に、IoT 由来の新たな脅威も見据えたサイバーセキュリティの確保・強化のために、NICT の大規模演習基盤の活用等による人材育成や IoT セキュリティの総合的な対策を推進します。

また、地方自治体についても、サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化している中、地方自治体の行政に重大な影響を与えるリスクも想定されることから、その情報セキュリティ対策の抜本的強化を推進します。

さらに、諸外国等との効果的な連携を図り、サイバー分野における日米及び日 ASEAN 等の政府間の対話を始め二国間・多国間での政策対話・取り組みや国際会議への参画等を通じた国際協調による協力体制の構築を図ります。

そのため、現在、サイバー先進国である米国に比べてはるかに劣る予算を充実させ、特に、警察庁や防衛省、海上保安庁においては、サイバー防衛隊等を拡充し米国並みの動的防御システムやバックアップシステムを早急に構築します。政府機関の情報機器や複合機等の政府調達に際しては、サイバーセキュリティの観点から、適切な製品等が調達される仕組みを推進します。

また、国家安全保障の観点から、サイバー先進国の技術を積極的に導入するための予算を充実させ、同時にわが国独自のサイバーセキュリティ技術の育成に大胆に予算を配分します。

4 0 8 高度なサイバー攻撃に対処する技術開発・実証の推進

日々、サイバー攻撃が高度化する中、攻撃手法や攻撃者の動静などを把握し、効果的な対策につなげるための技術開発や実証が必要です。このため、より実践的な環境を積極的に活用し、セキュリティのユーザー企業のプロジェクトへの参加を促しつつ、脅威の把握と防御のための技術開発・実証を推進します。

4 0 9 重要インフラ等におけるペネトレーションテスト等の継続的な実施

重要インフラや IoT システムにおけるサイバーセキュリティ対策が継続的に実施されるためには、日々、高度化する攻撃リスクを把握することが重要です。継続的なペネトレーションテスト等の実施を通じ、経営者を含めた攻撃リスクの認識を共有し、セキュリティ対策を推進します。

4 1 0 大規模テロやNBC 災害への対応に万全を期すための消防防災体制の充実強化

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模イベント開催時における大規模テロや NBC 災害への対応に万全を期すため、特殊災害に対応するための消防車両や資機材の整備を進めるとともに、大規模テロや NBC 災害に対処するための専門教育・訓練の充実強化を図り、消防防災体制の充実強化を進めます。

4 1 1 インテリジェンスの強化・国民への適切な情報提供

国際テロリズムによる脅威がわが国にも迫り、周辺国が軍事力を大幅に増強するとともに、わが国にとって重大な脅威となる行動を繰り返すなど、安全保障環境が急速に厳しさを増していることなどを踏まえると、わが国にとって懸念となる国家や団体の内情を正確に把握するとともに、航空機や艦船の日々の動向を含め、わが国周辺における各国の外交・軍事活動の状況やその意図、国際的なテロ活動の動向を緻密かつ迅速に把握することは決定的に重要です。

政府の危機管理や政策判断、自衛隊による対応などに必要な情報を適時に遺漏なく提供できるよう、情報収集手段を多様化・高度化し、情報の収集・分析・評価に携わる専門家の育成強化、人的情報網の構築、諸外国との連携強化、それらに必要な予算や関係組織の体制の拡充、制度の整備等に取り組み安全保障・治安に関する情報収集・分析能力を抜本的に強化します。

また、収集した情報を、迅速かつ適切に国民に提供できるよう、J アラート（全国瞬時警報システム）をはじめとした情報提供手段を多様化・高度化し、それらの適切な運用に必要な組織体制及び予算等の拡充に取り組み、安全・安心につながる情報提供を行います。

社会・生活安全・消費者

4 1 2 性的指向・性自認に関する理解の増進

性的指向・性自認に関する広く正しい理解の増進を目的とした議員立法の制定を目指すとともに、各省庁が連携して取り組むべき施策を推進し、多様性を受け入れていく社会の実現を図ります。

4 1 3 交通事故死傷者数を半減

近年、交通事故死者数は減少を続けていますが、いまだ多くの方が交通事故によって命を落とされ

ており、その半数は高齢者となっております。このため、わが党はボランティアの方々とも連携しつつ、生活道路は幹線道路と機能分化させ、通学路を含めてビッグデータを活用した生活道路対策を行うとともに、高齢者等への交通安全教育などの交通安全対策や、高齢運転者の交通事故防止に資する自動ブレーキなど一定の安全運転支援機能を備えた車の普及を推進することにより、道路交通の安全と円滑を確保し、誰もが安全・安心に暮らすことができる社会の実現を目指します。

同時に高度道路交通システム（ITS）の推進による安全性を高めるための安全運転支援システムの実現や、交通事故が起こりにくい街づくり、事故に遭っても被害が最小限に抑えられる車の開発、自転車に対する対策、バス等の公共交通の安全性向上、踏切対策、高速道路の逆走防止対策など、総合的な交通安全対策を推進します。

また、平成 28 年 1 月 15 日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、再発防止策を着実に実施します。具体的には、高速バス・貸切バス等の一層の安全性向上のため、全国規模の迅速かつ集中的な安全強化策の実施や継続的なフォローアップを通じ、事故の再発防止・利用者の信頼回復を図ります。

公共交通の安全・安心の確保は極めて重要な課題であり、陸・海・空における運輸安全の確保・強化に全力で取り組みます。運輸事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度等を通じて、引き続き着実に推進を図ります。

4 1 4 再犯防止推進法に基づく再犯防止に向けた取組の強化

国民が安全・安心に暮らせる「世界一安全な国、日本」を実現するため、再犯防止推進計画を策定するとともに、都道府県等に対する国庫補助制度を創設するなど、国・地方公共団体・民間が一体となった再犯防止施策を強力に推進します。

犯罪をした者等の立ち直りに必要不可欠な住居と仕事の確保に向けて、協力雇用主に対する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」を始めとした経済的支援策の強化、「更生保護就労支援事業」の全国各都道府県への展開、過酷な執務環境にある民間の更生保護施設の職員の増員や受入れ機能・処遇機能の強化といった取組を強化します。

特に自立が困難な高齢や障害のある犯罪をした者等を適切に福祉的支援に結び付けるため、起訴

猶予者等に対する刑事司法手続の入口段階での支援の充実やその体制整備も含め、対策を強化します。

再犯が深刻な問題となっている薬物犯罪に対応するため、刑事司法関係機関、更生保護施設、地域の医療・保健・福祉機関等の体制を強化し、薬物依存からの回復に向けた治療・支援の一体的な取組を進めます。再犯防止の土台となる矯正施設の環境整備を迅速に進めます。

4 1 5 更生保護に携わる民間の方々の活動に対する支援の強化

わが国の良好な治安を支える保護司、更生保護女性会、BBS 会、協力雇用主、更生保護協会など、更生保護に携わる民間の方々の活動が一層充実するよう、地域における更生保護活動の拠点である更生保護サポートセンターを全ての保護司会に設置することを始め、民間協力者の方々が将来にわたって活動しやすい環境づくりに取り組みます。

犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である「社会を明るくする運動」を始めとする広報啓発活動を強化し、罪を犯した人を地域社会で再び受け入れ、立ち直りを支えていくことができる社会的土壌の醸成に取り組みます。

4 1 6 観光立国実現のための円滑かつ厳格な出入国審査の実施

急増する訪日外国人旅行者に対応するため、入国管理の人的物的体制の強化、手続の一部を前倒しするバイオカード等最先端技術の活用等により厳格な水際対策とともに、最大限円滑な出入国審査を実施します。

4 1 7 外国人材の活躍促進

日本経済の更なる活性化を図り、競争力を高めていくため、在留管理基盤の強化を行い、わが国における優秀な外国人材の受入れ、活躍を促進していきます。

わが国で生活する優秀な外国人材が、日本への帰化を希望する場合には、その許否について速やかに判断を行う取組を推進していきます。

4 1 8 国民の権利や国益を守る体制の強化

法の支配を徹底し国民の権利や国益を守るため、紛争を未然に防止する予防司法機能の全国規模での充実や国際的な法的紛争対応の支援などを推進する訟務部局の人員・組織体制を拡充し、関係省庁との連携を強化するなど、訟務機能を強化します。

4 1 9 法分野における国際協力の推進

アジアを中心とした国々において、法の支配やグッドガバナンス（良い統治）が実現し、ひいてはわが国の安全保障に資するよう、対象国の持続的な成長に貢献するための法制度整備支援に積極的に取り組みます。

4 2 0 国際展開を法的側面から支える基盤の整備

グローバル時代におけるビジネス環境を整備することを通じて、わが国の国際競争力を強化するため、アジアを中心とした国々の実定法の整備や司法関係者の人材育成等の法制度整備支援、法令外国語訳の推進、海外展開する日本企業や日本国民への法曹等による法的側面からの支援に積極的に取り組みます。

4 2 1 法曹志望者への経済的支援

力強い司法の実現のため、その担い手を志す若い人材が法曹への道を断念することがないように、法科大学院生に対する経済的支援策を拡充させるなど、法曹志望者への経済的支援を充実・強化します。

4 2 2 法教育の推進

未来の社会の担い手である子供たちが、自由で公正なルールの下で自分の意見を積極的に述べ、法を主体的に利用して未来を切り開く力を身に付けるための法教育を一層推進します。

4 2 3 総合法律支援の充実強化

国民の司法アクセス障害を解消するため、日本司法支援センターの業務体制を充実させ、同センターが推進する「司法ソーシャルワーク」（高齢者・障害者等に対し、福祉機関等と連携して積極的に働きかけ、法的問題を含めた総合的な問題解決を図る取組）を支援します。

4 2 4 家族に関わる課題の検討

婚姻時における夫婦の姓や親子関係のあり方など、家族に関わる様々な課題について、国民の皆様との議論を深めてまいります。

4 2 5 消費者行政の強化・充実

消費者庁創設時の理念に基づき、真に消費者目線に立った行政機能の強化、すなわち司令塔（消費者庁）、監視機能（消費者委員会）、センター・オブ・センター（国民生活センター）、それぞれの

機能の充実を図ります。

同時に、消費者の安全で安心な暮らしを守るために、「どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる」相談体制の強化や、高齢者、障害者等の被害防止のための「地域の見守りネットワーク」を全国に整備していくことなどにより、地方消費者行政の強化を目指します。

4 2 6 消費者保護・育成施策の充実

食品表示制度を適切に運用し、不当な表示を防ぐため、事業者には課徴金を課す制度の円滑な運用を努めます。そして、昨年スタートした被害者の救済を消費者団体が代わって求める新しい訴訟制度の実効的な運用に取り組み、より迅速な救済を目指します。また、事業者の消費者志向経営を促進するとともに、公益通報者保護制度の実効性の向上を進め、消費者と事業者双方の信頼関係を構築することなどにより、経済の活性化を図ります。

さらに、「消費者教育」を推進することで、消費者被害を防止するとともに、自主的かつ合理的に行動することができる自立した消費者を育成し、公正で持続可能な社会環境をつくります。

4 2 7 青少年の健全育成

青少年健全育成のための社会環境の整備を強化するとともに「青少年健全育成基本法」を制定します。また IT の発達等による非行や犯罪から青少年を守るための各種施策を推進します。

4 2 8 交通事故死傷者数を半減

平成 28 年中の交通事故死者数は 3,904 人と、昭和 24 年以来 67 年ぶりに 3 千人台となりましたが、いまだ多くの方が交通事故によって命を落とされており、その半数以上は高齢者となっているほか、高齢運転者による交通事故も依然として発生しています。

このため、わが党はボランティアの方々とも連携しつつ、生活道路は幹線道路と機能分化させ、通学路を含めて安全対策を行うとともに、高齢者等への交通安全教育などの交通安全対策を推進することにより、道路交通の安全と円滑を確保し、誰もが安全・安心に暮らすことができる社会の実現を目指します。

また、高齢運転者によるものを始めとした交通事故を効果的に減少させるため、運転者の特性等に応じたきめ細かな対策を一層強化します。加えて、交通事故防止に寄与することが期待されている自動運転技術の早期実現に向けた検討の促進や、

緻密で科学的な交通事故事件捜査の推進といった運転者対策を総合的に進めます。

同時に高度道路交通システム（ITS）の推進による安全性を高めるための安全運転支援システムの整備や、交通事故が起こりにくい街づくり、効果的な交通安全施設等の整備、事故に遭っても被害が最小限に抑えられる車の開発、自転車に対する対策、バス等の公共交通の安全性向上、踏切対策、高速道路の逆走防止対策など、世界一安全な道路交通を実現するため、総合的な交通安全対策を推進します。

このほか、平成 28 年 1 月 15 日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、再発防止策について検討を行い、速やかに実施します。

公共交通の安全・安心の確保は極めて重要な課題であり、運輸事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度等を通じて、引き続き着実に推進を図ります。

4 2 9 休眠預金の活用

預金者等の権利の保護や払い戻し手続きにおける利便性等に十分に配慮しながら、10 年以上にわたり入出金等がない、「休眠預金」を、子供や若者、生活困難者、地域活性化等への支援のために活用することを目指します。

4 3 0 人事院勧告制度の尊重

人事院勧告は、国家公務員において憲法上の労働基本権が制約されていることの代償措置として、国家公務員に対し、適正な給与を確保するという機能を有するものであり、人事院勧告を尊重します。

IV. 国の基本

外交

4 3 1 積極的平和主義の実践

今、日本外交が、国際社会を主導するときです。安倍政権が進めてきた地球儀を俯瞰する外交は、この 3 年間で国際社会の中にしっかりと根を広げています。

安倍総理は、これまで 70 か国・地域を訪問し、

各国との信頼関係を築いてきました。

日本が継続して行っている、開発、気候変動、人権・女性、法の支配の確立といった地球規模課題への取り組みは、国際社会から高く支持・評価されています。

一方で、北朝鮮の度重なる核実験や弾道ミサイル発射、中国の急激な軍拡や海洋進出、東シナ海・南シナ海における中国の力を背景とした一方的な現状変更の試みなど、わが国を取り巻く安全保障環境は激変しています。また、伝統的安全保障の課題に加え、国際テロ・暴力的過激主義、サイバー攻撃等の新たな脅威や、気候変動等の地球規模の問題も深刻化しています。

そうした中で、昨年施行された平和安全法制は、あらゆる事態に対する切れ目のない対応と、日本の国際社会の平和と安定に対する一層の貢献を可能にするものです。

もはや、どの国も一国のみでは自国の平和と安全を守ることはできず、地球規模課題の解決には国際社会の更なる連携が求められています。

国際協調主義に基づく積極的平和主義を、今後とも積極的に実践していきます。

4 3 2 強固な日米同盟の再構築

日米同盟はわが国の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域の平和と安定の礎です。首脳会談をはじめ、日米間ではあらゆるレベルで緊密な意思疎通が行われています。今後も安全保障、政治、経済を含むあらゆる分野において連携を進め、関係をさらに強化します。

また、わが国の平和と安全の確保のため、防衛力の整備を推進するとともに、平成 27 年に策定された新ガイドラインに沿って、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化に向けた努力を不断に行います。

一方、沖縄をはじめとする地元の切実な声に耳を傾けつつ、負担を軽減するため、現行の日米合意に基づく普天間飛行場の一刻も早い返還を期し、名護市辺野古への移設を推進するとともに、米海兵隊のグアム移転事業を着実に実施し、在日米軍再編を着実に進めます。

さらに、米国政府と連携して、米軍人・軍属の綱紀粛正及び事件・事故防止を徹底し、日米地位協定については、あるべき姿を目指します。

4 3 3 自由で豊かで安定したアジアの実現

自由で豊かで安定したアジアの実現に向けて、韓国・中国・ロシアはじめ近隣諸国との関係改善

を加速するとともに、豪州・インド・ASEAN 諸国・欧州等の普遍的価値を共有する国々との連携を強化し、「自由で開かれたインド太平洋戦略」等のもと、幅広い分野で協力関係を築きます。

東シナ海・南シナ海等における法の支配、共通の価値、国際秩序に対する挑戦については、アジア諸国の海上保安機関に対する能力向上支援や協力関係の強化等を図るとともに、アジアのみならず米国や豪州、欧州とも連携の上、秩序の維持に努めます。

また、わが党が策定した「海洋基本法」に基づき、エネルギー資源等の海洋資源の開発・利用促進、排他的経済水域の開発や大陸棚の延長及び海洋調査の推進など、わが国の海洋権益を確保するとともに、排他的経済水域に関する包括的な法整備に取り組みます。

加えて、海洋基本法に基づいて策定された海洋基本計画が今年度末に見直しの時期を迎えることから、海洋に関する施策の総合的な推進のため、来春を目途に次期計画の策定を目指します。

4 3 4 拉致被害者全員の即時帰国の実現

拉致問題は、安倍政権の最重要課題であり、制裁措置の厳格な実施とさらなる制裁の検討を行いつつ、米国議会における拉致関連決議の採択に向けた要請をはじめ、米韓との連携強化や国連への主体的な働きかけを行います。

あらゆる手段に全力を尽くして、政府認定の有無にかかわらず、拉致被害者全員の即時帰国を実現するとともに、北朝鮮に対して、真相究明、実行犯引き渡しを強く要求していきます。

4 3 5 戦略的な対外発信の強化

近隣諸国が情報発信を強化する中、領土、慰安婦問題等の歴史認識、積極的平和主義等について、客観的事実を世界に示し、平和、女性の活躍、人権等の分野におけるわが国の貢献をアピールします。特に、慰安婦問題や戦後補償に関する裁判等において、歴史的事実に反する不当な主張が公然となされ、わが国の名誉が著しく損なわれており、いわれなき非難には断固反論するなど、日本の名誉と国益を守るため、戦略的対外発信を抜本的に強化します。

広報文化外交拠点「ジャパン・ハウス」の世界主要都市への設置等を通じ、日本の「正しい姿」について、伝統文化、ポップカルチャー、世界遺産、和食など多様な魅力とともに発信し、日本に対する理解の増進を促進します。

一方、親日派・知日派育成のため、全世界との若手交流を含む招へいプログラムや日本研究支援、日本語教育事業を拡充し、また中南米等の日系社会との連携強化に取り組みます。

また、国内シンクタンクの強化や海外シンクタンクとのネットワーク構築を通じて、外交・安全保障の有識者の層を厚くするとともに、国際世論の形成に積極的に関与していきます。

さらに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて、スポーツ・文化分野での海外との交流を含む取り組みを活発化し、予算・人員の充実や官民連携等を推進します。

4 3 6 北方領土・竹島問題への取り組みの強化

ロシア・韓国による不法占拠が続く北方領土・竹島の早期返還を期し、首脳レベルによる交渉を活性化します。また、返還に向けた世論を喚起するため、引き続き、国内の広報・啓発活動の強化や教科書への記述の拡充等に取り組んでまいります。

4 3 7 領土・主権に関する第三者研究機関の新設

北方領土、竹島、尖閣諸島の領土・主権に係る第三者機関を設置し、歴史的・学術的な調査・研究の充実に努め、常設展示等も活用しつつ、客観的事実を世界に広く示します。

4 3 8 国連安保理改革と国際機関の邦人職員の増強

関係国と連携して国連改革を推進し、わが国の安保理常任理事国入りの実現に向けた取り組みを強化します。

また、各種国際機関における日本人の幹部・スタッフを増強すべく、あらゆるレベルへの日本人の派遣に有効な制度の構築、広報活動の拡大、採用・昇進の支援体制強化等に積極的に取り組みます。各種国際機関に対する分担金・拠出金の質を高める評価を行うこととあわせて、わが国の発信力やプレゼンスの強化に努めます。

4 3 9 ODA を活用した開発途上国との関係強化

開発協力は、日本が外交を進めていく上で不可欠のツールです。開発協力大綱に基づき、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保、これを通じたわが国の国益の確保を目指します。

また、政府開発援助（ODA）を省庁横断的に積極的かつ戦略的・効果的に活用するとともに、その

成果を評価し納税者の理解に資する努力を行いつつ、GNI の 0.7% を ODA に充てるとの国際目標を念頭に ODA の質・量の拡充を図り、開発途上国との関係強化に努めます。

特に、中小企業を含むわが国企業や地方自治体の海外展開、インフラシステム輸出、資源外交等にも資する支援を、無償資金協力・技術協力・円借款・海外投融資の戦略的活用により推進し、新興国を含む開発途上国の成長を日本の成長に取り込み、日本経済活性化にも寄与することを目指します。

また、日本にとって望ましい国際環境の構築を目指し、法の支配や女性の権利を含む基本的人権、グッドガバナンス等の普遍的価値の共有の観点から、法制度整備支援やガバナンス支援等を実施します。

さらに、国際社会の平和と安定の観点から、難民・国内避難民への人道支援、平和の構築、治安維持能力の強化、テロ対策、海洋・宇宙空間・サイバー空間に関わる開発途上国の能力強化等も支援します。

また、ODA 卒業国とも円滑な関係が維持される仕組みを構築します。

4 4 0 在外公館等を活用した日本企業の海外展開支援

在外公館施設や ODA 等を活用したインフラシステム輸出、中小企業を含むわが国企業や地方自治体の海外展開を積極的に推進することにより、民間の貿易投資を促進していきます。トップセールスをさらに推進するとともに、これまでの成果を着実にフォローアップします。

海外進出する日本企業の支援を在外公館の本来業務として位置づけ、人脈形成・情報提供など、最大限の支援を行い、官民連携を強化します。

4 4 1 躍動するアフリカとの関係強化

アフリカは、高い経済成長や豊富な資源、人口の増加等を背景に、国際場裡における存在感を増しており、引き続き、わが国とアフリカの包括的かつ互恵的な関係の強化に努めます。

アフリカ開発会議（TICAD）で表明した、アフリカの成長のための経済改革や人間の安全保障及び強靱な社会の促進等に向けた、人材育成・質の高いインフラ投資・日本企業の高い技術の活用など、日本ならではの貢献を広くアフリカの人々に発信します。

さらに、官邸に設置したアフリカ経済戦略会議

等も活用しつつ、アフリカへの日本企業の投資を促進し、アフリカの活力を日本経済の活力につなげていきます。

4 4 2 資源外交の強化

資源の安定的かつ安価な供給の確保は、日本経済・暮らしの基盤です。要人往来、在外公館による日常的な働きかけ、国際的な枠組みの活用、ODA を含む外交ツールを活用し、主要な資源国との関係強化に努め、供給国の多角化を図るなどの「資源外交」に力を入れます。

その際、わが国の人的資源を開発途上国に提供すること等を通じ、わが国と相手国との間に WIN-WIN の関係を築きます。

4 4 3 地球規模課題への取り組みの強化

人間の安全保障の理念に基づき、国連関係機関等との連携・協力を強化しながら、気候変動等の地球環境問題、防災、保健システム強化をはじめとするユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進、感染症対策、ジェンダー平等と女性の能力強化、水・衛生、国民の生活にも直結する資源・食料問題等の地球規模の諸課題への取り組みを強化します。

特に、「誰一人取り残さない」包摂性と多様性のある社会の実現のため、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継として一昨年採択された、2030 年までに達成すべき国際社会全体の開発目標（持続可能な開発目標（SDGs））の国内施策や国際協力を含めた総合的な取り組みを推進します。さらには公平かつ実効的な気候変動対策の国際枠組みである「パリ協定」の着実な実施に向けて積極的に貢献します。

また、海洋・宇宙空間・サイバー空間における「法の支配」の実現に向け、国際的なルール作りに積極的に参画します。

4 4 4 災害時における国際協力の強化

地震・台風など自然災害は世界各地で頻発化・大規模化しており、国際緊急援助隊の派遣をはじめ人的・物的・資金的な緊急人道支援など、災害時における国際的な支援活動に、引き続き積極的に取り組んでいきます。その際、必要となる装備の整備を進めます。

また、防災・減災・避難救援体制等、わが国が震災対応によって得た教訓・知見をソフトパワーとして世界に紹介し、その活用を図ります。平成 27 年に開催した第 3 回国連防災世界会議において

採択された「仙台防災枠組 2015-2030」及び国連総会にて全会一致で採択された「世界津波の日」決議のフォローアップ等を通じて、わが国が蓄積してきた防災の知見と技術を国際社会に発信するとともに、国際協力における防災の主流化を一層促進します。

4 4 5 在外邦人・企業の安全確保の強化

国際テロの脅威の拡散を受け、「国際テロ情報収集ユニット」の活動を拡大・強化しつつ、官邸を司令塔とする情報収集・分析・発信体制を強化して、国民との切れ目のないコンタクトを確保し、官民の連携を緊密化します。

また、緊急事態発生に迅速かつ適切に対応できるよう人的・物的体制を整備して、在外邦人・企業・学校・公館等の安全確保の抜本的な強化に取り組めます。

さらに、平和安全法制の施行に伴い、領域国の同意等のもと、在外邦人の救出・警護等が可能となったことを受け、自衛隊の対応能力を向上させて、在外邦人の安全確保に万全を期していきます。

4 4 6 海上の安全確保

航行の安全や海上の安全確保は、わが国の存立と繁栄に直結します。日本国民の生命及び財産の保護の観点から、海賊対策は重要な課題です。

これまで、沿岸国の海上取り締まり能力の強化、人材育成への協力等に加え、日本船籍船舶への武装警備員の乗船を可能とする法整備を行うなど、海賊対策に取り組んできましたが、引き続き、国際社会と連携しつつ、ソマリア沖・アデン湾やアジアでの海賊対策に積極的に取り組みます。

また、法の支配や航行の自由等の価値を共有する諸国との海洋安全保障協力・防衛協力（能力構築支援、共同訓練・演習）を推進します。

4 4 7 自由貿易・国際経済連携の推進

自由貿易の推進は、わが国の対外通商政策の柱です。多角的貿易体制の維持・強化のため、WTOドーハ・ラウンド交渉の停滞を踏まえ、古くなった既存の交渉枠組みを一新し、時代に即した新たな課題にも対応するよう WTO 交渉を牽引していきます。その際、農業交渉等については、各国の持つ多様な農業の共存や林・水産資源の持続的利用が可能となるルールの確立を目指します。

また、経済連携（EPA/FTA）に関して、国益に即して、メリットの大きなものは積極的に推進するとともに、これによって打撃を受ける分野につ

いては必要な国境措置を維持し、かつ万全な国内経済・地域対策を講じます。

日本は貿易立国と言われつつも、実際の輸出額の対 GDP 比は 2 割弱に過ぎません。内需・外需に牽引された力強い経済成長を達成するためにも、国益を最上位とした多角的自由貿易体制を確立し、諸外国の活力をわが国の成長に取り込む必要があります。国益確保の観点からも、グローバルなルールの策定にあたっては、わが国が国際的なリーダーシップを発揮します。

環太平洋パートナーシップ（TPP）については、本年 1 月に米国が離脱を表明しましたが、日本は TPP の持つ戦略的・経済的意義を引き続き重視しており、11 月の APEC 首脳会議に向けて、11 か国での TPP の早期発効に向けて議論を主導して参ります。

本年 7 月に大枠合意に至った日 EU 経済連携協定（日 EU・EPA）により、総人口約 6.4 億人、世界の GDP の約 28%、世界貿易の約 37% を占める日本と EU による、世界で最大級の規模の、自由な先進経済圏が新たに誕生します。わが国の成長戦略の重要な柱である、日 EU・EPA の早期発効に向けて取り組みます。

さらに、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）や日中韓 FTA などのアジア太平洋地域を始めとする広域経済連携の取り組みを積極的に進め、わが国の貿易が安定的に行われるために、先進国・新興国を含めた諸外国のニーズを踏まえた相互協力関係を構築します。

TPP を中堅・中小企業にとってのチャンスとするため、支援機関を結集させた「新輸出大国コンソーシアム」を設立しました。専門家による現地での商談や海外店舗の立ち上げなどのサポートを通じて、中堅・中小企業の海外展開を後押しします。

4 4 8 投資協定・租税条約締結の促進

海外市場で得た利益を国内の新たな付加価値創造へと向かわせることを促進するために、二国間の投資関連協定（投資章を有する EPA/FTA を含む）や租税条約等により、資本移動の自由化を推進します。海外子会社の配当、ロイヤリティ等に対する進出先国での課税を可能な限り縮小することを目指します。

そのため、44 か国・地域（平成 29 年 9 月現在）と署名・発効済と、他の先進国に比べて大きく後れを取っている日本の投資協定について、経済界の実需にあわせて、中南米やアフリカも視野に入

れ、戦略的に展開するとともに、協定の質の向上にも努めます。

4 4 9 外交実施体制の強化

多岐にわたる外交課題に取り組み、わが国の国益を確保するため、外交の基盤となる外交実施体制を一層拡充することが不可欠であり、わが党の外交再生戦略会議の決議・提言（ODA の活用、予算の増額、定員の拡充、戦略的対外発信の強化、邦人保護、情報収集能力・体制強化、在外公館の質と量の増強、在外公館の警備体制の強化等）を着実に実施し、欧米主要国並みの外交実施体制を整備します。

また、議員外交を積極的に展開し、大臣経験者等も活用するなど、わが国の国際関係に幅と厚みを持たせます。

4 5 0 G20 日本サミットの開催

本年7月に開催された G20 ハンブルグ・サミットにおいて、日本が平成 31 年の G20 サミットの議長国を務めることが、G20 首脳の支持を得て決定されました。

国際経済協調のための主要フォーラムである G20 の主催を通じて、世界経済の持続的かつ包摂的な成長の実現をはじめ、世界経済の主要課題への取り組みを主導していくべく、リーダーシップを発揮していきます。

4 5 1 2020 年を「司法外交」元年と位置付けた各種取組の推進

ソフトパワーとしての日本型司法制度の強み等を 2020 年にわが国で開催される国際連合犯罪防止刑事司法会議（コンGRES 2020）でアピールできるよう、「世界一安全・安心な国」を支えてきた各種施策や「法の支配」などの普遍的価値を世界に普及させる多種多様な取組を総合的・戦略的に進めます。

アジア No.1 の国際仲裁立国を目指し、わが国のビジネス・投資環境の強化や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、多数の国際仲裁事案をわが国に呼び込み、国際紛争解決のハブになるべく、わが国の仲裁センター機能を抜本的に強化するため必要な環境整備に取り組みます。

安全保障

4 5 2 変化する安全保障環境に適応する防衛力の整備

北朝鮮の度重なる核実験やミサイル発射、中国の急激な軍拡や海洋進出など、わが国を取り巻く安全保障環境が激変する中、「不戦の誓い」を堅持しつつ、国民の命や平和な暮らし、領土・領海・領空を断固守り抜くため、万全の態勢を構築します。

具体的には、統合機能の更なる充実に留意しつつ、海上優勢及び航空優勢の確保や、機動展開能力の整備を図ります。特に、警戒監視能力、情報機能、輸送能力、指揮統制・情報通信能力のほか、島嶼部に対する攻撃への対応、弾道ミサイル攻撃への対応、宇宙空間及びサイバー空間における対応、大規模災害等への対応並びに国際平和協力活動等への対応のための機能・能力を強化します。

さらに、周辺情勢の激変を受け、自衛隊の人員・装備の増強など防衛力の質と量を抜本的に拡充・強化するため、新「中期防衛力整備計画」の策定と現行「防衛計画の大綱」の見直しを行います。

4 5 3 北朝鮮の核開発・ミサイル発射の阻止

北朝鮮による度重なる核実験やミサイル発射は、わが国の安全保障にとってこれまでにない重大かつ差し迫った脅威であり、国際社会に対する重大な挑戦です。

関係国・国連に対する連携や働きかけの強化により、国連安保理決議の実効性を確保し、制裁措置の厳格な実施と更なる制裁の検討を行うなど、国際社会と結束して圧力を最大限に強化することで、北朝鮮に核・ミサイル開発の完全な放棄を迫ります。

また、NPT（核拡散防止条約）体制を維持するため、国際的な軍縮・不拡散体制の強化に向け、わが国が主導的役割を果たしていきます。

4 5 4 弾道ミサイル攻撃に対する抑止・対処能力の強化

北朝鮮は、核実験や弾道ミサイル発射を繰り返すなど、核開発及び弾道ミサイル開発を進展させており、日本国民の生命・財産を守るため、わが国の弾道ミサイルに対する抑止・対処能力を総合的に向上させます。

その一環として、イージス・アショアを中心に新規アセットを導入し弾道ミサイル対処能力を強化するなど、弾道ミサイル防衛システムの即応態

勢、同時対処能力及び継続対処能力を強化していきます。

4 5 5 島嶼防衛の強化

尖閣諸島周辺海空域において、中国はわが国領海・領空への侵入・侵犯を繰り返しており、南西方面をはじめとする島嶼防衛を一層強化し、不測の事態への備えに万全を期します。

すでに、那覇基地での早期警戒機 E-2C 部隊の新編、那覇基地の F-15 の部隊の 2 個飛行隊への増勢、「南西航空方面隊」の新編などを行うとともに、奄美大島、宮古島及び石垣島に陸自部隊の配置を進めておりますが、南シナ海で情勢が急速に変化していることなども念頭に、部隊・正面装備のほか、情報・通信・後方支援基盤や、警察・海上保安庁も含め人員・装備・予算の拡充をさらに進め、各種事態への対処能力や、外国船舶の不法行為に対する監視・取締り能力等の強化を加速します。

また、いわゆる有人国境離島法に基づく有人国境離島地域の活動拠点機能の維持等により、わが国の国境離島の保全・管理に万全を期してまいります。

4 5 6 新ガイドラインによる日米同盟の強化

厳しさを増す安全保障環境に対応するためには、日米安保体制を維持・強化するための不断の努力が不可欠です。米国と連携して抑止力・対処力を高めるため、平成 27 年に策定された新たなガイドラインに基づき、平和安全法制を踏まえた二国間・多国間の共同訓練・演習の実施、新たな領域である宇宙空間・サイバー空間における監視能力・対応能力等の向上、防衛装備・技術協力を通じた相互運用性の強化及び効率的な取得・整備の推進、米国と連携した友好国への効果的な能力構築支援などを通じて、自衛隊の役割を強化し、日米同盟の信頼性をさらに向上していきます。

4 5 7 友好国との戦略的防衛協力の推進

わが国を取り巻く安全保障環境の改善を図るためには、戦略的利益を共有する豪州や韓国、インド、ASEAN 諸国等との安全保障面での連携強化が重要です。

これら友好国との間で、人的交流や部隊間交流、共同訓練、防衛装備・技術協力、能力構築支援や、拡大 ASEAN 国防相会合（ADMM プラス）などの多国間の枠組みにおける協力などを効果的に組み合わせ、戦略的な国際防衛協力を推進していきます。

4 5 8 自衛隊による国際平和協力活動等の推進

平和安全法制の施行により、国際社会の平和及び安全の確保にこれまで以上に自衛隊が積極的に貢献することが可能となりました。

これにより、例えば、国際社会の平和と安全が脅かされている事態に国際社会が一致団結して行動する場合に、わが国も国際社会の一員として協力支援活動を行うことなどについて、具体的なニーズがあれば、わが国の国益に資するか否かなどの観点から、実施の可否を検討していきます。

また、国連 PKO に関しては、これまで蓄積した知識・経験を活かし、高位ポストを含む司令部要員等の派遣や、自衛隊が高い技術と経験を有する分野における他国部隊の派遣支援といった貢献などに取り組んでいきます。

さらに、外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の保護については、隊員の安全確保に留意しつつ、必要があれば、領域国の同意等のもと、自衛隊部隊をもって実施できるよう、関係省庁間の連携を深化させ、政府一体となって対応します。

この他、自衛隊を含む各国部隊の活動など国際社会による継続的な海賊対策が成果を上げていることに鑑み、極めて重要な海上交通路における航行の安全確保に万全を期するとともに、国際社会の平和と安定に貢献するため、引き続き、国際社会と連携して、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動を確実に実施します。

4 5 9 各種脅威や災害への対処と危機管理体制の強化

大規模なテロ・ゲリラへの対策、NBC（核、生物・化学）兵器への対策、原子力発電所をはじめとした重要施設における不測の事態への対策、大規模な自然災害への対応などのため、必要な人員・組織・装備を充実させるとともに、自衛隊・警察・海上保安庁等関係諸機関の連携を強化します。

さらに、弾道ミサイルによる攻撃など武力攻撃事態も含む非常事態に際して迅速かつシームレスな対応が可能となるよう、関係省庁、地方自治体、事業者、住民等との協力・連携を強化し、各種事態を想定した共同実動訓練を行うとともに、法的側面を含む諸課題について不断に検討・改善することで、総合的な危機対処能力の向上を図ります。

また、より実践的な住民避難訓練の実施等、新たな段階に応じた国民保護の態勢を確立します。

さらに、わが国の安全に関わる対外的な情報収集を専門的に行うため、国家の情報機能と体制を強化します。

4 6 0 自衛隊員の名誉や処遇の向上

自衛隊員が高い士気と誇りをもって危険を顧みず国防の任を担うことができるよう名誉や処遇の向上に引き続き取り組みます。

具体的には、隊員の職務の特殊性に配慮し、任務に応じた諸手当を整備するとともに、隊員が後顧の憂いなく、安んじて任務に邁進できるよう賞しゅつ金の拡充等を図ります。

また、隊員が誇りと名誉をもって任務に精励できるよう栄典等に関する施策の充実を図ります。具体的には、叙勲対象の拡大や防衛功労章の拡充等について不断に検討を行います。

さらに、意欲と能力にあふれる女性を適材適所に配置し、その能力を最大限に発揮できるよう、教育・生活・勤務環境等の基盤整備に積極的に取り組みます。

4 6 1 技術的優越の確保と防衛生産・技術基盤の維持・強化

世界的に技術や装備品の高度化が進展する中、防衛装備庁や防衛装備移転三原則のもと、戦略的に研究開発や友好国との防衛装備・技術協力を推進し、国内の技術的優越を確保しつつ、防衛生産・技術基盤を維持・強化します。

具体的には、中長期の脅威や技術動向の予測に基づいた防衛技術・研究開発の戦略のもと、研究開発ビジョンや、長期契約を活用した装備品等の一括調達等による企業の予見可能性の向上等に取り組めます。

また、技術の多義性（デュアルユース性）も念頭に、安全保障関連技術に関して政府全体を統括する司令塔を設置するとともに、防衛省と関連府省庁・各種研究機関の連携強化や研究開発ファンドの積極的活用により、基礎研究の成果や優れた民生技術の活用を推進し、自主的な先端技術・防衛装備品等の研究開発を拡充・強化します。

サプライチェーンや技術基盤の維持・強化や技術的優越の獲得のため、必要十分な予算を確保し、戦略的に国内開発・生産を推進します。

また、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイルの共同開発やF-35Aに係る国内企業の製造参画等の実績も踏まえ、国際共同開発・生産を効果的に推進します。

防衛装備品の海外移転に関しては、わが国の平和と安全はわが国一国では確保できないことを踏まえ、防衛装備移転三原則に従って適切に実施することにより、平和貢献・国際協力や、諸外国との安全保障・防衛協力を推進していきます。

さらに、防衛省が開発した技術や装備品等の外国政府・他省庁・民間企業等への転用が適切かつ効果的に実施可能となるよう、組織・制度等の改革を進めるとともに、機密性の高い技術・情報の保護について対策を強化します。

4 6 2 在日米軍施設・区域周辺住民の負担軽減の推進

日米安保体制の抑止力を維持しつつ、沖縄をはじめ地元の負担軽減を早期に実現するため、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小や、各種訓練の移転、在沖縄海兵隊のグアム移転事業など、在日米軍再編を着実に進めるとともに、生活環境の整備、雇用の創出などの諸施策を促進します。

特に、普天間飛行場の一刻も早い危険除去を実現するために、現行の日米合意に基づく名護市辺野古への移転を推進するとともに、基地周辺対策を強化し、関係自治体に対する重点的な施策を実施します。

4 6 3 わが国の安全保障に資する宇宙利用の促進

各国の動向を注視しつつ、宇宙空間の安定的・効果的な活用や研究開発を推進します。

具体的には、高分解能・高頻度の情報収集衛星や早期警戒衛星等、わが国の安全保障に資する研究開発を加速し、自衛隊をはじめ中央省庁・関係機関等が利用する通信、気象観測、偵察等、様々な用途の衛星システムの開発を推進します。

また、輸送系システム、射場の新設・整備を含む地上系システム、宇宙関連技術基盤の維持・強化等を図るため、デュアルユースの観点も踏まえた宇宙システムの開発を推進し、宇宙状況把握に係る国内の体制を整備します。

情報収集衛星については、財源確保策の検討を進めつつ、10機による運用体制の確立を目指し、情報収集能力の強化を図ります。また、準天頂衛星の7基体制を平成35年度を目途に確立し、アジア・オセアニア地域の情勢安定にも資する測位政策を推進することで、日本の国際的プレゼンスを高めます。

また、宇宙に関する対話・協議の促進や宇宙状況把握における協力の強化など、米国をはじめ各

国との間で国際的な協力を推進します。宇宙空間における法の支配の実現・強化に向けても、国際的ルール作りに関する議論に積極的に貢献していきます。

さらに、地理情報と衛星測位情報を統合活用したG空間情報(地理空間情報)を国として保有し、利活用するための社会基盤インフラを構築することで、わが国の安全保障上の利益の確保に努めます。

海上保安

4 6 4 自由で豊かで安定したアジアの実現

南シナ海・東シナ海等における法の支配、共通の価値に対する挑戦については、アジア諸国の海上保安機関に対する能力向上支援や協力関係の強化等を図り、関係国と連携の上、秩序の維持に努めます。

4 6 5 領土・領海の堅守等

わが国の領土・領海の堅守に万全を期し、国民が安全・安心に暮らすことができる平和で豊かな海を守り抜くため、海上保安庁の海上法執行能力、海洋監視能力、海洋調査能力の3点について強化を図ります。具体的には、尖閣領海警備体制の強化と尖閣以外の大規模事案の同時発生にも対応できる体制の整備や海洋調査体制の強化などを進めます。また、国境画定の起点等遠隔離島における活動拠点の整備等を推進します。

外国漁船の取締強化のため小笠原保安署の体制を強化するなど、離島・遠方海域における治安の維持・安全の確保に努めます。

アジア諸国をはじめとした海外の海上保安機関と価値観の共有を図りつつ、能力向上や人材育成など連携を強化します。

政治・行政改革

4 6 6 行政改革の推進

限られた資源を効果的に使い、最大限の成果を生むため、既存制度の改善や見直し、規制緩和など、大胆な行政改革を進め、合理的で活力ある行政を構築します。

「根拠に基づく政策立案(EBPM)」のもと、統計データや社会科学の知見に基づき、目的や効果を明確に説明できる、透明性を持った政策立案・予算編成に取り組みます。

政治が責任を持って歳出改革に取り組み、「PDCAサイクル」の視点から、非効率な事業を洗い出し、事業の改善や予算の縮減、廃止、効率化などを行います。

ビッグデータやICTなどの利活用を推進し、マイナンバー制度を活用した手続きの簡素化や添付書類の削減などの国民の利便性向上と行政の効率化を行います。

国家公務員の違法な再就職を根絶するため、体制強化した再就職等監視委員会における監視を徹底し、再就職の経緯が確認できるよう届出・公表制度を抜本的に見直します。

公務員に有為な人材を確保し、能力を生涯現役で社会に活かすため、公務員の生涯にわたるキャリアパスや、定年延長などを視野に入れた定数制度の見直しについて検討します。

4 6 7 戸籍事務へのマイナンバー制度導入

セキュリティ対策に配慮しつつ、戸籍事務にマイナンバー制度を導入して、婚姻届等の行政手続において戸籍証明書の添付省略を実現し、国民の利便性の向上を図ります。

4 6 8 ビッグデータ、ICT等の利活用

ビッグデータやICT等の利活用を推進します。マイナンバー制度を活用した手続きの簡素化や添付書類の削減等、国民の利便性向上と行政の効率化を行います。限られた予算のもとで政策効果を最大限に発揮するため、証拠＝エビデンスに基づく政策立案(EBPM)を一層推進するとともに、GDP統計を始め各種統計の改善や精度向上、体制整備、人材育成・活用等を行い、これらを両輪とする統計改革を行います。

4 6 9 国民目線に立った行政の見直しの推進

国民に信頼される質の高い行政を実現するためには、行政自らが、国民目線に立った評価・分析を徹底し、PDCAサイクルを確立させることが重要です。

このため、中央省庁改革の柱の一つとして平成13年に全政府的に導入された政策評価制度について、評価が政策の見直し・改善により活用されることを目指し、評価の質及び実効性の向上を図ります。

また、経済社会環境の変化に即した見直しを要する施策、府省横断的な見直しを要する施策などについて、国民目線に立って見直します。

470 基金・特別会計・独立行政法人等の改革

基金や特別会計、独立行政法人等についても不断の見直しを行い、基金の余剰資金の国庫返納や、特別会計の積立金・余剰金等の一般会計等の財源としての活用、独立行政法人の独自財源収入の増加や事業費抑制等を通じての国の一般会計からの繰入れや運営費交付金の抑制を進めます。

議院の合区解消、教育の無償化・充実強化など4項目を中心に党内外の十分な議論を踏まえ、憲法改正原案を国会で提案・発議し、国民投票を行い、初めての憲法改正を目指します。

471 地方公務員の政治的行為の規制

地方分権の推進にあたっては、行政の担い手である地方公務員が住民全体の奉仕者であることを自覚し、政治的中立性を保持していくことが不可欠です。そのため、地方公務員にも、国家公務員と同様に罰則を設け、一定の政治活動を規制する「地方公務員法」の改正を行います。

472 地方分権改革の推進

地方創生の重要な基盤として、地方公共団体が、地方が抱える課題について地域の特性に即した解決を図ることができる枠組みづくりを行う地方分権改革を推進します。提案募集方式における地方からの権限移譲や規制緩和の提案について、やる気、熱意、知恵のある地方を応援する観点から、最大限の実現を図るとともに、改革の成果を国民に実感していただけるよう、情報発信や優良事例の展開等に取り組みます。また、地方公共団体が、全世代型社会保障の推進や地方創生等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うために不可欠な地方税、地方交付税等の一般財源を確保します。

473 政治資金の透明性の確保

労働組合等の政治活動の収支の透明化を図るなど、政治資金のより一層の透明性を確保します。また、幅広く国民の支援を求めるため、寄附による税制上の優遇措置を拡充するなど、個人寄附等の促進を図ります。

憲法**474 国民の幅広い理解を得て、憲法改正を目指します**

わが党は、結党以来、「自主憲法の制定」を党是に掲げており、現行憲法の国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つの基本原理は堅持しつつ、憲法改正を目指します。

憲法改正については、国民の幅広い理解を得つつ、衆議院・参議院の憲法審査会で議論を深め各党とも連携し、自衛隊の明記、緊急事態対応、参